

平成27年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録

平成27年6月16日 開会

平成27年7月13日 閉会

28日間

沖 縄 県 議 会

沖縄県議会（定例会）会議録目次

1. 会期日程	9
1. 開会日に応招した議員	11

○第1号（6月16日）

1. 開会年月日時	13
1. 議事日程	13
1. 本日の会議に付した事件	13
1. 出席議員	14
1. 欠 員	15
1. 説明のため出席した者の職、氏名	15
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	15
1. 開 会	15
1. 諸般の報告	15
1. 日程第1 議席の変更	16
1. 日程第2 会議録署名議員の指名	16
1. 日程第3 会期の決定	16
1. 日程第4 議会運営委員の辞任の件	16
1. 日程追加 議会運営委員の選任の件	16
1. 日程第5 特別委員の変更の件	16
1. 日程第6 特別委員の辞任の件	16
1. 日程追加 特別委員の選任の件	17
1. 日程第7 乙第1号議案から乙第17号議案まで	17
1. 知事（翁長雄志君）の提案理由説明	17
1. 日程第8 特別委員会設置の件（公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の 侵入防止に関する特別委員会）	17
1. 特別委員会委員の選任	18
1. 日程第9 議員提出議案第1号 公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の 侵入防止に関する条例	18
1. 仲宗根 悟君の提案理由説明	18
1. 質 疑	18
座喜味一幸君	18
照屋 守之君	23
1. 委員会付託	29
1. 日程第10 陳情第26号、第32号、第40号、第44号、第45号、第46号の5、第52号、第53号、 第55号及び第56号の付託の件	29
1. 委員会付託	29
1. 休会の議決	29
1. 散 会	29

○第2号（6月24日）

1. 開議年月日時	31
-----------------	----

1. 議事日程	31
1. 本日の会議に付した事件	31
1. 出席議員	31
1. 欠 員	31
1. 説明のため出席した者の職、氏名	31
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	32
1. 開 議	32
1. 諸般の報告	32
1. 日程第1 代表質問	32
翁長 政俊君	32
又吉 清義君	45
照屋 大河君	58
狩俣 信子さん	65
1. 散 会	76

○第3号（6月25日）

1. 開議年月日時	79
1. 議事日程	79
1. 本日の会議に付した事件	79
1. 出席議員	79
1. 欠 員	79
1. 説明のため出席した者の職、氏名	79
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	80
1. 開 議	80
1. 日程第1 代表質問	80
玉城 満君	80
金城 勉君	94
嘉陽 宗儀君	106
1. 散 会	111

○第4号（6月29日）

1. 開議年月日時	113
1. 議事日程	113
1. 本日の会議に付した事件	113
1. 出席議員	113
1. 欠 員	114
1. 説明のため出席した者の職、氏名	114
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	114
1. 開 議	114
1. 諸般の報告	114
1. 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 乙第1号議案から乙第17号議案まで }	115
1. 一般質問・質疑	115
島袋 大君	115

花城 大輔君	123
具志堅 透君	131
砂川 利勝君	139
座喜味一幸君	148
新垣 良俊君	157
仲田 弘毅君	162
具志 孝助君	170
1. 散 会	175

○第5号（6月30日）

1. 開議年月日時	177
1. 議事日程	177
1. 本日の会議に付した事件	177
1. 出席議員	177
1. 欠 員	178
1. 説明のため出席した者の職、氏名	178
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	178
1. 開 議	178
1. 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 乙第1号議案から乙第17号議案まで }	178
1. 一般質問・質疑	179
中川 京貴君	179
照屋 守之君	189
新垣 哲司君	196
前島 明男君	204
吉田 勝廣君	211
上原 章君	221
儀間 光秀君	228
當間 盛夫君	232
1. 散 会	240

○第6号（7月1日）

1. 開議年月日時	243
1. 議事日程	243
1. 本日の会議に付した事件	243
1. 出席議員	243
1. 欠 員	244
1. 説明のため出席した者の職、氏名	244
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	244
1. 開 議	244
1. 諸般の報告	244
1. 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 乙第1号議案から乙第17号議案まで }	245
1. 一般質問・質疑	245

呉屋 宏君	245
新垣 安弘君	251
渡久地 修君	257
瑞慶覧 功君	265
赤嶺 昇君	272
崎山 嗣幸君	280
奥平 一夫君	288
西銘 純恵さん	296
1. 散 会	305

○第7号（7月2日）

1. 開議年月日時	307
1. 議事日程	307
1. 本日の会議に付した事件	307
1. 出席議員	307
1. 欠 員	308
1. 説明のため出席した者の職、氏名	308
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	308
1. 開 議	309
1. 自民党勉強会での報道機関への言論圧力及び沖縄県民侮辱発言への抗議決議の動議の提出	309
1. 日程追加 議員提出議案第2号 自民党勉強会での報道機関への言論圧力及び 沖縄県民侮辱発言への抗議決議	309
1. 自民党勉強会における不穏当発言に反省を求める決議の動議の提出	309
1. 日程追加 議員提出議案第3号 自民党勉強会における不穏当発言に反省を求める決議	309
1. 一括議題 { 議員提出議案第2号 自民党勉強会での報道機関への言論圧力及び沖縄県民 侮辱発言への抗議決議 議員提出議案第3号 自民党勉強会における不穏当発言に反省を求める決議 }	309
1. 仲宗根 悟君の提案理由説明	309
1. 質 疑	309
座喜味一幸君	310
1. 照屋 守之君の提案理由説明	312
1. 質 疑	312
嘉陽 宗儀君	313
1. 討 論	318
花城 大輔君	318
仲村 未央さん	318
照屋 守之君	319
新垣 清涼君	321
1. 採 決	321
1. 土木建築部長（末吉 幸満君）の釈明発言の申し出	322
1. 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 乙第1号議案から乙第17号議案まで }	322
1. 一般質問・質疑	322
大城 一馬君	322
新田 宜明君	324

山内 末子さん	325
高嶺 善伸君	328
玉城 義和君	332
新里 米吉君	334
比嘉 瑞己君	336
仲宗根 悟君	337
1. 委員会付託	340
1. 日程第3 陳情第68号、第72号、第73号の2及び第76号の付託の件	340
1. 委員会付託	340
1. 休会の議決	340
1. 散 会	340

○第8号（7月8日）

1. 開議年月日時	343
1. 議事日程	343
1. 本日の会議に付した事件	343
1. 出席議員	343
1. 欠席議員	343
1. 欠 員	343
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	344
1. 開 議	344
1. 日程第1 会期延長の件	344
1. 採 決	344
1. 散 会	344

○第9号（7月13日）

1. 開議年月日時	347
1. 議事日程	347
1. 本日の会議に付した事件	348
1. 出席議員	349
1. 欠 員	350
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	350
1. 開 議	350
1. 諸般の報告	350
1. 日程第1 乙第1号議案及び乙第2号議案	350
1. 委員長報告（総務企画委員長）	350
1. 採 決	351
1. 日程第2 乙第4号議案、乙第5号議案及び乙第7号議案	351
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	351
1. 採 決	353
1. 日程第3 乙第3号議案及び乙第6号議案	353
1. 委員長報告（土木環境委員長）	353
1. 採 決	354
1. 日程第4 議員提出議案第1号 公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入	

防止に関する条例	354
1. 委員長報告（公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する特別委員長）	354
1. 討 論	357
島袋 大君	357
比嘉 瑞己君	358
照屋 守之君	359
奥平 一夫君	364
1. 採 決	366
1. 日程第5 議員提出議案第4号 沖縄県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において 選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例	366
1. 玉城 義和君の提案理由説明	366
1. 採 決	367
1. 日程第6 乙第10号議案から乙第17号議案まで	367
1. 委員長報告（総務企画委員長）	367
1. 採 決	368
1. 日程第7 乙第9号議案	369
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	369
1. 採 決	370
1. 日程第8 乙第8号議案	370
1. 委員長報告（土木環境委員長）	370
1. 採 決	370
1. 日程第9 議員提出議案第5号 自衛隊ヘリによる那覇空港トラブルの再発防止を求める意見書	371
1. 山内 末子さんの提案理由説明	371
1. 採 決	371
1. 一括議題 { 日程第10 議員提出議案第6号 米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める意見書 日程第11 議員提出議案第7号 米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める抗議決議 }	371
1. 新垣 清涼君の提案理由説明	371
1. 採 決	372
1. 議員派遣	372
1. 日程第12 陳情平成26年第11号、同第71号、陳情第49号及び第57号	372
1. 委員長報告（総務企画委員長）	372
1. 採 決	372
1. 日程第13 陳情平成24年第144号、陳情平成25年第129号、同第130号及び陳情第58号	373
1. 委員長報告（経済労働委員長）	373
1. 採 決	373
1. 日程第14 陳情第20号、第34号及び第71号の2	373
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	373
1. 採 決	373
1. 日程第15 陳情第43号	373
1. 委員長報告（土木環境委員長）	373
1. 採 決	373
1. 日程第16 陳情第44号、第45号、第56号及び第72号	374
1. 委員長報告（米軍基地関係特別委員長）	374
1. 採 決	374

1. 日程第17 陳情平成25年第86号、陳情第14号及び第18号	374
1. 委員長報告（公共交通ネットワーク特別委員長）	374
1. 採 決	374
1. 一括議題 { 日程第18 議員派遣の件（平成27年度沖縄県議会議員海外派遣） 日程第19 議員派遣の件（全国都道府県議会新任議員研修会） }	374
1. 採 決	374
1. 日程第20 閉会中の継続審査の件	374
1. 採 決	375
1. 閉 会	375

○巻末掲載文書

1. 知事提出議案	377
1. 議員提出議案	409
1. 諸般の報告	419
1. 交通事故に関する和解等に係る専決処分の報告について	423
1. 議案付託表	425
1. 委員会審査報告書	427
1. 閉会中継続審査及び調査申出書	439
1. 公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する特別委員名簿	453
1. 議員派遣の件	455
1. 請願・陳情文書表	457
1. 議案等処理一覧表	491

平成27年第2回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期28日間

自 平成27年6月16日
至 平成27年7月13日

	月 日	曜日	日 程	備 考
1	6月16日	火	(議席の変更) (会議録署名議員の指名) (会期の決定) (議会運営委員の辞任の件) 本 会 議 (特別委員の変更の件) (特別委員の辞任の件) (知事提出議案の説明) (特別委員会設置の件) (議員提出議案の説明、質疑)	議員提出議案付託 請願・陳情付託
2	17日	水	議案研究	
3	18日	木	議案研究	代表質問通告締切（正午）
4	19日	金	議案研究	一般質問通告締切（正午）
5	20日	⊕	休 会	
6	21日	Ⓜ	休 会	
7	22日	月	議案研究	
8	23日	⊗	休 会	慰霊の日
9	24日	水	本 会 議 (代表質問)	
10	25日	木	本 会 議 (代表質問)	
11	26日	金	休 会	請願・陳情提出期限 (常任委)
12	27日	⊕	休 会	
13	28日	Ⓜ	休 会	
14	29日	月	本 会 議 (一般質問)	請願・陳情提出期限 (特別委)
15	30日	火	本 会 議 (一般質問)	
16	7月1日	水	本 会 議 (一般質問)	請願・陳情付託（常任委）
17	2日	木	本 会 議 (一般質問)	議案付託 請願・陳情付託（特別委）
18	3日	金	委 員 会 (常任委員会)	
19	4日	⊕	休 会	
20	5日	Ⓜ	休 会	
21	6日	月	委 員 会 (常任委員会)	
22	7日	火	委 員 会 (常任委員会)	
23	8日	水	委 員 会 (特別委員会、議会運営委員会) 本 会 議	※ 会期延長手続
24	9日	木	議案整理	
25	10日	金	休 会	※ 台風9号
26	11日	⊕	休 会	
27	12日	Ⓜ	休 会	
28	13日	月	本 会 議 (委員長報告、採決)	

(注) 当初、会期は7月10日までの25日間と議決されていたが、7月10日に台風9号が来襲するおそれがあったことから、8日に議会運営委員会が開催され、会期延長の協議が行われた。

当初、8日は休会としていたが、同委員会の決定に基づき、8日に本会議が開催され、会期を3日間延長し、7月13日までとすることが議決された。本会議終了後、9日に予定されていた議会運営委員会を繰り上げ、議事日程を除く協議が行われた。

7月10日は、台風9号のため休会となったことから、13日に議会運営委員会が開催され、議事日程を決定し、本会議が開催された。

開会日に応招した議員

喜 納 昌 春 君
翁 長 政 俊 君
比 嘉 京 子 さん
比 嘉 瑞 己 君
西 銘 純 恵 さん
玉 城 満 君
仲 村 未 央 さん
新 田 宜 明 君
儀 間 光 秀 君
上 原 章 君
花 城 大 輔 君
砂 川 利 勝 君
具志堅 透 君
大 城 一 馬 君
具志堅 徹 君
渡久地 修 君
山 内 末 子 さん
仲宗根 悟 君
照 屋 大 河 君
當 間 盛 夫 君
吉 田 勝 廣 君
又 吉 清 義 君
島 袋 大 君
中 川 京 貴 君

座喜味 一 幸 君
玉 城 ノブ子 さん
赤 嶺 昇 君
新 垣 清 涼 君
瑞慶覧 功 君
崎 山 嗣 幸 君
新 垣 安 弘 君
呉 屋 宏 君
前 島 明 男 君
照 屋 守 之 君
新 垣 良 俊 君
仲 田 弘 毅 君
嶺 井 光 君
嘉 陽 宗 儀 君
玉 城 義 和 君
奥 平 一 夫 君
新 里 米 吉 君
高 嶺 善 伸 君
狩 俣 信 子 さん
金 城 勉 君
糸 洲 朝 則 君
新 垣 哲 司 君
具 志 孝 助 君

平成 27 年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 1 号）

平成 27 年 6 月 16 日（火曜日）午前 10 時 2 分開会

議 事 日 程 第 1 号

平成 27 年 6 月 16 日（火曜日）

午前 10 時開議

- 第 1 議席の変更
第 2 会議録署名議員の指名
第 3 会期の決定
第 4 議会運営委員の辞任の件
第 5 特別委員の変更の件
第 6 特別委員の辞任の件
第 7 乙第 1 号議案から乙第 17 号議案まで（知事説明）
第 8 特別委員会設置の件（公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する特別委員会）
第 9 公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例
- | | | |
|---------|---------|----------------|
| 仲宗根 悟君 | 仲村 未央さん | 提出 議員提出議案第 1 号 |
| 新田 宜明君 | 照屋 大河君 | |
| 崎山 嗣幸君 | 新里 米吉君 | |
| 高嶺 善伸君 | 狩俣 信子さん | |
| 奥平 一夫君 | 玉城 満君 | |
| 山内 末子さん | 赤嶺 昇君 | |
| 新垣 清涼君 | 瑞慶覧 功君 | |
| 玉城 義和君 | 渡久地 修君 | |
| 西銘 純恵さん | 玉城ノブ子さん | |
| 嘉陽 宗儀君 | 大城 一馬君 | |
| 比嘉 京子さん | 比嘉 瑞己君 | |
| 具志堅 徹君 | | |
- 第 10 陳情第 26 号、第 32 号、第 40 号、第 44 号、第 45 号、第 46 号の 5、第 52 号、第 53 号、第 55 号及び第 56 号の付託の件

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議席の変更
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 会期の決定
日程第 4 議会運営委員の辞任の件
日程追加 議会運営委員の選任の件
日程第 5 特別委員の変更の件
日程第 6 特別委員の辞任の件
日程追加 特別委員の選任の件
日程第 7 乙第 1 号議案から乙第 17 号議案まで
乙第 1 号議案 沖縄県税条例等の一部を改正する条例

- 乙第 2 号議案 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
 乙第 3 号議案 沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例
 乙第 4 号議案 沖縄県青少年保護育成審議会設置条例
 乙第 5 号議案 沖縄県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例
 乙第 6 号議案 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
 乙第 7 号議案 沖縄県いじめ防止対策審議会設置条例
 乙第 8 号議案 工事請負契約について
 乙第 9 号議案 売買代金請求事件の和解等について
 乙第10号議案 運転免許の取得可能年月日の誤通知により生じた損害の賠償に関する和解等について
 乙第11号議案 初心運転者講習通知書の誤送付により生じた損害の賠償に関する和解等について
 乙第12号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について
 乙第13号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について
 乙第14号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
 乙第15号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
 乙第16号議案 専決処分の承認について
 乙第17号議案 専決処分の承認について

日程第 8 特別委員会設置の件（公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する特別委員会）

特別委員会委員の選任

日程第 9 公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例

日程第10 陳情第26号、第32号、第40号、第44号、第45号、第46号の 5、第52号、第53号、第55号及び第56号の付託の件

出席議員 (47 名)

議長	喜納昌春君	20 番	又吉清義君
副議長	翁長政俊君	21 番	島袋大君
1 番	比嘉京子さん	22 番	中川京貴君
2 番	比嘉瑞己君	23 番	座喜味一幸君
3 番	西銘純恵さん	25 番	玉城ノブ子さん
4 番	玉城満君	26 番	赤嶺昇君
5 番	仲村未央さん	27 番	新垣清涼君
6 番	新田宜明君	28 番	瑞慶覧功君
7 番	儀間光秀君	29 番	崎山嗣幸君
8 番	上原章君	30 番	新垣安弘君
9 番	花城大輔君	31 番	呉屋宏君
10 番	砂川利勝君	32 番	前島明男君
11 番	具志堅透君	33 番	照屋守之君
12 番	大城一馬君	34 番	新垣良俊君
13 番	具志堅徹君	35 番	仲田弘毅君
14 番	渡久地修君	36 番	嶺井光君
15 番	山内末子さん	38 番	嘉陽宗儀君
16 番	仲宗根悟君	39 番	玉城義和君
17 番	照屋大河君	40 番	奥平一夫君
18 番	當間盛夫君	41 番	新里米吉君
19 番	吉田勝廣君	42 番	高嶺善伸君

43 番 狩 俣 信 子 さん
 44 番 金 城 勉 君
 45 番 糸 洲 朝 則 君

47 番 新 垣 哲 司 君
 48 番 具 志 孝 助 君

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 翁 長 雄 志 君
 副 知 事 浦 崎 唯 昭 君
 副 知 事 安 慶 田 光 男 君
 知 事 公 室 長 町 田 優 君
 総 務 部 長 平 敷 昭 人 君
 企 画 部 長 謝 花 喜 一 郎 君
 環 境 部 長 當 間 秀 史 君
 子 ども 生 活 福 祉 部 長 金 城 武 君
 保 健 医 療 部 長 仲 本 朝 久 君
 農 林 水 産 部 長 島 田 勉 君
 商 工 労 働 部 長 下 地 明 和 君
 文 化 観 光 ス ポー ツ 部 長 前 田 光 幸 君
 土 木 建 築 部 長 末 吉 幸 満 君
 企 業 局 長 平 良 敏 昭 君
 病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次 君

会 計 管 理 者 金 良 多 恵 子 さん
 知 事 公 室 秘 書 新 垣 秀 彦 君
 広 報 交 流 統 括 監
 総 務 部 池 田 克 紀 君
 財 政 統 括 監
 教 育 委 員 会 照 屋 尚 子 さん
 委 員 長
 職 務 代 理 者
 教 育 長 諸 見 里 明 君
 公 安 委 員 会 與 儀 弘 子 さん
 委 員 長
 警 察 本 部 長 加 藤 達 也 君
 労 働 委 員 会 長 藤 田 広 美 君
 人 事 委 員 会 玉 城 健 君
 委 員 長
 代 表 監 査 委 員 知 念 建 次 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 比 嘉 徳 和 君
 次 長 知 念 正 治 君
 議 事 課 長 平 田 善 則 君
 副 参 事 兼 勝 連 盛 博 君
 課 長 補 佐
 主 幹 中 村 守 君

主 査 川 端 七 生 君
 政 務 調 査 課
 副 参 事 兼 金 城 真 喜 子 さん
 課 長 補 佐
 主 幹 比 嘉 ゆ かり さん

○議長（喜納昌春君） ただいまより平成27年第2回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案17件並びに平成26年度繰越計算書、平成27年5月末現在の平成27年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、本日、仲宗根悟君外22人から、議員提出議案第1号「公有水面埋立事業における埋立用材に係る

外来生物の侵入防止に関する条例」の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く陳情24件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、説明員として出席を求めた教育委員会委員長泉川良範君は、別用務のため本日、24日、29日、30日及び7月2日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、本日及び30日の会議に教育委員会委員長職務代理者照屋尚子さん、24日の会議に同委員会委員喜友名朝春君、29日及び7月2日の会議に同委員会委員宮城奈々さんの出席を求

めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 日程第1 議席の変更を行います。

新たな会派の結成に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更いたします。

當間盛夫君を18番に、呉屋宏君を31番にそれぞれ変更いたします。



○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時5分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

13番 具志堅 徹 君 及び

18番 當 間 盛 夫 君

を指名いたします。



○議長（喜納昌春君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から7月10日までの25日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から7月10日までの25日間と決定いたしました。



○議長（喜納昌春君） 日程第4 議会運営委員の辞任の件を議題といたします。

6月5日、照屋守之君から、都合により議会運営委員を辞任したい旨の願い出がありました。

お諮りいたします。

照屋守之君の議会運営委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、照屋守之君の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 次に、お諮りいたします。

ただいま照屋守之君の議会運営委員の辞任が許可されたことに伴い、その補欠委員を選任する必要があります。

この際、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 議会運営委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により具志孝助君を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員に具志孝助君を選任することに決定いたしました。



○議長（喜納昌春君） 日程第5 特別委員の変更の件を議題といたします。

本件については、新たな会派の結成に伴い、所属議員数に異動が生じておりますので、特別委員を変更する必要があります。

お諮りいたします。

委員会条例第4条第2項の規定により米軍基地関係特別委員の呉屋宏君を當間盛夫君に変更したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、米軍基地関係特別委員の呉屋宏君を當間盛夫君に変更することに決定いたしました。



○議長（喜納昌春君） 日程第6 特別委員の辞任の件を議題といたします。

6月5日、具志孝助君から、都合により米軍基地関係特別委員を辞任したい旨の願い出がありました。

お諮りいたします。

具志孝助君の特別委員の辞任を許可することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、具志孝助君の特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 次に、お諮りいたします。

ただいま具志孝助君の米軍基地関係特別委員の辞任が許可されたことに伴い、その補欠委員を選任する必要があります。

この際、特別委員の選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、特別委員の選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 特別委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

米軍基地関係特別委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により照屋守之君を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、米軍基地関係特別委員に照屋守之君を選任することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 日程第7 乙第1号議案から乙第17号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

翁長知事。

〔知事提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

平成27年第2回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、条例議案7件、議決議案4件、同意議案4件、承認議案2件の合計17件であります。

それでは、まず乙第1号議案から乙第7号議案までの条例議案7件のうち、その主なものを御説明申し上げます。

乙第1号議案沖縄県税条例等の一部を改正する条例は、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、法人事業税の税率及び地方消費税率の引き上げ時期等を改めるため条例を改正するものであります。

乙第4号議案沖縄県青少年保護育成審議会設置条例及び乙第7号議案沖縄県いじめ防止対策審議会設置条例は、いじめ防止対策推進法が施行されたことを踏まえ、いじめ事案の調査等を行う審議会を設置するため条例を制定するものであります。

次に、乙第8号議案から乙第11号議案までの議決議案4件は、工事請負契約や和解等について議決を求めるものであります。

次に、乙第12号議案から乙第15号議案までの同意議案4件は、人事委員会委員、収用委員会委員、公安委員会委員、教育委員会委員の任期満了等に伴い、その後任を選任・任命するため同意を求めるものであります。

最後に、乙第16号議案及び乙第17号議案専決処分承認については、地方税法等の一部改正に伴う条例の改正について、平成27年3月31日付で専決処分を行ったため承認を求めるものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ ウニゲーサビラ。イッペーニ フェーデービル。

○議長（喜納昌春君） 知事の提案理由の説明は終わりました。

休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前11時26分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

日程第8 特別委員会設置の件を議題といたします。

本件につきましては、先ほど開催されました議会運営委員会において、公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例を付議するため、19人の委員をもって構成する公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する特別委員会を設置するとの意見の一致を見ております。

よって、お諮りいたします。

公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例を付議するため、19人の委員をもって構成する公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する特別委員会を設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定によりお手元に配付の名簿のとおり指名いたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する特別委員名簿 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 日程第9 議員提出議案第1号 公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

仲宗根 悟君。

〔議員提出議案第1号 巻末に掲載〕

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 こんにちは。

よろしくお願いいたします。

公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例案について、提案理由を申し上げます。

この条例案は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の趣旨を踏まえ、公有水面埋立事業の実施による外来生物の侵入を防止することにより、本県に生息する貴重な固有の種を守り、祖先から受け継いだとうとい自然を保全することを目的とし

ております。

本県の自然の特徴としましては、これまで生物種が多く個体数が少ないということ、世界的にも貴重であり繊細で壊れやすいことが指摘をされています。ことしの3月には環境省、農林水産省、国土交通省の3省において、外来種被害防止行動計画が策定されました。この計画におきまして、外来種問題の課題として意図しないところの搬入が問題であると指摘され、また、地方自治体へ求める役割として地域における優先すべき防除対象を明確にし外来種対策を推進すること、新たな侵略的外来種の被害を未然に防止すること等が掲げられております。

これらを踏まえ、この条例には、意図しない導入の可能性が指摘されている埋立事業に対し、事前の届け出、立入調査、搬入中止勧告等の措置を盛り込みました。県外から大量の埋立資材が短期間で搬入されようとしている今、「外来種被害予防三原則」の一つである、まず外来種を「入れない」を遵守することで東洋のガラパゴスと称される我が県の美しい自然を将来の県民へ継承するため、この条例を提案申し上げたいと思います。

慎重なる審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時32分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより質疑に入ります。

本案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質疑の回数は2回までといたします。

座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 こんにちは。

ただいま提案のありました公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例につきまして、質疑をさせていただきたいと思います。

この条例の制定に当たりましては、県内いろんな県民、もしくは事業者等々の方々から、この条例大変なことになるのではないかという不安の声が聞こえております。ここに至っては、この条例をはっきりと、しっかりと、県民の前に説明していく必要があるというふうに思っておりますので、要約して質疑をさせていただきたいと思います。

まず第1点に、この条例の必要性、そして経済活動

等に及ばす必要性、特に経済活動、沖縄振興に係るこの大事な私たちの経済活動、公共事業等において阻害要因とならないのか、その辺について明確にお答えを願いたいと思います。

次に、条例についての2条の話をさせていただきますが、外来生物法によりますと、この2条においては、特定外来生物という規定をそのまま条例の中で準用しております。しかしながら、この外来生物法における特定外来生物とは、明確に外国の起業地を中心として外国から日本国内に運び込まれるという前提があります。したがって、国内から国内に移動する際に、この外来生物法の特定外来生物という規定をそのまま準用することは無理がある、法律上無理がある、条例として無理があると思いますが、その辺について見解を、質問をさせてください。

それから、具体的にどのような外来種、先ほど提案理由にもありましたように、この外来生物については明確に把握し、地方自治体としてもその水際作戦、その侵入等を防止しなさいという話もありましたが、これも国内から国内への移動について言っているわけではなくて、海外から日本国内に運ばれる場合に、地方自治体としても種類を明確にしなさいということを提案理由にも説明してありましたように、まさにこの案件は我々沖縄にとって何を水際作戦として対策しないといけないのかその明確性を持たないと、条例としてはちょっと曖昧になるのではないかというふうに思っておりますので、具体的にこれまで沖縄に入ってきたこの外来種というものはどういうものがあって、どういう被害があるのか、その辺もお聞かせください。

それから、この外来生物によって生態系を破壊し、人の生命や身体への害、それから農水産物等への被害が発生している事実があってこの条例なのか、この辺についても具体的な御説明をいただければと思っております。

さて次に、国内での移動、公有水面埋立事業の埋立用材に限定した条例というものが全国的に事例があるのか、なぜ沖縄だけ埋立用材に限定した条例なのか、その辺についても必要性というものを説明してください。

それから、この条例の話が無制限に発展しますと、奄美や宮古、八重山、そういう生態系が違うという前提に立つようであれば、この外国から、あるいは沖縄本島から、あるいは奄美から入ってくる等々のこの埋立用材が対象となっていく。その場合、これは極めて大きな課題となってくるので、この辺についてもこの条例の考え方を聞かせたいと思います。

条例の第4条の第6号に、事業者に対して調査や防除策、それから防除費の負担まで求めています。このことは、公共事業を営む事業者にとってあるいは民間事業者にとって、極めて影響が大きい。これは国の外来生物法等では国の責任でなされていると理解しておりますが、これも大変大きな事業者負担となりますが、この辺に対しては条例はどのように規定していくのかお聞かせください。

現在、対象予定となる公有水面事業の対象事業、そういうのはどれぐらいの量を、あるいはどのような地域を考えているのかお聞かせを願いたいと思います。

次に、この外来生物法と関連して植物防疫法等がありますが、外来生物の中には、真菌、粘菌、細菌、寄生植物、ウイルス等についても規定がされております。このことを水際でとめていくためには、国の植物防疫組織や税関等に相当するような膨大な組織というのが必要になりまして、この組織体制の構築、人材の育成確保、あるいは施設等のその検査設備等の整備に相当費用と時間がかかる。果たして11月の施行に間に合うのか。この辺の大きな課題をどう考えているのか、大変大きいものだと思っております。ぜひともこの辺を明快に御説明願いたいと思います。

あと、聞いて再質問させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時44分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん それでは、順番よくになるか、ちょっと済みません。流れが変わるところは御容赦をいただきながら答弁をしたいと思います。

まず、条例の必要性です。

これについては、先ほど冒頭の提案理由の中にも申し述べましたが、ことしの3月に環境省、農林水産省、国土交通省が外来種の被害防止計画を策定しております。この中で、地方自治体の役割分担というところが明記がされておまして、そこでは侵略的外来種に関する条例を策定していくことであるとか、それから当該地域における優先すべき防除対象を明確にした上でその地域に合う防除対策を担っていただきたいというそういう推進を求めることを地方自治体の役割として促しています。

これを受けて私たちは、この条例に対して本県における優先すべき防除対象とは何かということで検討しております。ここで私たちが今回のその規定におい

て防除対象として目下の課題として捉えたのは、埋立用材に紛れて外来生物が持ち込まれるおそれ、これを対象としてこの条例を提起をいたしております。

それは、その理由としては、まず公有水面埋立事業を行う事業者のいずれもがこの埋立用材に伴う外来種の侵入ということを課題としてそのリスクを挙げていること、そしてそのリスクに対する措置をとらなければならないという課題を有していること、これを私たちは目下の課題と受けとめて今回の条例の規定に至っております。

そういう中において、一方では特定外来生物法が持つ課題としては、その国内での意図しない持ち込みについてその事前の環境調査、検査等の規制というのが具体的にはなかなかとりづらくて、実際の国内間のその侵入に対する対策についてはやはり地方自治体のそれぞれの取り組みを促すということをもって底上げを図っています。そういう中で各県においては、既に20都道府県においてそれぞれの条例を制定する中で取り組みがあり、そして私たちについてもやはり国内における非意図的な、つまり意図しない導入について届け出、立入調査、搬入中止の勧告などの規定が法にはないことから、これについては条例に設ける、その底上げの意義を見出してこの条例の規定に至っております。

それからごめんなさい、順番よくってないかもしれませんが、特定外来法の定義である特定外来生物をそのまま準用することに無理はないかということの御指摘でしたが、これについては各県とも特定外来生物の定義については、本法を準用したりということの前提を有しているところもありますので、そういったことを参考にしながら取り組んでおります。

それから、その埋立用材に限定した条例が他県にもあるかということですが、これは本県の条例が全国で初めての規定になります。その対象として埋立用材ということに限定した条例は、本県の今条例案になります。

それから、第4条第6号の防除策の調査、その負担の影響が大きいかということですが、これは事業者が既にその防除策の必要をそれぞれが承認を申請する段階の中の申請計画において防除の意思を示しております。その必要性をもってその承認の前提に必要性をみずから認識をしているということでもありますので、これは当然に事業者において織り込んだその申請計画になっているというふうに考えます。

それから対象事業、対象地域となりますが、実際に今埋立用材、県外から搬入を伴うものというので今実

際に行われているのは、申請計画の段階であったのは辺野古の埋立事業が1件、それから申請の段階になかったが今変更申請の中でその意思が表明されているのは、那覇空港の滑走路事業に伴う埋め立ての1件、ここが今想定の中にはございます。

一応、今ちょっと追加でまた答弁があると思いますので、一旦答弁者をかわります。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 幾つか御質問がありましたので、私たちの考え方を答弁させていただきたいと思います。

まず最初の、必要性和その中で経済活動との関連と沖縄振興、特に公共工事の阻害要因にならないかという点ですけれども、これはむしろ沖縄の経済を本当に発展させていくそういう意味でどうしても必要なものだと思います。

この公共工事などの阻害要因にならないかということなんですけれども、現在でも、例えば仲井眞知事が行ったこの埋立承認、承認でも留意事項できちんと外来生物の侵入対策をとること、万全を期すことということを留意事項で求めているわけです。それから、那覇空港とかそういうものでも、県外からの調達による環境への影響は事業実施区域及びその周辺の生態系に影響を及ぼすおそれのある動植物の混入が想定される、そういう意味できちんと対策をとりなさいということで国も県もそれはきちんとやるようにということ求めているわけです。そして、これからのむしろ沖縄の経済を発展させていく上では、沖縄の自然をきちんとやっぱり私たちは守っていくということがとても大事になると思います。

沖縄の今、年間の県内総生産約4兆円、その10%の4000億円が観光収入だと言われています。まさにリーディング産業になっています。沖縄に外国とか国内からいろんな方々が来ますけれども、一番何を目的に来ているかということを県が調査しています。やっぱり自然、海の美しさ、こういったものが一番沖縄の魅力として挙げられているわけです。ですから、将来の沖縄振興、沖縄経済発展のためにはきちんと自然を守っていく、そのための対策をやっぱりとるべきだというのは、これは共通の認識だと思いますので、これは経済活動をさらにきちんと沖縄の経済を発展させていく上でもこの問題については避けて通れない問題だと思います。

それから、具体的に沖縄に入ってきたものについて述べよということでしたので、これは本県で確認されている特定外来生物は現在21種類、哺乳類が3種、

マングース、アライグマ、ハナジカ、それから爬虫類5種——これ全部名前言いますか——カミツキガメ、グリーンアノール、タイワンスジオ、ミナミオオガシラ、タイワンハブ、両生類、ウシガエルを初め3種類、魚類、カダヤシを含め3種類、昆虫類1種アカカミアリ、クモ形類が1種、ハイイロゴケグモ、扁形動物1種ニューギニアヤリガタリクウズムシ、植物4種などになっております。

それから農産物の被害等についてですけれども、一旦この外来、いろんなものが外国とか国内から外来植物・生物などが入ってきた場合には、とても大変な被害があると思われます。その一番典型的なのがやっぱりウリミバエ、ミカンコミバエだと思います。ウリミバエについては、昭和46年から平成5年までの21年間で総事業費170億円、この根絶の費用にかかっております。ミカンコミバエについては、約26億円投入していると。それから現在でもこの再侵入を防ぐために両方合わせて約10億円事業費をかけているということです。そして、もう一つ例を挙げますと、松くい虫、松くい虫も沖縄に入ってきてかなりの数がやられましたけれども、昭和48年から平成26年までの防除費用で約90億円かけていると。それから平成27年度の予算で8800万……

○座喜味 一幸君 埋立土砂に由来する部分だけ……

○渡久地 修君 だから、沖縄にそういったものが入ってくると、一旦入ってくると、実際に大変なことになるのできちんとこれはやっていく必要があるというふうに思います。

そして、次の体制については、この皆さん方のぜひ賛同を得てこの条例が制定されたならば、私たちとしては県当局にきちんとした体制の強化を求めていると思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 余り答弁されてないよ。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時57分休憩

午前11時58分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 宮古、八重山等のこの公有水面埋立事業というものは対象にならないという理解をして、その資材搬入は全く条例外という理解でいいんですか。

○議長（喜納昌春君） 現状、現在の状況でしょう。それわからんでしょう、今は。

○仲村 未央さん 今、確認のための先ほどの答弁の趣旨ですが、この条例の対象とするその県外からの埋立資材の搬入を伴う事業は、今想定されるのは2件ということになっております、現状で。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 ちょっと答弁が、何のための条例なんだというような、よくわからない、目的が明確でないこの条例だなということをもう感じております。県外からの土砂搬入だけだという今確認をしましたが、実は、石垣に砂、碎石等いわゆる土砂というのが入っております。宮古島に沖縄本島から碎石粗骨材が入っております。台湾、フィリピン等から砂等が入っております。そこは植物防疫体制がしっかりして、検査・調査等によって税関を通るようになっております。

そういうような在来種を保全するというのに、外国からの船が入る宮古、八重山とかあるいは沖縄本島でもこの那覇空港と辺野古だけというこのやり方は、これは条例として問題がある。例えば、これら今後この外来生物を防いでいくというような場合は、公有水面埋立法で事業承認をとった事業は規制するけれども、小規模な行為というものがいっぱいあります。場合によったら、土砂だけじゃなくしてコンテナ等を含むいろんな移送手段の中での外来生物等の侵入というのが考えられます。

このような根本的な課題に触れずに条例をつくるというこの効果、これは明らかに何か辺野古を、那覇空港第2滑走路の仕事をするなどというような感じになりますが、これはちょっと問題があるのかなというふうに思っております。

それから、先ほどその外来生物の侵入について各自治体に求めているという御説明がありましたが、これは国内から国内の移動ではないんです。外から外国から入ってきて、各国際線が入る地方自治体空港及び港湾においても、国で賄えない目の通らない部分は、対象を絞り込んで明確な対策を講じなさいというのがこの趣旨でありまして、答弁を聞いて何をおっしゃっているのという思いがありますが、再度これは何なんだと明確に答弁を願いたいと思っております。

それから、先ほど21種類の外来生物の話がありましたが、これは我々はウリミバエもわかっておりますし、タイワンハブのこと等もわかっておりますが、結局、原因としていろんなルートで侵入している、これに関して埋立土砂という、埋立土砂を規制するということは、どういう外来生物を想定するのか、また埋立

土砂等による外来生物の侵入がどういうものがあったか、実態がどこでどういう分布があって、人体に、あるいは農業に、あるいは衛生上の健康管理上にどういう被害があったかということも把握せずして、この原点である問題点を明確にしてこそ、その解決のために私は条例があると思うんですが、その埋立由来の問題は何なのかそれを明確にお答えください。

もう1点、これ簡単に事業者負担ということで答弁をしておりましたが、この外国からの外来由来の件は、基本的には外国植物防疫等々で税関の際に、場合によったら現地に行ってその調査までして、国というのは大規模な場合等は調査をしております。これは検査官等が派遣されたりする場合もあるんです。そういうものに対しては、国は明確に国が負担すべきことに関しては営業補償も含めて補償すると明確になっているんです。そういうものを仕分けもせずに全部事業者で負担しなさいというのは、県の担当者が指摘すれば全て事業者が負担して検査・調査をして、るる報告しなければならない、それまで仕事ができない。こういう極めてがんじがらめの中では沖縄の公共事業、経済活動、全く停止すると思っております。

その辺について再度答弁を願います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後0時5分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん それでは答弁を行います。

まず特定外来生物法は、そもそも外来生物の運搬や譲り渡しや放出等そのものを原則禁止していますので、今指摘の水際の外国からの対策というのは当然本来の特定外来生物法で抑えるところというふうに我々は認識をしております。

それで各県や今般の私たちの提案がなぜそれに加えてその底上げを図ろうとするかということについては、国内で意図しない持ち込み、これは原則禁止はあったとしても、それが何かに紛れて付着や混入に伴う形で侵入してくるものまでどのように抑えればよいかということは、もちろん現にこれは非常に課題であり、どこまでもそれを法が国内間の移動について対象とできるという状態ではないわけです。ですので、各県がそれぞれの地域の自分たちの固有の環境をどのように守っていくかということで、特定外来生物のどの種を対象とするかを対象としたり、どの地域をその地域とするか対象としたりという条例を既につくっ

ております。

今回、私たちがまずこの地域で環境省が優先すべき防除対策として何なのかということを経験の役割として問われたときに、これは今現に目の前の課題として事業者みずからがそのリスクを表明し、リスク回避をとろうという手だてをみずから表明しているということで、そのリスクがあるという前提は事業者と県民共有のものである中での承認に至ったこの事業、埋立用材にかかわるこの搬入のリスクというのが過去になかった大量の規模の土砂が持ち込まれるという前例、今回が初めての例になろうとしているケース、あるいは当初の計画の段階においてはそれを阻止するためにあえて県内用材を調達したはずの事業において今変更申請がなされようとしている。そのことをめぐる新たな課題も含めて、これは埋立用材に関するアセスというのはありませんから、これに類するような県の確認や把握というのは、環境省が期待する地域の役割、その担い手としての外来種防除の役割をさらに高めていく負っていく、そして上げていくということに機能するであろうというその底上げの機能を期待してのところでは、先ほど来申し上げるその対象の限定をまず最優先課題として捉えております。

それから御指摘の包括的な対策はしなくていいのかというスタンスではもちろんありません。御指摘の今それ以外のところはどうかということなんですが、法で基本的に担うべきところ、そしてこの沖縄の本当に固有の私たちのその故郷の環境を外来種の侵入からどう守っていくかということのその県民コンセンサスを通じた総合的な対策というのは、今環境部のほうを中心としながらこの条例の私たちの策定の経過が一つの契機にもなりながら近い将来の課題として捉えているというふうに我々も期待をしておりますので、そこはぜひとも進めていきたいというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん 条例制定の意義について、もう少しこれまでの承認にたどってお話をしてみたいと思います。

本県の生態系への影響について、埋立承認ぎりぎりまで本県の環境生活部が具体的な防止策について問い続けてきました。承認後今なお懸念が払拭されていない状況にあります。前知事をして机上では想定できない影響と言わしめるほどこれまで経験したことのない多量の土砂が県外から搬入されるということ、すなわち

2100万立方メートル、東京ドーム17個分とか、沖縄県庁70個分と言われるような膨大な量が、そのうちの約81%が県外から搬入されるという計画になっている。これはこれまで沖縄県が経験したことのない未曾有の体験をこれから迎えようとしています。それ自体が環境アセスの対象となってきました。

これはなぜか。

事業者がみずから土砂を採取するとアセスの対象となりますが、業者から購入土砂をするということでアセスを回避してきた経緯があります。事業者は県のような質問に対し、生態系への影響を防ぐ対策は事業者の責任で土砂供給業者が実施すると説明してきました。埋立承認後、業者との契約手続に当たっては発注仕様書に生態系に影響を及ぼさないような措置を講ずる旨規定すると、土砂の購入に当たっても定期的に確認をするとしてきました。前知事の承認の際、留意事項に外来生物の侵入防止策に万全を期すこと、また実施状況を県へ報告する、そういうことを付しました。

今回の条例は、先ほどからもありますように、国がことしの3月に定めました環境省、農林水産省、国土交通省から出された外来種被害防止行動計画で地方自治体に求められる役割として、地域への新たな侵略的外来種の被害を未然に防止するための施策をつくるように、それに合致するんだということが今回の条例です。本条例はまさにそれに呼応するような条例であると考えております。

○座喜味 一幸君 議長、答弁漏れ。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後0時14分休憩

午後0時14分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 先ほど来答弁していますけれども、これは共通認識だと思います。今度入ってくるのは県外から約1700万立方メートルということ、これは10トントラックにすると280万台分、この大量の土砂が持ち込まれようとしているということは共通認識だと思います。そして、これは県内で初めてですね、こんなに大量なものは。

この土砂等に混入の実態及び影響を把握しているかというようなことだと思いますけれども、この土砂の移動に伴って侵入が高いと思われるものがアルゼンチンアリのほかアレチウリなどの植物の種などが挙げられています。アルゼンチンアリというのは、物すごく

山口周辺で繁殖していて大変これは凶暴なアリだと。そしてアレチウリというのは、県内での定着は未確認になっております。これは繁殖力が物すごく高く、これが土砂の移動に伴って非意図的にも入ってしまうとこれは大きな被害を確認するということになります。そして県内において既に定着して悪い影響を及ぼしているものに南米原産のアメリカハナグルマ、こういったものが要注意外来生物に挙げられています。

この対象事業を限定したこのような条例によって、侵入防止対策の効果についてですけれども、この条例の施行によってより具体的な調査が行われ、特定外来生物の対策が講じられると考えられています。少なくとも、少なくともですよ、大量に短期間で県内に搬入されようと今しているわけですから、これをきちんと非意図的、意図的ではないにかかわらずこれに混入しているものは防ぐような、リスクを軽減することが可能だと思います。

そして、先ほど議員が何度もおっしゃったように、これは土砂だけでなくいろんなルートから入ってくることも当然ありますよね、現に入ってきていますから。この条例が一つのきっかけになって一步としてこれから県内に本当にいろんなものを入れさせないような、そういう体制を今後この条例を一つのきっかけにして県民的なコンセンサスを得ながら、県や市町村、県民合意のもとでこのような対策を講じていくということが今必要だと思います。この条例がその一つのきっかけになればと思いますので御理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

続行します。

質疑は明確をお願いします。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 ただいま提案されております議員提案に対する質疑をさせていただきます。

今回の条例提案は議員提案というものの、与党議員のみで検討・協議がなされて、他の会派との事前協議は一切行われておりません。県議会全体の条例というそのものにはほど遠いというそういう感がいたしております。なぜ、与党議員だけの協議なのか、大きな疑問がございます。その象徴として提案者も全て与党議員であります。与党議員だけの沖縄県議会ででしょうか。なぜ、全会派での協議ではなくて与党議員のみの協議による提案なのか、そのことを御説明をお願いします。

2点目に、本日の新聞報道によりますと、昨日、与党会派の代表者、こちらに座っております提案者もそ

うですけれども、代表で沖縄防衛局と総合事務局に条例案の説明に出向いたとあります。このことに非常に違和感を感じております。まさに議会無視、県民無視も甚だしい対応であります。多数与党であれば何をやっても構わないということなんでしょうか。なぜ、県議会の本会議にまだ提案もされてない条例案を事業者の説明したのか、そのことをお伺いしたいと思っております。

3点目、現在の沖縄県政は埋立事業で那覇空港の第2滑走路事業、辺野古埋立事業と全く同じ手続で認可をして進められているにもかかわらず、那覇空港の第2滑走路事業は黙認をし何ら問題視せず、辺野古埋立事業は大問題化して事業者を悪者扱いにしております。このような公正・公平性のない県政に今回の条例を可決し運用した場合に、県の執行部は特定した事業を意図的にとめようとする危険性がございます。事業の推進や変更については、冷静にそれぞれの立場を理解した上で協議を進めるべきでありますけれども、この条例は県執行部の方向性をゆがめないか懸念がございます。御見解を賜ります。

先ほどから外来生物についての御説明がありましたけれども、私も含めた、余りよくこの外来生物とか特定外来生物というものは理解できておりません。提案者はそのことも含めて沖縄県の実態、あるいは埋立事業に対する外来生物の実態というものを把握をしていると思っております。先ほども答弁ありましたが、ぜひ沖縄県全体の外来生物の実態と、今回は特に埋立事業という特定した外来生物の対応ということでありますから、我が沖縄県これまでかなりの埋立事業がなされてきております。恐らく、そういうこともしっかり調査を踏まえた上で外来生物の対応、条例を提案していると思っております。ぜひ、これまでの沖縄県の埋立事業にかかわる外来生物の存在、そのことも御説明をお願いします。具体的に説明してくださいね。

6点目は、私はこの外来生物というのは外国から入ってくるものと私自身は認識をしております。ですから本来こういう条例をつくるのであれば、国外からのものについて規制をかけるということが望ましいわけでありまして、現在、私の認識では九州や四国、本州、北海道、奄美もそうですけれども、これは日本国内ですからこのような外来生物の生息というものについて、私も勉強不足でまだ把握はしておりません。提案者はそのことも含めてこの日本国内の埋立用材における外来生物の存在というものを恐らく把握した上で提案に至っていると思っております。その御説

明をお願いします。

さらに、これは県外ということですので、果たしてそれでは沖縄県内の埋立用材ですね、この外来生物というのは既にさまざまな経路で沖縄に入ってきているというふうに聞いております。実物は私見ておりませんが、そういうふうに聞いておりますけれども、この沖縄県内のそういう資材、埋立用材が果たして外来生物が侵入していないのか、そのことも含めて外来生物を考えるとときに懸念をするわけですね。当然提案者はそのこともしっかり調査を踏まえた上で対応していると思っておりますから、県内の埋立用材に係る外来生物の存在、これはできれば具体的に資料とかデータ等でお示しをお願いしたいと思っております。

議長、休憩願います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後0時23分休憩

午後0時23分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○照屋 守之君 我が日本は民主主義国家、そしてまた法治国家ということもあります。私どもの社会でも法律や決まりの中で秩序が保たれております。さらに約束事も大変重要であります。私ども今、那覇空港の第2滑走路の事業、そして辺野古事業が県内で推進をされて、恐らく那覇軍港の移設に係る浦添地先でもこのような形で今後埋立事業が行われるというふうに考えておりますけれども、那覇空港の第2滑走路も辺野古の埋立事業も既に許可を与えて認可を与えている事業であります。この今既に行われている事業に対して、このような独自の条例でもってその事業の進捗とかというふうなことにについて規制をかけるということは許されないと思っております。これは行政の決まり事ですから、もう既にスタートしている分について、後で決まりをつくってその縛りをかけていくということは当然あってはならないわけであります。

ですから今、提案者にお伺いしたいのは、恐らく提案者もそのことは十分理解した上で、この先ほどの御説明では那覇空港の第2滑走路事業と辺野古の埋立事業という御説明がありましたけれども、恐らく私は勘違いではないのかなと思っております。これまで進められている事業に対して後追いでこういう縛りをかけるとことは当然できませんから、県議会議員としてそういうことは常識であります。ですからこの条例は、これから条例をつくって、これからの県内の埋立事業、先ほど申し上げましたように那覇軍港の移設で浦添にそういうふうな事業が発生するのであれば当然そのことも対象になるんでしょうし、これまでの今進

められている第2滑走路やあるいはまた辺野古の埋立事業にはこの条例は適用しないというふうに考えるものでありますけれども、恐らく提案者もそのことを理解した上で提案していると思っております。御見解を賜ります。

最後に、この条例案は、私どもは沖縄県議会議員ですからさまざまな事業について県産品を活用するか、あるいは県内産を使うとか県産用材を活用するかというふうなそういうことを主張しております。ですから提案者もそういうふうな意図も含めて、非常にこれはいいことだと考えております。ただ、これまで我が沖縄県で進められてきた公共事業、埋立事業もそうですけれども、土木あるいは建設関連も含めて本来は全て県内産を活用するというふうなことができればいいんでしょうけれども、いかにせんこれだけの県土ですからなかなか対応し切れない部分がございます。ですから、こういうふうな条例をつくって規制をした場合に、この使用する膨大な用材を県内から調達をする。そうすると一山丸ごとそこに活用しないといけない。事業はもう既にスタートしているというふうなこともあって、先ほどは自然保護をという形でこの条例が提案をされているというふうなことになりますけれども、これは今私どもがやってきたあるいはまた今進めている事業も含めて考えていくと、これを県内産で賄うということになればこれは新たな大きな自然破壊につながっていく。そういうふうな懸念を持たざるを得ないこの条例になるわけですね。ですから、その観点からも御答弁を、御説明をよろしく願います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 答弁を簡潔に願います。
仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん 先ほど、なぜ与党会派だけで調整がなされて提案になったのかということでありました。この6月の定例会に間に合うかどうかというところまでその提案の内容を固めるまでに時間がとられてしまって、そういう意味で全会派に対して丁寧な説明、案の段階で一緒に協議をするということができなかったということについては残念というか、私たちもっと早くできたらよかったなという思いは持っております。そういう中で、きのう熱心に御議論いただいた中でこれは私たち本来は常任委員会に付託されることを想定しながらそこで慎重審査が尽くされるというふうに思っておりましたら、また新たな委員会というものもつくっていただくということで、その議論に至った、決定に至ったということが先ほどの確認にも

ありましたので、提案は非常に遅かったですが、ぜひともそちらでの慎重審議を審査に諮っていただきますようお願いを申し上げます。

それから、なぜ事業者に対して昨日説明に伺ったかということですが、これは私たち議員提案としてはいろいろこれまで提案のある執行部からも、提案に際してどのような配慮が必要かということで意見を伺いながらいたところ、ぜひとも利害当事者いわゆる事業者、想定される事業者については提案の前に説明に伺うのが筋ですということで助言をいただきました。そうであれば現時点で想定される事業者は2者ということになりますので、そちらにきょうの提案の前に伺ってこのような条例を我々が想定をしていること、あすの提案に向けて議会で審査に付されるということを知っていただきたく、きのうは事業者へ説明に伺ったところです。そういう経過でありました。

それから、辺野古だけではないかというような指摘も含めた御質問でしたが、我々は先ほど言いましたように辺野古だけというふうには思っておりません。まず、非常に重要な最初の指摘が出たのは那覇空港の滑走路事業のほうでした。これは環境アセスの段階での環境省の助言、最初の計画のときに埋立用材に対する環境大臣の意見が出ております。この中において環境大臣は滑走路の事業の埋立用材に当たっては島の外からの生物の移入というのが遺伝子レベルの生物多様性に攪乱を生じさせるおそれがあると。ですので、この埋立用材の選定に当たって島嶼部特有の生物多様性の保全に十分配慮することというのが環境大臣からその事業者に対して意見が出ました。これを受けて総合事務局が実際には事業者になりますが、そちらでその埋め立ての用材の検討の結果としてこのように示されております。現在の埋立用材に対してのストック量というのは県内で十分調達が可能と。そして増産も約2割程度可能とされたので、本事業における石材の調達は十分可能であると考えているというのが当初の計画でした。ところが今、変更申請が出されています。これに対してまた事業者のほうから示されている見解というのが変更申請に伴ってその外来種に対する認識が出ております。

これは総合事務局が4月6日に本県に変更申請を出したその書面の中で、環境に対する特段の配慮としてこのような影響を事業者が想定しております。県外からの調達による環境への影響は事業実施区域及びその周辺の生態系に影響を及ぼすおそれのある動植物種の混入が想定される。これが事業者の認識です。そういったリスクをみずから認識している総合事務局、そ

して先ほど来出ている防衛局もそうですが、こちらの事業者はいずれも国の機関であり、そういう意味では外来種防除のその先頭に立って指導する立場にある役割も負っているというふうに思います。そしてこの承認をめぐる経過の中で、この外来種防除に対するその対策、その必要性については何度も繰り返し承認者との間、いわゆる県知事との間で行ったり来たりの質問を繰り返しながら、必ずそれは用材の選定に当たっては外来種を持ち込まないことを仕様書に規定し約束をして選定をするということが表明はされましたが、実際にはその調達先がまだ未定のためその場所が決まり、供給元が決まった後に具体的には検討をしますという経過に至って、それは懸念を残すところとして含めたまま承認された。このような経過がある以上、先ほど来我々が提案をするこの条例によって今言う外来種対策、環境保全策の必ず底上げに寄与すると私たちは地方自治体の役割としてその法が持つ本来の趣旨をしっかりと底上げしていくその一翼を担えるというふうに思っておりますので、ぜひとも御理解をお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 埋立土砂にかかわってのこの外来生物ということでしたけれども、これ先ほども質問があって答弁したと思うんですけども、今度入ってくる地域から紛れ込むおそれがあるというのが、アルゼンチンアリのほかアレチウリの植物などそういったものが挙げられています。そして……（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 答弁中です。

○渡久地 修君 こんなに大量のものはこれまでにないということです。そして、皆さんもこれ当然御承知だと思いますけれども、外国から入ってくる、本土は陸続きですから陸続きなりの対策があります。沖縄は島嶼県です。島国ですからそういう意味で本土とかに入ってきたものを沖縄に入れたいという対策がどうしても必要になってくると思います。

そして、今行われている事業に規制をすることがあってはならないということなんですけれども、今行われようとしているこの埋立事業、これは事業者がみずからこの外来種対策は非常に重要だということを言っているわけです。そして、ですからそのことをきちんとどんな方法でやるんですか、どのような対策をとったんですか、どのような外来種が存在すると予想しているんですかなどというものを県に出していただきたいということ、90日前に。ですから搬入予定日の前

に届け出してくださいというものですから、これは事業をおくらせるとかどうのこうのという視点ではないということを知っていただきたい。

そして、全て県内産で活用しないとこれは膨大な用材を県内で調達するともう自然破壊になるんじゃないかということなんですけれども、こんな大量の土砂をこれは県外であろうと県内であろうと本当に山を削るということは自然破壊に私はつながると思います。現に今奄美大島ではこの新聞などでは辺野古行きだと言われている土砂が山積みになされていて自然破壊が起こっているということが大問題になっているわけです。ですから、これはどこであろうと土砂の供給元も本来はアセスの対象にすべきなんです。ところが事業者はこれは業者から買い取るからその対象にならないと言っているところに私はまた今の法の不備もあるんじゃないかなと思うので、これも今後そういったものもきちんと整備をしていくことが自然を守っていくという上では求められるんじゃないかなと思います。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 議長、休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後0時39分休憩

午後0時41分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん 先ほど来、じゃ、県内の既に行われているところのその外来生物の実態があったかということですか。それに対しては、そもそもこれまでの県が少なくとも埋立承認をした、あるいは免許をしたというところの埋立用材、今回我々がその土砂というあるいは岩ズリやそれから石材、その他海の中に埋めるものということで外からこのような埋立用材を持ち込むということが前例がなかったということは県の今確認の中でもとれております。つまり、通常はしゅんせつ土砂、その地域のしゅんせつ土砂を用いて埋めるということで、なるべく生態系に影響を与えないような土砂の選定という前提がある。それから、県内で調達できるのにわざわざ県外からコストを上げて持ち込むという事例が、過去にこのような事例がないということで、実際には特定外来法の制定があって、後にこの問題が外来種として大きな課題になっているという今日の要請に至るまでこのような外来種の問題が土砂に紛れて云々ということが現実の課題としてはなっていない。そういう中であって、今回新たに外来種の課題を指摘したのは事業者みずからです。

事業者が申請計画の中において、この埋立用材を県外から持ち込むに当たって外来種の侵入が想定されるということをいずれの事業者も表明をしています。それを我々はリスクと捉え、そのリスク回避の措置をしっかりと特定外来法でももちろん前提としてその法の趣旨にのっとり抑え、そして今言われるところの国内間移動のさらに底上げをこの条例で図っていかうというものですので、新たな課題としての時代の要請を受けた今回の条例だというふうに思っております。それが1点ですね。（発言する者あり）

埋立用材で県が承認や提供した事業の中において、県外からの土砂や岩ズリを用いた事例はないということでそれが前提になって、今この問題が新たな課題として起きているということを受けております。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後0時45分休憩

午後0時46分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん 埋立用材の中にそういう侵入をした事例があるかということですが、そもそも特定外来生物法はどの用材に何の外来種がいるかということを調べ尽くすようなそもそもスキームを持っておりません。そういう意味では、どの侵入経路で何が発端となって入ってきたかということを経水際で一旦検査を通じて、先ほどの検疫もありますがそういったものを通じて紛れ込んでないかということは意図的であればそれは許可をとって、許可されたものが搬入できるというそういう流れはありますが、非意図的に、意図しない形で付着をして混入をして持ち込まれることのルートがどこであるかということ調べ尽くすような法の体系をそもそもとっておりません。そういう中であればこそ各県が自分たちの県における条例の範囲内でそのことをなるべく侵入させないにはどうしたらいいかということ規定をしたり、努力をしたりしている状況が現状であるので、埋立用材はどうだったかということに対してこれに今答えられるということとは持っておりません。ただ、その埋立用材に紛れて入ってくる可能性があるもの、これは何種類か想定はもちろんありますが、それはただ、今、これが必ず入ってくるか入ってこないかというところはやはりこの防除対策の次第というところもありますので、先ほどのお答えにはやはり現状の確認というのはそれを管理するシステムが整っていないということをもう申し上げるほかないと思います。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 まず1点目、答弁ありがとうございました。

1点目のなぜ与党議員のみか、時間がとられたというそういうふうなことですけれども、やっぱり今説明聞いても一部の人たちだけでこういう大事な条例を一つの視点だけからつくり上げるからこういうことになるんですよ。これはやっぱり沖縄県全体の部分ですから、与党も野党もあるいは中立会派も含めてそういう形でさまざまな議論をして、我々はこの視点が懸念がある、我々はこうだというふうな形でやっけないかというふうなことになるんですね。ですから当然これは提案をされていますから、審査をしますよ。審査はしますけれども、23名で提案をし過半数はやっぱり二十四、五ですからもうそれは条例を通すという与党多数というそういうふうな部分があって、これは押し切れというふうな形になったと思っております。

ですから改めて聞いても、提案者に確認しますがけれども、やっぱり本来はこういう県全体のあるいは沖縄の振興、そういうふうな懸念される部分もありますけれども、そういうことについてやっぱりきちんとさまざまな角度から検討した上でこういう議案をつくり上げていって、さらに微調整を通して仕上げていくというふうなことが必要だったのではないかなというふうに思っております。

先ほども、なぜ事前に事業者の総合事務局あるいは防衛局という形で説明したのかという問いに対していろんな配慮をしたというふうなことですけれども、ですからまさに我々はこれから特別委員会をつくって、特別委員会をつくってその特別委員会の中で事業者を呼んで総合事務局を呼び、あるいは防衛局も呼び、国からのそういう専門家も呼びという形でやるものを、やらないといけないものを提案者が既にそういうふうな説明をして理解を求めるとことはもう本当に言語道断のことですよ。これから特別委員会が設置されますから改めてそういう防衛局とかあるいは総合事務局あるいはさらに専門家さまざまな方々を参考人に招いてきっちりそういう審査をする。ですから懸念があるということは提案者も認めていますから、ぜひ提案者も一緒になってこの参考人招致について協議をしていきたいと思っておりますから、そのことについても御答弁をお願いします。

先ほどの外来生物の存在です。

私どもがこういう決まり事をつくるときに、もちろ

ん国の仕組みもそうでしょう。さまざまなことがあって私も独自でそういうことをやらないといけないということはあるかもしれません。ただ、我々はこの形で具体的なそういう提案をするときに、これまでの沖縄県の埋立事業において実際こういうふうなことが起こっている、あるいは他府県でこういうことが起こっているというその実例も含めてこういうことがあるのでこうやらないといけないという、そこがやっぱり県民に対する説得力だと思うんですね。ただ、そういう形で懸念がある、懸念があるというふうなことになっていくとこれは実態はわからないわけですから、提案する議員がそういうことがわからない、どうなっているのかわからないけれども、いやいや、危ないからやるとかというふうなことはこれは説得力に欠けていると思っているんですよ。ですから、この実態を示さないまま提案をするというのはこれはやっぱり説得力に欠けておりますし、やっぱり無責任だろうなと思うんですね。そういう観点からも後ほどまた議論をしていこうというふうに思っております。

もう一点、先ほど答弁しておりませんが、私が申しあげましたように、今の沖縄県政です。沖縄県政が抱えている埋立事業に関して、ですからこれと並行してこの条例をつくる。この条例はもっと前でもよかったわけですが、そういうふうな事業が進んでいく中でこういうふうな条例をつくってそれを後押しをしたいという思いがあるかもしれませんが、先ほど言いましたように一方の埋立事業、2つあって両方が全く同じ手続でやったにもかかわらず、一方の埋立事業については何ら問題視しない。一方の埋立事業については非常に大きな問題として取り上げてそれをクローズアップしていく。こういう条例もそういうふうなものができないような後押しをしていくというふうなことからすると非常に公正さや公平さに欠けている。今はそういうふうな県政をこういうふうな条例が後押しをするというふうなことになっていきますと、今でさえ公平ではありませんから、それをさらに県議会は条例をつくってそういう後押しをしていくというのはこれはやっぱり県民としても理解しがたい部分だと思いますし、この条例の趣旨としてもこれは非常に問題があるのではないかなというふうに思っております。今の県政が進めている課題の解決、そことこの条例の関係について提案者から答弁を求めて終わります。

お願いします。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん その埋立用材に紛れ込む可能性があるということを我々専門家でもないですが、一応その一定の対象となるであろう地域は埋立土砂であれば大体どの地域ということは申請計画に大まかなところは載っておりますので、そのあたりで言えば植物的にはアゾラ・クリスタータ、ナルトサワギク、オオカワヂシャ、ブラジルチドメグサ、アレチウリ、ミズヒマワリ、それからクモ類でいけばセアカゴケグモ、昆虫類で言えばアルゼンチンアリ、このあたりの混入の可能性は恐らく私たちの本条例が規定をするその事業者、供給元が決まった後に調査をされるのではないかと、その搬入の可能性の調査や生息域の調査、それがもたらすことによる侵入の、入った場合の防除等々を含めて届け出をいただくことで防除策の実効性を高めていくその手続に寄与していくというふうに考えております。それが1点目です。

それから、私たちが事業者、先に説明を言ったこと等今後審査を通じて参考人招致をされるという趣旨は違っておりますので、先に説明を言ったから参考人招致を妨げるものではないと思いますので、ぜひともそこは慎重な審査に期待、期待というか一緒に臨んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それから県政の課題と本条例のかかわりです。

これについては、冒頭の提案の中でも申しあげましたとおり、沖縄の生物多様性の特徴というのは世界的にも貴重です。生物種が多く個体数が少ない、それから狭い環境に局所的に住んでいる種類が多い、生物同士が相互関係を保ちながら共存する共生という関係がさまざまな形態で見られるということ、それからそれが非常に今申しあげた特徴は繊細で壊れやすいということがさまざまな専門家、県環境の当局からも指摘をされています。こういった沖縄の自然環境の中で環境省はこの沖縄の固有の自然を非常に高く評価し、世界自然遺産登録に向けての取り組みを進めているところです。そういう中であって、今回の私たちの外来種侵入防止を目的とする条例は県政の今抱える課題、そして将来の課題に大きく寄与することを私たちも期待して望んでおります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時57分休憩

午後0時58分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後0時58分休憩

午後0時59分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

日程第10 陳情第26号、第32号、第40号、第44号、第45号、第46号の5、第52号、第53号、第55号及び第56号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情10件のうち、陳情第26号、第32号、第40号、第44号、第45号、第52号、第53号、第55号及び第56号の9件については米軍基地関係特別委員会に、陳情第46号の5については公共交通

ネットワーク特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明6月17日から23日までの7日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、明6月17日から23日までの7日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、6月24日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時0分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 具 志 堅 徹

会議録署名議員 當 間 盛 夫

平成 27 年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 2 号）

平成27年 6 月24日（水曜日）午前10時 2 分開議

議 事 日 程 第2号

平成27年 6 月24日（水曜日）

午前10時開議

第 1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 代表質問

出 席 議 員 (47名)

議 長	喜 納 昌 春 君	23 番	座喜味 一 幸 君
副議長	翁 長 政 俊 君	25 番	玉 城 ノブ子 さん
1 番	比 嘉 京 子 さん	26 番	赤 嶺 昇 君
2 番	比 嘉 瑞 己 君	27 番	新 垣 清 涼 君
3 番	西 銘 純 恵 さん	28 番	瑞慶覧 功 君
4 番	玉 城 満 君	29 番	崎 山 嗣 幸 君
5 番	仲 村 未 央 さん	30 番	新 垣 安 弘 君
6 番	新 田 宜 明 君	31 番	呉 屋 宏 君
7 番	儀 間 光 秀 君	32 番	前 島 明 男 君
8 番	上 原 章 君	33 番	照 屋 守 之 君
9 番	花 城 大 輔 君	34 番	新 垣 良 俊 君
10 番	砂 川 利 勝 君	35 番	仲 田 弘 毅 君
11 番	具志堅 透 君	36 番	嶺 井 光 君
12 番	大 城 一 馬 君	38 番	嘉 陽 宗 儀 君
13 番	具志堅 徹 君	39 番	玉 城 義 和 君
14 番	渡久地 修 君	40 番	奥 平 一 夫 君
15 番	山 内 末 子 さん	41 番	新 里 米 吉 君
16 番	仲宗根 悟 君	42 番	高 嶺 善 伸 君
17 番	照 屋 大 河 君	43 番	狩 俣 信 子 さん
18 番	當 間 盛 夫 君	44 番	金 城 勉 君
19 番	吉 田 勝 廣 君	45 番	糸 洲 朝 則 君
20 番	又 吉 清 義 君	47 番	新 垣 哲 司 君
21 番	島 袋 大 君	48 番	具 志 孝 助 君
22 番	中 川 京 貴 君		

欠 員 (1名)

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	翁 長 雄 志 君	副 知 事	安慶田 光 男 君
副 知 事	浦 崎 唯 昭 君	知 事 公 室 長	町 田 優 君

総務部長	平敷昭人君
企画部長	謝花喜一郎君
環境部長	當間秀史君
子ども生活福祉部長	金城武君
保健医療部長	仲本朝久君
農林水産部長	島田勉君
商工労働部長	下地明和君
文化観光スポーツ部長	前田光幸君
土木建築部長	末吉幸満君
企業局長	平良敏昭君
病院事業局長	伊江朝次君
会計管理者	金良多恵子さん

知事公室秘書広報交流統括監	新垣秀彦君
総務部財政統括監	池田克紀君
教育委員会委員	喜友名朝春君
教育長	諸見里明君
公安委員会委員長	與儀弘子さん
警察本部長	加藤達也君
労働委員会事務局長	大城玲子さん
人事委員会事務局長	親川達男君
代表監査委員	知念建次君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局次長	比嘉徳和君	主幹	中村守君
議事課長	知念正治君	主査	川端七生君
副参事兼課長補佐	平田善則君	主事	村吉政則君
	勝連盛博君		

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

6月16日の会議において設置されました公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する特別委員会の委員長から、同日の委員会において委員長に仲宗根悟君、副委員長に奥平一夫君を互選したとの報告がありました。

次に、説明員として出席を求めた人事委員会委員長玉城健君及び労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日、25日及び29日から7月2日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、人事委員会事務局長親川達男君及び労働委員会事務局長大城玲子さんの出席を求めました。

○議長（喜納昌春君） この際、念のため申し上げます。

本日、25日及び29日から7月2日までの6日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

○議長（喜納昌春君） 日程第1 代表質問を行います。

す。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。
翁長政俊君。

〔翁長政俊君登壇〕

○翁長 政俊君 それでは、自民党を代表いたしまして質問をいたします。

昨日は戦後70年目の節目の慰霊祭でした。去る大戦でお亡くなりになった20万余のみなさまに哀悼の誠をささげ、心より御冥福をお祈りいたしました。二度とあの戦火を繰り返すことなく、世界の恒久平和と我が国と沖縄の、そして平和と安寧を希求する一日となりました。

しかし、昨日は、鎮魂の場にふさわしくなく、政治色の強い慰霊祭となり、まことに残念でありました。県の反省を求めます。

さて、国政においては、政府が提案した安全保障関連法案の制定をめぐり、集団的自衛権の行使容認が憲法の定める自衛権の範囲内とする与党に、政府案は歴代内閣が示してきた専守防衛の政府見解を逸脱した拡大解釈であり違憲である対立、今国会での成立を期する与党は、95日間の会期延長を行う。野党はこの国会運営に反発し、また審議を急ぐ政府与党の姿勢に数のおごりで横暴だ、民主主義の否定だと声高に糾弾をしております。しかし、国政選挙における民意は与

党にあり、圧倒的多数を握っているのです。

翻って、沖縄県議会では国政野党を支持する議員が多数を占めていて、最近実施された一連の選挙での勝利をもって、民意を盾に多数を正義とする民主主義を数の力で押し込んできております。

民主主義社会においてはどの主張も正しいが、矛盾でもある。しかし、どの国の議会でもそんな甘い話を通るわけがないことも百も承知の上である。よしんば、国政における政府批判のねじれと矛盾を反省し、沖縄県政でも生かしてほしいものである。

一方、世の古今東西を問わず独裁政権の御用メディアを除いて、常に時の政権に厳しいのは議会であり、メディアである。それは地方政権においても同じだ。自由主義社会の中での両輪をなす厳しいチェック機能であるべきであります。

翁長知事には選挙の公約もあって、日に日に辺野古移設阻止のハードルをみずから高めておりますが、行政の長としての言動はバランスのとれたものであるべきであり、良識と分別を持った風格のある発言であってほしいものであります。

沖縄の歴史と社会は複雑です。南海の孤島の社会政治は、常に大国とのはざまの中で揺り動かされました。琉球王国時代は今日以上に厳しく、為政者は大国との外交交渉に翻弄され、苦悩いたしました。庶民の生活は、その比ではなく封建社会のもとで重税にあえぎ、辛酸をきわめました。

革新が悪の権化として使う、琉球処分の外圧によって琉球王国の封建体制は瓦解し、旧慣の統治制度のくびきから庶民は解き放されました。そして社会の解放改革をもって、庶民が救われる裏面史があったことも決して忘れてはならない歴史の認識であります。

歴史は、弱者から見る視点も重要であります。昨今は被差別意識を丸出しにして、他を誹謗する風潮があり、琉球の歴史の中にも搾取され妨げられた多くの庶民がいたことをすっぱり落として、権力の側からのみ琉球歴史を捉え、内なる差別や格差に背を向け美化し、アイデンティティーの道具に使うことはいかなるものかと言わざるを得ないのであります。

時代は下るが、大田県政が終わり、稲嶺、仲井眞県政と16年続きました。その間、常に県政の重要懸案が普天間飛行場の移設問題でした。この問題は紆余曲折をたどりながら、20年の歳月を費やしてもまだ解決を見ることなく今日に至り、仲井眞県政の埋立承認をもって動き出そうとしています。その間、沖縄の経済振興は着実な進展を遂げ、沖縄振興計画も自前で計画を立案し、21世紀ビジョンを創設、必要な財源も

一括交付金制度や沖縄振興予算で毎年度3000億が確保され、観光入域客も700万人を超え、目標の1000万人が目前であります。雇用や所得の是正も改善され、経済振興は順調に推移していることは明らかであります。

沖縄社会を分析する専門家の中には、沖縄の政治は革新が基地で政府を突き上げ、保守が振興策を引き出す絶妙なパワーバランスで成り立ち、発展を遂げているとの事実誤認の分析をしている方もおりますが、図らずもこの16年の県政の実績を見ると、この分析の指摘が当たらずとも遠からずの感もいたします。翁長知事の誕生でこの構図が壊れたこと。しかし、沖縄振興策で政府見解は、一貫して基地問題とリンクはしないというのが政府コメントであり、建前であります。

いよいよ県は、7月には第三者委員会の結論をもって、辺野古移設阻止の法的手続を開始し、政府との全面対決が避けられない状況にあります。県の法廷闘争と反基地闘争が長期化すれば、政府との関係はさらに悪化し、解決策が見出せないまま泥沼化し、深刻な事態に至ることを憂慮いたしております。

本県においての経済振興策は特に重要課題ですが、県経済の優先性を取り上げると、基地移設との絡みで感情をむき出しにして、沖縄の心を金で売るといふばかな論調がまかり通り、異常事態で情けないありさまです。これでは沖縄県の経済自立も先行きが思いやられます。

沖縄が自立の志を持つことは大事なことです。県の財政事情は3割自治で、自立にはまだまだほど遠いのが実態であることもよく理解しなければなりません。だからといって、基地とのリンク論を支持するわけではありません。米軍基地が県民生活を脅かし、自認できる範囲を超えていることは現実です。だからこそ、普天間飛行場の危険性を除去するために、辺野古を含むあらゆる選択肢を排除せず、現実的かつ可能性が最も高く、確実に基地の整理縮小を実現する手段を県政トップとして選択することも最も重要であります。

保守政治は政府との関係を重視し、バランス感覚を失うことなく行政に当たってきました。翁長知事には政府との信頼関係を醸造する協議の場が必要です。かたくなに辺野古建設阻止を県政運営の柱に掲げ、やっと芽生え始めた本格的な自立経済に向けた国策支援、県民生活の向上や拡大する県経済の好循環の機運を失ってはなりません。

翁長知事には、保守の政治家としての長いキャリアが今も存在するのであれば、老練で卓越した指導力を

持つ政治家として、今こそ冷徹にその真髄を発揮するときではないでしょうか、期待をいたしております。

次に、知事の政治姿勢について伺います。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

○翁長 政俊君 (1)、翁長知事は安倍総理に対し、辺野古移設ができなければ本当に普天間が固定化されるのかと迫りましたが、かつて、平成10年の2月定例会において、海兵隊の削減との関連で大田知事に対し、SACOの合意を帳消しにしたわけですから、普天間の凍結があると考えるのが普通との質問をしている。当時と現在の普天間基地の凍結・固定化についての考え方が違うが、その理由を伺う。

(2)、昨今の知事の言動は、反安保、反基地の主張が目立ち、しかし知事は、各方面に辺野古移設阻止を訴える際に、日米安保条約の重要性は十二分に理解していると説明しています。そうであれば我が国の安全保障政策における日米安保の重要性を具体的かつわかりやすく県民に説明をいただきたい。

(3)、国が辺野古移設作業を強行すると、日米同盟・安全保障体制が損なわれ米軍基地の即時返還闘争に発展しかねないと危惧する旨の発言をされております。知事は率直にそうなることを憂慮されているのですか。そして、辺野古以外の米軍基地は許容するという認識をお持ちか、伺います。

(4)、翁長知事は、沖縄の基地負担を全国で分かち合うべきと考えているのであれば、沖縄県知事として率先して、全国で普天間基地を受け入れてもらえるように、差し詰め全国都道府県知事会に直訴要請をなされてみてはいかがか。訪米をして米国に国内問題と一蹴されるより先に知事がとるべき行動だと考えますが、いかがでしょうか。

(5)、翁長知事の副知事人事や外郭団体等の人事について、選挙功労人事との指摘をされております。知事の考えを伺います。

次に、普天間飛行場移設問題。

佐喜眞宜野湾市長の、「1、「普天間飛行場負担軽減推進会議」及び「負担軽減作業部会」の継続を含め、普天間飛行場の早期閉鎖・返還とその間の危険性除去及び負担軽減を沖縄県政の重要課題として取り組むこと 2、普天間飛行場の固定化を避けるための具体的手法を示していただくとともに早期に取り組むこと」等の要請に対し、翁長知事は、普天間の固定化を避けることで一致したようだが、今後の具体的な取り組みについて伺いたい。

(2)、知事は、岩礁破碎許可の取り消しを可能とし

ている。そうであれば農林水産大臣の審査結果を待つことなく、取り消しを実施すべきではないか伺います。

(3)、今議会に辺野古移設阻止に向けた埋立用材に係る外来生物侵入防止条例が提案されているが、このことで県は、外来生物の侵入に大きな責任を負うことになる。沖縄県全般の侵入の実態と外来生物による県民生活と規制強化に伴う経済活動への影響をどう考えているか伺います。

(4)、日米2プラス2の共同声明で、辺野古移設が唯一の解決策と日米両政府が確認したことに憤りを感じるとしてはいますが、知事自身も普天間飛行場は世界一危険としながら、危険性の除去、早期返還は国が決めることと何ら方針を示していない。今後もその考えでいくのか伺います。

(5)、翁長知事は、辺野古移設に向けた知事権限は10ほどであると述べている。どのような権限か、その内容とこれまで移設阻止に向けて行使したのは幾つか、どのような効果があったか伺いたい。

(6)、知事訪米について、辺野古移設問題は米国も当事者として米国の理解を得るとしてはいたが、今回の訪米で米国側は当事者として適切に対応したのか。また、知事は当初の目的を達成したと考えているか伺います。

(7)、知事は、今回の訪米で足がかりができた、今後も訪米し民意を届けたいとしておりますが、一方、面談に応じた米政府高官や有力議員は、そろって辺野古移設は決定したこととして、取り合ってもらえなかったとの報道である。冷遇を受けたものではありませんか。訪米の方針を変えて、即撤回されたいかがか伺います。

3番、県内空港の整備促進について。

(1)、那覇空港の滑走路整備について。

ア、那覇空港滑走路増設について、護岸工事など本格的な工事が進められているようだが、現在の進捗状況と今後の作業の進展の見通しを伺いたい。

イ、沖縄総合事務局は埋め立てに要する石材の調達について、県外から調達すると県に変更申請をしたようだが、審査の現状等県の対応を伺います。

ウ、県は、航空機整備基地建設について、当初の2015年度中完成計画をめぐり政府との調整結果について伺いたい。

(2)、下地島空港の利活用について。

ア、下地島空港と周辺地の利活用について、県は、4候補事業を選定したが、選定の経緯、理由、その後の事業者との正式決定について伺いたい。

イ、これら4候補事業に絞ったことにより、宮古島の提案についてはどのような扱いになるのか伺いたい。

次に、離島・過疎地域の振興について。

(1)、県は、離島における文化資源を生かした事業を実施し、島の活性化を図るとしているが、多くの離島を抱える本県においては、それぞれの島々の特色や魅力をいかに引き出せるかが重要で、その取り組みの現状と今後の展開について伺いたい。

(2)、県は、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の活用により、離島路線の負担軽減に取り組んでいますが、離島住民の生活の安定・負担の軽減を図るには、さらなる支援策の拡大が必要である。県の考えを伺います。

(3)、県離島振興協議会は、小規模離島の情報通信環境整備など県内離島が抱えている諸問題について、その解決を図るよう要請しているが、要請の内容と県の対応について伺いたい。

(4)、離島出身高校生の学生寮としての機能を持つ離島児童・生徒支援センター（仮称）について、取り組みの状況と今後の見通しを伺いたい。

(5)、離島の農林水産物の輸送費用の低減や小規模離島への日常品輸送経費の低減について、県の取り組みを伺いたい。

県内社会資本の整備について。

(1)、本県における物流機能の強化を図る上で、港湾整備や総合物流センターの整備が必要であるが、取り組み状況について伺いたい。

(2)、県が進める陸上交通の整備に向けた、那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路及び南部東道路などを整備し、本島南北軸及び東西軸を結ぶ道路ネットワークの構築について、進捗状況と今後の作業スケジュールについて伺いたい。

(3)、中城湾港を産業支援港湾として整備し、物流拠点の形成に向けて作業を進めているが、将来的に沖縄県における位置づけ、国際物流との整合性について伺いたい。

(4)、那覇港湾の整備について、県として計画どおり推進するとしていくのか、今後浦添市を含めた協議をどのように進めていくか伺いたい。

(5)、公共工事の受注量の増加を受けて、建設業界における技術者等の不足が深刻化しているようだが、一方で民間から行政への転職も指摘されているが、現状と改善に向けた取り組みについて伺いたい。

教育・文化・スポーツの振興について。

(1)、教育の振興について。

ア、来春開校予定の県立中高一貫校について、その狙いと教育効果、募集人員、今後の拡大計画について伺いたい。

イ、県教育委員会が進めている学力向上対策に、県教育庁の進め方や考え方、学校現場における乖離はないか。また、学校行事との関連、バランスはとれているか伺います。

ウ、本県の小中学校における運動会や学習発表会などの学校行事や部活の練習時間が多いとの指摘もあるが、現状はどうか。また、担当教師の負担増、学力向上指導への影響について伺いたい。

エ、2016年度から使われる中学校での教科書の検定結果が公表されました。今回の検定結果全般の評価と尖閣などに関し固有の領土との記述がふえたことについて、県教育長の見解を求めます。

オ、文部科学省の調査によれば、公立中・高校で英語を教える教師の英検資格について、全国的に厳しい現状ということですが、本県における英語教師の実態はどうなっているのか。県としての取り組みはどうなっているのか伺います。

カ、少子化が進行する中で、幼児教育の重要性が増してきているが、県として幼児教育の無償化について、どのように取り組んでいるのか伺います。

キ、発達障害のある児童に対する支援については、関係する機関が連携、協働した取り組みが重要です。県としての取り組みや支援について伺いたい。

ア、本県の伝統文化で、組踊や琉球舞踊、沖縄芝居、伝統工芸品である染織物、陶器、漆器などの後継者育成について、県の取り組みの現状とこれまでの成果について伺いたい。

イ、工芸の杜（仮称）の整備が進められているが、その概要と進捗状況について伺いたい。

ウ、沖縄空手会館の建設整備について、平成28年度の供用開始に向けて計画どおり進められているのか。施設の概要と運用計画等について伺いたい。

エ、琉球料理の文化的価値の向上と普及振興にどう取り組むのか。また、郷土料理の無形文化財指定が他県では進んでいるようだが、県教育庁としてどう取り組むのか、今後のスケジュールを伺います。

以上、答弁を聞いて再質問をいたします。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

翁長政俊議員の代表質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、普

天間基地の固定化に対する考えについてお答えをいたします。

私は、辺野古に新基地はつくらせないという公約を掲げ、多くの県民の負託を受けました。県民の理解の得られない辺野古新基地をつくることはできないと考えております。一方で、世界一危険とも言われる普天間飛行場の固定化は絶対に許されないと考えております。

政府においては安全保障の負担は全国で担うべきとの認識のもと、普天間飛行場の早期返還に取り組んでいただきたいと考えております。

次に、日米安保の重要性についてお答えをいたします。

私は、日米安全保障体制を含む日米同盟関係が、これまで我が国及び東アジアにおける平和と安定の維持に寄与してきたものと理解をしております。しかし、我が国においては、沖縄の米軍基地の機能や効果、負担のあり方など、安全保障全般について国民的議論が十分なされてきたとは言えません。

沖縄県だけに過重な米軍基地負担を強いて、本土全体が無関心であることは残念であり、辺野古移設問題を通して、日本全国の皆様が改めて日米安全保障の負担のあり方について考えるべきであります。

次に、副知事などの人事についてお答えをいたします。

副知事及び県と密接な関連を有する外郭団体役員の人事につきましては、私と政治理念を同じくする者、私の政策を理解し、同じベクトルを持つ者の中から、本人の能力を見きわめ、人事の要諦である適材適所の観点を踏まえ、行っているものであります。

次に、普天間飛行場移設問題についてに関する御質問の中の、知事訪米時における米国側の対応と訪米の成果についてお答えをいたします。

今回の訪米では、国務省、国防総省、連邦議会議員及び有識者など19名もの方々に直接面談する機会を得ました。面談を通して、今沖縄が置かれている状況を詳しく正確に伝えることができたことは、大変有意義なことだったと考えております。特にマケイン上院軍事委員長及びリード同副委員長と面談できたこと、マケイン議員側から継続して私と建設的な対話を続けたいとの話をいただけたことは大きな成果だと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、辺野古以外の基地の許容についてお答えします。

嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還は、沖縄の過重な基地負担の軽減及び振興・発展につながるものであり、確実に実施されることが必要と考えております。

知事は、辺野古に新基地をつくらせないという公約を掲げ、多くの県民の負託を受けております。日米両政府が、辺野古移設計画を唯一の解決策であると固執することは、沖縄の社会的安定を損ない、日米安全保障体制に大きな禍根を残すものであります。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、都道府県知事への要請についてお答えします。

全国の都道府県知事に対しては、ことし1月の全国知事会において、知事は、普天間飛行場の県外移設及び辺野古に新基地はつくらせないと公約を掲げ沖縄県知事に当選したことをお伝えし、沖縄の基地負担軽減に協力をお願いしたところであります。

一方、戦後70年間、過重な基地負担を背負う沖縄が、危険性除去のためとはいえ、代替施設を考えなければならないというのは、大変理不尽であると考えております。

政府においては安全保障の負担は全国で担うべきとの認識のもと、普天間飛行場の早期返還に取り組んでいただきたいと考えております。

次に、普天間飛行場移設問題についての御質問の中で、普天間飛行場の危険性除去と負担軽減の取り組みについてお答えします。

普天間飛行場の危険性除去については、昨年12月15日及びことし5月22日に宜野湾市の佐喜眞市長から要請を受けており、引き続き県政の最重要課題であります。

県は平成25年12月、沖縄政策協議会において、普天間飛行場の5年以内の運用停止を含む4項目の基地負担軽減策を要請したところであります。平成26年2月に設置された普天間飛行場負担軽減推進会議において、県は運用停止を含む4項目の基地負担軽減策について、具体的な取り組みを求めてまいりました。

引き続き同会議及び作業部会において具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

同じく普天間飛行場移設問題についての御質問の中で、普天間飛行場の危険性除去に対する姿勢についてお答えします。

普天間飛行場の危険性除去は、引き続き県政の最重要課題であります。5年以内運用停止を含め危険性除

去の方策について政府と調整してまいります。

同じく普天間飛行場移設問題についての御質問の中で、辺野古移設に関連する知事権限についてお答えします。

知事は、辺野古新基地建設に関する権限としては、公有水面埋立法や沖縄県漁業調整規則に基づく手続等、さまざまなものがあり、このことを「10ほどある」と表現したものであります。

現在、岩礁破碎許可に関連して、調査のため臨時制限区域への立ち入りを求める等の指導をしたところですが、これについては、県は許可権者として、漁業調整規則の趣旨にのっとった適正な行為がなされているか監督する権限を行使しているものであります。

次に、同じく普天間飛行場移設問題についての御質問の中で、訪米の方針についてお答えします。

辺野古新基地建設に反対する県民世論及びそれを踏まえた建設阻止に向けた知事の考えを伝え、米国側の理解と協力を促すということは非常に重要であると考えており、今後とも必要に応じて訪米することを検討してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島田 勉君登壇〕

○農林水産部長（島田 勉君） 翁長政俊議員の御質問にお答えする前に、御挨拶を申し上げます。

4月1日付で農林水産部長を拝命いたしました島田でございます。

沖縄県の農林水産業の振興・発展に向け、全力で取り組む所存でございますので、議員の皆様には、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

では、普天間飛行場移設問題についての御質問の中で、岩礁破碎許可の取り消しについてお答えします。

沖縄防衛局が普天間飛行場代替施設建設工事に係る岩礁破碎許可の範囲外にコンクリート製構造物を投入したことについては、許可を得ずに岩礁破碎のなされた蓋然性が高いと思料されることから、ことし2月に在日合衆国軍隊に対し、同区域内への立入許可を申請したところでございます。

しかしながら、当初申請から4カ月経過してもなお立ち入りができない状況にあるため、当該行為に係るサンゴ礁の破損状況に関しては、ことし2月に県が行った臨時制限区域の外周部分での現況調査結果と沖縄防衛局から提出された資料内容の把握にとどまっております。

当該行為に関する行政判断を行うためには、県みず

からが調査することにより、事実を確認するため、引き続き在日合衆国軍隊に対して、立入許可を求めていくこととしており、当該調査の実施を踏まえ、沖縄県漁業調整規則に基づき、原状回復や許可の取り消しも視野に入れ、厳正かつ適切に対応する方針であります。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問の中で、離島の農林水産物の輸送費用の低減についてお答えいたします。

県においては、本土に対する地理的不利性を軽減するため、農林水産物流通条件不利性解消事業を実施しております。

本事業においては、農林水産物の県外出荷に際して、離島から本島までの輸送費を含め、直近他県である鹿児島県までの輸送費相当分を支援し、輸送費用の低減に努めているところでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

環境部長。

〔環境部長 當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 普天間飛行場移設問題についての中、外来生物の侵入の実態と県民生活や経済活動への影響についての御質問にお答えします。

外来生物の沖縄県内への侵入状況については、平成21年度の調査結果で816種が確認されており、そのうち生態系や農作物への影響が確認されているものが160種あります。沖縄県内での外来生物による具体的な被害例として、タイワンハブによる咬傷被害やオオヒキガエル、ブラックバスなどによる在来種の捕食、インドクジャクやタイワンカブトムシなどによる農作物被害が報告されております。

環境基本法においては、持続的発展が可能な社会の構築を図るため、社会経済活動全体を環境適合的にしていかなければならないとしており、そのため、開発行為を行う事業者は環境影響評価を行い環境保全について適正に配慮することとされております。したがって、事業者においては環境保全に必要な措置及びその費用を当然に事業実施過程にあらかじめ組み込み、内部化しているものと認識しております。

外来生物の侵入防止対策は、事業に伴う環境保全に必要な措置であり、今回の条例案は特段の影響を与えないものではないと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 県内空港の整備促進

についてに関する御質問の中で、那覇空港滑走路増設事業の進捗と今後の見通しについてお答えします。

那覇空港滑走路増設事業については、国において護岸工事が進められており、平成27年度から一部埋立工事に着手すると聞いております。

工事の進捗率は、事業費ベースで平成27年3月末、約24%となっており、平成31年度末の供用に向け、鋭意取り組んでいるとのことでもあります。

同じく県内空港の整備促進についての御質問の中で、那覇空港滑走路増設事業における石材の県外調達の審査状況についてお答えします。

那覇空港滑走路増設事業は、沖縄総合事務局が事業者として、平成26年1月に事業に着手し、5年10カ月の工期で平成31年度に完了する予定となっております。しかし、平成26年度は当初の想定以上に台風及び冬期風浪による施工条件が厳しかったことから、平成27年度は気象海象条件のよい4月から10月に集中的に護岸を整備したいとのことでもあります。このため、護岸工事に用いる基礎捨て石等の必要量100万立方メートルに対し、最大で約30万立方メートルが県内調達では不足するとしており、沖縄総合事務局は平成27年4月6日に承認の際に付した留意事項に基づき、「公有水面埋立承認に係る留意事項に基づく承認申請」を提出しております。

県としましては、事業者である沖縄総合事務局に対し、石材の県内調達が困難な理由や工程への影響、環境への配慮などについて、変更内容が適切で合理性があるかを確認するため、これまで4回の質疑応答を行いながら、慎重かつ丁寧に審査しているところであります。

同じく県内空港の整備促進についての御質問の中で、下地島空港の利活用の経緯と取り組みについてお答えします。

下地島空港については、周辺用地も含めた利活用に取り組むため、平成26年度に事業者からの提案を国内外から募り、4つの利活用候補事業を選定しました。

選定に当たっては、学識経験者や地元宮古島市等で構成する検討委員会において、書面審査や提案事業者からのヒアリング等を行い、事業の主体性、将来性及び資金計画等の観点から評価が行われました。

また、県においては、副知事を委員長とする沖縄県開発委員会において、この4つの事業を利活用候補事業とし、あわせて事業実現に向けての取り組み方針を定めた「下地島空港及び周辺用地の利活用基本方針」を策定しました。現在、この基本方針に基づき、事業

実施環境の整備に取り組んでいるところであり、ことし12月を目途に、利活用候補事業の提案者を正式に事業者として決定する予定であります。

同じく県内空港の整備促進についての御質問の中で、下地島空港における宮古島市提案の扱いについてお答えします。

宮古島市からは、国際線受け入れ体制の整備、災害時の緊急支援物資の備蓄拠点、国際的な航空機整備基地、フライトシミュレーター施設の誘致など、多くの提案をいただいております。

県としては、利活用の早期実現が図られるよう、民間事業者を対象に提案者みずからが事業主体になることを条件に事業の提案募集を行ったところであります。

選定された4つの利活用候補事業の中には、宮古島市の提案に近い事業も含まれていることから、これまでの市の取り組みが事業者の提案に生かされたものと考えております。

次に、県内社会資本の整備についての御質問の中で、港湾や総合物流センターの整備についてお答えします。

島嶼県である本県において、港湾は物流輸送の大部分を支え、国内外の交流の拠点となる重要な社会基盤であります。そのため、災害時における物流にも対応できるよう那覇港ほか5港で耐震強化岸壁の整備を推進しているところであります。

また、物流機能の強化を図る取り組みとして、中城湾港新港地区及び本部港において、新たな上屋整備事業に今年度から着手したところであります。

さらに、国際流通港湾として整備を進めている那覇港においても、那覇港管理組合が総合物流センターの工事に今年度から着手していくとのことでもあります。

その他の地方港湾では、定期船が安全に航行できるよう港内の静穏度向上を図ってきているところであります。

同じく県内社会資本の整備についての御質問の中で、道路ネットワーク構築の進捗状況と今後の作業についてお答えします。

沖縄本島の南北軸及び東西軸を構築する幹線道路ネットワークとして、現在、はしご道路の整備を推進しております。

南北軸の進捗状況としては、国において那覇空港自動車道や沖縄西海岸道路の整備が進められており、那覇空港自動車道は去る3月に豊見城・名嘉地インターチェンジまで4車線供用し、残る小禄道路についても平成23年度から事業着手されております。また、

沖縄西海岸道路は事業化している区間が7地区10区間で、延長は約37キロメートル、73%の事業化率となっております。

県において整備を進めている東西軸の進捗状況としては、全12路線のうち沖縄環状線など6路線で整備を終え、南部東道路を初め4路線が事業中となっております。

今後は、沖縄西海岸道路の整備未着手区間の早期着手を国に要請するとともに、県としても東西軸の整備を鋭意推進したいと考えております。

同じく県内社会資本の整備についての御質問の中で、中城湾港の県経済における位置づけ等についてお答えします。

沖縄21世紀ビジョン基本計画において、沖縄本島東海岸地域の活性化を図るため、中城湾港（新港地区）を産業支援港湾として位置づけ、岸壁、泊地、上屋等の整備を推進しております。このような中、平成26年6月18日に那覇港及び那覇空港に隣接・近接する那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市の市内全域と、うるま市及び沖縄市の一部から成る「うるま・沖縄地区」としての新港地区全体を、国際物流拠点産業集積地域に拡大指定したところであります。「うるま・沖縄地区」の指定に当たっては、国際物流特区制度を最大限に活用して工業用地の分譲を進め、ものづくり産業の立地・集積を加速させることにより経済効果を上げることを目指しております。

同じく県内社会資本の整備についての御質問の中で、那覇港の整備についてお答えします。

那覇港の整備については、那覇港管理組合において事業を推進しているところであります。浦添埠頭地区については、去る4月28日に開催された那覇港湾施設移設に関する協議会において、浦添市から計画の見直し案が提示されております。

県としては、那覇港を沖縄21世紀ビジョン基本計画において、国際流通港湾として位置づけており、臨空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成を図ることにしていることから、今後も民港港湾計画との整合を図ることが重要であると認識しており、関係機関と十分な協議、検討を行う必要があると考えております。

同じく県内社会資本の整備についての御質問の中で、建設業界の技術者不足についてお答えします。

沖縄労働局によると、平成27年3月の県内における建築・土木・測量技術者の新規求人倍率は2.48倍となっており、人手不足が生じているものと思われます。

県では、技術者不足の対策として、近接した施工場所で主任技術者が兼任できる要件の緩和、準備期間や一時中止期間において現場代理人の常駐義務緩和により、他の工事と兼任が可能となるような対応を行っております。また、公共工事の技術者単価を引き上げ、技術者の賃金水準の向上を図るとともに、業界団体と連携した鉄筋・型枠工等の人材育成を行っております。さらに、高校生を対象とした建設工事の現場見学会及び現場実習、将来の人材確保を目的とした建設現場をめぐる親子バスツアー等を行っているところであります。

今後とも、関係機関と連携しながら技術者の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君） 県内空港の整備促進についての中、航空整備基地の建設に係る政府との調整についてお答えいたします。

国との調整において、当初の事業予定地では、那覇空港第2滑走路建設にあわせて整備する新管制塔からの視認性に問題があることが判明したため、建設位置の変更に伴う設計変更を行っております。また、防衛省と自衛隊施設の一部移転について調整をしておりましたが、昨年8月に、同施設の一部が消滅することにより、基地全体の機能が維持できなくなるとして、基地全体の移転補償について調整に時間を要しておりました。このため、全工程を見直し、当初予定していた平成27年度中の供用開始を平成29年度へと変更しております。

自衛隊施設の移転補償については、航空機整備施設を建設する沖縄県と駐機場を整備する国交省とで、それぞれの事業に係る自衛隊施設の面積案分で負担することを軸に調整を進めているところであります。

次に、教育・文化・スポーツの振興についての中、伝統工芸品産業の後継者育成についてお答えいたします。

本県の伝統工芸品は、製造過程の主要部分が手作業であり、技術・技法の習得には長期間を要することから、優秀な技術を保持する後継者の育成・確保は必要不可欠であります。

そのため、県におきましては、昭和47年から各工芸産地組合が実施する後継者育成事業に対して補助・支援をし、約3400人の後継者育成・確保を図っております。また、工芸振興センターにおいても、昭和49年から織物、紅型、漆器、木工技術者養成事業を

実施し、約1100人を各工芸産地組合の後継者・中堅技術者等として送り出しております。

次に、同じく教育・文化・スポーツの振興についての中、工芸の杜（仮称）の概要と進捗状況についてお答えいたします。

沖縄県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画や第7次沖縄県伝統工芸産業振興計画に基づき、伝統工芸を持続的に発展できる産業として競争力向上を図るため、工芸の杜（仮称）の整備を進めております。

当該施設は、工芸振興センターが担ってきた人材育成や技術支援、研究開発機能に加え、県内全ての工芸品を一堂に集めた展示販売や情報発信、インキュベート機能等を新たに付加した施設とし、各産地へのゲートウェイの役割を果たすことにより、全県的な工芸産業の振興を図ってまいりたいと考えております。また、進捗状況につきましては、平成26年度に整備基本計画を策定し、平成27年度は、拠点施設の展示・管理運営等の計画を策定することとなっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 答弁に入ります前に、御挨拶をさせていただきます。

この4月1日より文化観光スポーツ部長を拝命しております、前田でございます。

文化・観光・スポーツの各分野の振興、相互の連携により施策の相乗効果が発揮されるよう、一生懸命取り組んでまいります。議員各位の御指導よろしくお願いいたします。

それでは、答弁させていただきます。

離島・過疎地域の振興についての中で、離島における文化資源を生かした事業の取り組みの現状と今後の展開についてお答えいたします。

沖縄県の離島地域は、多様で豊かな伝統行事・伝統芸能などの文化資源を有しており、その保存・継承が重要であると認識しております。

離島の文化資源を活用した取り組みとしては、昨年度、宮古島市で、地域の文化の再発見を目的に、クイチャーとしまくとうばの保存・継承に関するシンポジウムを開催したほか、各地の伝統芸能を集め、県民へ披露する「特選沖縄の伝統芸能」公演において、本島北部瀬底島に伝わる女踊り「瓦屋（からやー）」ほかや、石垣市登野城地区の大小の鼓を使った伝統芸能「うーどうくーどう」が上演されております。また、宮古島の歴史、民俗芸能、食文化などを体感してもらう、まち歩きツアープログラムの開発やガイド養成事

業へ支援を行っております。

県としましては、引き続き離島の文化資源を観光や島の活性化につなげる取り組みを支援してまいります。

続いて教育・文化・スポーツの振興についての中で、組踊などの後継者育成の現状と成果についてお答えいたします。

県としましては、本県の伝統文化である組踊や琉球舞踊、沖縄芝居の後継者育成は、重要であると認識しております。

沖縄県立芸術大学及び同大学院では、琉球舞踊と組踊の分野でこれまで347名の卒業生を輩出しており、現在活躍している若手の実演家の多くが同大学の卒業生となっております。また、琉球舞踊については、若手実演家の育成等を目的として、かりゆし芸能公演に支援を行うとともに、沖縄芝居では、平成25年・26年度に民間事業者が実施した、後継者育成講座及び成果発表のための公演へ支援を行っております。

県としましては、若手が活躍できる公演機会の場の創出などに支援を行うことで、伝統芸能の後継者育成を図っていきたいと考えております。

同じく教育・文化・スポーツの振興についての中で、沖縄空手会館の建設整備等についてお答えいたします。

沖縄空手会館は、沖縄伝統空手を独自の文化遺産として保存・継承・発展させるとともに、「空手発祥の地沖縄」を国内外に発信するための拠点として整備するものであります。同会館は、4面の競技コートなどを有する武道場棟や沖縄伝統空手に関する理解を深めるための展示棟、沖縄が空手の発祥地であることを象徴する赤瓦屋根の奥の院（仮称）で構成されます。

建設整備については、平成27年3月に展示棟の工事に着手し、武道場棟は本6月議会において工事請負契約の議決を経て、7月に工事発注することとしており、平成28年度中に供用開始することとしております。

沖縄空手会館については、指定管理者制度の導入を予定しており、沖縄伝統空手道振興会等と連携・協働して運営していくこととしております。

同じく教育・文化・スポーツの振興についての中で、琉球料理の文化的価値の向上と普及振興についてお答えいたします。

本県の食文化は、地理的特性や歴史的過程を経て醸成された独特なものであり、将来にわたって保存・普及・継承されるべき大切なものであると考えております。昨年6月の沖縄県文化芸術振興審議会において、

「県における食文化に関する新たな施策の検討」が提起されたことを受けて、平成27年度は、沖縄の食文化に関する検討委員会（仮称）を設置し、食文化を保存・普及・継承していく上での課題を整理し、沖縄の食文化に対する文化的価値の向上に向けた取り組みを検討いたします。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 離島・過疎地域の振興についての御質問の中の、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業のさらなる支援策についてお答えいたします。

県では、離島住民の割高な船賃及び航空運賃を低減する沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業を実施しております。船賃については、J R 地方在来線並み、航空運賃については、新幹線並みの運賃を目指し、船賃では約3割から最大約7割、航空運賃では約4割の運賃低減が実現しております。また、病院や高校がない小規模離島については、観光客等の交流人口の航空運賃を約3割低減しております。さらに、那覇－久米島の航空路線につきましては、地域の活性化を図る実証実験として、平成27年5月から、交流人口も新たに対象とし、約1.5割の運賃低減を図っております。

県としましては、離島住民等の交通コストの負担軽減のため、今後も安定的かつ継続的な事業実施に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、情報通信環境の整備についてお答えいたします。

県においては、平成28年度の完成を目指し、沖縄本島と南部周辺離島や先島を結ぶ中継伝送路として、総延長約915キロメートルに及ぶ海底光ケーブルを敷設する事業を実施しております。

今回の県離島振興協議会等からの要望は、県が南部周辺離島や与那国島、多良間島などにおいて、海底光ケーブル陸揚げ後の島内における光ファイバー網の整備、いわゆる面整備を実施してほしいという内容であると理解しております。本来、面整備については、民間通信事業者が主体となっていくことが基本ですが、人口が少なく需要が少ない離島においては、採算性などの課題があることから、民間による整備が進まない状況にあります。

このため、県としてはこれらの地域については、行政支援が必要であると考えており、今後、市町村や民間通信事業者等関係機関と協議を行い、事業化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小規模離島への日常品輸送費の低減についてお答えいたします。

県におきましては、離島住民の割高な生活コストを低減し、離島における定住条件の整備を図ることを目的として、平成27年度から離島生活コスト低減事業を実施しております。これは平成24年度から平成26年度に実施した離島生活コスト低減実証事業を引き継いで実施する事業であり、今年度は、沖縄本島から対象離島である座間味島、阿嘉島、渡嘉敷島、北大東島、南大東島までの生活必需品等の海上輸送費を補助するとともに、対象離島住民の価格低減に対する実感度を高めるなど、より円滑な事業の実施方法の検討、対象離島の拡大を含めた事業展開について離島市町村等の関係者と調整を行うこととしております。

県におきましては、引き続き離島地域の生活コスト低減に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは、離島・過疎地域の振興についての御質問の中で、離島児童・生徒支援センターの進捗状況等についてお答えいたします。

高校が設置されていない離島からの高校生を受け入れる寄宿舎機能を備えた離島児童・生徒支援センターにつきましては、平成28年1月の開所に向け整備を進めているところです。現在、各離島において地元説明会を行っており、現中学3年生については、来年4月の入寮に向け、ことし9月には入寮募集を開始する予定です。また、現高校1・2年生については、既に入寮者を内定しており、来年1月から入寮する予定であります。

次に、教育・文化・スポーツの振興についての御質問の中で、来春開講予定の県立中高一貫校についてお答えいたします。

平成28年4月に開校する県立開邦中学校及び球陽中学校につきましては、中高6年間における計画的・継続的な教育システムを構築することで、難関国立大学等への進学を目指す生徒のニーズに応え、本県を牽引する高い志を持ったグローバルに活躍できる人材の育成を図るものであります。両校とも40名の募集定員です。

県教育委員会としましては、開邦中学校及び球陽中学校の実績や課題等を踏まえ、今後の展開について検討してまいりたいと考えております。

次に、学力向上の推進等についてお答えいたします。6(1)イと6(1)ウは関連しますので一括してお答

えいたします。

昨年度の全国学力調査の躍進は、子供たちはもとより全県民に大きな夢と希望を与えたものと考えております。各学校では、さらに授業の改善・充実等により児童生徒の学習意欲を高め、可能性を伸ばす取り組みに努めており、県教育委員会の方針との乖離はないものと捉えております。また、課題とされてきた学校行事等については、教師が児童生徒に向き合う時間を確保し、確かな学力の定着を図るため、学校行事のスリム化も進むとともに、部活動の過剰な練習等も軽減されてきております。

県教育委員会としましては、今後も知・徳・体のバランスを重視した取り組みを推進するとともに、学校行事や部活動等の効果的なあり方についても研究してまいりたいと考えております。

次に、中学校教科書検定全般の評価等についてお答えいたします。

教科書検定結果につきましては、学習指導要領の趣旨や内容に基づき、各教科書とも生徒の思考を深める工夫が随所に見受けられます。また、固有の領土の記述がふえたことにつきましては、さまざまな意見があることは承知しておりますが、我が国の領土について生徒の理解が深まるなど、領土に関する教育の充実につながるものと考えております。

次に、公立中・高校英語教員の英検取得等についてお答えいたします。

文部科学省の2014年度英語教育調査によりますと、公立中・高校の英語教員で英検準1級以上等取得している割合は、中学校全国平均28.8%に対して本県31.9%で、全国11位、高等学校55.4%に対して本県65.3%で12位となっており、ともに全国平均を上回っています。

県教育委員会としましては、今後とも英語教員の語学力・指導力向上を図る取り組みを推進するとともに、今年度から5カ年計画で全ての英語教員を対象とした英語指導力向上研修等を実施してまいります。

次に、幼児教育の無償化についてお答えいたします。

幼児教育の無償化については、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全ての子供に質の高い幼児教育を保障する観点から重要なことであると考えております。国においては、幼児教育の無償化に段階的に取り組んでおり、平成26年度から生活保護世帯と多子世帯の5歳児の無償化が実施され、保護者の負担軽減がなされております。

県教育委員会としましては、幼児教育の無償化に向

けて、全国都道府県教育委員会連合会等を通して国に要請しているところであり、今後とも国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、郷土料理の無形文化指定についてお答えいたします。

沖縄の郷土料理は、亜熱帯気候の自然環境や風土を基盤にしつつ、琉球王国時代から海外のさまざまな食文化の影響を受け形成され、日本料理とは異なる独特の文化的価値を有するものと認識しております。

無形文化財としての郷土料理の指定は、現在3府県で取り組まれており、長野県や滋賀県では、食に関する風俗や慣習が「記録作成等を講ずべき無形の民俗文化財」に選択されております。また、京都府では、「京料理・会席料理」が無形文化財に指定され、すぐれたわざを高度に体得した保持者が1名認定されております。

県教育委員会としましては、本県の郷土料理の実態について調査把握し、指定のあり方を含め検討してまいりたいと考えております。また、文化財の指定については、条例で文化財保護審議会の意見を聞くことが定められており、同審議会の議論を踏まえつつ、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 教育・文化・スポーツの振興についての御質問の中で、発達障害の児童に対する県の取り組みや支援についてお答えいたします。

県では、平成26年度に策定した新・沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画に基づき、福祉、保健、医療、教育等の関係機関が連携して、発達障害児（者）支援の充実に取り組んでいるところであります。

具体的な取り組みとしては、発達におくれのある子とその保護者を支援する親子通園事業、発達障害児の通う学校等へ専門知識を有する者を派遣する施設支援指導事業、福祉、教育等の関係者に対し発達障害支援に関する資質の向上を図る圏域別研修事業等を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 翁長政俊君。

〔翁長政俊君登壇〕

○翁長 政俊君 御答弁ありがとうございます。

それでは知事訪米についてからお聞かせください。
米政府は、沖縄県の知事が訪米される際には、歴代

知事は基本的には次官補が対応をしてきました。今回の知事訪米は、国務省が日本部長、国防総省は次官補代理で、代行が対応いたしました。米側のラインが下がったと私は認識しておりますけれども、このランクが下がった原因はどこにあるのか、県はどう考えているのか、まずお聞かせください。

それに、先ほど知事からも答弁がありましたけれども、ジョン・マケイン上院議員との会談を終えた知事は、今後も話し合いを継続していくということが確認できたと言っております。マケイン氏は知事と会った後に、この辺野古が唯一の方策であるということを表明をいたしております。今後、マケインさんと話し合いを続けていくということでございますが、どういう話し合いをするのか、辺野古については私はマケインさんの考え方は既にほぼ決まっていて、このことの、意義ある話し合いというものが継続されて中身があるものになるのかどうかということは甚だ疑問に思っております。その他のことで、話し合いを継続されていくというふうに思っておられるのか、そこは聞かせてください。

知事は、今後も継続して訪米を訴える意向のようですが、県と米国との情報のチャンネルを設けることが私は大事だと考えております。その意味では、ワシントン事務所がどういう動きをするのかが重要だと思っております。具体的に、ワシントン事務所を設置しましたけれども、どの組織と、アメリカのどの組織といわゆる接触をしていかれるのか。さらには、ワシントン事務所に要した費用、人件費は幾らかかったのか。さらには、この費用対効果がどうであったのか、これもお聞かせください。

もう一点、知事の辺野古阻止に対する知事権限が「10ほどある」ということでありましたが、これ今の答弁聞いてみても内容がありません。非公開をする考えなんですか。それとも国とのこの対決をする上で、いわゆる戦略上、今公開をすることはまずいと、そういう理由でこの10個ある権限をきちっと公開をできないのかどうなのか、再度答弁を求めます。

ただ私が憂慮しているのは、この第三者委員会、いわゆる検証委員会においてもこれ全くの密室ですよ、議事録もとられているかどうかともわからない、非公開。こういうことになるとやはり県民に対する、いわゆる公開条例も含めてもう少し議論が見えるようにやっていただかないと。翁長県政になってから、いわゆる情報開示がさらに閉ざされていくということになればそこは片腹痛いところじゃないのかなと思っておりますので、そこはきちっとお聞かせをいただきたい

と思っております。

それと10個ある知事権限の中に、今回議会から出された公有水面埋め立ての条例があります。これは議会から出されてはおりますけれども、それも知事は念頭に置いておられるのか、お聞かせください。

それとこの辺野古承認の取り消しにおいて、埋め立ての承認手続、埋立承認の今、取り消し訴訟が進行中なんですよ。司法の判断に影響を及ぼす可能性が、私は検証委員会の結果によってはあると思っています。私は作業を中止すべきであって、司法の判断を待つべきという認識を持っています。それについての見解を聞かせてください。

それと岩礁破碎ですけども、水産省は全国画一で岩礁のいわゆるこの定義について決めております。沖縄県の岩礁の定義は、この水産省が示している岩礁の定義とは違うんですよ。なぜ、沖縄県だけが異なった岩礁の定義を持っておられるのか。他府県で沖縄県と同じようないわゆるこの岩礁の定義を持っている県があるのか。あるのであれば示していただきたいと、このように思っております。

それと琉球料理でございますけれども、ぜひいわゆる学術的にも技術的にも、この沖縄の文化を継承していくという意味では琉球料理の位置づけというのはとても私は大きいと思っていますので、こういう技術の伝承者がまだ頑張っているときに、県がきちっとした条例をつくって、それを後世に伝えていき、そういう技能者をふやしていく。そして沖縄のいわゆる郷土料理の文化的な位置づけを上げていくという努力は、不断なく私は行うべきだろうと思っております。そこについても、アクションプランをつくってやろうと考えておいでになるのか、お聞かせをいただきたいと思っています。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時21分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 翁長政俊議員の再質問にお答えをいたします。

私のほうからは、マケイン上院軍事委員長との面談の中で、私と建設的な対話を続けたいという話なんですが、その中身についてということであります。

今回ワシントンDCに行きましても、何か通達があるのかのように同じ文章を読むようなところがございま

した。いわゆる4月29日の2プラス2、あるいはまた、オバマ・安倍会談、そういった内容等を言う中で辺野古が唯一の解決策であるとおっしゃる方もおりましたし、日米協調でこの問題を解決していきたいとかいろいろございました。その中で、マケイン上院議員も冒頭のほうでこのような話をまずはされました。しかしながら、私は前知事が埋立承認をする前までは、マケイン上院議員が辺野古に疑問を持っているというようなものは、より多く報道されておりましたので、そういったこと等を踏まえながら、これからの辺野古のことにつきましてなかなかこれはいろんな問題があって、建設も難しいですよ。そういうもしできない場合の日米同盟に対する影響力というのは、大変懸念されるものがありますし、これからの推移に大変この議論をすべきところもあるのではないかなというように話をしましたら、マケイン議員のほうから継続して対話は続けていきたいというような話がございました。ですから、若干抽象的ではありますがけれども、私からしますと、やっぱりこれからの推移につきましては、何かの場合には対話をさせていただけるというようなことをマケイン上院議員のほうからおっしゃっていただいたというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 翁長政俊議員の再質問にお答えします。

まず、知事訪米に関連して、今回お会いした方々のランクが下がった理由、そしてそれを県がどう捉えているかという御質問でございました。

今回、お会いする方々は、最終的にはかなり訪米直前まで決まりませんで、ぎりぎりに決まったわけでございますけれども、それは結局、先方、国務省・国防総省の日程上の理由によりそういうふうになったと私どもは伺っております。

したがって、私どもとしては、そのお会いした方々、いずれもしっかり話を聞いていただき、上司に伝えるという御返事をいただいておりますので、それはそれで一つの成果であったと考えております。

それから、同じく訪米との絡みで、ワシントン事務所の今後の動き、それからどういう組織と接触していくのかという御質問もございました。

ワシントン事務所は、基本的に沖縄からの情報発信、それと情報収集ということを基本的な業務としておりますので、今後ともその方針に従って情報発信や情報収集に努めてまいりたいと思います。

したがって、その段階で、その途中でさまざま

な組織、国務省・国防総省あるいはシンクタンクの方々とお会いして情報収集ができる、あるいは情報発信ができるのではないかと考えております。

それから、同じくワシントン事務所との関連で、費用、人件費について、特に人件費との絡みで費用対効果とかの御質問がございました。

前回の議会でも答弁しておりますとおり、人件費につきましては個人情報になりますので、私どもとしては、その公表については差し控えたいと考えております。

それから、辺野古埋め立てとの関連で、権限が10あるということの関連で、これは今回条例として出されている外来生物侵入防止条例案等も念頭に入れているのかということ、御質問がございましたけれども、特にこの条例について念頭に置いて、権限があるということを示し上げた趣旨ではございません。

具体的に権限はどういうのがあるんだという御質問がさらにございました。例えばということで申し上げますと、赤土防止条例に基づく事業行為通知書の提出であるとか、あるいは公有水面埋立法に基づく設計概要変更承認申請書であるとか、あるいは文化財保護法による埋蔵文化に関する届け出通知とか、そういうものが例として挙げられると思います。

次に、承認取り消し訴訟との関連で、撤回あるいは取り消しについて、その訴訟の行方を待つべきじゃないかと御質問がございましたけれども、あくまで私どもの方針としては、現在第三者委員会で法律上の瑕疵の有無を検討しておりますので、その検討も踏まえ、今後時期も含めて、取り消しまたは撤回について判断してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島田 勉君登壇〕

○農林水産部長（島田 勉君） 翁長政俊議員の再質問にお答えいたします。

岩礁の定義については、議員からも御質問がありましたとおり、山口県水産部長の照会に対し、水産庁の沿岸課長が回答しておりまして、「岩礁とは海域における地殻の隆起形態であり、この隆起形態を変化させる行為が破碎である」と回答されております。

本県の漁業調整規則及び運用におきまして、沖縄県の海域のその特殊性に鑑みて、藻場・干潟・サンゴ礁も含めて本県では岩礁破碎許可の対象としているということで、他県よりも厳しく運用しているところでございます。他県については、一般的に厳しく運用していないということで、砂利採取を主に対象としている

ということ聞いております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） 琉球料理の無形文化指定についての再質問にお答えいたします。

私は、琉球料理の持つ特有の食慣習を見ても、琉球料理は、他府県には見られない沖縄独特の食文化であり、御提案の無形文化指定については、前向きに取り組んでいきたいと考えております。

県文化財保護条例によりますと、無形文化財では、当該文化財のわざや技能を指定し、それらを高度に体现できる方を保持者に認定しております。

琉球料理の保持者を認定するためには、料理に係る様式や技能等を明確に提示した上で、すぐれたわざや技能を高度に体现した方を選定していく必要があります。それぞれの料理の定義や様式について、専門家の間でもさまざまな意見があるため、料理の文化財指定基準を定めるに当たっては、慎重に取り組む必要があると考えております。

以上でございます。

○翁長 政俊君 議長、答弁漏れがあるから、ちょっと2点だけ。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時31分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） ワシントン事務所の経費についてお答えします。

ワシントン事務所の経費につきましては、総額で7932万9000円、内訳について申し上げますと、そのうち旅費が548万円、さまざまな活動費として、事務所の家賃、通信料等々に関する委託料が7384万9000円となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島田 勉君登壇〕

○農林水産部長（島田 勉君） お答えいたします。

他府県の漁業調整規則等について、20件ほど聞き取りで確認をしてございますが、本県のように具体的な取扱方針を定めていないということございました。ということで、本県においては、先ほども御答弁いたしましたけれども、沖縄県の海域のその特殊性に鑑みて取扱方針の中で、藻場・干潟・サンゴ礁も含め

て岩礁破碎許可の対象としているということでございます。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に、静粛に。

○農林水産部長（島田 勉君） 以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 又吉清義君。

〔又吉清義君登壇〕

○又吉 清義君 自由民主党を代表して、通告に従い代表質問を行いたいと思います。

その前に、きのう、戦後70年の沖縄全戦没者追悼式に御出席いただいた安倍総理を初め、衆参両議院の議長の平和への切実な願い、そして沖縄に対する思い、また絶対に戦争は起こしてはならないという強い決意と信念は、改めて沖縄県民と何ら変わらないものと感じた次第であります。それを一言述べて、通告に従って代表質問を行いたいと思います。

まず1点目に、沖縄振興策の推進についてであります。

去る4月25日に、北中城村米軍泡瀬ゴルフ場跡地にオープンした県内最大規模の大型商業施設イオンモール沖縄ライカムは、予想どおりの県内客や観光客が押し寄せたようであり、オープン1カ月で144万人に達し、まさにこれまでの那覇中心の県内の人の流れを根本から変えたようであります。ライカム観光客をターゲットとしたリゾートモールを打ち出し、年間1200万人の来客目標を掲げておりますが、これにより中部地域の購買・消費者動向が大きく変化することは間違いないと考えます。年間来客1200万人を目指すとなれば、現在の本県観光客総数を優に超えており、いずれ県内客の取り込みに向かうことは容易に予想されます。周辺地域、特に沖縄市や北谷町、そして宜野湾市における今後の買い物動向にどのような影響が出てくるか、それへの対応をどのように構築していくか課題があります。これからは周辺の商業施設との相乗効果を図り、中部地域のみならず県内全域の経済や観光の発展、雇用の創設につながる戦略的な対策が求められると考えます。

県は、嘉手納以南の基地返還を見越してそれぞれの施設の経済効果を試算しておりますが、跡地利用計画はいずれも似通った内容であり、競合するものであります。一方で跡地利用が進み、その影響で他方が衰退するようでは本来の跡地利用にはなりません。本県は、四方を海で囲まれ、本土から遠く離れた島嶼県であります。狭い県内の商業圏での客の奪い合いになるような計画は、避ける必要があります。県において計画され構想されている跡地利用について、今回のライカムの開業による周辺地域への影響の程度、購

買動向等をいま一度検討・検証し、将来に悔いを残さない基地の跡地利用の全体コンセプトの構築が必要であると考えます。

そこで伺います。

(1)、国家戦略特区として本県は、県内全域を国際観光拠点として位置づけられたが事業計画案の決定がおくれていた。今回決定された事業の内容と今後の協議予定の事業について伺いたい。

(2)、国家戦略特区に指定された全国の6区域で、本県だけが国との調整がおくれたのは、特区法に基づく規制緩和の特例措置の内容に要因があったのか、本県が求める国際的リゾート観光地の形成に特区制度がそぐわなかったのか、その理由を伺いたい。

(3)、イオンモール沖縄ライカムの開業は、県内の購買・消費動向に大きな変革を起こすと思われる。中部地域への人の流れを周辺の商業地域へいかに引き込むか、影響を受ける周辺市町村対策をどうするか、県の基本的な考えを伺いたい。

(4)、本県への進出の可能性が高いと言われるUSJについて、県は政府と本部町の国営海洋博公園の視察を行うなど調整も進んでいるようだが、政府とどの程度話し合いが進んでいるのか、県の取り組み状況について伺いたい。

(5)、2015年度の市町村の一括交付金は、前年度比で同額となり、新たな分野の事業実施もふえ地域振興につながったと評価されている。一方で事業の複数年継続や地方負担分についての課題も指摘されている。今後円滑な執行や利活用をどのように図るか、県の考えを伺いたい。

(6)、MICE施設について、報道によると候補地として、事務方も検討委員会も豊見城市の豊崎の評価が高かったようだが、翁長知事は与那原町と西原町にまたがるマリンタウン東浜地区に決定した。決定に至った経緯とマリンタウン地区とした理由について伺いたい。

(7)、マリンタウン地区は、候補地選考段階から交通インフラのおくれが指摘されていたようだが、2020年度供用開始にインフラ整備は間に合うのか、ホテルや関連施設など未整備の状態で、MICEの整備だけが先行することに県として何の懸念もないのか、また、県が目指すMICE施設は統合型か伺いたい。

2番目、返還軍用地跡地の利活用について。

中南部地域は、100万人以上の人口を有する沖縄の中心都市圏であり、1048ヘクタールに及ぶ返還基地の跡地利用は、中南部都市圏の形成に大きく資するこ

とから、嘉手納以南の基地の早期の返還が求められております。その中でことし3月末に返還されたキャンプ瑞慶覧西普天間地区については、琉球大学医学部及び附属病院の移転や重粒子線治療施設の導入などを図る国際医療拠点の形成など期待が高まっております。去る6月10日、翁長知事と佐喜眞宜野湾市長は菅官房長官を訪ね、西普天間地区の跡地利用の中核となる国際医療拠点の整備促進を国家戦略として位置づけ、財政支援を要請しております。その中で菅官房長官は、安倍政権は基地負担軽減と沖縄振興についてはできることは全てやると述べ、同時に西普天間地区に隣接するインダストリアル・コリドー地区の南側部分の早期返還に向け、米側と交渉していることを明らかにしております。

我が自民党は沖縄振興調査会において、沖縄振興に大きな効果が期待できる西普天間住宅地区の跡地利用が確実に実現するよう、国際医療拠点の整備促進等を政府の骨太方針への取り組みに向け取り組んでおります。返還跡地利用については、周辺市街地と連携を密にし魅力ある都市空間の形成を図りながら、県土の有効適切な利用と県内都市圏の多様な機能と総合に融合させ、沖縄全体の発展につなげることが重要であると考えます。

そこで伺います。

西普天間住宅地区の跡地利用、国際医療拠点の整備促進について、政府への要請を含め県のこれまでの取り組みの状況について伺いたい。

(2)、跡地利用に関し、土壤汚染調査、不発弾処理等の早期の支障除去が必要だが、国の支援措置について進展状況を伺いたい。

(3)、西普天間地区の跡地利用を図るには、インダストリアル・コリドー地区の部分返還が必要であるが、政府における米側との交渉状況について伺いたい。

(4)、知事は、嘉手納以南の基地返還に関し、返還時期を示した在日米軍施設・区域に関する統合計画について、話クワッチーとその実効性に否定的な考えを示している。沖縄の基地負担軽減を求める県の立場と矛盾しないか、また、知事は嘉手納以南の基地返還をどのように評価しているか伺いたい。

3番目、観光振興について。

2014年度に本県を訪れた観光客は716万9900人と大台に達しております。大幅増加の要因は、海外からの観光客が前年比で1.6倍も増加したことにあり、今年年間100万人に達する勢いがあります。外国人観光客の構成は、台湾、韓国、香港、中国などの東アジア

が多く占めております。本県のリゾート観光施設の知名度アップのほか、アジアに近い本県の地理的位置の有利性が生かされているようであります。その一方で安定した観光収入の確保という本県観光における課題については、依然解消されておられません。県の目標とする観光収入は1兆円ではありますが、2013年度は4478億円であり、目標達成にほど遠い状況であり、観光客総数と観光収入との間に大きなギャップが存在しているのであります。本県と観光で競合するハワイにおいては、年間観光客は約830万人のようですが、観光収入は1兆5000億円に達しているということであり、本県との違いについて綿密な検証が必要ではないかと考えます。本県において目標である1兆円達成には、1人当たりの県内消費額の向上が不可欠であると考えます。

そこで伺います。

(1)、本県観光は好調に推移し、2014年度は約717万人もの観光客が本県を訪れたようであり、2021年度観光客1000万人達成も視野に入ってきたが、観光は外的要因に左右されやすい面もある。目標達成に向けた誘客戦略を伺いたい。

(2)、観光は本県におけるリーディング産業であり、県経済の発展を図る上で持続可能な産業として経営の安定を図ることが重要である。そのため安定的観光収入の確保に向け観光客1人当たりの県内消費額の大幅な伸びが必要である。県の取り組みを伺いたい。

(3)、本県観光の好調の要因は海外観光客の大幅な伸びにあるが、外国人観光客受け入れの環境整備が追いついていないと言われる。現在の県の取り組み状況と今後重点的に取り組むべき課題等について伺いたい。

(4)、クルーズ船で本県に寄港する外国人観光客が増加傾向にあるが、現在のクルーズ船寄港の状況と今後の誘致計画、また、クルーズ船停泊港の整備計画について伺いたい。

(5)、那覇空港の国内線旅客ターミナルビルと国際線旅客ターミナルビルを結ぶビルの整備の状況と増加する海外からの観光客に対応する国際線旅客ターミナルビルの拡張整備について伺いたい。

(6)、韓国でMERSが感染拡大して死者も出ているが、韓国へ観光やビジネスで行き来も多い状況で、県として水際対策の徹底はなされているか、県の取り組みを伺いたい。

4番目、農林水産業の振興について。

去る5月12日、宮古・八重山地方を襲った台風6号は、農作物などに大きな被害を出したようでありま

す。本県における台風被害は例年起きており、情報の確な把握と十分な対策が必要であります。台風常襲地で今回のような大型、強烈な台風に襲われることも多々あり、対策が追いつかないのが現状のようであります。

一方、台湾が我が国の食品に対する輸入規制を強化したことで、新たな問題が発生しております。本県は、台湾への食料品、飲料品等の輸出は香港に次いで第2位で2億7100万円を占める重要な相手であり、影響は大きいものがあります。県は産地証明の発行を決めたようではありますが、県内業者の間には混乱が起きているようであり、適切な対応が必要であります。台湾とは日台漁業協定をめぐる操業ルールの策定でも物別れに終わるなど、県内漁業者との問題も起きており、政府間による正常化への交渉が求められます。

そこで伺います。

(1)、台風6号の影響で宮古・八重山地方は農作物に大きな被害を受けたが、その状況と県の支援対策について伺いたい。

(2)、県内の6次産業化に取り組む企業について、経営状況と国や県の支援体制、今後事業の拡大を図る上での課題等について伺いたい。

(3)、台湾による日本食品の輸入規制が始まり、国内の食品メーカーに困惑が広がっているが、規制の内容と県内業者への影響、県の対応について伺いたい。

(4)、農林水産省が進める農地中間管理機構について、政府はその活用を各県に求めているようだが、本県における活用状況と県の考え方を伺いたい。

(5)、県内の酪農家が円安による飼料価格の高騰や後継者不足で減少傾向にあるようだが、現状と県の対応について伺いたい。

5番目、子ども・子育て支援について。

本県における待機児童の解消について、子ども・子育て支援事業計画に基づき毎年6000人程度の定員確保により、平成29年度までに約1万8000人の保育の量を拡大し、待機児童を解消するとの目標を掲げております。しかし、本県においては、待機児童の解消は容易ではなく、認可外保育所を利用する子供も多くおり、現在認可外保育所357施設に1万7439人が預けられており、これは全国でも高くなっているのが現状であります。

政府が4月からスタートさせた子ども・子育て支援制度は、全国的に深刻化する待機児童の解消を図り、保育所と幼稚園の2つの機能を同時に持つ認定こども園を普及させ、保育の受け皿の整備を図るとするものであります。認定こども園は、保護者の就労の有無に

かかわらず利用することができ、また、過疎地域等において幼稚園、保育所を単独で設置することが困難である場合の集団保育ができるというメリットがあります。県内市町村においては、子ども・子育て支援事業計画の策定が進められているところでありますが、現在5カ所の設置にとまっているようであります。その一方で、本県は保育所での5歳児保育より幼稚園に通う5歳児が多いという現実があり、新制度への移行で幼稚園児の学童保育利用が認められなくなり、学童のかわりとなる5歳児保育の問題が表面化しているのです。県として抜本的な解決策を講ずることが必要であると考えます。

そこで伺います。

(1)、子ども・子育て支援制度のスタートで、幼児の教育・保育のあり方が大きく変わるが、本県特有の子育て問題として5歳児保育問題が表面化している。この問題に対し、県としてどのように認識し、今後5歳児保育の根本的な解決に向けどのように取り組むか伺いたい。

(2)、本県において、5歳児保育の整備ができてきたと言われる中、幼稚園児の学童打ち切りの影響、これまで同様の学童利用希望について、どのように対処するか、預かり保育の拡充で対応は十分であるか伺いたい。

(3)、幼稚園と保育施設の機能をあわせ持つ認定こども園について、4月時点で、全国で2836カ所と倍増したようだが、本県は5カ所と最も少ない。その背景と今後の見通しを伺いたい。

(4)、県は、待機児童の解消や深刻化する保育士の確保に資するため、地域限定保育士の導入を検討しているようだが、国家戦略特区事業計画の策定との関連を含め、取り組みの状況を伺いたい。

(5)、厚生労働省の調査によれば、全国の認可外保育施設に預けられている子供は20万人超と過去最高となり、本県は445施設・2万2142人となっているようだが、認可外保育施設の認可化と支援体制について伺いたい。

(6)、14歳以下の子供の数は34年連続で減少し、総人口に占める子供の割合も過去最低の12.8%となったようである。本県は最高の17.5%となったが前年比で0.1ポイント減となっている。県の出生率向上の取り組みを伺いたい。

県警関係についてであります、6番目。

2014年の県内における飲酒運転摘発件数は、1313件で6年連続全国最多となったということでもあります。人口1000人当たりで見ますと、0.934件と全国

平均の0.213件の4.4倍に当たり、統計をとり始めた2009年から摘発件数は全国最多が続いているようでもあります。さらに交通事故に占める飲酒絡みの割合は、人身事故で25年連続、死亡事故においても2年連続で全国ワーストとなっているようであり、県内の飲酒運転に対する認識の甘さが示された形となっております。県警を初め関係機関等の粘り強い対応を願うものであります。一方、自転車に関連した事故も多発しており、このまま放置できない状態にあります。改正道路交通法が6月から施行されるなど政府としても真剣な対応を考えているようではありますが、どの程度効果を発揮するか注目されております。

そこで伺います。

(1)、辺野古移設作業に係る抗議行動に対し県警は、安全確保、トラブル防止の観点から警備を行っているが、現在の状況等について伺いたい。

(2)、県警は、自転車の安全運転に向け街頭指導や安全教室を開くなど取り組みを進めているが、悪質・危険な自転車運転は全国的にも大きな問題となっている。道路交通法の改正など抜本的な対応が求められるが、現状と県警の対応について伺いたい。

(3)、飲酒運転で摘発される件数は、本県は全国最多と依然改善されていない状況にあるが、県警が取り組んでいる飲酒運転根絶対策の強化と関係機関等との連携について伺いたい。

(4)、米軍人・軍属の基地外における飲酒に絡む事件・事故について、過去3年間の県警による摘発件数の推移と事件の内容等特徴について伺いたい。

(5)は飛ばします。

(6)、昨年における児童虐待について、全国の警察が児童相談所に通告した件数は最多となったようだが、本県における状況と県としての取り組みについて伺いたい。

(7)、2014年の本県におけるDV・ストーカーの相談件数は過去最多となったようだが、その要因と被害者に対する対応について伺いたい。

(8)、日本年金機構の個人情報流出問題で、外部に漏れた125万件のうち沖縄事務センターが約74万件と最も多いということだが、県内の受給者や加入者の割合と二次被害防止に向けた対策はどうなっているか伺いたい。

以上、よろしく御答弁をお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君） ただいまの又吉清義君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後 1 時22分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

午前の又吉清義君の質問に対する答弁を願います。
翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 又吉清義議員の代表質問にお答えをいたします。

私のほうからは、沖縄振興策の推進についてに関する御質問の中の、U S J の沖縄進出に関する県の取り組み状況についてお答えをいたします。

株式会社ユー・エス・ジェイは、新たなテーマパークの設置先として、本部町の海洋博公園を含む県内の複数の地域を検討していると聞いております。

沖縄県としましては、同社による新たなテーマパークが県内に設置されることは、観光客のさらなる増加及び地域振興に大きく寄与すると同時に、沖縄観光のブランド力の向上につながるものと考えております。

沖縄県は、U S J の誘致を目指しており、国の視察に同行するほか、株式会社ユー・エス・ジェイに沖縄進出に必要な情報提供等を行っております。今後、同社から具体的な事業計画が提出されれば、国と連携して誘致に取り組んでいきたいと考えております。

次に、大型M I C E施設の場所決定の経緯等についてお答えをいたします。

沖縄県においては、成長著しいアジア地域や国内のM I C E需要を取り込み、沖縄観光のさらなる飛躍を目指すとともに、県内経済の活性化や産業の振興を図るため、平成25年度から有識者委員会を開催し、大型M I C E施設の整備について検討してまいりました。建設地の選定に当たっては、有識者委員会の意見を踏まえながら、5つの候補地について、今後の道路整備の進捗やM I C E関連施設用地の確保の可能性を確認検討するとともに、県三役で候補地を視察し、最終調整を行った上で、去る5月22日に建設場所を中城湾港マリンタウン地区に決定いたしました。

同地区を選定した理由は、2020年度の供用開始が可能であること、今後、交通アクセスが向上すること、周辺地域の用途変更や土地利用計画の見直しを行うことで、宿泊施設や商業施設の立地が可能であり、将来的にM I C Eエリアとしての成立可能性が高い地域であることであります。また、大型M I C E施設の設置が東海岸地域の振興、県土の均衡ある発展につながることを考慮したものであります。

次に、返還軍用地跡地の利活用についてに関する御質問の中の、西普天間住宅地区の跡地利用に係る県の

取り組み状況についてお答えをいたします。

西普天間住宅地区の跡地利用については、現在、宜野湾市において、国際医療拠点ゾーン、人材育成拠点ゾーン、住宅等ゾーン及び都市公園などを配置した土地利用計画が検討されております。私の公約においても、琉大病院と連携して国際医療拠点を形成し、医療振興を図ることとしており、これまで、国、沖縄県、宜野湾市、市地主会等の関係者が連携しながら、高度医療及び研究機能の拡充、地域医療水準の向上、国際研究交流と医療人材育成の3つの施策を柱とした国際医療拠点の形成を目指しております。去る6月10日には、宜野湾市長及び琉球大学学長とともに、官房長官及び沖縄担当大臣を初めとする関係閣僚に対して、国の積極的な財政支援、インダストリアル・コリドー南側部分の早期返還、国の取り組み方針における国家戦略としての位置づけ等を要請いたしました。また、昨年度に続き、骨太方針2015において同地区の跡地利用推進等が明記されることについてもあわせて要請したところであります。

沖縄県としましては、今後とも西普天間住宅地区における国際医療拠点の形成に向けて取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 沖縄振興策の推進についての御質問の中の、国家戦略特区の事業内容等についてお答えいたします。

去る6月10日、第2回沖縄県国家戦略特別区域会議が開催され、担当大臣、知事、民間事業者の協議により、区域計画を決定いたしました。このたびの区域計画には、道路法の特例を活用した「国家戦略道路占用事業」が位置づけられております。具体的には、旭橋都市再開発株式会社によるモノレール旭橋駅周辺での多言語観光案内板等の設置及び那覇市国際通り商店街振興組合連合会による国際通りでのトランジットモール時のイベントブース等の設置に係る規制が緩和されるものであります。これらの事業の実施によって、外国人を含む観光客の利便性向上や、通りのにぎわいの創出が図られるものと考えております。また、現在国会で審議中の改正法案に盛り込まれている「国家戦略特別区域限定保育士事業」についても、区域会議の中で県として実施する意向を示したところです。

沖縄県としましては、当事業の実施に向けて今後国と調整を進めてまいります。

次に、国家戦略特区の区域計画の決定おくれについてお答えいたします。

沖縄県では、昨年10月に開催された第1回区域会議以降、区域計画素案に位置づけられた「国家戦略道路占用事業」及び「国家戦略市街地再開発事業」の着実な実施に向けて、国や事業者と調整を進めてまいりました。道路占用事業については、第2回の区域会議において、区域計画として決定されたところです。一方、市街地再開発事業については、素案に位置づけたことが契機となり、地権者等との調整が順調に進み、従前どおりの手続で事業を進めても迅速な対応が可能となったことから、国家戦略特区による特例の活用を見送ることといたしました。当該調整に時間を要し、第2回区域会議の開催が若干おくれたところです。

沖縄県としましては、観光ビジネスの振興やイノベーション拠点の形成の実現に向けて、今後とも国と調整を行いながら、国家戦略特別区域制度のさらなる活用を図っていきたいと考えております。

次に、一括交付金の円滑な執行と利活用についてお答えいたします。

市町村の一括交付金の効果的な利活用に向けては、市町村の自主性、主体性を尊重することが重要であると考えており、これまで市町村の意向を踏まえ対応してきたところです。具体的には、市町村間の配分方法などについて、市町村と県の担当者と構成する作業部会において検討を重ね、最終的には41市町村長で構成される沖縄振興市町村協議会において決定する仕組みとしております。また、作業部会においては、各市町村の配分額では対応困難な事業を実施可能にするため、特別枠を設置するとともに、複数年事業の後年度の優先配分などについても検討し、対応してきたところであります。さらに、財政力の脆弱な町村の負担分に対する支援について作業部会で意見を聴取し、対象団体の拡充につなげたところです。交付金の円滑な執行については、個別の相談に応ずるとともに、各市町村へ直接出向き、執行状況を確認・調査し、必要に応じて助言を行っております。

県としましては、今後とも市町村と密接な連携を図りながら、事業評価による検証を踏まえつつ、より効果的・効率的な交付金の活用が図られるよう助言していきたいと考えております。

次に、返還軍用地跡地の利活用についての御質問の中の、駐留軍用地跡地の支障除去措置についてお答えいたします。

駐留軍用地跡地の支障除去措置について、旧法である軍転特措法の政令においては、国が調査を行う必要

があると認める場合にあって、駐留軍の行為に起因するものに限り、国が原状回復措置を行うこととなっております。平成15年3月に返還された北谷町のキャンプ桑江北側地区において、引き渡し後に土壤汚染が発覚し、跡地利用へ支障を来すだけでなく、周辺住民へ不安を生じさせておりました。平成24年4月に改正された跡地利用推進法では、これらの問題を踏まえ、返還される駐留軍用地の全区域について、駐留軍の行為に起因するものに限らず、さきの大戦による不発弾を含め、国が徹底した支障除去措置を講ずることとなりました。平成27年3月に返還された西普天間住宅地区における支障除去措置については、改正された跡地利用推進法が適用され、現在、宜野湾市、市地主会、沖縄防衛局、沖縄総合事務局及び沖縄県の5者で構成する西普天間協議会等において、支障除去措置の協議を行っているところであります。

沖縄防衛局は、昨年8月に示された支障除去計画において、返還される全区域について、駐留軍の行為に起因するものに限らず、徹底した支障除去措置を講ずることとしており、ことし5月に開催された西普天間協議会では、7月ごろから土壤汚染調査、不発弾探査を行うスケジュールが示されました。

沖縄県としましては、地権者や土地利用者等の意見を踏まえながら、国が徹底した支障除去措置を講ずるよう、引き続き協議してまいります。

次に、インダストリアル・コリドー南側部分の返還についてお答えいたします。

西普天間住宅地区の跡地利用については、国際医療拠点の形成を目指しているところであります。拠点形成に向けては、国道58号へのアクセス等の交通利便性の向上及びインダストリアル・コリドー南側部分との一体的な土地利用計画が不可欠であり、同南側部分の早期返還が必要であると考えております。沖縄県は、これまでも宜野湾市、市地主会とともに、同南側部分の早期返還を求めており、去る6月10日には政府へ同様の要請を行ったところです。その際、政府からは、同南側部分の早期返還について、現在日米間で交渉中であり、政府としても全面的に支援するとの御発言をいただいたところであります。

次に、観光振興についての御質問の中の、那覇空港旅客ターミナルビルの拡張整備についてお答えいたします。

那覇空港の国内線と国際線を結ぶ際内連結施設整備については、那覇空港ビルディング株式会社が、平成32年3月末の第2滑走路供用開始を見据え、昨年10月から基本計画の策定に着手しております。また、国

際線旅客ターミナルビルの拡張については、近年の急激な国際線旅客数の伸びを踏まえ、平成28年11月供用に向けてとし7月から国際線旅客ターミナルビルの北側搭乗橋の増設工事に着手することとしております。

県としましては、引き続き、那覇空港ビルディング株式会社と連携し、那覇空港の施設拡充整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君） 沖縄振興策の推進の中の、イオンモール沖縄ライカムの周辺商業地域への影響についてお答えいたします。

イオンモール沖縄ライカムにおける開店後1カ月間の来店者数は、イオンライカムに確認したところ約188万人とのことであり、県内客や観光客を幅広く集客したものと思われます。イオングループは北中城村、沖縄市、北谷町の3市町村及び当該市町村の商工会、商工会議所と地域振興連携包括協定書を締結しており、イオンモールと地域の商工事業者が連携し、イベント等への相互協力などの取り組みを実施することで、地域に対しても経済効果の波及等が期待されているところであります。

なお、イオンモールに隣接する北中城村、沖縄市、北谷町、宜野湾市の関係団体に6月中旬までに聞き取りしたところ、イオンモール沖縄ライカム開店直後は、主に飲食業の一部店舗において、来客数の減少が見られたものの、6月に入り、回復傾向にあるとのことであります。

県では、隣接市町村の商工会等と連携して、開業から一定期間が経過した後、影響調査を行い、影響の大きな地域への対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、4の農林水産業の振興の中の、台湾による日本食品の輸入規制についてお答えいたします。

台湾は、東京電力福島第一原子力発電所事故に絡み、5月15日以降、日本から輸入する酒類を除く全ての食品に産地証明書の添付を義務づける規制強化を開始しております。国としては、この新たな規制への対応はできないとして、地方自治体や関係機関による対応を要請しているところであります。現状では、従来から輸出時に活用されている「那覇商工会議所が発行する原産地証明書」等の書類でも今回の輸入規制に対応可能となっております。

県内事業者に大きな影響は出ていないものと認識し

ておりますが、県では、万全を期するため、6月2日から県独自の台湾向け産地証明書を発行する体制を整え、6月5日には、県内事業者に向けた説明会を開催し、周知を図ったところであり、6月22日現在で2件の発行を行ったところであります。

なお、那覇商工会議所は、5月15日から6月19日までに台湾向けの原産地証明書を52件発行しており、その品目は、お菓子、黒糖、水、お茶等となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 沖縄振興策の推進についての中で、マリンタウン地区の交通インフラ及び関連施設の整備等についてお答えいたします。

マリンタウン地区については、今後、那覇空港自動車道小緑道路、国道329号南風原バイパス、与那原バイパス及び一般県道真地久茂地線が整備されることで、那覇空港や那覇市街地との交通アクセスが大きく向上されることが見込まれます。宿泊施設や商業施設は、MICE参加者の利便性を高めるとともに、地域に経済波及効果や雇用効果をもたらすことから、県としては周辺地域の用途変更等の見直しを行い、地元市町村と宿泊施設等の誘致に取り組むことで早期の立地を促進していきたいと考えております。また、県が整備する大型MICE施設は、カジノを含む統合型リゾートではございません。

続いて、3の観光振興についての中で、観光客数1000万人の目標達成に向けた誘客戦略についてお答えいたします。

観光客数1000万人の目標達成に向けては、昨年度に策定した沖縄観光推進ロードマップにおいて、国内外の市場分析を踏まえ、一部の国や地域に偏ることなく、幅広い市場から誘客を図ることとし、目標年度の2021年度までの年度ごとの誘客目標を設定しております。

県としましては、今後、ロードマップに基づき、関係機関等と連携して、戦略的に誘客活動に取り組むこととしており、具体的には、国内市場においては、季節や客層に合わせたプロモーションによる誘客を図るとともに、沖縄旅行未経験者の需要獲得に取り組んでまいります。また、海外市場においては、引き続き航空路線の拡充やクルーズのさらなる誘致等を図るとともに、今年度設置したシンガポール事務所を拠点として東南アジア地域における誘客強化や欧米等からの誘

客にも積極的に取り組んでまいります。

同じく観光振興についての中で、観光客1人当たり消費額の増加に向けた取り組みについてお答えいたします。

近年、観光客1人当たり消費額は伸び悩む傾向にありましたが、入域観光客数の大幅な増加に伴い、平成26年度は宿泊費が大きく伸びたこと等から、対前年度比9.5%増の7万4502円となっております。一方、県内交通費、土産買物費、飲食費等については小幅な伸びにとどまっており、1人当たり消費額の増加に向けて、さらなる取り組みが必要であると考えております。

このため、沖縄県としましては、引き続き、離島観光の推進等による滞在日数の延伸や、魅力ある観光土産品の開発、リゾートウエディングなどの付加価値の高い観光の推進、消費単価の高い外国人観光客や富裕層の誘致等に取り組むとともに、新たな市場の開拓に向けて、大型MICE施設の整備やUSJの誘致等に積極的に取り組んでまいります。

同じく観光振興についての中で、外国人観光客受け入れの取り組みと今後重点的に取り組むべき課題についてお答えいたします。

外国人観光客の受け入れに当たっては、外国語対応、Wi-Fi環境、両替の利便性等が重要であります。このため、県では、多言語コールセンターの運営や語学講師派遣等による観光人材の育成、飲食メニュー等の翻訳、Wi-Fi機器、外貨両替機の設置に対する支援等に取り組んできており、加えて今年度からは、消費税の免税書類作成を簡素化するシステムの導入を支援いたします。

今後、重点的に取り組むべき課題としましては、多言語対応力の一層の強化を初め、Wi-Fiを含む情報通信環境の整備拡充、外国人が域内を快適に移動する交通手段の提供、増加する外国人観光客を県民一体で歓迎する機運の醸成などが重要であると考えております。

同じく観光振興についての中で、クルーズ船の寄港状況及び誘致計画についてお答えいたします。

沖縄県におけるクルーズ船の寄港については、平成26年で162回となっており、前年と比べて36回の増加となっております。また、ことしは、206回の寄港が予定されております。

今後の誘致については、東アジアや北米地域で開催される商談会への参加、中国や台湾、欧米等を拠点とするクルーズ船社や旅行社への訪問セールス、キーパーソン招聘等を実施し、沖縄の認知度の向上を図り

つつ、クルーズ船の寄港を促進していくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 返還軍用地跡地の利活用についての御質問の中で、嘉手納以南の統合計画の実効性及び評価についてお答えします。

嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還は、沖縄の過重な基地負担の軽減及び振興・発展につながるものであり、確実に実施されることが必要と考えております。しかしながら、統合計画においては返還時期が「またはその後」と表記されており、返還時期が明確ではありません。また、全て実施された場合でも全国の専用施設面積に占める本県の比率は、約0.7%しか減少せず、県民は過重な基地負担を背負い続けており、県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 観光振興についての御質問の中で、クルーズ船対応バースの整備計画についてお答えします。

県は、クルーズ船を利用した観光振興に資するため、旅客ターミナル等の港湾施設整備を積極的に推進しております。

那覇港においては、クルーズターミナルが平成26年4月から供用開始しており、現在、クルーズ船の大型化に対応できるよう岸壁の拡張を行っているところであります。平良港においては、クルーズ船の大型化にも対応可能な係留施設を計画しております。石垣港においては、新港地区に新たなクルーズ船岸壁を整備しており、その完成に合わせて旅客ターミナルビルの整備を行う計画であります。本部港においては、クルーズ船対応の岸壁整備を行ったところであり、今後、クルーズ船の大型化にも対応した施設の整備を検討していくことにしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） それでは、観光振興についての御質問の中で、沖縄県におけるMERS対策についてお答えいたします。

韓国で発生している中東呼吸器症候群（MERS）の水際対策につきましては、海外からの入国の際、空

港や港湾の検疫所において、サーモグラフィー検査や聞き取り調査、パンフレット配布等の検疫対応の強化が図られております。また、発熱等の症状はないものの、感染者との接触歴がある入国者については、14日間の「健康監視」が行われ、対象者が発生した場合は、速やかに検疫所から県に情報提供が行われることになっております。なお、現時点で、検疫所からの当該情報を受ける事態にはなっておりません。

沖縄県としましては、県内で発生した場合に備え、国の通知を踏まえ、医師会や感染症指定医療機関等の関係機関と対策会議を開催するとともに、搬送体制や検査、治療体制の整備を行っているところです。また、県民に対し、ホームページ等を通じ、情報提供を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島田 勉君登壇〕

○農林水産部長（島田 勉君） それでは、農林水産業の振興についての御質問の中で、台風6号の被害状況及び県の支援対策についてお答えいたします。

台風6号による農林水産業関係の被害額は、県全体で約28億6000万円となっており、宮古地域で約24億6000万円、八重山地域で約1億3000万円となっております。県全体でのその内訳でございますが、1、サトウキビ、野菜などの農作物で約28億4000万円、そのうち葉たばこは宮古地域の約21億円を最大に全体で約24億円となっております。さらに、農業用施設で約400万円、水産業関係で約1000万円となっております。

農林漁業者に対する支援といたしましては、1、災害発生直後に各地域の農業改良普及課に営農相談窓口の設置、2、農業・漁業共済等の制度活用の周知、3、農林漁業セーフティネット資金など、低利の制度資金の活用の周知、4、融資機関に対する農業制度資金の円滑な融通や既貸付金の償還猶予措置の依頼などを行っております。また、最も被害の大きかった葉たばこにつきましては、JTからの災害援助金制度が活用される予定と聞いております。

県といたしましても関係機関と連携し、農家の負担軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

同じく農林水産業の振興についての中で、6次産業化に取り組む企業の現状、支援体制及び事業拡大の課題についてお答えいたします。

6次産業化に取り組む企業の経営状況については、沖縄振興開発金融公庫が6次産業化法の認定事業者に行った調査によりますと、約22%が黒字で、約48%

が赤字の経営状況となっております。

6次産業化に係る支援体制については、国からの交付金を活用し、県において総合的に支援する相談窓口を設置し、専門家による個別支援や、国庫補助事業等による加工品開発及び施設整備への助成などを行っているところであります。また、6次産業化を進める上での課題は、企業の経営基盤が脆弱なことや、生産から加工、流通までの一貫したノウハウを有する人材の不足などであると認識しております。

県といたしましては、これらの課題も踏まえ、引き続き企業等の支援に努めてまいります。

同じく農林水産業の振興についての中で、農地中間管理機構の活用状況についてお答えいたします。

県においては、担い手への農地集積と集約化を加速するため、平成26年3月に沖縄県農業振興公社を農地中間管理機構として指定するとともに、必要な予算を基金として設置し、昨年度から農地中間管理事業を実施しているところであります。

同事業では、機構が高齢農家等から農地を借り上げ、また、公募により農地の受け手を選定する仕組みとなっており、昨年度は2度の公募が実施されたところであります。全国的な課題として、担い手の借り受け希望農地面積に対して、出し手農地面積は不足しており、本県においても同様に、農地の出し手対策が課題となっております。このため、県及び機構等では、1、地域で活躍する現地駐在員や農地調整員の増員、2、モデルとなる15市町村を選定し、市町村や農業委員会、農地調整員等から成る市町村推進チームの設置、3、県や市町村の広報誌への掲載や新聞等マスコミの活用などの取り組みを強化することとしております。

県としましては、市町村、農業委員会など関係機関と連携を強化し、農地中間管理機構の積極的な活用により、沖縄21世紀ビジョン基本計画に示された持続的な農業の振興を図ってまいります。

同じく農林水産業の振興についての中で、県内酪農家の現状と対策についてお答えいたします。

本県における平成26年12月末現在の県内酪農家の戸数は83戸、飼養頭数は4819頭となっており、これまでの減少傾向から前年度に比べて2戸、頭数は88頭と増加に転じております。また、平成26年度の新規就農者は8名おります。しかしながら、県内の酪農家を取り巻く環境は、急激な円安進行による輸入飼料価格の上昇、生産者の高齢化や環境問題等により厳しい状況にあります。

県としましては、酪農家の経営安定を図るため、

1、家畜導入事業資金供給事業による乳用牛の導入及び自家育成牛への支援、2、自給型畜産経営飼料生産基盤構築事業による生産性の高い飼料作物の普及、3、国の畜産再興プランに基づいた酪農生産基盤の強化などを推進し、今後とも県内酪農家の経営安定対策と生産基盤の強化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 5の子ども・子育て支援についての御質問の中で、5歳児問題に対する取り組みについてお答えをいたします。5の(1)と5の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えをいたします。

沖縄県では、公立幼稚園への就園率が高く、保育所での5歳児受け入れが少ないこと等から、保育を必要とする5歳児の居場所確保が課題となっていたところです。そのため、各市町村においては、保育所の5歳児保育と公立幼稚園の預かり保育の拡充に取り組んできたところであり、その結果、今年度4月1日における5歳児保育と預かり保育の利用者数は、前年度と比較して約2000人増加しております。これは、昨年の放課後児童クラブにおける幼稚園児の利用者数1271人を上回っていることから、5歳児の居場所はおおむね確保されたものと考えております。

県としましては、安心こども基金等を活用した保育所整備を支援するとともに、預かり保育に対する補助や、待機児童解消支援基金の活用など、引き続き市町村の取り組みを支援してまいります。

次に、認定こども園への移行と今後の見通しについてお答えをいたします。

認定こども園については、これまで幼稚園部分と保育所部分について別々の財政措置がされるなど事務手続の煩雑さが課題として指摘をされておりました。平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度においては、財政措置を施設型給付に一本化するなど、認定こども園制度の改善が図られ、本県においてもこれまでの2施設に加え、今年度新たに3施設が認定こども園に移行しております。また、平成27年3月に策定した沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画において、認定こども園については、平成31年度末までに、18市町村において約6400人の定員を確保することとしております。

次に、地域限定保育士の取り組み状況についてお答えをいたします。

県では、保育士確保の一環として、特区制度を活用

した地域限定保育士試験の実施を予定しており、現在、国や関係機関との事前調整を行っているところです。試験の実施根拠となる国家戦略特別区域法の改正案が、現在、国会で審議中となっていることから、法施行後速やかに区域計画の認定等の手続を進めたいと考えております。

次に、認可外保育施設の認可化と支援体制についてお答えをいたします。

認可外保育施設の認可化については、平成21年度からの6年間で36施設を認可化し、2433人の定員を確保したところであります。県では、待機児童対策特別事業において、認可外保育施設の認可化に向けた運営費や施設整備を支援しており、平成27年度当初予算において約15億7000万円を計上しております。また、沖縄県保育士・保育所総合支援センターを設置し、認可外保育施設の認可化促進や保育所用地のマッチング等を総合的に実施しているところであります。

次に、出生率向上の取り組みについてお答えをいたします。

本県の人口に占める14歳以下の子供の人口の割合は、全国一高い水準を維持しておりますが、減少傾向で推移をしております。このため、本県では、安心して結婚し出産・子育てができる社会の実現に向けて、少子化対策を含む沖縄県人口増加計画を推進しております。また、「黄金っ子応援プラン」を本年3月に策定し、待機児童の解消、多様な子育て支援の充実、ワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組んでおります。

県としましては、今後とも、結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援を実施することにより、持続的な人口増加社会の実現に努めてまいります。

6の県警関係についての御質問の中で、児童虐待の通告件数と対応等についてお答えをいたします。

本県においては平成26年中に警察が児童虐待として児童相談所へ通告した件数は99件で、人数は152人となっており、過去最多となっております。通告した主な内訳は、ネグレクトが65人で最も多く、身体的虐待が48人、心理的虐待が36人、性的虐待が3人となっております。

県としましては、児童虐待への対応として、虐待の未然防止や早期発見、早期対応に取り組むことが重要であると考えており、引き続き相談支援体制の充実に取り組めます。また、警察や学校等関係機関との連携強化を進めるとともに、県民への広報・啓発に取り組む、児童虐待の防止に努めてまいります。

次に、DV相談件数が過去最多となった要因と被害

者に対する対応についてお答えをいたします。

本県における平成26年度のDV相談件数は、配偶者暴力相談支援センターで2615件、沖縄県男女共同参画センターで615件、合計で3230件となっており、過去最多となっております。

その要因につきましては、県民への広報啓発により、DVに対する認識が高まったことや相談窓口の増加により、相談を受けやすい環境が整備されたことによるものと考えております。被害者の方に対しては、女性相談所を初め、県内各配偶者暴力相談支援センターにおいて、相談支援等を行っております。また、男女共同参画センターにて、女性相談及び男性相談の窓口を設置して対応しているところです。

次に、年金個人情報流出問題に係る受給者等についてお答えをいたします。

日本年金機構の発表によりますと、流出した個人情報約125万件について、情報の重複などを除いた人数の合計は、101万4653人で、このうち、受給者は52万8795人、現役世代の加入者は48万5858人となっております。

沖縄県の内訳としましては、受給者は1万3607人で、全体の約2.6%、現役世代の加入者が2万4931人で、約5.1%となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君） 県警察に関する御質問の中で、辺野古における抗議行動の内容と警察措置についてお答えいたします。

キャンプ・シュワブ前では、工事関係車両や沖縄防衛局車両、海上保安庁車両の入域時を中心に、抗議行動を行っている方々によるゲート前を占拠して車両の通行を妨害する形での座り込み行為や寝転び行為、車道に飛び出しての車両の前への立ち塞がり行為や車両の下への潜り込み行為といった極めて危険であり、かつ違法状態の中での抗議行動が連日行われており、一般交通にも大きな影響を与えております。

県警察としましては、これらの抗議行動を行っている方々に対し、違法行為を行っている場合にはそれをやめるよう警告を行い、再三の警告にも従わない場合には、その状態を解消するため安全に最大限配慮した上で、必要最小限の範囲において安全な場所へ移動させる等の措置を行っておりますが、最近ではその際に警察官に対して執拗に詰め寄る行為や、警察車両の前立ち塞がるなどの行為も行われているところであります。

次に、自転車の交通安全対策等についてお答えいたします。

自転車に関連した事故は、重大な結果を招きかねないことから、平素から街頭での指導警告を行っており、平成26年中は信号無視や無灯火、2人乗りなどの違反行為に対し約9000件、本年5月末現在では約4200件の指導警告を実施しております。

また、悪質な運転者の検挙につきましては、平成26年中は酒酔い運転や安全運転義務違反など3件、本年5月末現在では通行区分違反の1件となっております。

自転車に関連した人身事故の発生状況につきましては、平成26年中は400件で、全人身事故6242件に占める構成率は6.4%、自転車乗車中の死者数は1名で、全死者数36名に占める構成率は2.8%となっており、いずれの構成率も全国で2番目に低くなっております。

また、本年5月末現在では、自転車関連事故は158件で、全人身事故2235件に占める構成率は7.1%で、自転車関連死亡事故の発生はありません。

県警察といたしましては、自転車事故を防止するため、関係機関・団体と連携して地域や学校等における安全指導に取り組んでいるところでございます。

道路交通法の改正により、悪質な自転車運転者を対象とした講習制度が本年6月1日から施行されたことを踏まえまして、本制度の周知を図るとともに、引き続き街頭指導や安全教育などの取り組みを通じて自転車が関連する事故の防止に努めてまいります。

次に、沖縄県の飲酒運転の状況や飲酒運転根絶対策等についてお答えいたします。

本県の平成26年中の飲酒運転の検挙件数につきましては1313件で、人口1000人当たりの検挙件数は0.93件となり、全国平均の約4.4倍と全国で最も高い数値となっております。なお、本年5月末現在の飲酒運転の検挙件数につきましては、暫定値で593件となっております。

交通人身事故、いわゆる飲酒絡み事故につきましては、平成26年中は117件で、全人身事故に占める構成率は1.87%、飲酒絡み死亡事故につきましては9件で、全死亡事故に占める構成率は26.5%となっており、いずれも構成率全国ワーストワンとなっております。

なお、本年5月末現在の飲酒絡み事故の発生は42件で、構成率は1.88%となっており、飲酒絡み死亡事故の発生は4件で、構成率は23.5%となっております。いずれも前年同期と比べ減少しているものの、

構成率は依然として全国ワーストワンとなっております。

次に、飲酒運転根絶に向けた関係機関等との連携につきましては、県内の事業所や飲食店等が加盟する12の協会や組合等と飲酒運転根絶に関する覚書の締結や、自治体、事業所の職員を初め、運転免許更新時等の受講者に対して飲酒運転根絶宣言書への署名提出活動等の取り組みを行っているところであります。

引き続き、県や市町村、関係機関・団体、交通ボランティア等と連携した県民総ぐるみの飲酒運転根絶運動を展開してまいります。

次に、過去3年間の米軍人・軍属による飲酒絡みの事件・事故の推移と特徴についてお答えいたします。

米軍人・軍属による過去3年間の飲酒絡みの刑法犯の検挙人員は、平成24年中は28名、平成25年中は10名、平成26年中は10名で、過去3年間の総数は48名であります。罪種別では、住居侵入16名、器物損壊10名、窃盗8名、傷害7名、強姦3名、暴行2名、強制わいせつ1名、公務執行妨害1名となっております。

検挙人員全体の約7割が飲酒絡みとなっており、その特徴といたしましては、飲酒後に民家に侵入する住居侵入事案や、店舗の窓ガラスを損壊する器物損壊事案などが多く認められます。

次に、米軍人・軍属による過去3年間の飲酒に絡む人身事故の発生については、平成24年中は10件、平成25年中は4件、平成26年中は7件で、過去3年間の総数は21件となっており、飲酒に絡む交通死亡事故の発生はありません。

飲酒に絡むひき逃げ事件の発生は、過去3年間で4件となっております。

次に、ストーカー事案の相談件数と被害者に対する対応についてお答えいたします。

過去5年間の県警察へのストーカー事案の相談件数は、平成22年中が106件、平成23年中が107件、平成24年中が88件、平成25年中が155件、平成26年中が144件となっております。

平成25年から高どまりの状態にあります。要因としましては、全国的にストーカー事案が凶悪事件に発展した例があり、この種事案への社会的関心が高まったことや、関係機関と連携した広報啓発活動等により、相談しやすい環境が整ってきたことなどが考えられます。

ストーカー被害者への対応につきましては、この種事案は事態が急展開して、重大事件に発展する可能性を内在していることを念頭に、被害者の生命、身体

保護を最優先に積極的に被害申告を促すとともに、ストーカー規制法に基づく警告、緊急避難施設等関係機関の教示、ストーカー対策に関するリーフレットの配布など適切に対応しているところであります。

次に、日本年金機構の個人情報流出問題に係る二次被害防止に向けた対策についてお答えいたします。

日本年金機構からの個人情報の流出に絡む事件や、同機構をかたる不審電話などについては、6月22日現在県内においては確認されていません。

今回の個人情報流出に伴い、流出の有無の確認を口実に氏名、生年月日、年金振込口座の番号などを聞き出す事案、流出した情報の削除を名目に手数料等を請求する事案のほか、今後は流出した個人情報を悪用した振り込め詐欺の被害が予想されるところであります。

県警察におきましては、今回の事案に関して日本年金機構から電話で問い合わせたり、お金を要求することは一切ないということとあわせて、電話で見知らぬ相手が個人情報を聞き出してきたり、金銭を要求してきた場合は安易に対応せず、家族や警察に相談することなどについて、新聞、テレビや県警ホームページによる注意喚起、金融機関と連携した広報啓発、携帯電話のメールを活用した情報発信などを行っているところであります。

県警察といたしましては、年金受給者を含めた県民一人一人が振り込め詐欺を初めとする犯罪の被害に遭わないよう、今後とも関係機関と連携した注意喚起、情報発信などを継続していくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 又吉清義君。

〔又吉清義君登壇〕

○又吉 清義君 では、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、辺野古移設作業の警備についてなんですけれども、やはり現場で何が起きているかというのは今県警のほうからありました。異常事態の中で抗議行動が行われていると。また、安全な場所へそれをまた移動をしてそういった指導もしているということなんです。こちらに、皆様方にぜひ見ていただきたい。（資料を掲示） 例えば、この交通妨害です。路上に平気でこんなに人が立つ、それだけではないんですよ。丸で囲ってある、こんな遠くからこの若い女の子が何をするかというと、見てくださいよ。このように堂々と道を遮断してくる。そしてそればかりではない、このように車の前に来て座る。そればかりではありません、後は寝る。やがて枕持ってきますよ、この子は。

大変ですよ。これが当たり前みたいに行われているんですよ、当たり前みたいに。知事がよくおっしゃっております、あらゆる手段で辺野古を阻止する、気持ちはよくわかります。ここまでも知事の皆さん、ここまでもやるんですかと。そしてそればかりじゃないですよ、これはまだかわいいグーですよ。辺野古の中で、仕事をしている一住民ですよ。ゲート前で遮断をする、車の中にこのようにトランペットマイクを入れて、おまえ帰れとか、こんなことやるんですよ。たまったものじゃないですよ。そして、先ほどの交通遮断これもどのように行われているかといいますと、これは宜野湾でも、車が通ると意識的に警察官を、警察官の警備を振り切って車に飛び込んでくるんですよ、振り切って飛び込んでくる。これも当たり前みたいに行われている。（「当たり屋じゃないの、当たり屋」と呼ぶ者あり）もう当たり屋は通り過ぎていますね。そしてもっとすごいこと教えましょうか。辺野古で市民が清掃活動に出かけた、帰りが遅くなった、反対する皆様に、見てくださいこんなして取り囲まれるんですよ、おまえ何しに来たのと。

そしてそればかりじゃないですよ。次、宜野湾で起こっている現象です。辺野古ゲート前——辺野古ゲート前じゃありません。全く、辺野古にも行っている皆さんです。宜野湾の野嵩ゲートでも何が行われているかといいますと、ビデオにしたらまた非常にわかりやすいです。残念だけどビデオがお見せできないのが、私悲しいんですが、フェンスを清掃している人に対して、見事な16文キックですよ、目の前で。警察官を振り切ってキックですよ、キック。これも当たり前みたいに行われている。

こういったのが本当に許されていいのかと、私は非常に残念でならない。知事にもよく考えていただきたい。幾ら知事があらゆる手段を使って阻止するというのはこんなことまでしていいのかと。そしてマスコミの皆さん毎日辺野古にもいますよ、堂々と報道していただきたい。毎日見ている人が何でこんなこと報道しないのと、私は不思議でならない。だからあえてきょうはこういうふうに皆様に訴えている次第です。本当はビデオを見ることができたら皆さんよくわかります。

これに関して、本当に警備の皆さんよく耐え忍んでいらっしゃる。これは行き過ぎだと、私は安全なところに移すだけでとがめることはできないと、こういうのはもう徹底して逮捕するべきだということを、まず、県警にお伺いしたいんですが、まずそれについてどのようなものであるかということと、あと1つ先ほ

どの年金機構の流出漏れ、もっと周知徹底、私は図るべきものだと思いますが、まずその御答弁をいただいてから行いたいと思います。

まず、これについて私はもう余りにも異常を通り越していると、こういうのは逮捕するべきだと思いますが、いかがでしょうか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に。

休憩いたします。

午後2時18分休憩

午後2時19分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

警察本部長。（発言する者あり）

静粛に願います。

〔警察本部長 加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君） 反対派の行為が違法であるならばなぜ逮捕しないのかとの再質問にお答えをいたします。

一般に警察において違法行為を認知した場合、違法行為の態様、悪質性、違法行為者の人数、現場の状況、被害者の意思等、さまざまな要素を勘案した上で指導、警告、規制、制止、検挙等の手法の中から適切な方法を選択して当該違法行為の解消を図っているところであります。これまでの一連の基地建設に反対する方々による違法行為に対しても係る要素を考慮の上、対応しているところであり、本年1月以降公務執行妨害罪等で5人を逮捕しております。

いずれにせよ、県警察としましては、違法行為がある場合には法と証拠に基づき引き続き厳正に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 又吉議員の再質問にお答えをいたします。

年金問題の周知徹底を行うべきというような趣旨の質問でございました。

県におきましては、6月5日の時点でこの情報流出に便乗した不審な電話に対する県民向けの注意喚起を県のホームページに掲載をし、さらに市町村に対しても周知依頼をしたところでございます。

それから、6月8日には職員が那覇年金事務所を訪問いたしまして、所長に対しまして正確な情報提供、それから県民への被害防止対策の徹底、周知広報等については県としても協力できるものは協力したい旨の申し出を行っております。そして、6月12日にも県庁に那覇年金事務所長が来ておりましたので、改めて

被害防止に万全の対策を講じてもらいたいということを申し入れを行っております。さらに6月15日には、厚生労働省のほうから注意喚起のポスターを作成したということがございましたので、県の福祉保健所それから消費生活センターに掲示をして周知を図っているところでございます。引き続き消費者庁それから国民生活センターとの連動もしながら県としてもしっかりと注意喚起を図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 又吉清義君。

〔又吉清義君登壇〕

○又吉 清義君 最後に知事に伺いますが、このような現状を見て知事は本当にどのような思いかということです。これをそのままよしとそのまま進めるのかあるべき姿に返すのか、そしてきょう初めて見たのか、その2点についてお伺いしたいと思います。

よろしくをお願いします、御答弁をお願いします。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時23分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 又吉議員の再質問にお答えします。

この写真を見たことがあるか、それからどうするかという御質問だったかと思えますけれども、ただいまの写真私も初めて拝見しました。また、いろんな形の事案が現場で生じていると思えますけれども、現場においては当然ながら道路交通法などの遵守、それから憲法で保障する表現の自由、そういうものはさまざまなことが生じているんだろうと思えます。一概にそれをどうかということはなかなか申し上げにくいんですけども、いずれにしても県民の安心・安全を最優先に取り組むことが大事であると考えております。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 又吉清義君。

〔又吉清義君登壇〕

○又吉 清義君 表現の自由は結構です。ルールを守ってやりましょうということです、これだけです。ぜひお願いしたい。そして現場に行ってみてください。議員団が来るとき彼らはこれ一切しません、はっきり言います。議員団がいないときやるから困るんで

す。ですから皆さんそっと見てください、すぐわかります。

○議長（喜納昌春君） 時間、時間です。

○又吉 清義君 以上です。ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 こんにちは。

社民・護憲ネットの照屋大河です。

会派を代表して質問を行います。所見を行いながら質問に移っていきたいというふうに思います。

きのう、戦後70年、節目の慰霊の日でありました。

平和祈念公園で開かれた全戦没者追悼式は、辺野古への新基地建設と安保法制に対する県民の強い危機感が示された追悼式でありました。安倍首相に浴びせられた参列者からのやじや抗議は、沖縄県民の民意を無視して辺野古への新基地建設を強行に進めていることに対する怒りや不満のあらわれであります。

安倍首相、知事との面談もしないまま駆け足で帰ってしまったようですが、今、足をとめて県民の声に耳を傾けて70年の苦難の歴史を直視し、辺野古移設を見直すべきであります。沖縄県内への新基地建設を断念すべきであります。また、軍隊は住民を守らないという沖縄戦の教訓を学ぶ必要があると思います、考えます。

以上、申し上げて質問に移りたいというふうに思います。

1 番目、知事の政治姿勢について。

(1)、4月以降、辺野古新基地建設をめぐる総理、官房長官、防衛大臣と相次いで面談を行われたようではありますが、まず官房長官の面談についてであります。

官房長官が記者会見などで繰り返す、移設を粛々と進めるとの発言に時間を割いて知事は反論、問答無用という姿勢が感じられる、上から目線の言葉を使えば使うほど県民の心は離れ、怒りは増幅していくと指摘したようであります。県民の多くが感じていることを代弁していただいたというふうに思います。

それから中谷防衛大臣との面談ですが、知事が会談を求めても溝が深くなるだけと拒否してきた中谷氏の発言に対し、高飛車と厳しく指摘を知事が行ったというふうに報道されました。辺野古以外の選択肢を本気になって見つける努力もせず、沖縄県の反対を押さえつけようとする態度はまさに高飛車であり、強い憤りを覚えます。

総理との初の会談については、約束した知事の発言時間を打ち切り、報道陣を退出させた。あきれするような、情けないような対応であったというふうに報道されていますが、直接、知事の言葉でその感想を聞かせていただきたい、伺いたいというふうに思います。

(2)、5月17日の「戦後70年止めよう辺野古新基地建設！沖縄県民大会」への3万5000人の結集、5月24日の国会包囲行動の成功、辺野古基金3億円突破、3億5000万ぐらいになっているのでしょうか。辺野古移設反対が賛成を大きく上回る世論調査の結果、新基地阻止に向けた県内各市町村レベルでの組織結成など、市民運動の草の根の広がりに対する知事の見解について伺います。

(3)番目、4月末の2プラス2や日米首脳会談、5月末からの訪米行動に通底するのは、辺野古が唯一の解決策、辺野古は日本国内の問題といった論調であります。一方で、知事は日本記者クラブや外国特派員協会で会見を行うなど辺野古新基地建設阻止に向け、メディアを活用した発信に努めています。訪米行動の成果と課題について伺います。

(4)番目、訪米行動に稲嶺市長が同行し、6月に知事公室に新設した辺野古新基地建設問題対策課に市職員が出向するなど、辺野古新基地阻止のための知事権限や市長権限行使も見据えた名護市との連携が強まっています。訪米行動には那覇市長や読谷村長らも同行し、さらなる市町村との連携も期待されるが、今後の展開について知事の見解を伺います。

(5)番目、知事は去る6月11日の記者会見で、辺野古新基地建設に伴う埋立承認の撤回について、県の公益が国の公益を上回れば撤回できるとの認識を示しました。知事の考える県の公益あるいは国の公益とはどのようなものですか、見解を伺います。また、知事が法的に承認撤回は可能と言及したことについて、菅官房長官は、辺野古移設断念が普天間飛行場の固定化を容認することになり、この現実をどうするかは現職知事として極めて大きな問題と知事の責任論に結びつけて反論しましたが、菅官房長官の反論に対する知事の見解について伺います。

(6)番目、菅官房長官や中谷防衛大臣らは法治国家、行政の継続性などのフレーズを用いて辺野古新基地建設強行を正当化しているが、埋立承認は前知事の公約違反と県民裏切りによるものであります。知事が辺野古ノーの民意を背に当選した事実こそ沖縄県の大きな政策転換であり、前知事の辺野古埋立承認を取り消し、撤回した時点で、国は新基地建設を断念すべきと考えるが、知事の見解を伺います。

(7)番目、4月末の日米2プラス2で日米防衛協力指針（ガイドライン）が改定され、集団的自衛権行使容認を可能とする安保法制（戦争法案）が国会で審議される現在の時局を、日米同盟と沖縄の基地問題の視点でどう捉えているか、知事の見解について伺います。

(8)、5月14日の安保法制（戦争法案）の閣議決定を受けて、知事が沖縄の基地負担軽減には全くなならない、沖縄にはどんな理屈をつけても基地を置くということにならないか心配だなどと述べたことに対し、菅官房長官は5月15日の記者会見で、知事はこの法案の趣旨をよく理解していないのではないかと述べたが、知事の見解について伺います。

(9)番目、離島防衛の名のもとに宮古島や石垣島への陸自警備部隊配備が現実味を増してきているが、知事はどう受けとめているか、見解を伺います。

(10)、去る6月4日の衆議院憲法審査会で、参考人招致された憲法学者3名全員が集団的自衛権行使容認のための戦争法案について違憲との見解を示しました。政府提出法案であるにもかかわらず、与党・自民党推薦人の参考人までが違憲陳述をするのは極めて異例と言えるが、知事の見解について伺います。

(11)番、公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例案が議員提案により提出されました。この条例案は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の趣旨を踏まえ、公有水面埋立事業の実施による外来生物の侵入を防止することにより、本県に生息する貴重な固有の種を守り、祖先から受け継いだとうとい自然を保全することが目的であります。条例案の提出に対する知事の見解を伺います。

(12)、戦後70年の節目に当たる沖縄全戦没者追悼式で読み上げた平和宣言に込めた知事の思いについて伺います。

2番目、本土復帰43年に当たって。

(1)、沖縄の心とは、知事はそのインタビューに対して、これ歴代知事の言葉を用いてお話されたようですが、翁長知事の言葉で沖縄の心とはということで伺いたいというふうに思います。

(2)番目、県民総所得は復帰時の約8倍に拡大し、有効求人倍率も過去最高を更新しているものの、失業率で全国ワーストが続くなど経済的自立は道半ばであります。沖縄21世紀ビジョン4年目を迎え、振り返りが近づく中、中間評価作業で徹底した検証が求められるが、県の認識について伺います。

(3)、本県は、離婚率や母子世帯の割合、新規高

校・大学卒業者の無業者比率が全国一である。一方、1人当たりの県民所得や高校・大学進学率は全国最下位であります。いずれの数字も貧困にあえぐ親子や子供への視点が政策的に乏しかった証左とも言えますが、現行の沖縄振興特措法には、子育て支援に関する配慮が盛り込まれています。政策に落とし込み、事業を展開する上でも子供の貧困に特化した振興計画策定が急がれると考えるが、知事の見解について伺います。

3番目、平和行政について。

太平洋戦争時、日本の統治領だった旧南洋群島（北マリアナ諸島）で犠牲となった県出身者を慰霊する「第46回南洋群島慰霊と交流の旅」が5月24日から29日の日程で開催されました。遺族ら関係者約90人が参加したことしは、10年ぶりに県三役として浦崎唯昭副知事の出席をいただきました。議会でも取り上げてまいりました。感謝申し上げます。また、喜納昌春議長にも全日程を同行していただきました。心より感謝を申し上げます。2人の出席に対して、帰還者会関係者の皆さんも大変喜んでおられました。

副知事も参加しておわりのとおり、戦後71年サイパン南洋での戦争から戦時を記憶する人々が年々少なくなっていますが、悲惨な歴史が風化してしまわないか大変に心配をしております、関係者の皆さん。県の支援に期待を寄せています。ただそれだけではなくて、帰還者会みずからが地元の行政、サイパン・テニアン行政や経済関係者との交流を拡大させて記憶を継承する事業等もスタートさせています。もう一つの沖縄戦とも言われる南洋群島での悲惨な戦争の歴史を後世につないでいくことに対し、県の積極的な取り組みをお願いし、期待し、質問を行います。

(1)番目、旧南洋群島サイパン・テニアンの慰霊祭について。

ア、10年ぶりに県三役の出席となった第46回の慰霊祭に参加した感想について浦崎副知事に伺います。

イ、南洋群島慰霊祭の開催の継続、サイパン沖縄の塔の維持管理、記憶の継承を目的とする事業等について、帰還者会と連携した取り組みが必要と考えるが見解について伺います。

(2)番目、沖縄戦の戦跡を県の指定文化財にするよう県教育庁において調整が進められているようだが、進捗状況及び県指定のメリットについて伺います。財政措置についてはどうでしょうか。

(3)、戦没者遺骨の保管延期について。

報道によると、県は沖縄戦の戦没者遺骨について、本議会が昨年7月に全会一致で可決した決議を踏ま

え、当面全ての遺骨を焼骨せずに保管する方針を決めたとあります。

保管継続に当たり、その費用と財源についてはいかがでしょうか、明らかにしてください。

これまでの焼骨方針を転換し、保管継続に至った理由は何か。県の主体的な判断か、あるいは国による遺骨のデータベース化方針やDNA鑑定条件の緩和方針を受けてのものなのでしょうか。

国が示した遺骨のデータベース化やDNA鑑定条件緩和方針について、厚労省から何らかの説明があったのかについて伺います。

4番目、基地問題について。

(1)、CV22の横田基地配備とハワイにおけるMV22墜落事故について。

去る5月12日、米国からの接受国通報に基づき、2017年からのCV22オスプレイ米空軍横田基地配備が発表されました。

空軍仕様のCV22は特殊作戦部隊に供する輸送機である。横田基地配備後、嘉手納基地とトリイ通信所所属の特殊作戦群とともに行動する目的で県内に飛来し、訓練を展開することが確実視されるが、知事の受けとめと評価について伺います。

去る5月18日には、ハワイで普天間基地所属のMV22オスプレイと同型機が墜落・炎上し、乗員2名が死亡する事故を起こしました。知事の事故原因究明までの県内飛行停止要求を無視した訓練続行に怒りを覚えるものであります。オスプレイが欠陥機であり、県内でもいつ同様の重大事故が起きてもおかしくないことが改めて証明された中、辺野古新基地建設阻止行動の全国展開と連動させることも視野に、県内、県外、米軍、自衛隊を問わず、オスプレイ撤去と配備中止を求める動きを強化していくべきではないか伺います。

嘉手納基地への米州空軍配備について伺います。

米空軍第18航空団の発表によると、米バーモント州の空軍州兵部隊所属のF16戦闘機10機と兵員150人が6月中旬から嘉手納基地に暫定配備される。ことし1月のウィスコンシン州空軍部隊に続く2度目の米州空軍配備に、三連協首長からも「日米両政府が強調する負担軽減とは真逆」（野国北谷町長）、「州空軍戦闘機が頻繁に飛来するようになり、恒常化すると大きな問題」との声が上がるなど、常態化による基地負担増加に強い懸念が示されている。県としても形式的な申し入れにとどまることなく、強い姿勢で配備反対の意思を日米当局に示していくべきではないか。

リバティー制度解除と米軍事件・事故について。

昨年12月のリバティー制度解除以降、移入絡みの

米軍人・軍属の逮捕が激増している。同制度は「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム」でも評価されていた。県としてCWTの早期開催を呼びかけ、内容強化を踏まえた制度復活を訴えていくべきではないか。

普天間基地開放イベントで指摘された問題について。

去る6月6日、7日両日開催の普天間基地開放イベント普天間フライトラインフェアで軽機関銃や狙撃銃などの銃器が展示された。

銃器展示に対する知事の受けとめを伺います。

イベントのフィナーレで花火が打ち上げられ、宜野湾市に多数の苦情が寄せられました。銃器展示とあわせて周辺住民への配慮不足との指摘もあるが、次年度以降の開催も見据えて県として申し入れる考えはあるか伺います。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 照屋大河議員の御質問にお答えいたします。

私のほうから、知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、総理や官房長官、防衛大臣との面談についてお答えいたします。

一連の面談では、辺野古移設に反対する県民の思いとともに、辺野古に新基地はつくらせないという私の考えを安倍総理、菅官房長官、中谷防衛大臣にお伝えをいたしました。いずれにいたしましても、意見交換ができたことは有意義なものであったと認識しており、政府へは今後も対話を継続していただきたいと考えております。

次に、訪米の成果と課題についてお答えをいたします。

今回の訪米では、国務省、国防総省、連邦議会議員及び有識者など19名もの方々に直接面談をする機会を得ました。面談を通して、今沖縄が置かれている状況を詳しく正確に伝えることができたことは、大変有意義なことだったと考えております。特にマケイン上院軍事委員長及びリード同副委員長と面談できたこと、マケイン議員側から継続して私と建設的な対話を続けたいとの話をいただいたことは大きな成果だと考えております。

次に、新基地阻止のため市町村との連携についてお答えをいたします。

さきの訪米に際しましても名護市長、那覇市長、読谷村長にも御同行いただき、それぞれ多くの方にお会いして沖縄の思いを広く伝えることができたことを大

変心強く感じております。

辺野古に新基地をつくらせないという公約の実現に向けて、引き続き市町村と連携してまいりたいと考えております。

次に、平和宣言についてお答えをいたします。

ことしの平和宣言については、沖縄戦体験者が高齢化し減少する中、これまで以上に戦争体験の継承と恒久平和の実現に取り組む決意を新たにしたところであります。

特に、戦後70年を迎え、平和の礎を構築するためには、国民の自由、平等、人権、民主主義がひとしく保障されることが必要であります。

広大な米軍基地が存在する沖縄において、辺野古の新基地建設は認めがたく、政府に対して沖縄の基地負担を軽減する政策を再度見直すよう強く求めました。また、未来を担う子や孫のために誇りある豊かさをつくり上げ、いつまでも子供たちの笑顔が絶えない豊かな沖縄を目指すことを強く決意をいたしました。

次に、本土復帰43年についてに関する御質問の中で、沖縄の心についてお答えをいたします。

照屋議員からも、記者会見で私のほうが話をしているのを引用しての質問でございました。その記者会見での、どなたが質問したかわかりませんが、過去の3名の知事の沖縄の心について触れて、それから私の考え方を聞いておられましたのでそれもちょうと紹介しながら話をしたいと思います。

西銘先生になるわけですがけれども、これはもうよく有名なヤマトウンチュになりたくてもなりきれない心ということで、沖縄の本当にある意味ではこの真髓を、そのころの時代背景とともに話をされたのではないかなとも思います。それから稲嶺元知事のほうは、異質のものを受け入れる柔軟性といいますか、ウチナーンチュの包容力、そういったものをおっしゃられたようでもあります。チャンプルー文化というようなこともあるでしょうし、平和の緩衝地帯というような意味からしても、受け入れる体制というものが大切だというような話があったようでもあります。それから大田さんがおっしゃった中には、共生、ともに生きるというそういったものがあったというふうに聞いております。

このお三方の話をされて、私の話を聞いておられたわけではありますが、私もいろいろそういうお三方の話を聞きながらみんなその時代背景の中で本当に県民の心を思い、沖縄のことを思いながら、それぞれの感触でウチナーの心を率直に語られたのではないかなというふうに思っております。

私のそういうものを言うのも、やはりこのお三方の影響は私にも十二分にあるわけで、それを踏まえてどういうふうに話をしようかなと思ったんですが、最近の出来事で言うと、ワシントンDC、ハワイに行きまして世界のウチナンチュといいますが、迎えていたいた県人会の皆さん方のこの情熱といいますか、ルーツの沖縄を思う気持ちを強く感じまして、恐らくどなたが行ってもそれだけ歓迎したと思いますけれども、ウチナンチュというつながりの中でございましたから、やっぱり世界のウチナンチュのほうがいいかなというのも思いました。あるいはまた、ハワイではことしの記念誌には「スミティ」、「ていんさぐぬ花」の「チムニスミティ」というものの「スミティ」という言葉で表題がありましたので、やはり世界で頑張っているウチナンチュはすごいなというようなことも含めて、いざ行かん我らの家は五大州というのもウチナンチュの気持ちだなというふうにも思ったわけがあります。そういったこれは、ブラジルとか南米でも感じることでありますし、それからいろいろ感じるようなことがたくさんありますが、きょうそういうことでちょっとまとめて話をしますとやっぱりウヤファーフジとかクワンマグワということを大変ウチナンチュは歴史も含めて大切にしながら生きているんだなというようなことを含めて、きょうはあえて短い文章でちょっと舌足らずで誤解されないか心配しますが、私が考える沖縄の心とは、ウヤファーフジの頑張りやその御苦勞を敬い、そして子や孫がこれから以降、本当に幸せになるようにそしてそういったことを思いながら誇り高く生きる心であるというふうに言わせていただきます。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 浦崎副知事。

〔副知事 浦崎唯昭君登壇〕

○副知事（浦崎唯昭君） 照屋大河議員の平和行政についての質問の中で、旧南洋群島の慰霊祭の感想についてお答えいたします。

去る5月25日、旧南洋群島の県出身戦没者1万2000人余のみたまを慰霊するため、第46回南洋群島沖縄県出身戦没者追悼式に、遺族を初め喜納昌春議長、照屋大河県議、13番の具志堅徹県議の皆様とともに参列をいたしました。

追悼式には、地元の方も多数参列し、地元の神父さんのお祈りで厳かに始まり、参列者の皆様方が焼香して戦没者の御冥福をお祈りいたしました。追悼式が行われましたおきなわの塔の周辺には、激しい戦闘で追い詰められた日本兵や民間人が身を投げたスーサイド

クリフ、バンザイクリフがあり、拝礼してまいりました。

小さな島で住民を巻き込んだ壮絶な地上戦に思いをいたし、旧南洋群島における悲惨な戦争体験を風化させることなく、次の世代に正しく伝えるとともに世界の恒久平和の確立に努力しなければならないと決意を新たにしたところであります。また、地元サイパン島の方々との交流会があり、心温まる歓迎を受け、この地における旧南洋群島帰還者の皆様と地元のかたいきずなを感じるとともに、第2のふるさととしてのこの地への思いに胸が熱くなりました。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、市民運動の広がりについてお答えします。

辺野古基金への寄附については県外からの支援が多く寄せられていると聞いており、心強く感じております。また、マスコミ各社の世論調査において、辺野古移設反対が賛成を上回ったこと、県内外において辺野古の新基地建設に反対するさまざまな組織が発足しつつあることについて、大変意を強くしております。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、公益による撤回及び官房長官発言についてお答えします。

記者会見において知事が公益による撤回に言及しましたが、これは、弁護士や行政法研究者などの専門家との意見交換を踏まえ、一定の場合には撤回が可能であるということを申し上げたものであります。公益の内容については、目下幅広い観点から検討を進めているところであります。

いずれにしても、世界一危険とも言われる普天間飛行場の固定化は絶対に許されないと考えております。

政府においては安全保障の負担は全国で担うべきとの認識のもと、同飛行場の早期返還に取り組んでいただきたいと考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、1の(6)の政府の辺野古新基地建設に対する姿勢についてお答えします。

政府においては、地元の声に真摯に耳を傾け、普天間飛行場移設問題の早期解決に向けて取り組んでいただきたいと思います。また、現行の移設計画をこのまま進めることなく、我が国が世界に冠たる民主主義国家であるという姿勢を示していただきたいと思います。

す。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、安保法制が審議される現在の時局についてお答えします。

安全保障関連法案については、集団的自衛権の行使を含む具体的な議論が国会で行われており、さまざまな意見があるものと承知しております。

在日米軍専用施設面積の約74%が集中し、過重な基地負担を抱えている沖縄県としては、我が国の安全保障政策の変更には重大な関心を持っており、政府は、国政の場などで十分に議論した上で、その影響も含めて国民に丁寧に説明すべきであると考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、安全保障関連法制閣議決定に係る官房長官の発言についてお答えします。

過重な米軍基地負担を抱える沖縄県としては、安全保障関連法案を通じて整備される我が国の安全保障体制により、沖縄県が過重な基地負担を負い続けることがあってはならないとの趣旨で申し上げたのであり、官房長官の指摘は当たらないものと考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、宮古島、石垣島への陸自警備部隊の配備についてお答えします。

去る5月11日、佐藤防衛副大臣が宮古島市、石垣市を訪問し、宮古島については陸自警備部隊等の配置について、石垣島については部隊配置への有力な候補地の一つとして現地調査への協力を要請しております。

県としては、自衛隊の配備については、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うべきであると考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、衆議院憲法審査会の参考人陳述についてお答えします。

衆議院憲法審査会における参考人の意見は、それぞれの憲法学者がそれぞれの立場で発言しているものであると承知しております。

安全保障関連法案については、国政の場で十分に議論されるべきであると考えております。

次に、基地問題についての御質問の中で、CV22の横田基地配備についてお答えします。

去る5月12日、県は、沖縄防衛局から横田基地にCV22オスプレイを2021年までに10機配備するとの報告を受けております。嘉手納基地の特殊作戦群との関連について確認したところ、そのような情報は入っ

ていないとの説明がありました。

嘉手納飛行場をめぐるのは、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されておりますが、外来機のたび重なる飛来などにより、依然として目に見える形での航空機騒音等の負担軽減があらわれているとは言えない中、これ以上の負担増加があってはならないと考えております。

県としましては、引き続き情報収集に努めてまいります。

同じく基地問題についての御質問の中で、オスプレイの撤去と配備中止についてお答えします。

県としては、建白書の精神に基づき、オスプレイ配備に反対であり、今後ともあらゆる機会を通じ、日米両政府に対しオスプレイの配備撤回を求めてまいります。

同じく基地問題についての御質問の中で、嘉手納飛行場への米国州兵配備についてお答えします。

最近の嘉手納飛行場をめぐるのは、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されておりますが、外来機のたび重なる飛来に加え、米国州空軍F16戦闘機がことし1月に続き今月も配備されるなど依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。

外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならず、あらゆる策を講じ、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、米軍及び日米両政府に対し、これまで強く要請しております。

県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、航空機騒音の軽減を日米両政府に対し粘り強く働きかけていきたいと考えております。

同じく基地問題についての御質問の中で、米軍人等による飲酒関連の事件への対応についてお答えします。

ことしの5月末以降、立て続けに発生した米軍人等による飲酒関連の事件について、県は、米軍、外務省沖縄事務所及び沖縄防衛局と意見交換を行ったところであります。

米軍からは、在日米軍沖縄地域調整官と各軍の司令官が再発防止について会議を行い、適切な対応を行うことを確認したとの説明がありました。

県としては、米軍に起因する事件・事故は一件たりともあってはならないと考えており、今後とも綱紀粛正、再発防止がより実効性を伴うものとなるよう強く求めていきたいと考えております。

同じく基地問題についての御質問の中で、普天間フ

ライトラインフェアにおける銃器展示についてお答えします。

去る6月6日、7日に普天間飛行場で開催された普天間ライトラインフェアにおける銃器展示について、沖縄防衛局に照会したところ、事実関係の詳細は承知していないとのことでありました。

いずれにしましても、このような展示は来場者に不快感や不安を与えることもあることから、米軍は展示の際に十分配慮すべきであると考えております。

同じく基地問題についての御質問の中で、普天間ライトラインフェアにおける花火打ち上げについてお答えします。

宜野湾市によると、去る6月7日、普天間飛行場で開催された普天間ライトラインフェアにおける花火打ち上げについて、市民から時間帯が遅過ぎる、音が大きい等の苦情が寄せられたとのことでありました。

当該花火打ち上げについては、火薬類取締法に基づく許可を得てなされたものでありますが、米軍においては周辺住民に対して十分配慮すべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長 當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 知事の政治姿勢についての中、条例案の提出に対する見解についての質問にお答えします。

沖縄県は、亜熱帯海洋性気候に属し、海によって隔絶されていることで、他県とは異なった独特な生態系が形成されております。また、大小の島々から成る本県の自然環境は、環境負荷の増大に対して脆弱であるという特性も持っております。

条例案は、法律を補完する形で、土砂等に混入して非意図的に侵入する特定外来生物を防止するもので、条例の制定により、沖縄県外からの土砂由来の特定外来生物の侵入リスクを低減するものと考えております。

沖縄県としましては、外来生物の侵入要因が土砂以外にも考えられることから、外来生物対策のための基本方針を策定するなど、より総合的な外来生物対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 本土復帰43年についての御質問の中、沖縄21世紀ビジョン基本計画の中間評価についてお答えいたします。

沖縄県では、沖縄21世紀ビジョンで示された県民が描く将来像の実現に向け、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づきさまざまな施策に取り組んできたところであります。これらの施策等により、本県の経済状況は力強さを増し、県民生活のさまざまな面において、明るい兆しが見え始めるなど、着実に成果があらわれておりますが、一方で、失業率など解決すべき課題が今なお残っていることも認識しております。そのため、沖縄県では、これまで基本計画に基づき実施してきた施策等の成果や課題、社会情勢や県民ニーズの変化等を踏まえ、中間年である平成28年度を目途に中間評価を行い、平成29年度以降の施策展開や具体的な取り組み等に反映させていくこととし、評価作業に着手したところであります。

沖縄県としましては、中間評価結果を活用し、基本計画の後期5年において、これまでの流れをさらに加速させ、県民生活の一層の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） それでは、本土復帰43年についての御質問の中で、子供の貧困に特化した計画の策定についてお答えをいたします。

沖縄県の子供の貧困は、全国と比べ所得水準が低いことや、ひとり親家庭が多いことなどから、全国より厳しい状況にあると考えております。また、子供の貧困は、経済的に貧しいというだけではなく、子供の生活や成長にさまざまな影響を及ぼすものと考えられています。

県としましては、子供の将来が生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って成長していける社会の実現に向けて、平成27年度中に「子どもの貧困対策計画」を策定し、総合的な子供の貧困対策に取り組んでまいります。

次に、平和行政についての御質問の中で、南洋群島帰還者会との連携についてお答えをいたします。

ことしで46回目になる南洋群島沖縄県出身戦没者追悼式については、南洋群島帰還者会が主催しておりますが、県としても引き続き協力してまいります。

慰霊塔のおきなわの塔の維持管理については、現在、地元の北マリアナ政府観光局に管理していただいております。記憶の継承を目的とする事業としては、南洋群島帰還者会の皆様の御協力を得て、昨年度、第15回特別企画展「南洋の群星が見た理想郷と戦」を沖縄県平和祈念資料館

及び八重山平和祈念館で開催したところであります。

今後とも、南洋群島帰還者会と連携して、旧南洋群島で起きた悲慘な歴史を風化させることなく、次の世代に継承してまいります。

次に、戦没者遺骨の保管費用と財源についてお答えをいたします。

戦没者遺骨に係る業務については、厚生労働省設置法に基づき、国の責任において実施されております。県は、国から委託を受け、未収骨に関する情報の収集や地域開発等で発見された地表面の遺骨等の収集を実施しております。当面の保管にかかる費用は当該委託料から捻出することとしており、その金額につきましては、今後精査してまいります。

次に、戦没者遺骨の保管についてお答えをいたします。

戦没者遺骨のDNA鑑定については、平成15年度から、遺留品や死亡者名簿等の記録資料などから戦没者及び関係遺族を推定できることなど一定の条件のもとで実施されております。平成24年度までは、一定の条件に合致しない遺骨については焼骨の上、国立戦没者墓苑に納骨しておりました。しかしながら、平成25年度からは、DNA鑑定をするために遺骨を保管すべきであるとの県議会や関係者からの意見を踏まえ、仮安置室において保管をしております。

次に、厚生労働省からの遺骨のデータベース化等に係る説明についてお答えをいたします。

5月12日の参議院厚生労働委員会において厚生労働省から、「沖縄を含む南方地域で収容された遺骨について、DNA鑑定条件の緩和やそれに伴うデータベース化について、検討を行う旨の答弁があった」との報道があり、厚生労働省へ答弁内容について確認したところ、具体的な説明はなく、今後検討を行うとのことでありました。

県としては、引き続き情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは、平和行政についての御質問の中で、戦争遺跡の県指定文化財の進捗状況等についてお答えいたします。

戦争遺跡につきましては、10年余に及ぶ調査を終え、昨年度末に基礎資料が整った段階であり、今後、県指定文化財に向けて具体的な方針を決めていきたいと考えております。なお、県指定は市町村から申請することになりますが、その際に必要となる土地所有者

の同意を初め、県文化財保護審議会での慎重な審議も必要となることから、県指定までにはそれなりの期間を要するものと考えています。

県指定のメリットについては、文化財としての価値や重要性がより高まることのほか、市町村を超えて指定が可能となることなどが挙げられます。財政措置につきましては、将来的に指定された後、遺跡を管理する市町村が具体的な整備方針等を決めた段階で検討することになるものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 20分間休憩いたします。

午後3時9分休憩

午後3時30分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

狩俣信子さん。

〔狩俣信子さん登壇〕

○狩俣 信子さん ハイタイ チューウガナビラ。

翁長知事、きのうは大変お疲れさまでした。

翁長知事の平和宣言、多くの県民が拍手喝采でした。それに引きかえ安倍総理、本当にブーイングが出ておりました。沖縄県民の気持ちをはっきりあの場で出たと思います。それから、高校生の平和の詩、あれも大変すばらしかったと、私は感激いたしました。

それでは、代表質問行きます。

環境問題について。

大浦湾の新種等の保存について。

ア、国が辺野古新基地建設を予定している大浦湾の生物多様性・新種生存は多くの研究者が認めるところです。防衛局の環境影響評価でも大浦湾の生物は5334種あり、その後発見された新種もあり、それをよい形で保存することが求められています。ジュゴンの生育環境を大切にするためにも大浦湾を埋め立てることは許されません。自然環境保護の立場から国内外の団体と今以上に連携を強くし、国際社会への訴えを強化する必要があります。県のこれまでの取り組みと課題、今後の方針を伺います。

イ、沖縄防衛局が辺野古の海に沈めたトンブロックによるサンゴ礁の破壊状況について伺います。原状回復のための国への申し入れはどうなっているのか伺います。

(2)、米軍基地の返還による環境問題について。

西普天間地区の米軍からの返還地など環境問題はどうか伺います。

2、海上保安庁の暴力行為について。

(1)、辺野古新基地建設にかかわってカヌー隊に対

する海上保安庁職員による異常な暴力的行為が続いています。その結果、けが人が続出しています。度を越したやり方に批判が出ていますが、防衛局や海上保安庁への県としての申し入れなどの対応を伺います。

(2)、けが人に対する補償はどうなっているのでしょうか。

(3)、これまでのけが人の数や現状は把握されていますか。

3、自衛隊機（CH47輸送ヘリ）の管制指示誤認の問題について。

(1)、2015年6月3日に那覇空港で自衛隊機による管制指示誤認があり、あわや大事故になるところでした。そもそも那覇空港は過密な空港であり、そこを自衛隊機と共有することに無理があるのではないのでしょうか。二度と指示誤認がないよう徹底的な原因究明を申し入れるべきではないかと県の対応を伺います。あわせて自衛隊機の年間発着回数と民間航空機の発着回数についても伺います。

(2)、このトラブルで欠航した全日空機やJTAに対する補償はどうなるのか伺います。

4、医療関係について。

(1)、南部医療センター・こども病院ではより高度で安心した医療が受けられるためにリニアックの購入が早期に必要なだと伺っています。3月には間に合わなかったようですが、子供の命にかかわることですから早期な対応が求められています。県の対応を伺います。

(2)、旅行者の妊婦受診がふえているようです。沖縄に観光に来て、突然変調を来し、切迫流産や早産、子宮内容除去術、分娩等々病院に運ばれてきます。観光が拡大すると観光と医療の問題、外国人旅行者がふえる中で外国人妊婦旅行者のための通訳の問題が指摘されています。現状と病院側の人的問題や予算の問題など県の対応策を伺います。

(3)、県の性暴力被害者・ワンストップ支援センターについて、先日中部病院でお話を伺ってきました。被害者は13歳から69歳までで特に14歳前後に集中しているとのこと。設備や人員の問題、報償費の問題など厳しい対応が求められているようです。県としては具体的にどう対応していくのか伺います。

(4)、県立中部病院はハワイ大学との連携で沖縄県の医療関係に多大な功績を残してきました。しかし、現在はハワイ大学事務所の予算が年々削減されているようです。連携強化を図るためにももう少し増額できないかとの要望がありましたが県の対応を伺います。

(5)、性同一性障害について伺います。

先日テレビで性同一性障害についての報道を見ました。国外で性転換の手術を受けるなど大変な苦勞をしているという方もいるようです。性同一性障害の現状と課題について伺います。

5、観光関連について。

(1)、観光立県としての実態について伺います。年間の客数、1人当たり消費額、宿泊日数、修学旅行生の学校数と生徒数、旅行の形態、レンタカー台数、旅行者の満足度などはいかがでしょうか。

(2)、ことしの観光客数の目標と国内・国外の目標、クルーズ船の寄港予定回数について伺います。

(3)、観光立県として成長するためには、コンベンションビューローとの連携はもとより県外・国外からの誘客活動が大切だと思いますが、今年度の目標達成に向けどのような取り組みをしていますか。また中長期的なプランはどうなっているのか伺います。

6、日本年金機構の情報流出問題について。

日本年金機構は5月8日に最初のメールでパソコンがサイバー攻撃を受けウイルスに感染していたにもかかわらず、その後の対応のまずさから結果的に125万件の個人情報流出しました。そのうち沖縄県の事務センターの情報が74万件に上り、県民に大きな不安を与えています。県内の状況はどうなっているのか、実害はあるのか。また、今後被害を防ぐための対応について伺います。

7、那覇港における国際貨物戦略について。

(1)、これまで10年間にわたり那覇港の国際物流の取り扱いを担っていたフィリピンの大手施設運営会社インターナショナル・コンテナ・ターミナル・サービスがこのほど撤退しました。那覇港の国際貨物の取扱量が大幅に少なく、2014年は目標60万個に対し8万3000個分しかなく、撤退を余儀なくしたのだと思われます。今後の那覇港貨物の取り扱いをふやし、国際トランシップ（積みかえ）がうまくできるように中長期的な戦略が必要だと思いますが、取り組みを伺います。

8、教育関連について。

年休の起算日を9月1日にすることについて伺います。

教育委員会における教員・各職種の受験年齢の撤廃について他県の状況と県の対応について伺います。

校舎の耐震化について、どのくらい取り組まれているのか伺います。

いじめ問題についての3年間の実態と今後の対策について伺います。

教職員の病休・精神疾患について過去3年の比較は

どうですか。また、他県との比較ではどうですか。

学校司書の充足率と正規、非正規について伺います。

9、待機児童の解消について。

現在の待機児童数は何人ですか。

保育士の獲得が厳しいようですが、県としての対策を伺います。

本県の保育士居住確保支援事業はどうなっていますか。

保育士の正規職員の6割雇用を進めていますが、補助金はどうなっていますか。

保育士の給与について県外・県内の平均はどうなっていますか。また、高い県と低い県はどこか伺います。

次、待機児童解消のための本年度の予算は幾らですか。

地域保育士特区について、現状と課題を伺います。

10、雇用問題について。

県内の完全失業率、非正規雇用率の全国比較について伺います。

正規雇用化促進モデル事業の現状、成果、課題を伺います。

県内企業雇用環境改善支援事業の現状、成果、課題を伺います。

高校生、大学生の就職の実績と課題について伺います。

県内のブラック企業について伺います。

11、経済問題関連について伺います。

企業誘致の実績が過去最高ようですが、誘致の実態と今後の展望を伺います。

情報通信関連企業についての実態と今後の展望を伺います。

企業誘致が過去最高になった主な要因とことしの取り組みについて伺います。

沖縄県産業振興公社のシンガポール事務所をことし4月に開設したようですが、そこを拠点にしてどのようなことを計画していますか。また、県経済に及ぼす効果はどうか伺います。

12、子宮頸がんワクチンについて。

2011年度に国の進めた子宮頸がんワクチンを接種後、重い頭痛や全身倦怠感、突然の失神、けいれん、歩行障害など体に異常を来し大変な状況になっている子が県内でも24人の報告があります。当初何が原因かもわからずあちこちの病院を受診したりしたようです。3年くらいして似たような症状の子がいるということでやっと横の連携がとれるようになったとのこと

です。健康であった子が突然わけのわからない病に倒れ、本人や家族の心労はいかばかりかと心痛にたえません。国が率先して始めた事業であるだけにその責任の所在と原因を一日も早くはっきりさせることが求められています。県の取り組みを伺います。

(2)、「宮古島子宮頸がんワクチン副反応被害者を支える会」から、1、国の支援策が決定するまで独自の助成の実施をすること、2、全接種者の予診票を長期保存することと被害の実態調査をすること、3、子宮頸がんワクチン副反応にかかわる協力医療機関や必要な診療科との連携をし総合的な治療を行えるようにすること、4、ワクチン製薬会社へ成分の公表、治療方法の確立を初め、被害者への補償、支援策の確立などについて取り組むことの要請があります。県の対応を伺います。

13、福祉関連について。

子供たちへの虐待と高齢者への虐待についての実態を伺います。

(2)、県内における認知症の実態と行方不明者の数、認知症への対策について伺います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 狩俣信子議員の御質問にお答えいたします。

私のほうから観光関連についてに関する御質問の中の、今年度の誘客活動と中長期の計画についてお答えをいたします。

沖縄県としましては、今年度の目標である入域観光客数760万人を達成するため、沖縄観光コンベンションビューローと連携し、国内外における誘客活動に戦略的に取り組んでまいります。国内市場においては、季節や客層に合わせたプロモーションによる誘客を図るとともに、沖縄旅行未経験者の需要獲得に取り組んでまいります。海外市場においては、沖縄観光のイメージを伝えるキーコピー「Be. Okinawa」を活用し、テレビ・新聞等のマスメディアやウェブサイト等を通じて沖縄観光ブランドの浸透を図るほか、今後策定するアジア経済戦略構想に基づき、成長著しいアジアのダイナミズムを捉えながら、戦略的な取り組みを行ってまいります。また、平成33年度の観光収入1兆円、観光客数1000万人の目標の達成に向けた中長期の取り組みについては、昨年度策定した沖縄観光推進ロードマップに基づき、各種施策を推進してまいります。

次に、経済問題関連についてに関する御質問の中

の、シンガポール事務所の開設と県経済に及ぼす効果についてお答えをいたします。

シンガポールを含むASEAN加盟国は、人口6億人を超える巨大市場であり、近年、世界的にも経済成長が著しく、若年人口も多いことから、今後もさらなる経済成長が期待されております。シンガポールは、ASEAN地域の人・物等のハブとなっており、ASEAN市場からの観光誘客や県産品の販路拡大の拠点として絶好の位置にあります。

沖縄県としましては、シンガポールチャンギ空港グループとの相互協力の覚書を活用した航空路線の誘致や観光誘客、ANAの国際貨物ハブを活用した県産品の販路拡大などにより、シンガポール市場の開拓に取り組めます。その後、周辺諸国の市場を開拓し、着実にアジアの経済発展を県の観光収入の増大、県産品の販路拡大に結びつけたいと考えております。

次に、子宮頸がんワクチンについてに関する御質問の中の、子宮頸がんワクチン副反応事例に対する県の取り組みについてお答えをいたします。

子宮頸がんワクチンは、平成22年度から国の補助事業として接種が開始され、平成25年4月からは、予防接種法の改正に伴い、定期接種となっております。その後、同ワクチン接種後の副反応が問題になったことから、平成25年6月に、積極的な接種勧奨をすべきでないとの通知を発出しております。また国は、副反応症例について追跡調査を実施し、速やかに専門家による評価を行うとし、さらに全国衛生部長会において、追跡調査の結果を踏まえ、救済に係る審査を速やかに進めていくことにしているとしております。沖縄県では、医療機関並びに市町村に対し、副反応について相談を受けた場合は、速やかに国に報告するよう通知を行うとともに、より身近な地域で適切な診療を提供するため、琉球大学医学部附属病院を協力医療機関に指定したところであります。

県としましては、引き続き全国衛生部長会及び九州各県保健医療福祉主管部長会議等を通して、国へ副反応の症例への救済策について早期に解決するよう、働きかけてまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長 當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 環境問題についての中で、大浦湾の保全の取り組みと今後の方針についての御質問にお答えします。

辺野古崎周辺海域及び大浦湾については、沖縄県が

策定した自然環境の保全に関する指針において評価ランクⅠ及びⅡと評価されております。また、国による「日本の重要湿地500」や「ラムサール条約湿地潜在候補地」に選定されるなど、生物多様性が高い地域であると考えております。

沖縄県においては、大浦湾を含む沖縄全域のサンゴの被度調査を実施しており、大浦湾のアオサンゴ群落や生息が確認されているジュゴン等の保全について、米軍提供水域内であることを踏まえつつ、専門的知見の集積を図り、保全のあり方について検討していきたいと考えております。

同じく環境についての中で、返還地などの環境問題についての御質問にお答えします。

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法では、国が返還実施計画を作成し、同計画に基づき返還が合意された区域の全部について環境調査を行い、その結果汚染等が確認された場合には、国が浄化対策を実施することが定められております。しかしながら、同法に基づく環境調査については、調査項目の拡充を図るとともに、返還合意後速やかに調査が実施できるよう改善する必要があると考えております。

県としましては、返還跡地における環境調査の項目や手法、汚染除去対策のあり方などについて環境調査ガイドライン（仮称）として取りまとめ、国と連携した新たな環境保全の仕組みを構築したいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島田 勉君登壇〕

○農林水産部長（島田 勉君） それでは、環境についての御質問の中で、沖縄防衛局への原状回復申し出についてお答えいたします。

沖縄防衛局が、普天間飛行場代替施設建設工事に係る岩礁破碎許可の範囲外にコンクリート製構造物を投入したことについては、許可を得ずに岩礁破碎のなされた蓋然性が高いと思料されることから、ことし2月に在日合衆国軍隊に対し、同区域内への立入許可を申請したところであります。しかしながら、当初申請から4カ月経過してもなお立ち入りができない状況にあるため、当該行為に係るサンゴ礁の破損状況に関しては、ことし2月に県が行った臨時制限区域の外周部分での現況調査結果と沖縄防衛局から提出された資料内容の把握にとどまっております。当該行為に関する行政判断を行うためには、県みずからが調査することにより事実を確認する必要があるため、引き続き在日合

衆国軍隊に対して立入許可を求めていくこととしており、当該調査の実施を踏まえ、沖縄県漁業調整規則に基づき、原状回復や許可の取り消しも視野に入れ、厳正かつ適切に対応する方針であります。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 海上保安庁の暴力行為についての御質問の中で、海上保安庁への申し入れについてお答えします。

県は、本年1月26日、第11管区海上保安本部次長に対し要請を行ったところであり、今後とも警備活動に当たっては、県民の安心・安全を守ることを最優先にしていきたいと考えております。

同じく海上保安庁に関する御質問の中で、けが人に対する補償及びけが人の数や現状の把握についてお答えします。2の(2)と2の(3)は関連しますので一括してお答えします。

現場において負傷あるいは体調不良になられた方がいらっしゃるという新聞報道があることは承知しておりますが、けが人の正確な人数、けが人に対する補償や賠償等については把握しておりません。

次に、自衛隊機の管制指示誤認の問題についての御質問の中で、県の対応についてお答えします。

今回の事案は、民間航空機の運航に影響が生じただけでなく、一歩間違えば人命・財産にかかわる重大な事故につながりかねないものであり、まことに遺憾であります。

県は、6月4日、航空自衛隊に対し、このようなことが二度と起こらないよう、原因の究明及び今後の安全管理の徹底等、実効性のある再発防止策を早急に講じること、また、人命・財産にかかわる重大な事案については、迅速な県への通報を行うこと、さらには、今回の事案の細部が確認され次第、県に対し、情報提供するように要請したところであります。

次に、同じく自衛隊機の管制指示誤認の問題についての御質問の中で、全日空やJ T Aに対する補償についてお答えします。

航空自衛隊によると、現時点において、民間航空会社から補償は求められていないとのことであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 自衛隊機（CH47輸送ヘリ）の管制指示誤認の問題についての御質問の中の、那覇空港の自衛隊機と民間航空機の年間発着回数

についてお答えいたします。

国土交通省航空局の空港管理状況調書によると、平成25年度的那覇空港の発着回数は、約14万8500回となっております。これは、自衛隊機や海上保安庁等の国有機及び民間航空機を含めた発着回数となっておりますが、内訳については公表されておられません。しかしながら、平成25年9月20日に公告・縦覧された国の那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書によると、自衛隊機と民間航空機の発着回数が公表されており、平成22年度の自衛隊機の年間発着回数は約2万4500回、民間航空機は約10万4400回となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 医療関係についての御質問の中で、南部医療センター・こども医療センターにおけるリニアックの購入についてお答えいたします。

病院事業局においては、南部医療センター・こども医療センターが行っている小児放射線治療の充実に向けて、高精度リニアックの購入経費を今年度予算に計上しているところであります。同機器の購入については、多額の費用を要することから、現在、国庫等の財源の活用について関係部局と調整を行っているところであります。

次に、妊婦旅行者及び外国人旅行者の増加に伴う現状と問題についてお答えいたします。

妊婦旅行者の県立病院全体の受診者数に関しては把握しておりませんが、中部病院の妊婦旅行者の救急受診数は、平成23年度は27人、24年度は28人、25年度は33人、26年度は13人となっております。

県立病院における外国人旅行者の受診に際しては、英語以外の外国語は職員での対応は困難なことから、外国出身の在住者や職員の近親者に通訳を依頼するなどの一時的な対応がなされているところであります。今後、さらに外国人患者の増加が予想される中、各病院の対応では限界があることから、関係部局と連携した対応が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 医療関係についての御質問の中で、ワンストップ支援センターの課題への対応についてお答えをいたします。

県では性暴力被害者の支援のため、平成27年2月

2日に沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターを開設いたしました。

県としましては、被害者支援に実績のある県立中部病院にセンターを設置することが望ましいと考えておりますが、施設及び対応に当たる医師の確保等に課題があることから、現在は連携型のセンターとして運営を行っているところであります。これらの課題への対応については、去る2月に立ち上げた運営検証委員会の中で病院事業局や県医師会を初めとする関係機関と検討してまいりたいと考えております。

次に、待機児童の解消についての御質問の中で、待機児童数についてお答えをいたします。

平成27年4月1日現在の待機児童数の速報値は、対前年比で431人増の2591人となっております。

次に、県の保育士確保対策についてお答えをいたします。

県では、保育士修学資金貸付事業の貸付枠を80人から120人に拡充したほか、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得への支援、潜在保育士の就労支援等により保育士の養成・確保に取り組んでいるところです。また、今年度から新たに地域限定保育士試験の実施を予定しており、現在、国や関係機関との事前調整を進めております。

県としましては、引き続き保育士の確保に積極的に取り組んでまいります。

次に、保育士の住居支援策についてお答えをいたします。

保育士の人材確保や離職防止の観点から、新規採用された保育士等の住居の確保について支援することは、有効であると考えております。保育士の宿舍借り上げ等の支援については、国庫補助事業である保育対策総合支援事業や県の待機児童解消支援交付金を活用することが可能となっています。

県としましては、これらの事業等の活用を市町村に助言してまいります。

次に、保育士の正規雇用化事業についてお答えをいたします。

県では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、保育士の正規雇用化促進事業を実施しております。現在、97施設から153人分の申請が提出されており、交付決定に向けた手続を進めているところです。

県としましては、引き続き、保育士の正規雇用化に取り組んでまいります。

次に、保育士の平均給与についてお答えをいたします。

厚生労働省の調査によると、平成26年度の沖縄県内の保育士の平均給与は、月額18万1500円となっており、全国平均は21万6100円となっております。また、平均給与が一番高い県は愛知県で25万1900円で、平均給与の一番低い県は佐賀県で15万5400円となっております。

次に、待機児童解消のための本年度の予算についてお答えをいたします。

沖縄県では、市町村と連携して平成29年度末までの待機児童の解消に向けて取り組んでいるところであります。平成27年度における待機児童対策関連予算は、保育所等の整備として約62億1000万円、保育士確保・定着促進として約4億4000万円、認可外保育施設への支援として約12億9000万円、合計で対前年度比30億4000万円増の79億4000万円を確保したところであります。

県としましては、これらの予算を活用し約5600人の保育の受け皿づくりを支援してまいります。

次に、地域限定保育士の現状と課題についてお答えをいたします。

県では、保育士確保の一環として特区制度を活用した地域限定保育士試験の実施を予定しており、現在国や関係機関との事前調整を行っているところです。試験の実施根拠となる国家戦略特別区域法の改正案が現在国会で審議中となっていることから、法施行後速やかに区域計画の認定等の手続を進めたいと考えております。

次に、福祉関連についての御質問の中で、児童及び高齢者虐待の実態についてお答えをいたします。

本県の平成25年度における児童虐待相談処理件数は348件で、前年に比べ15件減少しております。虐待の主な内容としては、身体的虐待が41.1%で最も多く、ネグレクトが35.1%、心理的虐待が17%、性的虐待が6.9%となっています。また、本県の平成25年度における高齢者虐待認定件数は150件で、前年に比べ15件減少しております。虐待の主な内容としては、身体的虐待が33.9%で最も多く、心理的虐待が32.5%、経済的虐待が18%等となっています。

県としましては、相談支援体制のさらなる充実や、関係機関との連携強化を進め、児童及び高齢者虐待防止対策の推進に努めてまいります。

次に、認知症の実態と対策についてお答えをいたします。

県内市町村の報告によりますと、要支援・要介護認定者のうち何らかの支援が必要な認知症高齢者は、平成27年3月末現在で約3万9000人で、65歳以上に占

める割合は約14.3%となっております。また、県内の認知症または認知症の疑いがある行方不明者の届け出は、県警察本部によりますと平成26年中に68件で、その全ての方が発見されております。現在県では、認知症サポーターの養成、かかりつけ医に対する研修の実施、認知症疾患医療センターによる早期診断・早期治療の推進等認知症になっても安心して地域で暮らし続けられる基盤づくりを進めているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） それでは、医療関係についての御質問の中で、ハワイ大学卒後医学臨床研修についてお答えします。

県立中部病院では、本土復帰前の昭和42年からハワイ大学の協力を得て、米国型の研修システムである卒後医学臨床研修事業を実施しております。全米から派遣される指導医もいることから、本県の初期臨床研修は全国的にも有名で、県内外から多くの研修医を集め、本県の医療提供並びに医師確保に大きく貢献しているところであります。平成27年7月から2年間の同研修事業に係る予算につきましては、ハワイ大学と合意したことから、現在契約手続を進めているところでございます。

県としましては、今後とも医師の臨床研修の充実に努めてまいります。

次に、同じく医療関係についての御質問の中で、性同一性障害の現状と課題についてお答えします。

厚生労働省によりますと、性同一性障害は、生物学的性別と性別に対する自己意識あるいは自己認知が一致しない状態とされています。性同一性障害については、全体的な実態の把握は困難であります。平成25年に文部科学省が行った小・中・高等学校等を対象とした調査によりますと、全国で606件の教育相談があったとされております。そのほか、県内の性同一性障害に対応している医療機関によりますと、2004年から2012年までの受診者総数が343人であったとの調査もあります。

性同一性障害においては、障害のために精神的、社会的、身体的な苦痛を受けたり、性別の不一致感から悩んだり、落ち込んだり、気持ちが不安定になることがあることから、身近な相談機関や適切な支援機関の確保が求められています。

次に、子宮頸がんワクチンについての質問で、「宮古島子宮頸がんワクチン副反応被害者を支える会」か

らの要請についてお答えします。

「宮古島子宮頸がんワクチン副反応被害者を支える会」の皆様には、先日お目にかかり直接お話を伺いました。御本人、御家族の皆様の御心痛を察しているところであります。

子宮頸がんワクチン接種後の実態調査につきましては、国が副反応報告に基づいて症状などを把握、解明し、救済についても速やかに進めていくとしているところです。

そのことを踏まえ、県としましても、市町村に対して予診票の保存方法を含め、被接種者の副反応報告が適切に把握されるよう協力を求めてまいります。また、要請がありました支援策につきましては、国による接種後の症状とワクチンとの因果関係の調査・検討状況を注視しながら、支援方法について検討してまいります。

医療体制につきましては、平成26年10月22日に琉球大学医学部附属病院を協力医療機関とし、地域の医療機関の中核的な役割を担っていただいています。さらに医師会と協力して、診療・相談体制の整備を図るために研修会を開催し、地域における医療体制の確保にも取り組んでまいります。国に対しては、引き続き全国衛生部長会及び九州各県保健医療福祉主管部長会議等を通して、副反応被害者への救済について早期に解決するよう、働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 5、観光関連についての御質問の中で、入域観光客数1人当たり消費額等についてお答えいたします。

平成26年度の入域観光客数は約717万人で、1人当たり観光消費額は7万4502円、平均滞在日数は3.84日となっております。修学旅行については、平成25年の実績で約2500校、人数は約43万6000人となっております。旅行形態については、平成26年度調査によると、国内客は、団体旅行等が約17%、個人旅行等が約83%となっております。一方、外国人空路客は、団体旅行等が約45%、個人旅行等が約55%となっております。レンタカー許可台数は、平成25年度末で2万4244台となっております。平成26年度の沖縄旅行の満足度に関するアンケート調査では、「大変満足」ないし「やや満足」と回答したのは、国内客、外国客ともに約9割となっております。

同じく観光関連についての中で、観光客数の目標とクルーズの寄港回数についてお答えいたします。

沖縄県では、円安の継続などに伴う国内外の沖縄への旅行需要の高まりに加え、官民一体となった誘客プロモーションを積極的に展開し、観光客の一層の増加に取り組むこととしており、今年度の目標を、国内客640万人、外国客120万人、合計で760万人と設定いたしました。また、平成27年のクルーズの寄港回数は、那覇港、石垣港を中心に206回予定されています。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君） 日本年金機構の個人情報流出問題についてお答えいたします。

日本年金機構からの個人情報の流出に絡む事件や同機構をかたる不審電話などについては、6月22日現在、県内において確認されておりません。

今回の個人情報流出に伴い、電話で問い合わせたり、金銭を要求することは一切行わないといった日本年金機構の対応を踏まえて、県警察におきましては、被害に遭わないための注意点として、電話で個人情報を聞き出してきたり、金銭を要求してきた場合は、安易に対応せず、家族や警察に相談することなどについて、テレビ、新聞を活用した注意喚起、制服警察官による高齢者世帯への戸別訪問、高齢者を対象とした防犯講話などにより、直接注意喚起を行っているところです。

また、年金支給日には、金融機関など関係機関等と連携してチラシ配布等を行うなど、被害に遭わないための広報啓発を行っているところです。

今後とも、県民、特に高齢者が振り込め詐欺等の被害に遭わないよう、関係機関等と連携した注意喚起、情報発信などに継続して取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 那覇港における国際貨物戦略についての御質問にお答えします。

那覇港は、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、国際流通港湾として位置づけ、臨空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成を図ることとしております。現在那覇港管理組合において、那覇港港湾計画の改定に向け那覇港長期構想検討委員会を設置し、将来の那覇港のあり方を議論しているところであります。同検討委員会において、トランシップ貨物に加え、新たな戦略として国際RORO貨物の可能性を検

討していると聞いております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは、教育関連についての御質問の中で、年休の起算日を9月1日にすることについてお答えいたします。

教職員の年次有給休暇の起算日を1月1日から9月1日に変更することにつきましては、条例や規則等の改正が必要なことから、導入による効果及び影響等を検証し、関係部局とも調整を進めているところです。

県教育委員会としましては、今後とも教職員がより年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。

次に、県教育委員会で実施している選考試験の受験年齢撤廃についてお答えいたします。

全国で教員選考試験の受験年齢を無条件で撤廃しているところは12県、元本務や臨任経験を加味した条件つきでの年齢撤廃は10都府県、また実習助手・寄宿舎指導員については11県が年齢撤廃となっております。本県の教員選考試験については、平成24年度から従来35歳までであった受験年齢の上限を45歳までに拡大し、今年度からは新たに臨任経験による一部試験免除等を導入するなど、選考試験の制度改革をスタートしたところです。

県教育委員会としましては、受験年齢の撤廃については、受験者数や退職者数等を勘案するとともに、撤廃する合理的な理由を判断しながら今後慎重に検討したいと考えております。

次に、公立学校施設の耐震化の取り組みについてお答えいたします。

本県では、沖縄振興計画に基づく高率補助を活用して、改築事業による耐震化を推進してまいりました。その結果、公立学校施設の耐震化率は、平成27年4月現在、小中学校が85.7%、高等学校が96.2%、特別支援学校が100%となっており、前年度より、小中学校が1.6ポイント、高等学校が1.8ポイント改善されております。県立学校はおおむね順調に進捗しておりますが、小中学校については、現在の耐震化率が全国平均を約10ポイントも下回っており、さらなる取り組みが必要であります。

県教育委員会としましては、小中学校の設置者である市町村とも連携して、改築事業の前倒しを積極的に働きかけるなど、引き続き早期の耐震化に取り組んでまいります。

次に、いじめの3年間の実態と今後の対策について

お答えいたします。

文部科学省の問題行動調査によりますと、本県におけるいじめの認知件数は、平成23年度は小学校72件、中学校179件、高校44件、特別支援学校1件の合計296件、平成24年度は小学校2774件、中学校483件、高校269件、特別支援学校12件の合計3538件、平成25年度は小学校228件、中学校251件、高校50件、特別支援学校10件の合計539件となっております。

県教育委員会としましては、沖縄県いじめ防止基本方針や各市町村、各学校のいじめ防止基本方針の運用を通して、いじめ防止等の取り組みが効果的に行えるよう支援してまいります。

次に、教育職員の病気休職、鬱病などの精神疾患の状況についてお答えいたします。

過去3年間における教育職員の病気休職者の全国比較につきましては、平成23年度が373人で全国7位、平成24年度が406人で全国6位、平成25年度が419人で全国6位と増加傾向にあります。また、鬱病など精神疾患による病気休職者の状況は、平成23年度が158人で全国10位、平成24年度が170人で全国9位、平成25年度が171人で全国9位と同じく増加傾向にあります。

次に、学校司書の充足率と正規・非正規についてお答えいたします。

平成27年度における学校司書の配置につきましては、県立学校77校全てに配置しており、そのうち正規職員20名、臨時的任用職員56名となっております。

県教育委員会としましては、今後とも学校図書館の機能を十分に保持できるよう学校司書の配置等に努めてまいります。

次に、雇用問題についての御質問の中で、高校生の就職の実績等についてお答えいたします。

本県高校生の就職状況は、近年の景気回復傾向を受けて、平成26年度卒業生の就職内定率が88.4%で前年度を1.2ポイント上回っております。

県教育委員会としましては、今年度47校に就職支援員50名を配置するなど、課題である進路の早期決定、就職内定率のさらなる向上等に取り組んでいます。今後とも関係機関と連携の強化を図りながら、高校生の就職支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君） それでは、雇用問題

についての御質問の中の、県内の完全失業率・非正規雇用率の全国比較についてお答えいたします。

平成26年の沖縄県の完全失業率は労働力調査によると5.4%で、全国の3.6%と比べて1.8ポイント高くなっております。また、総務省が実施した平成24年就業構造基本調査によると、沖縄県の非正規雇用者の割合は44.5%となっており、全国の38.2%と比べ6.3ポイント高くなっております。

県としましては、引き続き関係機関と連携して各種雇用施策を推進することで、雇用の拡大及び質の向上に全力で取り組んでまいります。

次に、正規雇用化促進モデル事業についてお答えいたします。

正規雇用化促進モデル事業においては、非正規雇用率が全国一高い沖縄県の現状を踏まえ、非正規従業員の正社員転換を検討している県内企業をモデル企業として選定の上、中小企業診断士や社会保険労務士等の専門家派遣による相談支援を行い、従業員の正規化転換を図っているところであります。本事業は昨年9月から実施しておりますが、昨年度はモデル企業10社に対して支援を行い、21名の正規化が図られたところであります。今年度は、モデル企業20社、70名の正規化の目標に向け、事業を実施しているところであります。

本事業の課題としましては、正規雇用化が企業にとっても優秀な人材確保や生産性向上につながるなど、企業側のメリットについて、多くの企業に対し理解、認識を広めていくことだと考えております。そのため、モデル企業の成果報告会等を開催し、正規化転換の具体的成果や正規化のメリットの周知を図ってまいりたいと考えております。

沖縄県としましては、引き続き国や関係機関と連携し、正規雇用の拡大等雇用環境の改善に努めてまいります。

次に、県内企業雇用環境改善事業についてお答えいたします。

総務省の平成24年就業構造基本調査によると、本県の離職率は6.7%と全国の5%と比べて高く、本県の失業率が高い要因となっております。そのため県では、企業が従業員の働きがいのある職場環境づくりを行うことが離職率の改善に有効であると考え、従業員のスキルアップとキャリア形成を実現する、働きがいのあるすぐれた人材育成の取り組みを行う企業を認証する沖縄県人材育成企業認証制度を平成25年度から実施しており、これまでに12社を認証しております。一方、働きがいのある職場環境づくりについて

は、経営者や人事責任者に対する人材育成の手法等を習得させることが重要であることから、人材育成推進者養成講座を実施し、これまでに186名が修了しております。

県としましては、離職率の改善のため、引き続き本事業を強力に推進する必要があると考えており、県内企業に対するより一層の周知・広報を図り、雇用の質の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大学生の就職の実績と課題についてお答えいたします。

県内の平成27年3月新規大卒者の就職状況は、就職希望者数2831人のうち就職内定者数は2180人で、就職内定率は77%となっており、平成26年3月の71%に比べると6ポイント改善しているところです。しかしながら、全国平均の96.7%と比べると大きく下回っており、その要因として、県内に雇用の場が少ないことや大学生の県内志向、公務員・大手企業志向によるミスマッチ、就職活動への取り組みの遅さなどがあると考えております。

そのため県では、これらの課題に対応するため、産業の振興や企業の誘致等、雇用機会の拡大に取り組むとともに、県内中小企業でのインターンシップや県外及び海外企業でのインターンシップの実施、県内各大学への就職支援専任コーディネーターの配置、県内・県外企業合同説明会・面接会の開催など、さまざまな事業を展開しております。

県としましては、引き続き沖縄労働局や各大学などと連携を図りながら、大学生の就職対策に取り組んでまいります。

次に、県内のブラック企業の実態についてお答えいたします。

沖縄労働局によると、昨年11月に実施した過重労働解消キャンペーンにおける重点監督の結果、長時間労働や若者の「使い捨て」が疑われる50事業所のうち42事業所で何らかの労働基準関係法令違反が認められたとのことです。主な違反としては、違法な時間外労働があったものが34事業所、賃金不払い残業があったものが14事業所であったとのことです。

沖縄県としましては、過重労働等苛酷な労働を強いる企業の監視を行う権限を有する労働基準監督署と連携するとともに、経営者の意識改革が必要であることから、労働関係法令等の普及啓発活動を行ってまいります。

次に、経済問題関連についての御質問の中の、企業誘致の実績と今後の展望についてお答えいたします。

平成26年度の立地企業数は、情報通信関連産業が48社、国際物流特区旧うるま地区と旧那覇地区における製造業関連産業が13社となるなど、ともに過去最高の実績となっております。アジアに近接する沖縄県は、中国や東南アジア諸国の経済成長が続く中、国内景気の回復基調も相まって、新たなビジネス拠点として国内外の企業や投資家から注目を集めてきたものと認識しております。今年度につきましても、賃貸工場の整備など企業誘致に向けた施策を積極的に展開することなどから、昨年度以上の誘致実績を見込んでいくところであります。

次に、情報通信関連企業誘致の実態と展望についてお答えいたします。

平成26年の情報通信関連の新規立地企業数は、ソフトウェア開発やコンテンツ制作を中心に48社となっております。これまでは、雇用吸収力の高いコールセンター業が県内に多くの雇用をもたらしてきましたが、近年では、高付加価値な国内外ビジネスを誘引するソフトウェア開発等の企業も増加しております。

県では現在、県外、海外市場への積極的なプロモーション活動に加え、国際海底光ケーブルの敷設や、先端のIT技術の研究開発の支援等を行って、高度なIT企業や人材を集積するとともに、アジアと我が国を結ぶビジネスを展開する企業を誘致するなど、情報通信関連産業のさらなる高度化を図ってまいりたいと考えております。

次に、過去最高の実績となった要因と今年度の取り組みについてお答えいたします。

企業誘致の実績が過去最高となった主な要因は、国際的な交流や物流拠点の形成に不可欠な空港・港湾機能の拡充や国際海底光ケーブルの敷設など、本県の産業インフラの整備に対する期待感などと考えております。加えて、安定的な若年労働力やリスク分散拠点としての優位性、拡充された経済特区制度や人材育成を初めとするさまざまな行政支援等について、積極的にPRしたことが成果につながっているものと認識しております。

県としましては、今年度についても、東京、大阪、シンガポール、台湾におけるトップセールスに加え、誘引力のある各種展示会への出展、沖縄の投資環境視察ツアー等を実施し、さらなる企業誘致に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

〔狩俣信子さん登壇〕

○狩俣 信子さん 3点ほど再質問させていただきます。

1点目は医療関係について、南部医療センターの問題です。

リニアックについて、局長さんはことし予算に計上しているのでことしじゅうに購入できるというお話だったのでしょうか、リニアック。それにつきまして、予算はどのぐらいで、本当にことしじゅうにこれが購入できるかどうか再確認させていただきます。これ1点目。

次2点目、教育長にお伺いします。

年休の起算日、9月1日についてなんですけど、要するに他の県の状況、私高知県を調べてみたんですが、そこはもう既に9月1日でやっておりまして、年休の取得率も上がっているわけですよ。そういうことで考えますと、1月付のときは12.1が日数。今や9月にこれができましたら13.6日というふうに上がっているわけですね。今病休も精神疾患も多い中で、やはり安心して休暇がとれるというのは非常に教職員の皆さんにとってもいいと思うんですよ。そういうことで、ほかの県がどうなっているか、私は高知県を調べたんですが、他の県も幾つか9月1日の起算の県があると思いますので、そこらあたりも含めて状況をお伺いします。

それからあと1つ、9月1日の起算について条例とか規則とかいろいろ話ありましたけれども、やはり年休取得をふやす、働きやすい職場をつくる、病休精神疾患を減らす、いろんなことを考えたときに、私は早く導入すべきじゃないかと思うんですよ。それについて、教育長としてはどういうふうにお考えなのか、それをお聞かせください。

それからあと1つ、子宮頸がんワクチンについてなんですけど、皆さんが要求しているのは、国の支援策がまだ決まらないわけですね。その中で、一日も早く支援策を自治体でやってほしいと、国が決めるまでの間ですね。聞きましたら、1回東京行ったりすると30万から40万かかるそうですよ。その子は自分でふらふらして歩けないわけですから、必ず誰かがつかなくちゃいけないわけですね。そうすると宮古の支援策というのは、18歳までで親の負担は打ち切りなんですね。だから東京に行くときに、この子1人で行かせるかということも厳しい状況になるわけで、そこらあたりも勘案しながら、国がその支援策を決めるまでそこらあたりを県としてやっぱりちゃんとやっていただきたいというのが、この要請した皆さんの思いなんですよ。そういうことを早目に県として何かできないのか。神奈川県はもう既にやっているんです。神奈川県は、病名がはっきり因果関係がわからないまでも、や

はりこういう状況は大変だということで、自己負担分を給付する、これは神奈川県もこの7月から始めるということでやっているわけですね。横浜市は去年の6月からもう既に始めています。そういうことを考えますと、沖縄の子供たちのために、やはり一日も早くそれをやっていただきたいということ。予診票については5カ年経過のものだというのを長く保存するというふうに言っていましたので、これについてはいいかと思いますが、その自己負担分についての支援策をしっかりとお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時39分休憩

午後4時40分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 医療関係についての御質問の中で、南部医療センター・こども医療センターにおけるリニアックの購入についての再質問にお答えいたします。

平成27年度の地域医療介護総合確保基金を活用した場合と活用しない場合の両方の案についてでございますが、基金を活用しない場合の行程につきましては、平成27年7月に発注いたしまして納品が平成28年の1月から2月ごろになります。その後現場において臨床検証等がいろいろありますので、その検証をした後に28年の6月の稼働開始というふうなことになります。

基金活用の場合の行程でございますが、平成27年9月の補正予算に計上いたしまして、10月に発注となります。納品が来年の4月、5月になりますので、その後臨床検証した後に28年の9月稼働開始というふうな予定となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） 年休の起算日に係る再質問にお答えいたします。

他県での状況ですけれども、全国では岩手県、愛媛県、高知県の3県が実施しているんですね。この中で特筆されるのは、愛媛県でございます。愛媛県では平成17年度に導入し、導入1年前の平成16年の1人当たりの年休取得日数が10.1日であるのに対して、導入3年後の平成20年には13.7日と3.6日の増加となっているんですね。こういうような好例がありま

す、高知県でもですね。はい、そういう状況です。

それから9月1日起算日についての県教育長の認識を聞きたいということについてお答えいたします。

私は児童生徒に充実した学校教育を施すためにも、教員の業務の改善や学校全体の風通しのよさなど、教員の勤務環境の改善は喫緊の課題であると捉えているところです。その中には、教員の年休取得率の拡充も含まれます。私も教員出身でありますから、内実を重々承知しておりますけれども、教員は子供たちを目の前にして年休をとりにくいという立場にあるんですね。たまに年休を取得しても子供たちのことが気になって、落ちつかないことも多々あります。こうした状況下で年休の起算日を1月1日ではなくて9月1日にもってくるという御提案には、私は賛同する立場にあります。教員が普段の授業日に年休をとるづらいのであれば、1年間で余り余って積み残している年休を生徒たちのいない、生徒たちの学習日でない夏季休業期間中で心残りなくとってもらおうというのは他県でも好例があることから、関係部局との調整はございますが尽力していきたい所存でございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） 子宮頸がんワクチンの被害者支援についての再質問にお答えいたします。

予防接種の救済措置制度につきましては、予防接種法に定められておりまして、予防接種の因果関係が認められた場合には、国から法的な措置があるというよ

うなことでございます。今回のような形で、因果関係の調査中の事例に対して県が独自で救済制度を行えるかどうか慎重に検討する必要があると思っております。薬害等によります疾病あるいは高額かつ長期に治療が必要となる他の疾病との公平性の問題等々含めて検討してまいります。

いずれにしても、先行しています神奈川県の実例、横浜市の事例、宮古島市、それからその他市町村の意見を聞きながらしっかり検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 失礼いたしました。

答弁漏れがございましたので、お答えいたします。

平成27年度の当初予算でございますが、南部医療センター・こども医療センターにおいては、資産購入費として6億7693万6000円を計上しております。そのうち放射線治療機器部分が6億7510万円でございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明25日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時48分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 具 志 堅 徹

会議録署名議員 當 間 盛 夫

平成 27 年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 3 号）

平成27年 6 月25日（木曜日）午前10時 2 分開議

議 事 日 程 第3号

平成27年 6 月25日（木曜日）

午前10時開議

第 1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 代表質問

出 席 議 員 (47名)

議 長	喜 納 昌 春 君	23 番	座喜味 一 幸 君
副議長	翁 長 政 俊 君	25 番	玉 城 ノブ子 さん
1 番	比 嘉 京 子 さん	26 番	赤 嶺 昇 君
2 番	比 嘉 瑞 己 君	27 番	新 垣 清 涼 君
3 番	西 銘 純 恵 さん	28 番	瑞慶覧 功 君
4 番	玉 城 満 君	29 番	崎 山 嗣 幸 君
5 番	仲 村 未 央 さん	30 番	新 垣 安 弘 君
6 番	新 田 宜 明 君	31 番	呉 屋 宏 君
7 番	儀 間 光 秀 君	32 番	前 島 明 男 君
8 番	上 原 章 君	33 番	照 屋 守 之 君
9 番	花 城 大 輔 君	34 番	新 垣 良 俊 君
10 番	砂 川 利 勝 君	35 番	仲 田 弘 毅 君
11 番	具志堅 透 君	36 番	嶺 井 光 君
12 番	大 城 一 馬 君	38 番	嘉 陽 宗 儀 君
13 番	具志堅 徹 君	39 番	玉 城 義 和 君
14 番	渡久地 修 君	40 番	奥 平 一 夫 君
15 番	山 内 末 子 さん	41 番	新 里 米 吉 君
16 番	仲宗根 悟 君	42 番	高 嶺 善 伸 君
17 番	照 屋 大 河 君	43 番	狩 俣 信 子 さん
18 番	當 間 盛 夫 君	44 番	金 城 勉 君
19 番	吉 田 勝 廣 君	45 番	糸 洲 朝 則 君
20 番	又 吉 清 義 君	47 番	新 垣 哲 司 君
21 番	島 袋 大 君	48 番	具 志 孝 助 君
22 番	中 川 京 貴 君		

欠 員 (1名)

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	翁 長 雄 志 君	副 知 事	安慶田 光 男 君
副 知 事	浦 崎 唯 昭 君	知 事 公 室 長	町 田 優 君

総務部長	平敷昭人君
企画部長	謝花喜一郎君
環境部長	當間秀史君
子ども生活福祉部長	金城武君
保健医療部長	仲本朝久君
農林水産部長	島田勉君
商工労働部長	下地明和君
文化観光スポーツ部長	前田光幸君
土木建築部長	末吉幸満君
企業局長	平良敏昭君
病院事業局長	伊江朝次君
会計管理者	金良多恵子さん
知事公室秘書広報交流統括監	新垣秀彦君

総務部監	池田克紀君
財政統括監	
教育委員会	泉川良範君
教育委員会	
教育長	諸見里明君
公安委員会	與儀弘子さん
公安委員会	
警察本部長	加藤達也君
労働委員会	大城玲子さん
労働委員会	
事務局長	
人事委員会	親川達男君
人事委員会	
事務局長	
代表監査委員	知念建次君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局次長	比嘉徳和君
議事課長	知念正治君
副参事兼課長補佐	平田善則君
	勝連盛博君

主幹	中村守君
主査	川端七生君

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

玉城 満君。

〔玉城 満君登壇〕

○玉城 満君 県民ネットを代表して代表質問をさせていただきます。

その前に、メーガキというか、少しユンタクをしてですね。

やはり僕はずっと今までウチナーにこだわってきたという自分の活動の中でもウチナーへのこだわりがすごくありまして、やっぱりウチナーのことにしまして、とことん追求してみたいという話がありまして、最近翁長知事が就任して以来、いろんなところに翁長知事からのメッセージが来るんですね。そのときにしまくとうばが入っているからすごくやはり、ああ、ウチナーの知事ヤッサーというふうな雰囲気がありまして、いい雰囲気になっていると思います。挨拶の中でも、チューウガナピラとかっていう話をよくされているみたいですが、よく先輩に、おはようございますは何て言いますか、イーシティミティデービル、

そう言うみたいです。シティミティムンというのは朝御飯ですよ。イーシティミティデービルというふうな話をされるんですが、だんだんだんだんこのウチナーのしまくとうばがなくなっていくというのがちょっと寂しいなという感じも一方にはだんだんだんだんあるわけでございます。

よくウチナアンチュは優しいという表現されるんですけども、何が優しいのかわかって。例えば、不潔な人を見たときにあんまり直接ヒンガーとは言わないんですね。ユーフルウトゥルーとか、あれユーフルウトゥルードー。だからあんまり相手を傷つけないような表現があって、どこか皆さんよくスバ屋行ったり、いろんな大衆食堂行ったりすると思いますけれども、大衆食堂行って、アマヌスバ、マーサタラヤーって聞いたら、ワンクチンカイアタランサーって。まずいって言わないんですね。こういう表現がだんだんだんだんなくなっているというののもちょっと寂しいかなと。

これ前も僕紹介したと思いますけれども、やっぱり言葉というのは探し求めていくというのが大事だと思うんですよ。マークイントゥメーティン、マークイントゥメーティンという言葉があるんですけども、こ

れ何でマークインなんですかと、先輩に聞いたら、昔満ち潮があって、例えば川とか満ち潮があって、こち渡らんといけないときに、一番浅瀬のところにくいが立っていたそうですね。ところが、これがもう大雨になって大氾濫を起こして、このくいが見えなくなったからマーガクイガヤラ、ムルワカランナトーンと。これからマークインという言葉ができた、あの照屋林助さんはおっしゃっておいりました。やっぱりそういうふうにティーチナーティーチナー探していくと、ああ、ウチナーのその文化というのはすごいなと。

ところが、最近バスに乗って、ウチナアンチュは優し過ぎて、最近しまくとうばも使っているんですけどもバスの中では。この前、もちろん僕はコザから乗ってくるんですけども、泊高橋の前で、泊高橋と県庁北口だけは英語の解説があるんですよ。そのとき、ネクスト・ストップ・トマリタカハシと言うんですね。何で泊高橋って言わないんですか、あれ。何であのトマリタカハシと。県庁北口なんかもっとすごいですよ。ネクスト・ストップ・ケンチョウキタグチと言うんですね。県庁北口と言え方がいいのに。何でそういうふうに向こう側に合わせているのかなという、だからそういうところがウチナアンチュのちょっと弱いところがあるかなという、だからもう少しクンパっていただきたいなと思います。

あと、チャンプルー文化の件なんですけれども、最近よく居酒屋行くとそうめんチャンプルーと言うんですよ、そうめん。ソーミンディイーレーヒャーと言いたくなる。ソーミン、あれもともとウチナーの母音はあ、い、う、い、うですよ。あ、い、う、え、おじゃないんですよ。だからソーミンはソーミン、それでソーミンチャンプルーというんですね。あれ先輩に聞いたら、チャンプルーディシェー、豆腐がイッチョーシルチャンプルーヤンドーと。だからソーミンの場合はタシヤーとよく言うんですね。今出てくるのは大体イリチャー、この差もあるんですよ。タシヤーといったらゆでるだけでしょう。ゆでてビラグワァーとかまぜてマースあれやってそのまま出すのがタシヤーでしょう、油ちょっと入れて。そういうふうなもとのスタイルみたいなものを一つ一つ残していかなと、やっぱり今ウチナーはしまくとうばを大切にしようという話になっているんですが、なかなか何というのか新しい雰囲気にもまれているという感じがすね。

だから、「ちゅらさん」の「ちゅら」でも僕は絶対「美ら」ではないと思っているんですよ。「美しい」、「ら」って書くんですね、今。「ちゅらさん」

の表現するときにどこ行っても「美らさん」って書いてある。あれ「美らさん」っていうのは多分「清らさん」じゃないかなと思うんですね。「清ら」、「ちゅらさん」、これいろんな大先輩、この言語学者の大先輩、ウチナーのくとうばの大先輩たちからしょっちゅう電話かかってきて、あれビカーンノーチトゥラシェーと。「美らさん」アランドーと「清らさん」ドーと。そういうふうな話をよく聞くわけでございまして、やっぱりもう少し話しましょうね。一応、僕は多分質問は5分ぐらいで済むと思いますから、できるだけ余り長い文章にしていないものですから、結構ウチナーのことをやっぱり共有したいということがありまして。

ウチナアンチュが使っているヤマトグチで、意外とヤマトウンチュがわからないウチナーヤマトグチというのがあるんですね。よく皆さんアタイメーに使っていると思いますよ。よくいろんなお祝いがあつたりすると、ホテルなんかに行つて先に失礼するときに、ウチナアンチュは帰りましょうねと言いますね、帰りましょうね。あれヤマトウンチュに言つたら、このヤマトの言葉では帰りましょうね、何々しようねと言つたら一緒にという意味があるんですね、あれ。だから帰りましょうねと言つたら一緒に帰らんといけなくなるという、ヤマトウンチュは。もっとすごいのが、トイレ行きましょうね。一緒に行かんといけなくなるんですね、あれ。だからこれ意外とウチナアンチュだけが使っているヤマトグチ探したら結構あります。後からねという言葉もあります。昼間会つて、夜、模合があつたりすると後からねとよくウチナアンチュ言うんですよけれども、あれ後からねと言つたら後ろからついて来なさいという意味なんですね。正確な日本語では、後でねという意味なんですね、後でねなんだ。

それとあと今一番僕がウチナアンチュが使っているヤマトグチでおもしろいと思うのは、熱発、熱発ね。あれヤマトウンチュが使っている発熱、これヤマトウンチュは発熱して寝ているさと、そういう表現するんですけども、ウチナアンチュは熱発して寝ているさと。これだけはウチナーのほうが勝っているんじゃないかなと思うんですよ。発熱というのはどう考えても37度8分ぐらいしか出ていないような感じがする。ところが熱発といったら39度ぐらい出ているような感じがする。これよくよく調べたら、ヤマトグチも熱発という言葉あつたそうですよ。ところがだんだんだんだん死語になっていった。だからウチナアンチュが残しているヤマトグチってたくさんあるみたいですね。クワッチーもそうです。クワッチーという

のはあれ鬼にささげる、これからお祭りをしますから、神様、騒がないでくださいよ、雨降らさないでくださいよ、邪魔しないでくださいよと言ってお供え物をするときにカチーと言うんですね、あれね。交わる飯と書いて。これがいつの間にウチナーではクワッチーということで、ずっとお供え物としてやるじゃないですか。だからヤマトで死んだ言葉をウチナンチュはたくさん残しているという意味では、すごく誇りに思っているのではないかなと思っております。

あと、やっぱりチャンプルー文化を大事にしたいですね、皆さん。よくチャンプルー文化というのはごちゃまぜ文化というふうに表現する人がいるんですけども、実は僕はこのチャンプルー文化というのはごちゃまぜ文化ではないと思うんですよ。このチャンプルー文化、もともとを正していくと、例えばゴーヤーチャンプルー見てもわかるんですけども、ゴーヤーだけ食べると苦いから、この苦いゴーヤーをどうやったらおいしく食べることができるか。そうすると、豆腐さんとか、あの三枚肉さんとかそういう人たちが一緒に参加するとこのゴーヤーが食べやすくなる。ということは食えないやつをどうやったら食べられるようになるのか。本当にあくの強いやつをどうやったらこの輪の中に溶け込ませるようになるのかと。だから、迎え入れる優しさの文化、これがチャンプルー文化なんです。だからごちゃまぜ文化とよく紹介されていますけれども、僕はあれは大反対で、結局、人を生かす文化が最終的にはチャンプルー文化ではないかなと。だから最近、やっぱりウチナーもこのチャンプルー精神というのがだんだんなくなってきて、ごちゃまぜ文化になってきて、ちょっと意味が外れかかっているというのはちょっと悲しくなっていますね。

もう約10分くらいになりましたので、そろそろ終わりますね。

あと、よく人がしゃべるときにこの前もある先輩から言われました。エー、脳からアビランケーと、脳からイランケーと。脳で感じたことをすぐ口に出す人は脳から、脳から言う。じゃ、どうして言えばいいんですかと。ウミスクンカイウトウチから、アビレーと。だから脳からそのままぱつと言う人がいるんですね。この辺にいるんじゃない、ああ休んでいる……。だからウミスクンカイ、一旦ウトウチからやはり物はしゃべるといふうなあのすばらしいウチナーの言葉もありますので、皆さんも今後の質問の参考にさせていただきまして、ウミスクからウミスクンカイ、一回落としてからやっぱり話はしていただきたいものでございます。

それでは、あと1つですね。よくウチナンチュはヤマトウンカイマキランと言って、反骨精神で今までやってきました。この前も僕はお笑い米軍基地をつくっている小波津君とユンタクしたことあるんですけども、やはり反骨精神だと骨と骨が当たるから痛いんですよ。僕らの場合は軟骨精神と言っていました。骨と骨が当たると痛いから間にグスミチ入れて痛くないように当たる骨と骨の融和をうまく図るという、これが軟骨精神でございまして、やっぱり県議会ももう少し軟骨精神を持っていただきたいと思いますので、ひとつよろしく、ユタシクお願いいたします。

それでは、ナガユンターしたので質問をしたいと思えます。

まず最初に、知事の政治姿勢について。

(1)、辺野古埋め立て関連。

ア、埋立承認の取り消し・撤回の判断時期について伺う。

イ、埋め立て反対に対する県外支援及びマスコミ報道等の変化について知事の見解を伺う。

ウ、検証委員会の進捗について伺う。

エでございしますが、20日の朝日新聞にこういう記事が載っておりました。カート・キャンベルさんのインタビューなのでございますけれども、「沖縄県の翁長雄志知事は、米軍普天間飛行場の辺野古への移設に反対しています。この問題にどう対処すべきだと思いますか。」と記者が質問した。すると、「私がこの問題に初めてかかわった1995年当時は、ここまで未解決のまま長引くとは想像していなかった。辺野古への移設は、沖縄県民の負担を軽くしつつ、日米同盟を強化する形で実現できると思っていた」と。ところが、そこにこういうコメントもつけ加えております。「どんな合意でも、沖縄県や県民の支持がなければならぬと思う。このような反対意見が出ていることは、我々にとって立ち止まり、考えさせられる状況だ。今は政府から離れており具体的に助言できないが、知事がワシントンに来て、米国人が直接話を聞いたのは良い機会だった。沖縄県民や日本国民が支持できる形で、米軍が引き続きアジアに駐留できるようなプロセスを期待している」と。こういう、もしクリントンさんが大統領になったらこの政府の幹部の中に入ると言われているカート・キャンベルさんがそういうふうにおっしゃっているわけですね。だからそういう意味では、僕はかなり今回の訪米の成果はあったと思うんですが、改めて訪米の成果について伺う。

オ、米ワシントン事務所の今後の活動について伺

う。

カ、キャンプ・シュワブの新基地建設予定地付近で発見された礎石の調査について伺う。

(2)、知事公約関連。

ア、アジア経済戦略構想の取り組みについて伺う。

イ、国際的な交通・物流ネットワーク構築に向けての取り組みについて伺う。

ウ、「こども環境・日本一」の実現に向けた取り組みについて伺う。

エ、沖縄県の均衡ある発展を実現するための知事の指針を伺う。

(3)、集团的自衛権行使を可能にする安保法案について知事の見解を伺う。

(4)、沖縄県民所得増に向けての知事の見解、施策を伺う。

2、知事公室関連について。

(1)、日米地位協定の抜本的な見直しに向けての県の対策について伺う。

(2)、基地返還後の環境整備・浄化について、日米両政府と県のルール規定が不透明だが県の方針を伺う。

3、文化観光スポーツ部関連。

(1)、県が推進しているM I C E施設が東海岸のマリナタウンに決定したが今後の経済効果について伺う。

(2)、観光業界における雇用の課題と対策について伺う。

(3)、那覇空港の国際線ビルの課題について県の見解を伺う。

(4)、離島観光のビジョンについて伺う。

(5)、新県立郷土劇場の進捗について伺う。

(6)、しまくとぅばの継承と発展に向けた県の実績と今後の施策を伺う。

(7)、組織が乱立している沖縄民謡界の統合に向けた県の取り組みについて伺う。

4、総務部関連について。

(1)、県の人口増加によるメリットと今後の課題について伺う。

(2)、消費税増税後の沖縄県への影響について伺う。

(3)、全国的に公契約条例の必要性がうたわわれているが県の見解を伺う。

(4)、全国で個人情報流出問題が頻発の傾向にあるが県の危機管理は万全か伺う。

5、企画部関連について。

(1)、各地方自治体・広域圏でL R T導入に向けた

シンポジウム等を開催しているが県のかかわり、対応を伺う。

(2)、鉄軌道県民会議が開催され、あらゆるジャンルの意見が出されたと思うが県の対応と課題について伺う。

(3)、O K I C A導入後の効果と課題について伺う。

(4)、沖縄県と県経済界がJ T Aの経営母体となることでJ T Aが真の沖縄の翼として観光・物流の発展に寄与すると考えるが県の見解を伺う。

6、商工労働部関連について。

(1)、再開発の影響やドーナツ化現象で各自治体の中心市街地の弱体化に対する県の対策と県土の均衡ある発展のためにも積極的な広域調整が必要と考えるが県の見解を伺う。

(2)、中城湾新港地域・国際物流特区の振興は順調か県の見解を伺う。

(3)、県製造業のここ数年の傾向と課題を伺う。

(4)、他酒類の台頭により影響を受けている県産品泡盛の競争力強化に対する県の見解を伺う。

7、土木建築部関連について。

(1)、下地島空港利活用の進捗について伺う。

(2)、国、県事業が施行されるに当たり当該自治体
在籍の業者の優位性を確保すべしと考えるが県の方針を伺う。

(3)、米軍関係工事のボンド支援について伺う。

(4)、本島南部・中部・北部の港湾整備と課題について伺う。

8、農林水産部関連について。

(1)、5月の台風6号の県農林水産物の被害状況について、またその対策について伺う。

(2)、日台漁業協定並びに漁業従事者の操業の現状はどうなっているか伺う。

9、医療・病院事業局関係について。

(1)、長寿日本一奪還の施策について伺う。

(2)、西普天間に計画されている国際医療特区構想について伺う。

(3)、子宮頸がんワクチン副反応被害者の支援について伺う。

10、環境部関連について。

(1)、沖縄県の生物多様性の危機管理について見解と方針を伺う。

(2)、離島のごみ処理問題について課題と対策を伺う。

11、教育委員会関連について。

(1)、学校現場における平和教育について伺う。

(2)、モンスターペアレンツの実態と対策について伺う。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

玉城満議員の代表質問にお答えをいたします。

私のほうから、まず知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、訪米の成果についてお答えをいたします。

今回の訪米では、国務省、国防総省、連邦議会議員及び有識者など19名もの方々に直接面談する機会を得ました。面談を通して、今沖縄が置かれている状況を詳しく正確に伝えることができたことは、大変有意義なことだったと考えております。特にマケイン上院軍事委員長及びリード同副委員長と面談できたこと、マケイン議員側から継続して私と建設的な対話を続けたいとの話をいただけたことは大きな成果だと考えております。また、きょう玉城議員のほうから、朝日新聞のほうでキャンベルさんの大変御指摘のような形の話がございました。日本国内でも世論調査で10ポイントほど辺野古移設反対の世論調査が出ておりますので、やっぱり議論があるということはそれなりに大きな理解が進んでいくんだなというふうに思っております。ワシントンDCに行った場合でもワシントンポストの一面の4分の1を割いて私たちのことについて報道がございました。そういったこと等を通じながらアメリカのほうでもそういった私たちの思いを聞いていただける中から、物事がまた少し前進をするのではないのかなというふうに思っております。

次に、アジア経済戦略構想の取り組みについてお答えをいたします。

アジア経済戦略構想については、委員会及び作業部会を設置し、精力的に議論を行っているところであります。現在、アジアの活力を取り込む観点から、観光・リゾート産業、情報通信関連産業、国際物流関連産業などのさらなる発展に加え、新たな産業の創出やハード・ソフトインフラの整備、グローバル人材の育成など、重点的に取り組むべき事項について検討が行われております。近々、戦略構想の背景と目的、その方向性や今後重点的に取り組むべき事項などを整理した素案を取りまとめる予定となっております。

その後も、引き続き委員会及び作業部会で検討を続け、戦略の詳細や具体的な施策等について議論を深めるとともに、関係機関・団体等との調整、次年度予算

への反映や中長期的に取り組む事項等について調整を進め、年内を目途に成案を取りまとめることとしております。

次に、「こども・環境日本一の実現」に向けた取り組みについてお答えいたします。

沖縄県は、全国一高い出生率を維持している一方で、保育所入所待機児童の多さ、少年非行の問題など、さまざまな課題を抱えております。

県としましては、本年3月に策定した「黄金っ子応援プラン」に基づき、市町村と連携をし、平成29年度末までの待機児童の解消に取り組むほか、要保護児童への支援や発達障害児の支援体制の整備などに取り組んでまいります。また、総合的な子供の貧困対策を推進するため、平成27年度中に「子どもの貧困対策計画」を策定し、「こども・環境日本一の実現」に向けて取り組んでまいります。

次に、県民所得の向上に向けた施策についてお答えをいたします。

県民所得を向上させるためには、移外型産業が複数堅実に育つとともに、域内の産業が活性化し、両者が連携・補完する経済構造を創出することが重要と考えております。沖縄21世紀ビジョン基本計画では、観光・リゾート産業や情報通信関連産業の振興に加えて、臨空・臨港型産業など第3、第4のリーディング産業を育成することとしております。そのため、沖縄の優位性を生かした沖縄県アジア経済戦略構想を策定し、成長著しいアジアのダイナミズムと連動した産業振興に取り組んでまいります。さらに、農林水産業・建設業・製造業などの地場産業や、科学技術を応用した産業など、沖縄の特性を生かしたさまざまな産業を振興することにより自立型経済の構築を図り、県民所得の向上に取り組んでまいります。

次に、文化観光スポーツ部関連に関する御質問の中の、しまくとうばの継承と発展に向けた実績と今後の取り組みについてお答えをいたします。

「生マリ島ヌ クトゥバ 忘シリーネー 国ン 忘シリユン」との黄金クトゥバが示すとおり、しまくとうばは、沖縄の伝統文化とアイデンティティーの根源であり、沖縄県としましては、消滅が危惧されるしまくとうばの保存・普及と次世代への継承は、重要な課題だと認識しております。そのため、しまくとうばの普及・継承に向けた県民運動として、しまくとうば県民大会や語やびら大会、各地のシンポジウムの開催等による県民意識の醸成を図っているところであります。

また、県内の小・中・高校において、しまくとうば読本や副読本を活用した、学習機会の創出を図るほ

か、NPO団体や文化協会等とも連携しながら、しまくとぅばの講師養成等を行うこととしております。

今後は、地域や教育現場、職場等で普及・継承の取り組みが行われるよう、しまくとぅばを広める仕組みの構築や人材の育成・確保に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、埋立承認の取り消し・撤回の時期についてお答えします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認に関しては、法律的な瑕疵の有無を検証する第三者委員会において検証作業が行われているところです。その報告も踏まえ、埋立承認の取り消しまたは撤回について検討してまいります。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、県外からの支援及びマスコミ報道等についてお答えします。

辺野古基金への寄附については県外からの支援が多く寄せられていると聞いており、心強く感じております。また、マスコミ各社の世論調査において、辺野古移設反対が賛成を上回ったこと、県内外において辺野古の新基地建設に反対するさまざまな組織が発足しつつあることについて、大変意を強くしております。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、米ワシントン事務所の今後の活動についてお答えします。

ワシントン事務所については、知事訪米の対応、基地問題に関する情報収集、沖縄の状況などの情報発信を主な役割としております。知事の考えや沖縄の状況を正確に米側へ伝え、知事の公約実現、そして沖縄の課題解決に向けて取り組んでまいります。

同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、安全保障関連法制に対する知事の見解についてお答えします。

安全保障関連法案については、集団的自衛権の行使を含む具体的な議論が国会で行われており、さまざまな意見があるものと承知しております。在日米軍専用施設面積の約74%が集中し、過重な基地負担を抱えている沖縄県としては、我が国の安全保障政策の変更には重大な関心を持っており、政府は国政の場などで十分に議論した上で、その影響も含めて国民に丁寧に説明すべきであると考えております。

次に、知事公室関連についての御質問の中で、日米

地位協定の抜本的な見直しについてお答えします。

日米地位協定の見直しについて、県は、これまであらゆる機会を通じ、日米両政府に対し要請してきたところであります。

県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。このため、今後とも軍転協や渉外知事会とも連携し、あらゆる機会を通じ、日米両政府に日米地位協定の見直しを粘り強く求めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 平敷昭人君登壇〕

○総務部長（平敷昭人君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、第三者委員会の進捗についてお答えいたします。

県の埋立承認の手続を検証する第三者委員会は、ことし2月から月2回程度のペースで開催し、6月24日現在において11回の会合を開いております。委員会では、絞り込んだ論点をもとに関係者からヒアリングを行うなど、7月の知事報告に向け作業が行われているところであります。

次に、4番の総務部関連についての御質問の中で、消費税増税後の沖縄県への影響についてお答えいたします。

県税であります地方消費税の収入額につきましては、税率引き上げ後の平成26年度は約169億1798万円で、引き上げ前の平成25年度の約123億9681万円と比べ、約45億2117万円、率にしまして36.5%の増となっております。また、平成26年度の県税収入全体では約1024億241万円で、平成25年度の約949億5833万円と比べ、約74億4408万円、率にしまして7.8%の増となっております。

なお、県内の景気動向についてであります。平成27年5月に発表されました沖縄県経済動向において、観光関連、個人消費については前年を上回っていること及び雇用情勢も有効求人倍率が好調に推移していること等から、景気は拡大していると判断されております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは、知事の政治姿勢についての御質問の中で、碇石の調査についてお答えいたします。

去る2月にキャンプ・シュワブ内で発見された礎石の可能性のある石の調査につきましては、名護市教育委員会が実施しているところです。

県教育委員会としましては、文化財保護法に基づき、今後鑑査を行い認定等に係る作業を進めていく考えです。また、発見場所周辺における文化財調査につきましては、同法の趣旨に基づき、名護市教育委員会が実施するものと考えており、同委員会からもろもろの依頼がある際には協力していく所存です。

次に、教育委員会関連についての御質問の中で、学校現場における平和教育についてお答えいたします。

戦後70年が経過し、戦争の風化が叫ばれる中、沖縄戦の悲惨な実相や教訓を正しく後世に継承することがますます重要になってまいりました。平和教育については、学校の教育活動全体を通して行っており、小学校では地域の人材を活用した戦争体験者による講話や写真展、中学校では戦跡などをめぐる平和学習など、多くの学校で特色ある取り組みが行われています。

県教育委員会としましては、学校での平和教育の推進に資するよう、今年度新たに高校生代表者会議における平和講演会と討論会、「ピースウォークトゥマブニ」の実施、平和学習ポータルサイトの開設などを行いました。今後とも、児童生徒が平和で民主的な国家及び社会の形成者として育つよう、平和教育を推進してまいります。

次に、モンスターペアレンツの実態と対策についてお答えいたします。

学校や教職員に対して行き過ぎた苦情や要望等を突きつけてくる、いわゆるモンスターペアレンツの存在については承知しております。学校や教育委員会に寄せられたさまざまな意見に対しては、丁寧に話を聞き誠実に対応することが大切であり、粘り強く保護者と信頼関係を築いていくことが重要であります。

県教育委員会としましては、平成21年度に作成した「学校を取り巻く問題解決マニュアル」等を有効活用し、教職員が適切に対応ができるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、国際的な交通ネットワーク構築に向けた取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、国際的な交通ネットワーク構築に向け

て、航空路線の新規開設や増便・大型化を促すためのインセンティブを用意し、航空会社や旅行会社に対して働きかけを行っております。その結果、国際定期便の数は、平成24年度末の週49便から、平成25年度末には週78便に増加し、ことしの6月20日時点では週130便の定期便が運航されるなど、成果が着実にあらわれております。

県としましては、直行便が就航している東アジアに加え、成長著しい東南アジアからの路線開設に向けて、相互協力の覚書を締結したチャンギ空港グループとの連携を図りつつ、さらなる国際的な交通ネットワークの拡充に取り組んでまいります。

次に、3、文化観光スポーツ部関連の中で、大型MICE施設の経済効果についてお答えいたします。

大型MICE施設の経済効果については、平成25年度に策定した基本構想で、立地場所を特定しない前提で試算を行っております。試算に当たっては、MICEの需要予測に基づき施設の稼働率を高位・中位・低位のシナリオを設定した上で、稼働率が30.1%の中位シナリオの場合、経済波及効果が年間約400億円、雇用効果は年間約5400人となっております。

同じく文化観光スポーツ部関連の中で、観光業界における雇用の課題と対策についてお答えいたします。

国の就業構造基本調査や毎月勤労統計調査等によると、観光関連産業における宿泊・飲食サービス業は非正規雇用の割合が高く、平均給与が低いことが示されております。観光関連産業の雇用環境を改善するためには、引き続き観光客数を増大させるとともに、年間を通じた誘客の平準化や観光消費額の増加を図り、観光関連産業の経営改善と従業員の所得向上、雇用の安定化を図ることが重要であると考えております。

このため、県としましては、市場特性に応じた誘客活動を展開するとともに、季節や客層に合わせたプロモーション、オフシーズンにおける修学旅行、プロ野球キャンプなどのスポーツコンベンションを積極的に推進しております。また、島々をめぐる周遊型観光や地域資源を活用した観光の推進により、平均滞在日数を延伸させるほか、消費額の高い外国人観光客の誘致を強化してまいります。さらに、経営者層の意識改革セミナーや従業員向けのスキルアップ研修への支援などを実施してまいります。このような取り組みを着実に推進することにより、観光関連産業の雇用環境の改善を図ってまいります。

同じく文化観光スポーツ部関連の中で、離島観光ビジョンについてお答えいたします。

離島地域は、美しい自然環境や祭祀、御嶽等の貴重

な歴史・文化資源を有するほか、地域独特の伝統芸能、民俗芸能が伝承されるなど、優位性のある観光資源が多数存在しております。これらの資源を保全しつつ、離島ならではの新たな観光商品を創出していくことが離島観光の振興につながるものと考えております。

県としましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、豊かな自然環境と共生する観光地の形成に向けて、観光受け入れ体制の整備や観光人材の育成支援、離島の魅力や認知度を高める情報発信など、それぞれの島の独特な文化や趣など、島々の個性や魅力を生かした取り組みを推進してまいります。

同じく文化観光スポーツ部関連の中で、新県立郷土劇場の進捗についてお答えいたします。

沖縄県では、平成21年3月に閉館した県立郷土劇場にかわる施設のあり方について検討を行い、平成25年度に、当面は国立劇場おきなわを中心とするエリアに文化発信交流拠点を整備する計画を取りまとめました。昨年度から浦添市等の関係機関と調整を行っており、今年度中には整備場所の決定を行いたいと考えております。

失礼いたしました。答弁漏れがございましたので、改めて答弁させていただきます。

3、文化観光スポーツ部関連の中で、沖縄民謡界の統合に向けた県の取り組みについてお答えいたします。

本県には、宮古や八重山の団体も含め20を超える民謡関係の団体が存在しており、県が民謡関係団体と行った意見交換では、「民謡界の振興のためには、組織的にまとめる必要がある」との意見や「各団体の活動を尊重しながら交流を図っていきたい」などの意見がありました。このような中、平成27年1月には琉球民謡音楽協会ほか8団体が団体の枠を超えて、合同弾き初め会を開催するなど交流を図る取り組みが行われております。また、ことし3月に県が主催した、沖縄音楽産業シンポジウム「とどけ！島々の唄」においては、民謡関係団体の交流促進や民謡の将来への普及・継承について活発な議論が行われました。さらに、ことしの10月には、琉球民謡音楽協会ほか8団体が、かりゆし芸能公演で合同演奏を行うこととなっております。

県としましては、民謡関係団体の交流を促進しつつ、将来的な組織のあり方について関係団体と意見交換を行っていきいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、国際的な物流ネットワークの構築についてお答えいたします。

国際的な航空物流ネットワークについては、現在、ANAが貨物便を国外8路線に就航させており、平成27年度には、中国アモイとフィリピンマニラへの2路線が新たに就航する見込みと聞いております。国際的な海上物流ネットワークについては、平成26年度に県内船社が相次いで台湾航路を開設し、沖縄—台湾間の物流が活発化しております。また、これらの航路と台湾に寄港する国際的な船社との提携によりアジアを初め、世界各国との海上物流ネットワークが構築されております。さらに、平成27年4月21日に台湾港務株式会社と那覇港管理組合がパートナーシップ港に関する合意書を締結し、双方の港湾間におけるクルーズ船や物流サービスの促進、港湾での作業や運営面の効率化など、物流拡大へ向けた取り組みを実施しています。

今後、県としましては、航空及び海上物流の関係機関と連携を図り、航路の拡充、取扱貨物量の増大、物流ネットワークを活用する企業の誘致に努めてまいりたいと考えております。

次に、総務部関連についての御質問の中の、公契約条例の必要性についてお答えいたします。

沖縄県においては、現在、公共工事や業務委託等について適正な積算が行われ、公共サービスの質及び公正な労働条件が確保されるとともに、労働関係法令やその他の法律等についても、下請業者も含めて遵守されるよう、指導がなされているところであります。一方、他県においては、労働者の適正な労働条件を確保することにより、労働者の生活の安定を図るとともに、公共工事及び公共サービスの質の確保をすることを目的とする公契約条例を制定する動きが出ております。

県では、他県の公契約条例制定の動向も踏まえ、平成27年6月に庁内関係課で公契約についての連絡会議を開催し、意見交換をしているところでございます。

次に、商工労働部関連についての御質問の中の、中心市街地活性化に対する県の対策についてお答えいたします。

県はこれまで、中心市街地活性化の推進に関する法律に基づく市町村の中心市街地活性化基本計画の策定、及び同計画に基づく商店街アーケード施設整備事業の支援を行っております。また、昨年度、地域商店

街の課題や今後の方向性について調査・検討を行ったところ、活性化の方策として、公設市場の機能と魅力の向上、拡大する観光客需要の取り込み、若い経験者の受け入れ及び育成等について提言がなされております。これらの調査結果を踏まえ、市町村や商工会等と県内外の先進事例の共有や活性化の具体策についての意見交換等を実施し、今後の中心市街地活性化の方策について検討してまいりたいと考えております。

同じく国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区の振興についてお答えいたします。

県では、平成26年6月に、国際物流拠点産業集積地域を旧うるま地区から中城湾港新港地区に拡大し、うるま・沖縄地区と指定しております。現在、県が把握しております同地区の立地企業数及び雇用者数は、旧うるま地区に、I T津梁パークを含め71社が立地し、2221人が雇用されております。また、拡大された一般工業用地には119社が立地し、2853人が雇用されており、うるま・沖縄地区全体では、190社が立地し、5074人の雇用が創出されております。特に平成26年度には、同地区に総合建材製造業、食品製造業、半導体製造装置製造業、金型製造業など、過去最高の11社の製造業等の企業が立地したほか、情報通信関連産業の3社が新たに立地しております。

県としては、引き続き製造業を初めとする国際物流拠点産業を集積し、さらなる産業の振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、県内製造業のここ数年の傾向と課題についてお答えいたします。

平成25年の工業統計調査によりますと、県内製造業の石油製品を除く出荷額は、平成21年から平成24年にかけて年々減少傾向となっていたものの、平成25年は3971億5307万円となっており、平成24年に比べ264億3913万円、7.1%増加しております。内訳としましては、食料品が最も多く、1469億7660万円となっており、前年に比べ152億4272万円、11.6%増加しております。次に、飲料・たばこが699億1086万円となっており、前年に比べ74億99万円、11.8%増加しております。

課題としましては、県内のものづくり企業は、中小零細企業が大部分を占めており、経営資源が乏しく、自社のみでは製品開発の取り組みが十分に行えていない状況などがあります。

このため、県としましては、沖縄の地域資源や特性を活用した付加価値の高い製品開発に対する支援を初め、金型などものづくりを支えるサポーター産業の集積、国際物流ハブ機能を活用した県産品の販路拡

大などに取り組むことにより、ものづくり産業の振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、泡盛の競争力強化に対する県の見解についてお答えいたします。

泡盛の出荷数量は、県内外ともに平成16年をピークに10年連続で減少しております。主な要因としては、人口減少と若者のアルコール離れによる国内酒類市場の縮小傾向、消費者嗜好の多様化等が考えられますが、他酒類の台頭の影響も要因の一つとして考えられます。

県においては、これまで泡盛の出荷拡大を図るため、県外でのプロモーションや展示会への出展支援、新たな販路構築の取り組みなどにより、県外市場の開拓に取り組んできたところであります。平成27年度においては、県内外における出荷拡大を図るため、県内観光客及び消費者向けの試飲会や泡盛フェスタの開催、若者向けの泡盛イメージ向上等のプロモーション、泡盛に関する啓蒙活動、泡盛製造従事者の技術力向上支援など、さまざまな支援策を実施することにより泡盛の競争力強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、沖縄県の均衡ある発展についてお答えいたします。

沖縄県の均衡ある発展は、県内の各地域がそれぞれの特色を生かした地域づくりを行うとともに、こうした取り組みの連携・交流を通じて図られるものと考えております。沖縄21世紀ビジョン基本計画においては、「第5章 圏域別展開」の中で、県内を北部、中部、南部、宮古、八重山の5つの圏域に区分し、「自然、歴史、伝統、文化などの固有の特性を生かした個性豊かな地域づくり」を促進し、その基盤整備を推進することとしております。また、圏域間の連携について、中部及び南部圏域は国際的にも特色ある高度な都市機能を有する100万都市圏の形成、北部圏域は各圏域と連携した国際的な学術研究・リゾート拠点の形成、宮古及び八重山圏域は広域的で多様な周遊型観光・リゾート地の形成を図ることとしております。

県といたしましては、圏域ごとの取り組みを推進するとともに、圏域間の連携を強化し、広域的な課題の解決を図りながら、県土の均衡ある発展に取り組んでまいります。

次に、文化観光スポーツ部関連の御質問の中の、那

覇空港国際線旅客ターミナルビルについてお答えいたします。

那覇空港国際線旅客ターミナルビルについては、平成32年3月末の第2滑走路供用開始を見据えた将来需要への対応と、近年の急激な国際線旅客数の伸びに対応した施設の拡充整備が課題と考えております。第2滑走路供用開始を見据えた対応として、那覇空港ビルディング株式会社は、国内線と国際線を結ぶ際内連結施設整備に向けて、昨年10月から基本計画の策定に着手しております。また、急激な国際線旅客数の伸びに対応するため、平成28年11月の供用に向けて、ことし7月から国際線旅客ターミナルビルの北側搭乗橋の増設工事に着手することとしております。

県としましては、引き続き那覇空港ビルディング株式会社と連携し、那覇空港の施設拡充整備に取り組んでまいります。

次に、総務部関連についての御質問の中の、人口増加によるメリットと今後の課題についてお答えいたします。

全国が人口減少社会を迎えている中、沖縄県の人口は復帰直後の約96万人から平成26年には約142万人へと増加を続けており、東京都に次いで高い増加率となっております。人口の維持・増加によるメリットとして、年金や医療、介護などの社会保障システムの維持、社会全体の消費、生産活動など経済活力の維持、防犯、消防、伝統・文化の継承など地域社会を支える活動の担い手の確保といったことなどが考えられます。

今後の課題としまして、沖縄県の人口は平成37年ごろをピークに、減少に転じることが見込まれており、経済成長にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。そのため、県では平成26年3月に策定した沖縄県人口増加計画において、自然増を拡大するための取り組み、社会増を拡大するための取り組み、離島・過疎地域の振興に関する取り組みを積極的に進め、県全域でバランスのとれた人口の維持・増加を図ることとしております。

次に、同じく総務部関連についての御質問の中の、個人情報流出に対する県の危機管理対策についてお答えいたします。

県においては、サイバー攻撃による不正アクセス等の脅威から、個人情報を含む庁内情報システムを保護するため、セキュリティ対策の基本方針等を策定し全庁的に取り組んでおります。具体的には、ファイアーウォール設置による庁内ネットワークへの不正侵入防止や職員パソコンの定期的なウイルスチェックな

どの基本的な対策を講じているほか、サイバー攻撃に関する監視や情報収集を日ごろから行い、情報セキュリティ対策の向上に努めているところです。また、新種のウイルスや今般の日本年金機構における標的型メールによる感染情報等があった場合は、それらの攻撃に対処するための基本的な方策等を庁内へ周知するなど、啓発活動を行っております。

県としましては、引き続き個人情報流出等が起こらないよう万全な危機管理対策に取り組んでまいります。

次に、企画部関連についての御質問の中の、L R T導入に向けたシンポジウムへのかかわり等についてお答えいたします。

市町村等において、L R T導入に向けたシンポジウム等が開催されていることは承知しております。また、都市内交通であるL R Tの導入は、まちづくりに有効な都市整備の一つであると認識しております。

県においては、鉄軌道の導入について、沖縄鉄軌道・計画案策定プロセス検討委員会での議論や県民意見を踏まえて決定した沖縄鉄軌道の計画案検討プロセスと体制のあり方にに基づき、県民等と情報共有を図りながら段階的に検討を進めているところであります。その中において、L R T等の公共交通ネットワークのあり方等についても検討することとしており、シンポジウム等で出された意見については、市町村会議において情報共有を図っていくこととしております。また、市町村が開催するシンポジウム等から要望があれば、県の計画案策定の取り組みに関する情報提供を行ってまいりたいと考えております。

次に、鉄軌道県民会議への対応と課題についてお答えいたします。

鉄軌道の計画案策定に当たっては、県民等との情報共有を図りながら段階的に検討を進めることとしております。このため、県民のニーズ等を把握することを目的に、県民間の意見交換の場として県民会議を設置しております。

去る5月30日に開催した第1回県民会議では、ステップ2の検討事項である陸上交通の現状と課題、将来の姿、評価の視点についてグループ討議を行っていただきました。県民会議での主な意見としては、公共交通の現状について、定時性等のバスの利便性や交通機関間の乗り継ぎが課題として挙げられました。また、将来の姿においては、隅々まで行き届いた交通サービスを求める意見等が出されております。これらの意見については、そのほかの県民等から寄せられた意見とあわせて分類・整理し、専門家で構成する技術

検討委員会及び計画検討委員会へ報告することとしております。

次に、OKICA導入後の効果と課題についてお答えいたします。

IC乗車券システムOKICAは、乗降時間の短縮による定時速達性の向上、バス相互やモノレールとの乗降時間の運賃精算の効率化、ネットワーク連携強化などを目的として導入したところであります。昨年10月20日の沖縄都市モノレールでの先行運用に続き、ことしの4月27日から本島主要バス4社での本格運用を開始しております。

OKICA導入の効果として、沖縄ICカード株式会社、バス4社及び沖縄都市モノレール株式会社からの聞き取りによりますと、バスの乗降がスムーズになった、利用者からは両替や小銭の準備が不要で運賃精算が便利になった等の意見が多く寄せられているとのことであります。

今後の課題としては、OKICAの利便性を向上させるため、商業施設やコンビニ等でチャージができる環境整備、バスとバス、バスとモノレールのOKICAを利用した乗り継ぎ割引の実施、OKICA利用拡大に向けた取り組み等が課題であると認識しております。

次に、JTAの経営母体についてお答えいたします。

JTAは、創設以来、島嶼県である沖縄において重要な公共交通機関としての社会的役割を担い、沖縄県の発展に貢献してきました。

県は、JTAの経営基盤の安定を図るため、同社に対し、約9億7000万円の出資を行っており、持ち株比率は12.9%となっております。また、県内企業等が保有する持ち株比率は14.3%となっており、県と県内企業等を合わせて27.2%を保有しております。一方、JTAの筆頭株主であるJALの持ち株比率は72.8%となっております。県及び県内企業等がJTAの経営母体になるためには、過半数を超える株式を保有する必要がありますが、現在のところJALとしては、JTAの株式の過半数を維持する方針に変わりはないとのことであります。

JTAにおいては、今後とも沖縄の翼として社会的役割を担うとともに本県の発展に協力していただきたいと考えております。

次に、商工労働部関連についての御質問の中の、広域的な観点からの県土の均衡ある発展についてお答えいたします。

社会情勢の変化に伴い、一地域では解決困難な広域

的な行政課題などが生じる一方で、他地域との相互連携によって、地域のさらなる発展に向けた新たな原動力を創出することが期待できるものと考えております。

県といたしましては、地域が主体性を発揮し、自立的で持続性のある地域づくりを行える環境整備に取り組んでまいります。また、地域間の連携を強化し、地域のさまざまな広域的な課題の解決を図りながら、それぞれの地域資源の広域的活用によって地域の個性や特徴を伸ばすことで、県全体を牽引する力強い地域圏を形成し、県土の均衡ある発展を図ってまいります。

次に、病院事業局関係についての御質問の中の、西普天間住宅地区における国際医療拠点形成についてお答えいたします。

西普天間住宅地区においては、国、県、宜野湾市、琉球大学医学部及び同附属病院、市地主会等の関係者が連携し、高度医療及び研究機能の拡充、地域医療水準の向上、国際研究交流と医療人材育成の3つの施策を柱として、国際医療拠点の形成を目指すこととしております。

まず、高度医療及び研究機能の拡充につきましては、医療技術革新に向けて、再生医療や創薬、感染症、疾患ゲノム等の研究開発の拠点化を図ることで、医療関連企業の集積や新規医療産業の創出による雇用が生まれるものと考えております。

次に、地域医療水準の向上につきましては、地域に従事する医師の養成・確保、離島・僻地への医療支援の拡充に向け、取り組むこととしております。また、高度救命救急センターを設置することにより、救急医療を充実させることができるものと考えております。さらに、医療技術の革新に向けた研究機能拡充の成果を地域の医療現場に的確に反映させることで、本県の先進医療体制の充実に向け取り組むこととしております。

国際研究交流と医療人材育成につきましては、先端医療技術に関する国内外医療機関との共同研究やアジア諸国の学生・研究者を受け入れ、教育研修や技術指導を行うことを考えております。そのほかにも、国際学会等を開催するなど、国内外の研究者・学生の交流拠点とすることで国際的な医療人材が育成されるものと考えております。

このような取り組みを推進することにより、国際医療拠点の形成は、宜野湾市の振興はもちろんのこと、沖縄全体の振興、ひいては我が国の成長に貢献するものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長 當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 知事公室関連についての、基地返還後の環境整備、浄化に係る県の方針についての御質問にお答えします。

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法では、国が返還実施計画を作成し、同計画に基づき返還が合意された区域の全部について環境調査を行い、その結果汚染等が確認された場合には、国が浄化対策を実施することが定められております。しかしながら、同法に基づく環境調査については、調査項目の拡充を図るとともに、返還合意後速やかに調査が実施できるよう運用の改善を図る必要があると考えております。

県としては、返還跡地における環境調査の項目や手法、汚染除去対策のあり方などについて環境調査ガイドラインとして取りまとめ、国と連携し新たな環境保全の仕組みを構築したいと考えております。

次に、環境部関連についての中で、生物多様性の危機管理についての見解と方針の御質問にお答えします。

沖縄県は、多くの島々から成る島嶼県であり、沖縄北部のヤンバル地域に代表される森林生態系や石西礁湖に代表されるサンゴ礁生態系など、島ごとに多様な自然環境、生態系が形成されており、世界的にも類いまれな生物多様性の豊かな地域であります。その生物多様性を脅かす要因としては、経済活動、自然に対する関心や働きかけの減少、外来生物による攪乱、地球環境の変化、米軍基地の存在の5つが考えられております。

これらに対する危機管理対策として、本県は平成25年3月に生物多様性おきなわ戦略を策定しており、その基本施策である生物多様性の損失をとめる、生物多様性の維持、保全、回復に努めるなど、その方針に従って、マングース防除等の外来種対策の推進、サンゴの再生などの生物多様性の保全・回復、パネル展による生物多様性への普及啓発など各種施策を展開しているところであります。

同じく環境部関連についての中で、離島のごみ処理問題の課題と対策についての御質問にお答えします。

離島のごみ処理につきましては、離島町村における一般廃棄物の1人当たりの処理コストが、沖縄本島の市町村に比べて高いことが課題となっております。そのため、県では平成25年度から各離島についてごみ処理の広域化を含めたコスト低減策の調査検討事業を実施しております。その調査結果に基づき、離島町村

に対して、本島市町村との一部事務組合の設立あるいは協定を結ぶ等、効率的なごみ処理体制の構築について提案を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 土木建築部関連の御質問の中で、下地島空港の利活用検討の進捗状況についてお答えします。

下地島空港については、周辺用地も含めた利活用に取り組むため、平成26年度に事業者からの提案を国内外から募り、4つの利活用候補事業を選定し、下地島空港及び周辺用地の利活用基本方針を策定しました。現在、この基本方針に基づき、事業実施環境の整備に取り組んでいるところであり、ことし12月を目途に、利活用候補事業の提案者を正式に事業者として決定する予定であります。

同じく土木建築部関連の御質問の中で、地元企業への優先発注についてお答えします。

県では、公共工事の発注に当たっては、工事内容や現場条件等を勘案し、地域要件を設定するなどの方法により地元企業の優位性の確保に努めております。また、共同企業体方式による発注においても、地元企業の優位性の確保を図るため共同企業体の構成員として参加させることを入札の要件としているところであります。なお、国においては、工事の規模等により地元企業に配慮した発注が行われていると聞いております。

同じく土木建築部関連の御質問の中で、米軍関係工事のボンド支援についてお答えします。

県では、米軍等関係機関に対して県内業者への分離・分割発注、ボンド率減免の要請を行っております。また、平成26年度から沖縄型ボンディングシステム実証事業を行っており、米軍発注工事専門コンサルタントを通じて、県内企業の米国保険会社に対するボンド申請手続の支援を行っているところであります。

今後とも、県内業者の米軍関係工事の受注促進に努めてまいりたいと考えております。

同じく土木建築部関連の御質問の中で、本島南部、中部、北部の港湾整備と課題についてお答えします。

沖縄本島には重要港湾4港、地方港湾5港の合わせて9港があります。

本島南部の主な港湾としては那覇港があり、沖縄21世紀ビジョン基本計画において国際流通港湾として位置づけ、臨空・臨港型産業の集積による国際物流

拠点の形成を図ることとしております。

本島中部の主な港湾としては中城湾港新港地区があり、沖縄本島東海岸地域の活性化を図るための産業支援港湾として位置づけております。現在、東埠頭において国直轄による航路・泊地しゅんせつと、県による上屋等の整備を進めており、平成28年度の暫定供用を目指しております。東埠頭供用後は新たなバースの利用促進が課題となることから京阪航路の拡充が求められております。

本島北部の主な港湾としては本部港があり、耐震強化岸壁や沖防波堤の整備を進めております。今後は、クルーズ船の大型化に対応した施設の整備と港湾内の駐車場不足解消が課題となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島田 勉君登壇〕

○農林水産部長（島田 勉君） 農林水産部関連についての御質問の中で、台風6号の被害状況及び支援対策についてお答えいたします。

台風6号による農林水産業関係の被害額は、約28億6000万円となっております。その内訳は、サトウキビ、野菜などの農作物で約28億4000万円、うち葉たばこが約24億円、農業用施設で約400万円、水産業関係で約1000万円などとなっております。

農林漁業者に対する支援といたしましては、災害発生直後に各地域の農業改良普及課等への営農相談窓口の設置、農業・漁業共済等の制度活用の周知、農林漁業セーフティネット資金など低利の制度資金の活用の周知、融資機関に対する農業制度資金の円滑な融通や既貸付金の償還猶予措置の依頼などを行っております。また、最も被害の大きかった葉たばこについては、J Tからの災害援助金制度が活用される予定と聞いております。

県としましても、関係機関と連携し農家の負担軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

同じく農林水産部関連についての御質問の中で、日台漁業取り決め、漁業従事者の操業状況についてお答えいたします。

平成25年4月に合意した日台漁業取り決めについては、平成27年3月に東京で開催された日台漁業委員会会合等において、日台双方の政府関係者が操業ルールについて協議し、日本漁船が優先的に操業できる水域が拡大されるなど、おおむね沖縄側漁業者の意向を組み入れた内容に見直しが図られております。新たな操業ルールのもと、本年4月からクロマグロ漁期が始まっており、5月末までに日台漁業取り決め適用

水域においては、糸満漁協や八重山漁協のマグロはえ縄漁船及び集魚灯漁船など合計26隻が操業し、昨年と同隻数となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） それでは病院事業局関係についての御質問の中で、長寿日本一奪還の施策についてお答えいたします。

沖縄県では、健康長寿復活に向けて、県民がとるべき好ましい生活習慣として、特に健康診断やがん検診の定期受診、肥満の解消、適正飲酒の理解及び実践を推進しております。

具体的な取り組みとして、長寿復活健康づくり事業においては、各種メディアを活用した広報やモデルとなる健康づくりを行う市町村への助成を実施しております。そのほか、県庁内の部局横断的な施策を推進する健康長寿おきなわ復活推進本部の取り組みとして、ウォーキングしやすい歩道の整備など県民が健康づくりを行いやすい社会環境の整備を進めております。さらに、健康長寿おきなわ復活県民会議の構成団体の取り組みとして、沖縄労働局の健康経営の推奨、マスコミ各社においては「イチキロヘラス！」運動、「週間がんじゅ～ま～る」での特集記事の連載による情報の発信等を行っております。

沖縄県としましては、今後、官民一体となった運動を進めるためのロードマップを作成し、2040年までに平均寿命の都道府県順位1位奪回に向け取り組んでまいります。

次に、子宮頸がんワクチン副反応被害者の支援についてお答えいたします。

子宮頸がんワクチンは、平成22年度より国の補助事業として接種が開始され、平成25年4月から予防接種法の改正に伴い、定期接種となっております。しかし、接種後の副反応の発生が問題となったことから、国は平成25年6月に積極的に接種勧奨をすべきでないと通知を発出しております。この間の沖縄県のワクチン接種者数は3万7270名で、平成27年5月末までの副反応報告件数は24件、うち7件が重篤な副反応となっております。

沖縄県では、医療機関並びに市町村に対して、副反応について相談を受けた場合には、速やかに国に報告するよう通知を行っています。また、多様な症状が出ている患者に対し、より身近な地域において適切な診療を提供するために、平成26年10月22日に琉球大学医学部附属病院を協力医療機関に指定し、さらに、医

師会と協力して研修会を開催し、地域における医療体制の確保にも取り組んでまいります。

県としましては、引き続き全国衛生部長会及び九州各県保健医療福祉主管部長会議等を通して、国に対し、副反応症例への救済策について早期に解決するよう、働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

〔玉城 満君登壇〕

○玉城 満君 再質問ではないんですけれども、提案という形で幾つかちょっとさせていただきたいと思っています。

離島観光ビジョンなんですけれども、やはりこれから1000万人迎えるに当たって離島観光のネットワークをもう少し強くしたほうがいいのではないかと、私こう考えるんですね。これどういうことかといいますと、よく那覇から今回は宮古よとか、那覇から石垣よとかというパターンはよく見るんですけれども、離島だけを回るようなそういうネットワークづくりみたいなものをひとつやっぱり県が主導していただいて企画していくということも僕は必要だと思うんですね、これからは。だから、離島の魅力を上げるためにも離島同士の観光ネットワークみたいなものをぜひつくっていただきたいなと思っております。これに関しては答弁要りませんので。

続きまして、離島のごみ処理問題についてなんですが、僕ら離島、この前視察しに行ったんですね。そして宮古のほうにも回ってきたんですけれども、漁港とか港に廃船が多いんですよ。廃船が多いということはどういうことかということ、観光客が来たときに何だこりゃというふうな、そのぐらいほったらかされている船が多いんですね。あれはどういうことですかというと、やっぱり最終処分施設がないからそうなっているんで、それといろんな問題点があって、持ち主が誰だかわからないとか、持ち主がこの島に住んでないとか、そういうこともあるみたいでございます。そういうふうなところに、もっと観光地として整備するんだったら、こういう処理できないでいるものが離島の中にはたくさんあるですよ。だからそれをどうやったら片づけることができるんだと。僕は船をそのまま処分する船をつくってしまって、離島回ってみんなごみを集めたらどうかという感じはしているんですがね。それに関しては提案ですから、答弁も……これはちょっと必要かなという感じがします、はい。（「提案でいいですよ」と発言する者あり） いやいやいや、これはやっぱりちょっと確保、これ一括交付

金使って船を、ぜひ処理する船をつくっていただきたいというあれですから、これは可能かどうか答えていただきたい。

それともう一つですね、これは教育長、私モンスターペアレンツ、これもういろんなところ行ったらその話しか聞かないんです、もう。これ何かというと、PTAを完全に壊し始めているんですね、このモンスターペアレンツ問題が。もう本当にこう文句、ただずかずか入っていった一方的にやはり先生に文句言ったり、校長先生に文句言ったりと、そういうふうなモンスターペアレンツがふえているということはもう間違いないですよ。僕は方法としては、やはり今は生徒に対してやる講演であるとか平和教育であるとかいろんなこういう教育はあるんですよ、講演会とかやっているんだけど、もう少しPTAに関する講演会というかPTAのあり方みたいなものもう少しウチナーンチュ、昔からすばらしいPTAだったと思うんですよ。このウチナーの今までの学校現場におけるPTAの皆さんというのはよかったと思うんですね。ところが今もうやはり地域の人ばかりじゃなくて、新設校ができてくると半分以上が地元じゃない人たちがやっぱり来るもので、どうしてもすぐ怒鳴り込んでくる人たちがどうもふえている傾向であると。それによって学校の先生がヨーミ入ってくると。それでやっぱり学校の先生が逆にもう登校拒否してしまうぐらい強烈なモンスターペアレンツがいるということは、僕は大きな問題だと思います。やはりこれは対策を早目にとっていただきたいなと思いますので、これだけはお答えください。

それと最後ですけれども、知事、本当に訪米お疲れさんでございました。しかし僕はまだまだメーガキだと思っているんです。これからのワシントン事務所が僕は非常に勝負になってくると思うんですね。だからそういう意味では、もう今、自己紹介というかメーガキした程度にすぎないんで、これからせっかく先ほどの朝日新聞のコメントにもあったように、どんどん反応を示してきているわけですから、これからもっともっとテーブルにのってくるように、アメリカのほうから、もうテーブルにのせざるを得ないようなところまで追い込むぐらいやっぱりこれからが勝負だと思いますので、その知事の決意のほどを最後にお聞きしたいと思っています。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時27分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 玉城満議員の再質問にお答えいたします。

きょう朝一番でキャンベルさんの朝日新聞での記事を紹介していただきました。やはり、今回ワシントンDCへ行ったということの意義は大変大きかったと思います。私だけに限らず、議員の皆さんあるいはまた経済界の皆さんそれぞれが上院議員、下院議員、あるいはまた補佐官を含めたりすると50名余にお会いをしてそういった問題点をお伝えをしたと、その広がりというものは大変大きいものがあると思っております。先ほど来、きのう来からマケイン上院議員との話がありますが、あの定期的な話もやはり辺野古のこれから以降のあり方というのは、必ず局面局面が出てまいりますよという話をしたところから、これからも話し合いの継続をやっていきたいと思いますというような話でございましたので、その意味から言うと、節目節目というのがあると思うんですね。節目節目ということがありますので、そのときにはワシントンの駐在の方々がこちら側の情報を発信し、向こうの情報も収集をして、その意味ではまた会話が通じていくのではないかと、こちら側の思いを伝えられるのではないかと。そしてまた、向こうの考え方もお聞きできるのではないかと。国内での動きもさることながら向こうとの連絡もそういったものをやりながら節目節目でしっかり意思を伝えていくと。その中からいい形で解決の方法が出てくるのではないかというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長 當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 今、御質問にありました離島における港湾あるいは漁港の廃船、自動車、それからごみ等の処理の対策につきましては、今後現状をよく把握した上で港湾管理者それから漁港管理者及び環境部も一体となって対応してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは、モンスターペアレンツについての再質問にお答えします。

幾つかの学校で行き過ぎたモンスターペアレンツの存在につきましては、これまで多くの意見が寄せられてきていることは事実です。

玉城議員御指摘のように、学校教育というのは学校と保護者が一体となって取り組むことが一番望ましい

形だと考えているところです。この点では、学校との信頼関係が大きなポイントとなることから、こうした苦情に対しても真摯に対応するように努めているところです。例えば、学校等問題解決マニュアルとかこういうのを通して信頼される学校づくりを目指して、この中で苦情に対する対応の心得、適切な初期対応、正確な事実確認、それから組織的な対応、関係機関との連携、適正な組関というふうな形でPTA研修会を通してやっているところです。

それから苦情予防のため学校運営や教育活動について、保護者や地域住民の方々に積極的に説明して学校に対する要望については、アンケートや懇談会等で日常的に把握しておくことなど開かれた学校づくりに日々取り組むことが大切であると考えております。

やはり議員御指摘のようにPTAのあり方について、県P、高Pなどと連携しながらPTA研修会でもっともっとこの対応について考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 こんにちは。

公明党・県民会議無所属を代表して質問をさせていただきます。

一昨日、70回目の沖縄慰霊の日があり、県主催の追悼式典が催されました。炎天下、県内外から多くの皆様が参加され、不戦の誓いを新たにいたしました。しかしながら、一部の参加者からやじが飛び、厳粛な追悼の場を乱すような事態があったことは残念でありました。

あの戦争から70年、沖縄戦では県民の4人に1人が犠牲となり、幾多の悲劇が生まれました。戦争体験者から聞いたり、資料を読んだりする限りにおいても、筆舌に尽くせぬ惨状は人間を極限状況に追い込んだのであります。二度と再びあのような悲惨な戦争を起こしたり、起こされたり、巻き込まれたりすることのないよう誓い合いたいものです。

今、国会では、集団的自衛権を含む安全保障法制が議論されております。安倍総理がぜひとも今国会中に成立させたいとしている法制度ですが、まだ国民の理解を得るまでには至ってないようであります。政府・与党も会期を延長して議論を深め、国民の理解を得る努力をしたいとしております。

公明党は、あくまでも自国防衛の範疇に限定した集団的自衛権にとどめ、いわゆる国連憲章51条にある他国防衛をも許す集団的自衛権は認めないという立場

で論陣を張っております。憲法9条のもとで許容される新三要件も、自衛隊の海外派遣三原則いわゆる国連決議、例外なき国会関与、自衛隊員の安全確保なども公明党が提案し、自国防衛に限定し、他国防衛のための武力行使を許さない、そのために厳しく歯どめをかけ提案をしているのであります。

今、重要なことは、法案審議に具体的にかかわり、たとえいろいろな批判を受けながらも国の暴走を許さない法案に仕上げることであります。日本政治の大きな転換点に差しかかっている今日、連立政権の一角に踏みとどまり、国の行方を過たないよう政党としての役割を果たさねばならないと考えます。

さて、基地問題であります。

翁長知事は先月末から今月初めにかけてハワイ、ワシントンを訪問し、沖縄の過重な基地負担の実態を説明し、基地問題の解決を訴えました。マスコミ報道によりますと米国政府や米国議会の関係者の対応は極めて厳しい反応であったとあります。普天間飛行場の辺野古移設が唯一の解決策だとの日米両政府の合意が米国関係者の対応をかたくなにしているのでしょうか。厚い壁を感じざるを得ません。

私も公明党県本部も普天間の辺野古移設については反対であり、県外・国外移設を求めるという姿勢であります。その立場から申し上げますと、雨垂れ石をもうがつと言います。今回、米国側に沖縄県民の意思を明確に伝えたことの意味は決して小さいものではないと思います。あらゆる取り組みの積み重ねがあってこそ物事は前進することを確信し、粘り強く頑張りたいと思います。

では、通告に従って質問をいたします。

1、基地問題。

(1)、知事訪米の成果と課題及び今後の取り組みについて伺います。

(2)、嘉手納ラプコンについて伺います。

ア、平成22年3月31日をもって管制業務が日本側に返還されたことになっておりますが、嘉手納基地あるいは普天間基地の米軍機と那覇空港の民間機の管制業務は具体的にどのようなルールで運用されておりますか。

イ、嘉手納基地を中心に半径約90キロ、高さ約6000メートルに設定されていた嘉手納ラプコンは、今はないという理解でよろしいでしょうか。

(3)、地域安全政策事業について、委託業務の進捗状況と事業の狙いは何か。また、ワシントン駐在員活動事業との違いは何か。

2、企画部関連。

(1)、国からの財政支援について伺います。

一括交付金制度がスタートし、沖縄は通常の国からの財政支援に上乗せして特別に優遇されているとの誤解が国民の一部にあるということを聞いたことがあります。全国比較で沖縄県はどのランクにあるか、実態を示してください。

次に、マイナンバー制度の取り組みについて。

マイナンバー制度について今国会で審議されております。明年1月にスタートされるとしておりますが、まだ成立の見通しは立っておりません。多くの利便性が期待される中で、情報管理の面などリスクも懸念されております。

ア、明年1月実施予定ですが、県と各市町村の進捗状況はどうか。

イ、個人情報保護についての対策はどうか。

ウ、県民への周知についてどのように取り組んでおりますか。

(3)、鉄軌道導入等公共交通について、関係部署の皆さんは鋭意取り組んでおります。導入実現までぜひ頑張ってもらいたいと思います。

ア、鉄軌道を初め公共交通に対する県民の意識啓発や市町村との連携はいかがでしょうか。

イ、本年度中の計画案策定の取り組みの予定でありますか、進捗状況はどうか。

ウ、路線バスの運転手が最近不足してきているとの情報がありますが対策はどうか。

(4)、離島で極端に高額のごみ袋を使用している島があります。把握しているでしょうか。高額のごみ袋購入費の助成のあり方を検討してはいかがでしょうか。

3、観光振興について。

昨年2014年度は、観光客数が716万人を突破し、沖縄観光の好調ぶりを示しました。特に注目されるのは、台湾、韓国、香港、中国本土など、アジアからの観光客の増加が顕著であります。関係者の努力に敬意を表します。一方で課題も多く指摘されております。

ア、本年度の観光誘客について、国内客と外国人の目標を示してください。

イ、アジアからの外国人誘客について、課題と対策を御説明ください。

ウ、那覇空港国際線ターミナルビルの拡充整備が求められております。今後の計画はいかがでしょうか。

エ、観光誘客の戦略として沖縄の海の魅力を活用することは当然考えなければなりません。海洋レジャー振興についての県の計画をお聞かせください。

(2)、アジア経済戦略構想について伺います。

翁長知事は4月に台湾や中国、北京などを訪問し、アジアの国々との交流を展開しました。アジアのダイナミズムを取り入れ、沖縄振興を推進させることは極めて重要な取り組みであります。次年度の施策に反映させるために、ことしの夏までに構想をまとめるものですが、進捗状況はいかがでしょう。

(3)、那覇空港の安全運用について。

去る6月3日、那覇空港において自衛隊機が管制官の指示を無視して民間機の前を横切るという大事故につながりかねないトラブルがありました。飛行機事故は大多数の人命にかかわるだけに看過できない重大な事件であります。那覇空港の運用は既に過密状態になっており、その安全性が懸念されております。第2滑走路ができるまであと四、五年かかることになっております。観光振興を強力に進めている状況で自衛隊機との共用が危険度を高めており、その検討も求められております。

ア、今回のトラブルを踏まえて、再発防止策についてどのように対応しますか。

イ、自衛隊機との共用について、今後、どのように検討しますか。

(4)、航空機整備基地整備事業について、用地確保や費用負担など国と県が合意に達したと報道されております。国家プロジェクトにも相当する事業として位置づけられるほど期待されており、速やかな完成を願うものであります。

ア、自衛隊施設の移転費用について、国交省、防衛省、県の負担割合が決着したと報道されておりますが、どのような内容になったのでしょうか。

イ、運営主体の選定はどのように取り組みますか。

ウ、期待される経済効果や雇用効果はどのように見込んでいるのでしょうか。

(5)、中城湾港の賃貸工場に入居している沖縄県金型技術研究センターで研究開発されているコンバートEV自動車の産業化が大きな期待を集めております。中古車を改造してEV自動車にすることによって民間の整備工場などの新たな仕事創出につながり、雇用効果、経済効果も期待されております。県としてコンバートEV自動車の産業化へ向けて積極的に支援していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、子ども・子育て支援について。

(1)、虐待やネグレクトなどさまざまな理由で心身ともに傷ついた子供たちのための施設として、情緒障害児短期治療施設の早期設置が求められております。県内の子供たちを取り巻く環境は厳しさを増しており、一日も早い完成が待たれております。その進捗状

況を御説明ください。

(2)、待機児童解消の目標年度を平成29年度としておりますが、見通しはどうか。また、そのための保育士の必要数とそしてその確保の見通しはどうか。

(3)、子ども・子育て新制度への移行に伴って5歳児問題が懸念されてきました。幼稚園での延長保育や保育園での受け入れ状況はどうでしょうか。

(4)、放課後児童クラブの公的施設への移行について、実績と今後の見通しはどうか。また、利用料の推移はどうか。対象年齢が6年生まで広がったことによる課題はどうか。

5、障害者支援について。

最近、県外で障害者施設の職員による利用者への虐待問題が報道されました。障害者に対する暴力や暴言など決してあってはならないことであります。障害者はみずからの意思表示ができない。また、家族も施設を出されるのではないかと考えから泣き寝入りする事例もあると聞きます。県内における障害者施設で同様の事例がないか実態と対策についてお伺いいたします。

(2)、子供医療費の自動償還払い方式が各市町村で導入されるようになりました。利用者の皆さんから評価をされております。一方、重度障害児者の医療費については、まだ償還払い方式であります。市町村とも連携の上で自動償還払いにできないか御検討をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

6、土建部関係。

泡瀬埋立事業について進捗状況はどうか。

イ、マリーナ整備について、海洋レジャーの拠点として期待されておりますが、係留予定数や運営方法についてのお考えを御説明ください。

(2)、県営住宅の台風対策として風当たりの厳しい箇所について雨戸の設置が要望されております。検討してはいかがでしょう。

(3)、空き家対策について。

放置された空き家の撤去や活用を促す空き家対策特別措置法が5月26日に完全施行されました。空き家問題は、防災や衛生面、景観など地域に深刻な影響を及ぼすと言われております。全国では総住宅数の13.5%に相当する820万戸に上るとされております。法律の全面施行により市町村の権限が強化されましたが、具体的対応に県としても市町村と連携する必要があるのではないのでしょうか。

ア、県内での空き家の実態はどうでしょうか。

イ、全国では400を超す自治体が条例を制定し対策に乗り出しているようです。県としても空き家対策条

例制定について検討が必要ではないでしょうか。

ウ、空き家対策について市町村との連携はいかがでしょうか。

7、教育政策について。

このたび公職選挙法が改正され、選挙年齢を二十以上から18歳以上に引き下げられました。70年ぶりの改正であります。明年の参院選挙から導入されることとあります。今回の法改正によって、高校在学中に投票に参加する生徒も出てくるかもしれません。その意味で有権者意識の啓発、選挙の意義などについて学校現場での取り組みが必要になるのではないのでしょうか。中立・公平の立場からの取り組みが求められますが、今後の対応をお聞かせください。

(2)、脳脊髄液減少症について、西原町で体育の時間に転倒した子供さんが脳脊髄液減少症を患い、県外の病院で治療を受け続けております。町教育委員会の方針が確定するまで時間がかかり、御本人や家族の皆さん方に対し多大な迷惑、負担をかけました。そこで今後も同様な事件・事故が起こったときのために、県教育庁としても対応方法を考えなければならないと思います。

ア、学校現場での実態調査について伺います。

イ、万一、同様な事件・事故が起こったときのためにルールづくりが必要だと思うのですが、県教育庁として条例制定についていかが考えるのでしょうか。

(3)、給付型奨学金制度の創設時期について御説明ください。

(4)、給付型海外留学支援制度の活用実績と啓蒙の取り組みについて御説明をお願いします。

(5)、生活困窮者世帯支援の無料塾大学等進学支援事業が本年度は那覇市と沖縄市で予定されておりますが、応募状況と昨年度の実績について御説明をお願いします。

(6)、日本語教育の学校教育支援員について、実施状況はどうか。また、市町村からの新たな要望はありますか、その際の判断基準はどのように考えておりますか。

8、農水産業。

(1)、季節に関係なく生産できる野菜工場が注目されておりますが、野菜工場についての評価を伺います。

(2)、モズク養殖振興について。

ア、過去5年間の生産高と価格の推移はどうでしょうか。

イ、モズクの高付加価値化のための研究開発状況はどうでしょうか。

(3)、県内豚肉生産体制について伺います。

(4)、ヤギ肉生産の状況についても伺います。

9、公安委員会。

(1)、DV、ストーカーなどの実態と対応について伺います。

(2)、自転車運転の法令改正が6月1日になされました。

県内での事故の実態はいかがでしょうか。

また、自転車運転の罰則が強化されましたが、安全運転への取り組みはどうでしょうか。

(3)、危険ドラッグの実態と対策はどうでしょうか。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） ただいまの金城勉君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時23分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

午前の金城勉君の質問に対する答弁を願います。

翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 金城勉議員の代表質問にお答えいたします。

まず、基地問題についてに関する御質問の中の、訪米の成果と課題及び今後の取り組みについてお答えをいたします。

今回の訪米では、国務省、国防総省、連邦議会議員及び有識者など19名もの方々に直接面談する機会を得ました。面談を通して、今沖縄が置かれている状況を詳しく正確に伝えることができたことは、大変有意義なことだったと考えております。特にマケイン上院軍事委員長及びリード同副委員長と面談できたこと、マケイン議員側から継続して私と建設的な対話を続けたいとの話をいただいたことは大きな成果だと考えております。今後とも必要に応じて訪米することを検討してまいります。

次に、沖縄振興についてに関する御質問の中の、今年度の観光客数の目標とアジアからの誘客に関する課題と対策についてお答えをいたします。3の(1)のアと3の(1)のイは関連しますので、一括してお答えをいたします。

沖縄県の平成26年度の入域観光客数は、対前年度比59万人増の約717万人で、初の700万人台を記録するとともに、2年連続で過去最高を更新しております。

す。

沖縄県としましては、円安の継続などに伴う国内外の沖縄への旅行需要の高まりに加え、官民一体となった誘客プロモーションを積極的に展開し、観光客の一層の増加に取り組むこととしており、今年度の目標を国内客640万人、外国客120万人、合計で760万人と設定をいたしました。特に、外国人観光客の8割を超えるアジア地域は、大変重要な市場であることから、沖縄県としましては、今後策定するアジア経済戦略構想に基づき、誘客活動に戦略的に取り組むとともに、課題となっているC I Q体制の強化や外国語対応能力の向上、W i - F i 環境の整備など、受け入れ体制を充実させていきたいと考えております。

次に、アジア経済戦略構想の進捗状況についてお答えいたします。

アジア経済戦略構想については、委員会及び作業部会を設置し、精力的に議論を行っているところであります。現在、アジアの活力を取り込む観点から、観光・リゾート産業、情報通信関連産業、国際物流関連産業などのさらなる発展に加え、新たな産業の創出やハード・ソフトインフラの整備、グローバル人材の育成など、重点的に取り組むべき事項について検討が行われております。近々、戦略構想の背景と目的、その方向性や、今後重点的に取り組むべき事項などを整理した素案を取りまとめる予定となっております。その後も、引き続き委員会及び作業部会で検討を続け、戦略の詳細や具体的な施策等について議論を深めるとともに、関係機関・団体等との調整、次年度予算への反映や中長期的に取り組む事項等について調整を進め、年内を目途に成案を取りまとめることとしております。

次に、子ども子育てについてに関する御質問の中の、待機児童解消及び保育士確保の見通しについてお答えをいたします。

今年度から実施されている子ども子育て支援事業支援計画では、毎年6000人程度の定員の確保により、平成29年度末までに約1万8000人の保育の量を拡大し、待機児童を解消することとしております。また、保育士については、必要とする約2300人を確保することとしております。

沖縄県としましては、安心こども基金や待機児童解消支援交付金等の活用により、市町村と連携をし計画の達成に向け取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 基地問題についての御質問の中で、米軍機と那覇空港の民間機の管制業務についてお答えします。

沖縄本島周辺の国土交通省による航空管制業務については、安全上の措置として、那覇空港を離発着する民間機及び自衛隊機と、近接する嘉手納及び普天間飛行場を離発着する米軍機の双方について、それぞれ飛行高度を指定して実施されております。

次に、同じく基地問題についての御質問の中で、嘉手納ラプコンについてお答えします。

米軍が嘉手納飛行場において実施していた沖縄本島上空及び周辺の進入管制業務、通称嘉手納ラプコンは、平成22年3月31日に日本側に移管され、現在は国土交通省大阪航空局那覇空港事務所において管制業務が行われております。

次に、同じく基地問題についての御質問の中で、地域安全政策事業とワシントン駐在員活動事業についてお答えします。

地域安全政策事業は、旅費などの地域安全政策課の運営費と、過重な基地負担の軽減に向けた情報発信を行うための委託料などの事業費で構成されております。同事業における委託料は、基地問題の解決に向けた情報収集及び意見交換のアレンジ、ジョージワシントン大学に設置した沖縄コレクションの環境整備、電子会議システム管理運営などであり、それぞれ業務委託契約を締結し、事業を展開しているところです。一方、ワシントン駐在員活動事業は、ワシントン駐在員に特化した経費として、駐在員の設置に必要な事務所の家賃や電話代、旅費などの運営費と、現地における政策調査を行うための委託料などの事業費となっております。

次に、沖縄振興についての御質問の中で、自衛隊への管制指示誤認識に係る再発防止策についてお答えします。

去る6月11日、航空自衛隊から現時点での再発防止策として、以下のとおり説明がありました。管制指示、管制承認の確実な聴取及び機長、副操縦士による確認、乗組員間の連絡は管制官との交信の前に終了し、管制官との交信と重複しないようにする、操作手順の見直しを行い目視による確認を徹底することとあります。現在、国土交通省運輸安全委員会による調査が行われているところであり、県としては、引き続き情報収集に努めてまいります。

次に、同じく沖縄振興についての御質問の中で、自衛隊機との共用についてお答えします。

多くの離島を抱える本県において、緊急患者空輸や災害救助など、自衛隊は県民の生命財産を守るために大きく貢献しているものと考えております。

県としましては、自衛隊において、県民に不安や影響を与えることがないように、安全管理に万全を期していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 企画部関連の御質問の中の、国からの財政支援についてお答えいたします。

一括交付金制度がスタートした平成24年度の県分・市町村分を合計した国庫支出金と地方交付税交付金の合計額は6833億2000万円、全国17位で、県民1人当たりの額では48万5000円、全国6位となっております。平成25年度の県分・市町村分を合計した国庫支出金と地方交付税交付金の合計額は7330億円、全国14位で、県民1人当たりの額では、51万8000円、全国6位となっております。沖縄県が全国と比較して突出して多いわけではございません。

なお、全国順位については、東日本大震災で被災した岩手県、宮城県、福島県の3県を除いたものとなっております。

次に、マイナンバー制度の進捗状況についてお答えいたします。

県及び市町村では、平成28年1月からのマイナンバーの利用開始に向けて、対象事務手続の見直しや関係条例等の整備、住民基本台帳システムを初めとする関連システムの改修等に取り組んでいるところであります。また、市町村においては、ことし10月からのマイナンバーの住民への通知に向けた準備を進めているところであります。今後とも、県民への周知を図りながら、円滑な制度導入に向け、国及び市町村と連携し準備を進めてまいります。

次に、個人情報保護対策についてお答えいたします。

マイナンバー制度に係る個人情報の保護措置については、制度面及びシステム面からさまざまな安全策が講じられることとなっております。

まず、制度面では、法令で定めるものを除いた個人情報の収集、保管等の禁止、国の第三者機関である特定個人情報保護委員会による監視・監督、故意に個人情報を提供した場合の罰則の強化等の措置がとられることとなっております。また、システム面においては、個人情報は一元管理せず行政機関ごとに分散して管理を行うことや、インターネットとは切り離れた安

全性の高い専用ネットワークの構築、通信データの暗号化、ファイアーウォールの設置によるシステムへの不正アクセス対策などの措置がとられることとなっております。これら二重三重の措置により、マイナンバー制度における個人情報保護対策が図られるものと考えております。

次に、県民への周知についてお答えいたします。

国においては、マイナンバー制度に関する広報について、ことし3月からポスターの制作・掲示に加え、テレビCM、新聞広告、コールセンターの開設など、多様なメディアによる集中的な広報を展開しています。県におきましても、3月からのポスターの掲示や5月には制度内容等に関する情報を県ホームページ内に掲載するなど、制度の周知を図っているところであります。また、各圏域ごとに説明会等を実施することとしております。

県としては、引き続き国及び市町村、関係機関等と連携を図り、県民への周知に取り組んでまいります。

次に、鉄軌道計画策定に当たっての県民や市町村との情報共有・連携についてお答えいたします。

鉄軌道の計画案策定に当たっては、社会面、経済面、環境面等のさまざまな観点から総合的に検討を行う必要があり、県民及び市町村等の理解と協力が不可欠であることから透明性の高い計画策定プロセスが求められております。このため、ニューズレターの配布、県内各地での説明会やパネル展示、県民ニーズ等を把握することを目的とした県民会議を設置し、県民との情報共有を図っているところであります。また、市町村との情報共有やまちづくりの方向性を含めた意見交換のため市町村会議を設置し、市町村と情報共有、連携を図っているところであります。

次に、鉄軌道計画案策定の進捗状況についてお答えいたします。

計画案策定に当たっては、5つのステップに分けて、段階を踏んで検討を行っていくこととしております。昨年10月からステップ1の検討をスタートし、本年1月にステップ2へ移行し、3月から専門家による審議を開始しております。これらの検討状況については、県民へ情報提供し、意見を求めるP I活動を5月10日から1カ月間実施したところであり、今後は、県民から寄せられた意見等を専門家で構成する技術検討委員会及び計画検討委員会に報告し、段階的に検討を進め今年度末までに計画案を策定していきたいと考えております。

次に、路線バスの運転手不足についてお答えいたします。

路線バスの運転手の不足については、バス事業者からの聞き取りによると、賃金待遇のよい観光バス事業への転職が増加しており、路線バス運転手の確保に苦慮していると聞いております。路線バスの安全で安定的な運行確保を図るためには、運転手の確保が重要であることから、県としては、今後バス事業者や国等と意見交換を行い、どのような対応が可能か検討してまいりたいと考えております。

次に、那覇空港国際線旅客ターミナルビルの拡充整備についてお答えいたします。

那覇空港の国内線と国際線を結ぶ際内連結施設整備については、那覇空港ビルディング株式会社が、平成32年3月末の第2滑走路供用開始を見据え、昨年10月から基本計画の策定に着手しております。また、国際線旅客ターミナルビルの拡張については、近年の急激な国際線旅客数の伸びを踏まえ、平成28年11月供用に向けて、ことし7月から国際線旅客ターミナルビルの北側搭乗橋の増設工事に着手することとしております。

県としましては、引き続き那覇空港ビルディング株式会社と連携し、那覇空港の施設拡充整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長 當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 企画部についての中、離島のごみ袋購入費についての御質問にお答えします。

平成24年度に実施したごみの有料化に関するアンケート調査によりますと、41市町村のうち32市町村がごみ袋の有料化を実施しております。この32市町村の標準的な可燃ごみ用のごみ袋45リットルの購入費用につきましては、本島21市町村の平均が1枚当たり26円であるのに対し、離島11市町村の平均は32円となっております。

ごみ袋の有料化については、ごみの分別、減量化の推進などを目的に行われているものであり、各市町村の実情に応じて条例で金額が定められていると認識しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 沖縄振興についての御質問の中で、海洋レジャーの振興についてお答えいたします。

沖縄の海洋資源を活用した海洋レジャーは、海水浴

のみならず、ダイビングやクルージング、フィッシング等多様なメニューが開発され、沖縄を訪れる観光客の約3分の1が体験する代表的な観光メニューとなっております。このため、県では、国際的なダイビング展示会を開催するなど、国内外におけるマリリゾート沖縄の認知度向上に取り組むとともに、フィッシング・トーナメントや、バリアフリーダイビング、サンゴの植えつけ体験等、新たな観光メニューの開発を支援しております。また、観光客が安心して海洋レジャーを楽しめるよう、インストラクターの養成や安全対策強化、外国人観光客の対応に向けた語学研修等に対し支援をするなど引き続き受け入れ体制の強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君） 沖縄振興についての御質問の中の、航空機整備施設の整備に伴う自衛隊施設の移転費用の国と県の負担割合についてお答えいたします。

沖縄県では、21世紀ビジョン基本計画において、臨空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成を図ることとしております。航空機整備基地整備事業は、那覇空港に航空機整備施設を整備することにより、関連産業の集積を促進させ、雇用創出を図ることを目的に取り組んでおります。事業を推進するために必要とされる自衛隊施設の移転補償については、航空機整備施設の建設を実施する沖縄県と駐機場整備を行う国交省とで、それぞれの事業に係る自衛隊施設の面積案分で負担することを軸に調整をしております。なお、防衛省においては、自衛隊施設の機能補償の見直し等により、補償額の軽減に努めることとしております。

次に、航空機整備施設の運営主体となる入居者の選定についてお答えいたします。

航空機整備施設の入居者選考については、平成25年11月に公募を行い、審査を経て、平成26年1月にANAホールディングス株式会社に内定しております。同社では平成27年6月1日に航空機整備事業を行う新会社MROジャパンを那覇市に設立したところであります。新会社においては、沖縄での事業展開を万全なものとするため、航空機を整備する社員に対する訓練を平成27年9月に伊丹空港で開始し、航空機整備施設が完成し次第、拠点を那覇に移して事業を開始する予定となっております。また、ANAホールディングス株式会社は最新の技術を駆使した国産初の

小型ジェット旅客機MR Jの発注元として、開発計画から積極的に参画しており、沖縄を同機材の整備の拠点として位置づけております。さらに、沖縄の地の利を生かして、成長著しいアジアの航空市場への事業拡大を図り、航空機整備の需要を取り込む計画としております。なお、沖縄で事業開始の際には、県内金融機関を含めた複数の企業が新会社へ増資を行うこととしております。

次に、航空機整備基地整備事業の経済効果及び雇用効果についてお答えいたします。

平成25年度に実施した航空機整備戦略調査では、航空機整備施設を整備し、関連産業の集積を図ることによる経済波及効果について、整備開始から10年目に生産額291億円、20年目に621億円、雇用創出効果は10年目に1970人、20年目に4131人としております。また、内定企業においては、新型エンジンが搭載されたMR Jの整備を行うことから、世界最先端の技術が採用された同機体の整備に関する高度なスキルやノウハウ等、質の高い技術系人材が必要とされます。

国立沖縄工業高等専門学校では、航空機整備産業の立地を見据えて、航空技術者プログラムを平成27年4月から開設し、即戦力として活躍できる人材の育成に取り組んでいるところです。さらに、航空機整備施設は、アジアの航空市場に対応した事業展開の拡大も見込まれることから、将来、航空機整備関連産業クラスターの形成が促進され、新たなリーディング産業として経済効果や雇用効果がさらに拡大されるものと期待しております。

次に、コンバートEVの産業化についてお答えいたします。

県では、平成25年度と26年度に島しょ地域型電気自動車開発支援事業を実施し、EV関連の機器整備や車両性能評価技術の研究に関する支援等を行っております。県金型技術研究センターにおいては、モーターやバッテリーの評価技術に関する研究開発支援、強度解析や流体解析などを活用した設計支援を行っております。コンバートEVの開発自体は、一般社団法人ものづくりネットワーク沖縄が県やうるま市の支援を受けながら研究開発を行っており、ことし2月現在で10台の開発実績となっております。

県としては、これらの取り組みにより研究開発された設計や部品加工技術、モーター技術等を生かした金属加工機械や食品機械、環境・エネルギー分野など、本県のものづくり産業の技術力向上につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 4の子ども子育てについての御質問の中で、情緒障害児短期治療施設の設置に向けた進捗状況についてお答えをいたします。

情緒障害児短期治療施設につきましては、施設の設置・管理運営を行う法人の公募に複数法人から応募があり、現在法人候補を選定するための手続を進めているところであります。法人の選定後は、選定された法人や建設予定地の市町村、教育委員会等との調整を進め、平成29年度の開設に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、5歳児問題への対応についてお答えをいたします。

各市町村においては、5歳児の居場所確保のため、保育所の5歳児保育と公立幼稚園の預かり保育の拡充に取り組んでおり、その結果、ことし4月1日における5歳児保育と預かり保育の利用者数は、前年度と比較して約2000人増加したところです。これは、昨年の放課後児童クラブにおける幼稚園児の利用者数1271人を上回っていることから、5歳児の居場所はおおむね確保されたものと考えております。

県としましては、安心子ども基金等を活用した保育所整備を支援するとともに、預かり保育に対する補助や待機児童解消支援基金の活用など、引き続き市町村の取り組みを支援してまいります。

次に、放課後児童クラブの公的施設移行等についてお答えをいたします。

県におきましては、放課後児童クラブの環境改善と利用料の低減のため、平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を活用し、公的施設への移行を支援しているところです。この事業を活用し、平成24年度から平成26年度までの3年間で5カ所が公的施設へ移行しており、今年度は11カ所の助成を予定しております。また、平均利用料につきましては、平成24年度の1万711円から、平成26年度は1万115円に低減しているところです。

対象が6年生まで広がったことによる影響につきましては、今後調査を実施し実態を把握するとともに、その結果を踏まえ、さらなる設置促進に努めてまいります。

次に、5の障害者支援についての御質問の中で、障害者施設での虐待の実態と対策についてお答えをいたします。

平成25年度における障害者福祉施設従事者による

虐待の件数は4件で、被虐待者数は6人となっております。虐待の内容は重複を含め、身体的虐待が2件、性的虐待2件、心理的虐待2件、ネグレクトが1件であります。

県では、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等適切な支援を行うため、通報義務の周知や障害福祉サービス事業所の実地指導、関係者を対象とする研修を実施しているところであります。

次に、重度心身障害児（者）医療費助成事業の自動償還払いについてお答えをいたします。

重度心身障害児（者）医療費助成事業については、自動償還払いを含めた事業のあり方に関し、今年度の早い時期に市町村の意向調査を実施する予定であります。その結果を踏まえ、市町村と意見交換を行い、導入について検討してまいりたいと考えております。

次に、7、教育政策についての御質問の中で、大学等進学促進事業の応募状況と実績についてお答えをいたします。

大学等進学促進事業は、低所得世帯等の高校生の大学等への進学を支援することを目的として、昨年度から実施をしております。本年度の応募状況は、定員40名に対し、6月18日現在で那覇教室28名、沖縄教室13名、合計41名となっております。昨年度の実績につきましては、定員20名に対し、応募のあった21名全員を支援し、そのうち15名が大学に、2名が専門学校に進学しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 土木建築関係についての御質問の中で、泡瀬地区埋立事業の進捗状況についてお答えします。

泡瀬地区埋立事業の平成26年度末の進捗は、国は埋立土量ベースで約51%、県は事業費ベースで約23%となっております。

県としては、今後とも国や沖縄市と連携を図り、人工島周辺の環境にも十分配慮しながら、早期完成に向けて取り組んでまいります。

同じく土木建築関係についての御質問の中で、泡瀬地区のマリーナ整備についてお答えします。

中城湾港（泡瀬地区）埋立事業におけるマリーナ整備につきましては、148隻分の係留施設を整備する計画となっております。港湾施設の管理等については、沖縄市と協定書を締結しており、その中で、マリーナ施設の整備、管理運営方法等について協議することになっております。

同じく土木建築関係についての御質問の中で、県営住宅の雨戸の設置についてお答えします。

県営住宅のガラス戸については、台風時の風圧に耐えられるよう設計・施工されております。しかしながら、台風時等に、飛来物によるガラス戸の破損の報告があることから、過去の被害状況等を確認した上で、飛来物によるガラス破損が発生した箇所等については、雨戸の設置等、適切に対応していきたいと考えております。

同じく土木建築関係についての御質問の中で、県内の空き家実態についてお答えします。

県内の空き家の実態は、総務省の平成25年住宅・土地統計調査によれば、住宅総数60万2800戸に対して、空き家は6万2400戸、空き家率は10.4%と推計されており、全国で2番目に低い状況となっております。

同じく土木建築関係についての御質問の中で、空き家対策条例の制定及び市町村連携についてお答えします。6の(3)のイと6の(3)のウは関連しますので、一括してお答えさせていただきます。

ことし5月26日に空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されました。これまで空き家対策は、各自治体がそれぞれ条例を制定して取り組む必要がありましたが、今後は、本法令に基づき空き家対策を講じることが出来ます。また、同法において、県の役割は市町村への情報提供、技術的な助言、市町村相互間の連絡調整及びその他必要な援助を行うこととなっております。

このようなことから、県としては、今後市町村と空き家対策に必要な情報交換や技術相談を実施するなど連携を図り、空き家対策を促進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは、教育政策についての御質問の中で、18歳選挙権の対応についてお答えいたします。

先進諸国では選挙年齢を18歳以上としている国が9割以上を占めており、今般の改正公職選挙法の成立は、時代の趨勢であると考えております。

県教育委員会としましては、18歳以上となる高校3年生が選挙権を行使することになることから、民主政治や公民権を取り扱う高等学校公民の現代社会と政治・経済を2学年までに履修できるよう、教育課程の見直しを各学校へ促しているところです。また、本県

生徒が政治的関心を高め、民主政治の基盤である選挙に正しく参加できるよう、関係機関と連携して模擬投票や出前授業などの参加・体験型学習を推進するなど、中立・公正な立場から主権者教育のさらなる充実に努めてまいります。

次に、脳脊髄液減少症の実態及び条例制定についてお答えいたします。7(2)アと7(2)イは関連しますので、一括してお答えします。

平成27年2月に実施した脳脊髄液減少症の実態調査によりますと、西原町の1件以外、県内での学校管理下における児童生徒の発症事例はありませんでした。

県教育委員会としましては、引き続き学校事故の未然防止や事故後の適切な対応について周知徹底を図るとともに、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度における対象範囲の拡大や給付金の増額等について、全国都道府県教育長協議会等を通して、国へ要望してまいります。なお、条例制定につきましては、保険適用に関する国の動向や他県の状況等も踏まえ、関係部局等と連携し研究してまいりたいと考えております。

次に、給付型奨学金制度についてお答えいたします。

県教育委員会では、能力があるにもかかわらず、経済的理由により、県外大学への進学が困難な学生を対象に、給付型奨学金制度の創設に向けて、関係部局と調整を行っているところであります。

県教育委員会としましては、平成28年度には奨学生を募集できるよう、鋭意、取り組んでまいります。

次に、給付型海外留学支援制度についてお答えいたします。

給付型海外留学支援制度は、日本学生支援機構が実施している事業で、国内の大学と海外の高等教育機関との間の派遣プログラムに参加する学生等を対象に、留学期間中、奨学金を給付するものであります。同制度の周知については、日本学生支援機構がホームページに事業内容等を掲載するとともに、関係機関へポスターやリーフレット等募集案内を送付しており、平成26年度における沖縄県内の採用人数は77人とのことであります。

県教育委員会では、国際社会に対応したグローバル教育の推進に努めており、今後県立学校校長会や大学との連絡協議会等において、同制度の周知に努めてまいります。

次に、日本語指導教員についてお答えいたします。

日本語指導教員の配置につきましては、毎年国から

の加配定数で対応しており、平成27年度は8校8名の配置となっております。配置に際しては、日本語指導が必要な児童生徒数や指導の継続性等を考慮して配置しているところです。現在、市町村教育委員会から県教育委員会への要望等は特にありませんが、今後日本語指導に係る加配等の要望があれば、学校の実情等を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島田 勉君登壇〕

○農林水産部長（島田 勉君） それでは、農水産業についての御質問の中で、野菜工場の可能性についてお答えいたします。

本県における夏場の野菜生産は、高温及び台風の襲来により不安定であり、特に葉野菜類は、安定的な供給が厳しい状況にあります。そのため、葉野菜類を計画的・安定的に供給できる野菜工場の活用が期待されています。

県では、平成24年度から26年度にかけて、沖縄型植物工場実証事業において、低コスト沖縄型植物工場の実証及び導入品目や栽培技術などの検証に取り組んでまいりました。その結果、県内における野菜工場の課題として、1、夏場の葉野菜の収穫回数増加による収益性の向上、2、冬場の市場の需要に対応した多品種・少量生産への展開、3、機能性等、特徴のある野菜生産と販路の確立、4、施設の整備コストやランニングコストの低減などが明らかとなりました。

県としましては、野菜工場の活用について、本事業の実証結果を踏まえつつ、生産農家段階における生産や流通・販売及び通年での経営収支等を総合的に検討してまいります。

同じく農水産業についての御質問の中で、モズクの生産高と価格の推移についてお答えいたします。

沖縄県産水産物の中で最も生産量が多いモズクについては、平成22年以降の5年間で約8000トンから2万トン、生産額は、約8億円から28億円で推移しております。また、価格については、キロ当たり100円から135円で推移しております。特に平成26年は、生産量が2万500トン、生産額は約28億円と、この5年間で最高の生産実績となっております。

県としましては、今後とも消費拡大や新たな加工品開発など、モズク養殖の振興に積極的に取り組んでまいります。

同じく農水産業についての御質問の中で、モズクの研究開発についてお答えいたします。

県では水産海洋技術センターにおいて、本県の特産

品であるオキナワモズクの付加価値向上と消費拡大のため、フコイダンやフコキサンチンなどの機能性成分に着目した品種育成と加工技術開発の研究事業を行っています。これまでの研究成果では、県内各地から生産性の高い優良株を選抜し、養殖試験を実施しているところです。また、遺伝子解析により、機能性成分の高い優良株の効率的な育種技術や優良株を選抜する品種判別技術に取り組んでいるところであります。さらに、加工技術については、機能性成分フコキサンチンを維持する保存技術の改良や、新たな機能性成分フロタンニンの抽出を行うことができたところです。

県としましては、引き続きモズクの生産振興を図るため、付加価値向上に向けた研究開発に取り組んでまいります。

同じく農水産業についての御質問の中で、県内豚肉生産体制と強化対策についてお答えいたします。

豚肉については、全国的にも屠畜頭数の減少に伴い不足していることから、平成25年5月より価格の高騰が続いております。県内における豚の屠畜頭数も減少傾向にあり、平成26年度は31万1000頭と前年に比べて2万2000頭減少しております。

県内の豚肉消費量に占める県産の割合を、総務省の家計調査及び住民基本台帳により推定したところ、平成26年度は約53%と3年前に比べて5%減少しております。このため県では、沖縄振興特別推進交付金や沖縄食肉価格安定等特別対策事業などを活用して、1、養豚施設等の生産基盤整備、2、豚の改良に対する支援、3、豚の生産性向上に対する支援、4、養豚専門の獣医師育成などを実施し、豚肉の安定供給に向けて生産体制の強化を図っております。

県としましては、今後とも養豚生産体制の強化に取り組み、畜産業の発展に努めてまいります。

同じく農水産業についての御質問の中で、県内ヤギ肉生産の現状と取り組みについてお答えいたします。

ヤギの飼養頭数は、これまで減少傾向で推移しておりましたが、平成26年12月末の調査では8855頭となり、前年と比較して1082頭、率にして13%の増加となっております。また、平成26年度のヤギの屠畜頭数は2412頭、重量は63トンであり、前年と比較して2トンの増加となっております。

県においては、今後とも沖縄振興特別推進交付金を活用した、おきなわ山羊生産振興対策事業により、1、増頭に有効な繁殖技術の研究開発、2、経営モデル及び経営指標の作成、3、優良ヤギ普及のための導入支援などの事業を実施し、飼養頭数、肉質及び肉量の向上を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君） 公安関係の御質問の中で、DV、ストーカー事案への対応についてお答えいたします。

県警察へのDV事案の相談件数は、平成24年中が558件、平成25年中が656件、平成26年中が715件となっております。また、DV事案に絡む保護命令違反や傷害暴行等での検挙件数につきましては、平成24年中が94件、平成25年中が101件、平成26年中が98件となっております。

DV被害者への対応についてですが、警察本部や各警察署において相談を受理した際には、被害者の生命、身体の保護を最優先に積極的な被害申告を促すとともに、DV防止法に基づく保護命令制度の教示、緊急避難施設等関係機関の教示、DV防止法に関するリーフレットの配布など、適切に対応しているところであります。

次に、ストーカー事案の相談件数は、平成24年中が88件、平成25年中が155件、平成26年中が144件となっております。また、ストーカー事案に絡むストーカー規制法違反や住居侵入、脅迫等での検挙件数につきましては、平成24年中が20件、平成25年中が30件、平成26年中が22件となっております。

ストーカー被害者への対応については、警察本部や各警察署において相談を受理した際には、この種事案は事態が急展開して重大事件に発展する可能性を内在していることを念頭に、被害者の生命、身体の保護を最優先に積極的な被害申告を促すとともに、ストーカー規制法に基づく警告、緊急避難施設等関係機関の教示、ストーカー対策に関するリーフレットの配布など、適切に対応しているところであります。

次に、自転車に関連する人身事故の発生状況と道路交通法の改正を受けた取り組みについてお答えいたします。

沖縄県内における自転車に関連した人身事故の発生状況につきましては、平成26年中は400件で、全人身事故6242件に占める構成率は6.4%、自転車乗車中の死者数は1名で、全死者数36名に占める構成率は2.8%となっており、いずれの構成率も全国で2番目に低くなっております。また、本年5月末現在では、自転車に関連した人身事故は158件で、全人身事故2235件に占める構成率は7.1%となっており、自転車関連の死亡事故の発生はありません。道路交通法の改正により、悪質な自転車運転者を対象とした講習制度

が本年6月1日から施行されたことを踏まえまして、県警察といたしましては、本制度の周知を図るとともに、引き続き街頭指導や安全教育などの取り組みを通じて、自転車に関連する事故の防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） それでは、公安委員会についての御質問の中で、危険ドラッグの実態と対策についてお答えいたします。

沖縄県内の危険ドラッグを販売していると疑われる店舗の数は、平成24年には24店舗ありましたが、県警や沖縄麻薬取締支所等関係機関と連携し、店舗への合同立入検査などさまざまな対策を講じてきた結果、現在はゼロとなっています。また、危険ドラッグが原因と疑われる救急搬送件数につきましても、平成26年は33件ありましたが、平成27年は6月時点で報告ありません。

危険ドラッグ対策については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正により、販売等停止命令の拡充、広告中止命令の創設など取り締まりが強化されたことから、今後、新店舗が開店することはないものと考えられますが、引き続き監視の手を緩めることなく対応してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 では、再質問をさせていただきます。

国からの財政支援については、一括交付金がスタートして後も特別に沖縄だけが優遇されているという数字にはなっていないようであります。このことを企画部長、確認しますけれども、この高率補助と言われるかさ上げ分も含めてもそういう実態でしょうか。確認します。

もう一つ、環境部長、離島でのごみ袋の件ですけれども、竹富町では1枚60円になっているんですね。本島の平均で26円ということですから、2倍以上のそういう処理費用になっていると。離島を多く抱えているというそういうことがこの数字になっているんですけれども、県としてはやはり離島の定住条件のそういう支援ということは数々事業としてやっておりますので、このことをやはり一括交付金などを活用しながら、その地域住民の要望に応えるというそういう対策はとれないでしょうか。もう一度お願いをいたしま

す。

福祉部長、情緒障害児短期治療施設、ようやく公募により選定作業が今とり行われている真っ最中ということですから、一日も早くこれは実施できるように、これは要望としてお願いをしておきたいと思います。

そして、待機児童解消の件についてですけれども、保育ママ制度があるんですけれども、沖縄においては認可外の施設が多いということを活用して、この保育ママ制度を認可外に適用してその待機児童対策に当てるといふそういう考えは検討できないでしょうか。

最後に、脳脊髄液減少症の件ですけれども、教育長、ぜひこの事が起こってからでは遅いかと思いますので、いろいろと研究をされた上で条例制定、やはりルールづくりというのは非常に重要かと思います。西原町もルールがないためにこの被害者が非常に苦しんだとそういう経過がありますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時17分休憩

午後2時18分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 金城勉議員の再質問にお答えいたします。

御質問の趣旨は、私が先ほど答弁いたしました国からの財政支援、この中にはいわゆるかさ上げ分、高率補助も含まれているかという趣旨の御質問ですが、国庫支出金の中には一括交付金それと高率補助含まれてございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長 當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 離島の定住条件の整備のためにごみ袋の補助ができないかという御質問だったかと思います。

先ほども申し上げたように、ごみ袋の有料化につきましては、ごみの分別や減量化の推進等を目的に行われておりまして、各市町村の実情に応じて定められているということであります。

竹富町が1袋当たり60円というのは承知しているところでありますが、竹富町につきましては、平成22年の9月からごみの有料化を始めております。その前後の状況を見ますと、例えば有料化前のごみの処理の状況、この3年間の平均をしますと有料化前はご

みが約585グラム、1人当たり出ておりました。それからごみ有料化以降の3年間の平均を見ますと、1人当たり1日で約433グラムということで、有料化後は約21%の削減、ごみが削減されているという状況がございますので、ごみの有料化についても一定の効果があると考えております。ただこれについては、今後の減量化の状況も見ながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 金城議員の再質問にお答えをいたします。

待機児童解消のために保育ママ制度を認可外保育施設へ適用できないかというような再質問でございました。

保育ママ制度につきましては、待機児童解消の有効な手段の一つであるというふうに考えております。その担い手としてやはり認可外保育施設からの移行も想定されておりますので、今後市町村と連携してその移行につきましても取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） 脳脊髄液減少症に関する再質問にお答えいたします。

現在関係団体等が脳脊髄液減少症の保険適用に向けて国へ要請するなど取り組んでいると聞いております。また、ブラッドパッチ療法も来年度以降に保険適用することが決まりそうだという情報も入っております。それから他県では、3都県の3つの市で同症状に関する補助等の条例を設定していることを確認しておりますけれども、その後の利用状況がないなど、また県としての条例設置がないなど研究する要素も多いものと考えているところです。

県教育委員会としましては、今後とも国の動向等を踏まえ、条例制定の必要性も含めて研究してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 こんにちは。

日本共産党県議団の代表質問を行います。

ことは戦後70年の節目の年に当たります。安倍総理は「戦後レジームからの脱却」を叫び、戦前の政治体制への復活をもくろみ、戦争法案の成立を力づく

で推し進めています。これに対して国会では野党が結束し、力を合わせてこれに立ち向かっています。

国民の間でも戦争法案に反対する運動が大きく燃え広がっています。特徴的なことは、学者・文化人や若者の中で勇気ある行動が大きく取り組まれてきていることです。漫両家のちばてつやさんは、赤旗新聞に「なんか変だなと思っているうちに大きな渦に巻き込まれ、後戻りできなくなるのが戦争。もう今、非常に危険な渦の中に入りかけている気がします。絶対に絶対に戦争しないと定めた日本の憲法は素晴らしいものです。国民が納得もしていないのに、たまたま権力をもっている人が変えるなんて、絶対やめてほしい。」とメッセージを寄せています。このように国民各層で新しい立ち上がりがつくられてきています。一方、殺し、殺される国に進んでいる状況で、自衛隊の中にも動揺が広がっています。自衛隊を辞職する人もふえていくようです。

この戦争法案の審議の中で、辺野古の新基地建設が戦争遂行の重要なかなめ石にされる危険性が改めて浮き彫りになってきています。辺野古の新基地を戦争の拠点にし、戦争法で若者を戦争に送るという事態が進行しています。この沖縄からこそ戦争への道を絶対に許さない闘いを全国に広げていくことが極めて重要になってきています。そのために沖縄県民は何としても辺野古への新基地建設を阻止していかなければなりません。

そこで質問します。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、知事訪米についての総括と自己評価を伺います。

自民党政府や菅官房長官は「成果なし」、「翁長雄志知事は辺野古移設が唯一の解決策だ」という事を認識して帰ってくるのではないかと酷評し、「本土での辺野古反対の盛り上がりも、政権批判の世論も長続きしない。もってあと半年だ」と国民の辺野古新基地建設反対の闘いを侮っています。これは米軍基地建設のためには県民の犠牲は当然であるとする屈辱的な態度で、沖縄を捨て石にする作戦であり、絶対に許してはなりません。この間の翁長知事の日米両政府の圧力にも屈せず堂々と県民の意思を内外に明確に発信してきた態度は大変すばらしかったと思います。高く評価します。日米両政府の壁はどんなに厚かろうが、県民を先頭とする国民の闘いで必ず打ち破ることが出来ます。新基地建設反対、憲法9条を守れ、戦争する国づくりを許さないという国民の運動が大きく合流し、大河となって日本の歴史を確実に突き動かしています。

この流れはもう誰も決してせきとめることはできません。このことに確信を強めて知事には引き続き頑張っていただきたいと思います。決意を伺います。

この知事の勇氣ある態度は、とりわけ沖縄コンプレックスを抱えて生き抜いてきた私ども中高年の方々に励まし、勇氣づけるものになっています。ケビン・メア元総領事の県民を侮辱した発言や、前知事の辺野古の違法な埋立承認をした後のいい正月を迎えられそうなどの発言が大きく県民の心を傷つけてきました。今回の翁長知事の勇氣ある行動がそれを払拭し、沖縄県民としての誇りを取り戻す大きな力になったと思います。

そこで御所見を伺います。

知事がこれまでとってきた新基地建設を許さない立場での、基地の形成過程を歴史的に明らかにして県民の苦渋を日米両政府に訴えたことは、大変意義があり説得力があったと評価します。一方で沖縄の基地問題の原点をもっと強調すべきではないかと考えます。なぜ県民は米軍基地を拒否するのかということを人権問題に光を当てて、最重要課題として位置づけて解明すべきではないかと考えます。基地あるがゆえの県民の被害、レイプされ、殺され、ごみ捨て場に捨てられた人たちの怨念が成仏できずにさまよっているのではないかと考えると胸が痛みます。何とかしたいものです。この立場を大きく打ち出すことが、新基地建設を許さない闘いの核心にすべきではないかと考えます。知事の所見を伺います。

私は、この問題を警察など公的機関さえ情報収集が不十分な状況にあることに注目して、戦後から今日までの米軍人関係の犯罪について資料を集めるなど調査をしています。困難な状況にあります。どうしても行政の力で、プロジェクトチームをつくるなどして特別の対策が必要だと考えます。ここに天願さんという元県庁職員がまとめた「占領米軍兵士の犯罪」という本を県議会図書室から借りてまいりました。天願さんは公的な機関で明らかにされている資料を集め、小まめに聞き取り調査をしてまとめ上げた貴重なものになっています。その内容は強姦などの女性がターゲットにされた事件が8割以上に及び、本当に胸が痛みます。絶対に許されない事件がたくさんあります。この米兵犯罪の犠牲になった方々のためにも、本格的な実態調査に取り組むべきだと思います。知事の所見を伺います。

戦後70年、沖縄における米軍人関係者の犯罪の実態と処罰の状況はどうなっているか。

沖縄県民が基地あるがゆえに県民の人権は奪われ、

虫けらのように殺されているのに、辺野古移設が唯一の解決策だと主張するのは政治的にも道徳的にも墮落だと考えますが、御所見を伺います。

沖縄県議会が米軍関係の犯罪、事件・事故について、復帰して今日までの決議、意見書の議決の実態はどうなっているか、明らかにしてください。

次、米軍基地の実態について。

空軍、海軍、それから陸域の米軍支配の状況はどうなっているか。それが沖縄経済に与えている実態を掌握しているか。

(6)、海兵隊の任務と正体について説明を求めます。沖縄県民を守っているのか。

埋立承認の撤回・取り消し問題、辺野古新基地建設を阻止する今後の闘いについて。

嘉手納以南の問題について。

那覇軍港移設問題について。知事の方針を御説明いただきたいと思います。

知花弾薬庫に対する取り組みについて。

オスプレイの配備撤去の取り組みについて。

高江ヘリパッド建設反対の取り組みについて。

憲法9条を守り、戦争法案を絶対に許してはなりません。沖縄の米軍基地がかなめ石の役割を果たすことになり、戦場に駆り出されかねません。絶対に阻止すべきです。

教育問題について。

学力向上の取り組みの検証について。

これまで私は1990年ごろからずっと学力向上推進運動について批判的見解を述べてきましたが、学力全国最下位から抜け出したというものの、本当の意味での学力がついたかどうかというのは疑問がありますので、これは教育庁がしっかり県民に説明してほしいと思います。

それから、泡瀬干潟のラムサール条約への登録に向けての取り組みについて。

沖縄市サッカー場からの枯れ葉剤・ダイオキシンの検出問題について。

それから、沖縄市ごみ山からの浸出水・地下水の汚染水対策についてはどうなっているか御説明をいただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 嘉陽宗儀議員の代表質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、辺野古新基地をつくらせない決意についてお答えをいたします。

私は、多くの県民の負託を受けた知事として、今後も県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないと公約実現に向け取り組んでまいります。

次に、辺野古新基地建設の阻止についてお答えをいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認に関しては、法律的な瑕疵の有無を検証する第三者委員会において検証作業が行われているところであります。その報告も踏まえ、埋立承認の取り消しまたは撤回について検討してまいります。

私は、多くの県民の負託を受けた知事として、今後も県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないと公約実現に向け取り組んでまいります。

次に、泡瀬干潟のラムサール条約への登録に向けての取り組みについてに関する御質問の中の、ラムサール条約登録への取り組みについてお答えをいたします。

泡瀬干潟がラムサール条約に登録されることは、国際的に重要な湿地として認められ、湿地の保全・再生や交流・学習が促進されるなど、意義のあることと考えております。ラムサール条約への登録は、湿地の重要性の国際基準への該当と国による鳥獣保護区の指定、地元住民などの登録への賛意の3つの条件が必要です。国においては、泡瀬干潟について、シギ・チドリの飛来状況のモニタリングを続け、地元の意向を十分注視しながら将来的に登録地としての可能性を検討するとしております。

沖縄県としては、ラムサール条約への登録に必要な鳥獣保護区の指定に向け、地元自治体への働きかけを始めており、来年度策定する第12次鳥獣保護管理事業計画への位置づけを目的に合意形成に努めてまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、県民の誇りを取り戻す力についてお答えします。

知事は、21世紀はイデオロギーを乗り越えた、県民本位、県民の心に寄り添った政治が必要であると考えております。未来を担う子や孫のために誇りある豊かさをつくり上げ、引き継いでいくことが重要であると考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、人権問題を辺野古新基地建設問題の核心とすることについてお答えします。

戦後70年を経た今もなお、国土面積の約0.6%である沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約74%に及ぶ広大な米軍基地が存在し、これら米軍の運用は、騒音を初め地域住民にさまざまな影響を与えております。沖縄の基地問題が現状のまま放置されることはあってはならず、日米両政府は全力を挙げて沖縄の基地負担軽減に努めるべきであります。

県は、辺野古に新基地はつくらせないということを県政運営の柱にし、普天間飛行場の県外移設を求めてまいります。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、米軍人等の犯罪に関する調査についてお答えします。

戦後から復帰前までの米軍構成員等による犯罪については、正確な記録が残されていないことから、実態を把握することは困難であります。しかしながら、さまざまな文献などにより、復帰前、県民にとって悲惨な事件が数多くあったことは明らかであり、どのようなことができるのか検討してまいりたいと考えております。

次に、知事の政治姿勢についての御質問の中で、戦後70年における米軍人等の犯罪の実態と処罰の状況についてお答えします。

米軍構成員等による犯罪のうち、戦後から復帰前までについては先ほど答弁したとおり、正確な記録が残されていないことから、実態を把握することは困難であります。また、復帰後、平成26年末までの米軍人・軍属及びその家族による刑法犯検挙数については、沖縄県警察の公表資料によりますと、5862件、5773人となっております。さらに、復帰後、平成26年末までの米軍人等による犯罪の処罰の状況について那覇地方検察庁に照会したところ、統計がなく回答が困難とのことであります。なお、那覇地方検察庁管内における米軍人等の平成20年から平成26年の間の起訴人員数は1184人との回答がありました。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、辺野古移設が唯一の解決策とする主張についてという趣旨の御質問にお答えします。

戦後70年間、過重な基地負担を背負う沖縄が、危険性除去のためとはいえ、代替施設を考えなければならないというのは、大変理不尽であると考えております。政府においては安全保障の負担は全国で担うべきとの認識のもと、普天間飛行場の早期返還に取り組ん

でいただきたいと考えております。

次に、知事の政治姿勢についての御質問の中で、県議会による米軍関係の事件・事故に係る意見書・決議の実態についてお答えします。

沖縄県議会事務局によりますと、復帰後から平成27年第1回議会までの米軍関係事件・事故に係る意見書は102件、決議は105件、合計207件とのことであります。

次に、知事の政治姿勢についての御質問の中で、陸空水域の米軍の使用実態及び沖縄経済への影響についてお答えします。1の(5)のアと1の(5)のイは関連しますので一括してお答えします。

平成26年3月末時点での沖縄県土における米軍専用施設の面積は、約2万2729ヘクタールとなっており、全国に占める本県の比率は、約74%となっております。また、本県及びその周辺には米軍の訓練水域が28カ所、5万4940平方キロメートル、訓練空域が20カ所、9万5415平方キロメートル設定されております。

広大な米軍基地や制限水域・空域の存在は、産業の振興、交通体系の整備、計画的なまちづくりなど社会経済活動への制約に加え、航空機等による騒音、演習等に伴う環境被害や、米軍人等による事件・事故など、県民生活へさまざまな影響を及ぼしております。

次に、知事の政治姿勢についての御質問の中で、海兵隊の任務等についてお答えします。

防衛省は、平成23年に発行した「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」のパンフレットにおいて、海兵隊は初動対応部隊として重要な役割を担っており、広範な任務を有しているとの見解を示しております。

在沖海兵隊につきまして、県は、同パンフレットについて2度の質問を行い回答を得ておりますが、海兵隊の役割について政府の説明は十分ではなく、政府はさらに丁寧な説明を行うべきであると考えております。

県としましては、沖縄に米軍基地が集中し、騒音や事件・事故の発生等、県民は過重な基地負担を背負い続けており、県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られなければならないと考えております。

次に、知事の政治姿勢についての御質問の中で、那覇港移設問題に対する取り組みについてお答えします。

県としましては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えております。これまで、移設協議会が23回開催され、国、県、那覇市、浦添市、那覇港管

理組合が連携し、移設の実現に向け、代替施設の位置や形状、港湾計画との関連等について協議を進めてきたところであります。

県としましては、これまでの経緯を踏まえつつ、協議会の枠組みの中で進めることが現実的と考えております。

次に、知事の政治姿勢についての御質問の中で、嘉手納弾薬庫知花地区の進捗状況についてお答えします。

嘉手納弾薬庫知花地区につきましては、平成27年1月、日米合同委員会で同地区のマスタートランが合意されております。沖縄防衛局は、米側から示された移設計画の概要について、平成26年9月12日に移設先の地元である沖縄市、11月から12月にかけて関係行政区及び地主会などに対し説明を行ったとのことであり、今後も地元の理解が得られるよう引き続き統合計画の実施について丁寧に説明する等、一日も早い嘉手納以南の土地の返還が実現するよう取り組んでいくとのことであります。

同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、オスプレイ配備撤去についてお答えします。

県は、ハワイで発生したオスプレイの事故について、去る5月19日、沖縄防衛局に対し、オスプレイの配備撤回及び事故原因が究明されるまでオスプレイの飛行中止を求めています。

県としては、建白書の精神に基づき、オスプレイの配備に反対であり、今後ともあらゆる機会を通じ日米両政府に対してオスプレイの配備撤回を求めてまいります。

次に、知事の政治姿勢についての御質問の中で、高江ヘリパッド建設についてお答えします。

北部訓練場の過半の返還について、県はSACO合意事案を着実に実施することが本県の基地の整理縮小及び地元の振興につながることから、その実現を求めているものであります。その条件とされている6カ所のヘリ着陸帯の移設については、当該地域の自然環境や地域住民の生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。

オスプレイについては、日米両政府に対して配備撤回を求めてまいります。今後、地元の意見も伺いつつ、検討してまいりたいと考えております。

次に、知事の政治姿勢についての御質問の中で、憲法9条保持と安全保障関連法案阻止についてお答えします。

安全保障関連法案については、集団的自衛権の行使を含む具体的な議論が国会で行われており、さまざま

な意見があるものと承知しております。在日米軍専用施設面積の約74%が集中し、過重な基地負担を抱えている沖縄県としては、我が国の安全保障政策の変更には重大な関心を持っており、政府は、国政の場などで十分に議論した上で、その影響も含めて国民に丁寧に説明すべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは教育問題の御質問で、学力向上の取り組みの検証についてお答えいたします。

児童生徒の確かな学力を保证するため、教師が児童生徒一人一人と向き合い、学習の定着を図る取り組みを徹底することは非常に重要なことです。こうした取り組みにより、昨年度の全国学力調査において小学校における躍進につながったものと考えております。また、学習意欲を問う設問においても、小中いずれも全国平均を上回っており、本県の児童生徒の学力は着実に向上しているものと捉えております。

県教育委員会としましては、今後とも、知・徳・体のバランスを重視し、児童生徒の可能性を伸ばす教育活動を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長 當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 沖縄市サッカー場に係る調査結果等についての御質問にお答えします。

沖縄市サッカー場については、現在沖縄防衛局による調査が継続しているところであります。沖縄市、沖縄防衛局は、これまでに発見されたドラム缶の付着物及び底面土壌等を分析し、結果を公表しております。分析結果では、一部の検体から枯れ葉剤の成分と同じ物質が検出されていることから、枯れ葉剤が存在していた可能性はあるものの、確証は得られておりません。当該ドラム缶等は地中にあったことと、サッカー場の表層土壌中のダイオキシン類濃度は環境基準値以下であることから、サッカー場の利用者の健康に影響はないと考えております。また、掘り出されたドラム缶の付着物及び底面土壌は、サッカー場敷地内に設置されたコンテナ内で適切に保管されていること、底面土壌以外の掘削土壌はブルーシートで被覆、養生されていること等から、サッカー場での作業従事者等の健康や周辺環境へ直ちに影響を及ぼすものではないと認識しております。

次に、沖縄市ごみ山の地下水対策についての御質問

にお答えします。

県では、処分場周辺地下水の水質検査でヒ素等が環境基準値を超過した原因について、最終処分場の可能性が極めて高いとし、平成26年1月29日に事業者に対して、地下水対策を初め生活環境の保全上必要な措置を講ずるよう改善命令を行ったところです。事業者は、最終処分場内の雨水が可能な限り地下に浸透しないよう、シートによる被覆や覆土によるキャッピングを行っております。また、浸出水の地下水への拡散を防止するため、最終処分場下流域にバリア井戸を設置し、地下水のくみ上げを行い水処理施設で処理しております。

事業者が行った本年4月の調査では、ほとんどの物質が減少傾向にありますが、県としましては、引き続きモニタリングを実施し、専門家の意見も聞きながら、地下水対策の効果について検証することとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 御答弁ありがとうございます。

幾つか再質問をさせてもらいたいと思います。

1つは、こだわりますけれども、この辺野古新基地建設を絶対阻止するということを考えた場合に、政府もアメリカも普天間の危険性の除去のためには辺野古への移設が唯一だと。要するに辺野古移設論だけしか言わない。しかし、知事含めて沖縄県民が辺野古は絶対だめだと言ってもなお押しつけてくる。これ絶対許さない。そのためにはどうするかと。私はその立場にこだわってこの問題を提起しているんです。

普天間基地が本当に沖縄の平和のために頑張ってきたかと言えばそうではないのははっきりしています。これが問題になったときにも、普天間基地が辺野古に移った場合に、普天間の痛みは辺野古の痛み、これは移設では解決しない、切除すべきだということで私はかなり主張してまいりましたけれども、ところが向こうにつくられる基地の機能を考えたら、アメリカはそこ以外にないというのをずっと1960年代から持っているんです。だからそこ以外は考えられない。それで私どもが嫌だと言っても押しつけてくる以上は、沖縄県民のためにならない、沖縄県民の人権を侵す、そういう恐ろしい施設だと、恐ろしい軍隊だということをクローズアップしてやはり突き出していくと。こんなに沖縄県民を苦しめる基地を、なぜ辺野古以外にないという立場をとるのかということを、ぜひ今の主張を突き崩すためにその態度をとってほしいと思うんで

す。

先ほど公室長は、適切な資料がありませんという御答弁でしたけれども、私もいろいろ調べてみましたが、例えば対米請求権の補償要求で多くの人々が聞き取り調査をしてまとめられています、資料に。それから各自治会とも、公的なところに記録されてないけれども、自分の部落の中にどういう人がどういう被害に遭ったというのをかなり克明に持っているんですよ。これは、先ほど紹介しました天願さんも努力したようなんですけれども、個人の力じゃもう無理だと。そういう意味では、本格的に沖縄の戦後の植民地的支配の実態を明らかにするためにも、改めて知恵を出してどうすればいいのかということ、難しいですというのはこれははっきりしていますよ。これ、プライバシーの問題もあってなかなか言わないけれども、口をつぐんでいるけれども、それでも今の事態を打開するためにはこれはどうしても必要だと思いますので、ぜひ知事含めてプロジェクトチームで改めて沖縄県民がどんなひどい目に遭ったかということについては明らかにしてほしいと思うんですよ。本当に殺されて、ごみ袋に入れてごみ捨て場に捨てられると。こんなことが1件や2件じゃないんですよ。金武では、ベトナムのときに帰ってきた米兵が酒を飲んで女性にレイプをして、それだけならまだしも今度はブロックで顔をたたき割った、こういう事件もありました。そういう沖縄県民が本当にひどい目に遭わされているのに、辺野古しありませんというのは絶対に許されない。これは文字どおり、沖縄県民総力を挙げて立ち向かって頑張っていくべきだと考えていますので、知事の改めての決意をお伺いします。

それからごみ山の問題で、この前、私説明会に行ってきましたけれども、その説明会の会場でその地下水の汚染の資料も全部もらいました。恐ろしいじゃないですか、これ。明らかにせよと言ったら風評被害があるのでこれは明らかにしないということで2月議会でも、私これはできませんでしたが、改めて説明会を受けて事の深刻な事態というのは痛感しました。

説明会の中で、今後の地下水対策の調査の仕方についてもいろいろ説明していましたが、あの公共関与の最終処分場で地下水を調査するやり方、これはバリア井戸による対策云々という説明がありましたけれども、バリア井戸による汚染水の対策は全国的にもどこもないんです、調べてみたら。沖縄もこれまでやってきたけれどもできなかった。それで改めてやはり、あれ中国なんかヒ素で中毒死たくさん出ていますから、沖縄県民の健康を守るためにもぜひしっかり部長頑張ってください。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） ただいまの嘉陽議員の御質問にお答えしたいと思います。

戦後の悲惨な事件・事故を調べるためにプロジェクトチームをつくったらどうかという御質問でございました。

私どももなかなか文献などをいろいろ当たっているんですけれども、かなり難しい問題ではございますが、いろんな方々のお知恵をかりながらどんなことからできるのか研究してみたいと思います。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長 當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 嘉陽議員の御鞭撻にお応えしまして、しっかり精進するよう頑張りたいと思います。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、6月29日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時1分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 具 志 堅 徹

会議録署名議員 當 間 盛 夫

平成 27 年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 4 号）

平成27年 6 月29日（月曜日）午前10時 2 分開議

議 事 日 程 第 4 号

平成27年 6 月29日（月曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 乙第 1 号議案から乙第17号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 乙第 1 号議案から乙第17号議案まで

乙第 1 号議案 沖縄県税条例等の一部を改正する条例

乙第 2 号議案 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

乙第 3 号議案 沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例

乙第 4 号議案 沖縄県青少年保護育成審議会設置条例

乙第 5 号議案 沖縄県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例

乙第 6 号議案 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例

乙第 7 号議案 沖縄県いじめ防止対策審議会設置条例

乙第 8 号議案 工事請負契約について

乙第 9 号議案 売買代金請求事件の和解等について

乙第10号議案 運転免許の取得可能年月日の誤通知により生じた損害の賠償に関する和解等について

乙第11号議案 初心運転者講習通知書の誤送付により生じた損害の賠償に関する和解等について

乙第12号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について

乙第13号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について

乙第14号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について

乙第15号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

乙第16号議案 専決処分の承認について

乙第17号議案 専決処分の承認について

出 席 議 員 (47名)

議 長	喜 納 昌 春 君	9 番	花 城 大 輔 君
副議長	翁 長 政 俊 君	10 番	砂 川 利 勝 君
1 番	比 嘉 京 子 さん	11 番	具志堅 透 君
2 番	比 嘉 瑞 己 君	12 番	大 城 一 馬 君
3 番	西 銘 純 恵 さん	13 番	具志堅 徹 君
4 番	玉 城 満 君	14 番	渡久地 修 君
5 番	仲 村 未 央 さん	15 番	山 内 末 子 さん
6 番	新 田 宜 明 君	16 番	仲宗根 悟 君
7 番	儀 間 光 秀 君	17 番	照 屋 大 河 君
8 番	上 原 章 君	18 番	當 間 盛 夫 君

19 番 吉 田 勝 廣 君
 20 番 又 吉 清 義 君
 21 番 島 袋 大 君
 22 番 中 川 京 貴 君
 23 番 座喜味 一 幸 君
 25 番 玉 城 ノブ子 さん
 26 番 赤 嶺 昇 君
 27 番 新 垣 清 涼 君
 28 番 瑞慶覧 功 君
 29 番 崎 山 嗣 幸 君
 30 番 新 垣 安 弘 君
 31 番 呉 屋 宏 君
 32 番 前 島 明 男 君
 33 番 照 屋 守 之 君

34 番 新 垣 良 俊 君
 35 番 仲 田 弘 毅 君
 36 番 嶺 井 光 君
 38 番 嘉 陽 宗 儀 君
 39 番 玉 城 義 和 君
 40 番 奥 平 一 夫 君
 41 番 新 里 米 吉 君
 42 番 高 嶺 善 伸 君
 43 番 狩 俣 信 子 さん
 44 番 金 城 勉 君
 45 番 糸 洲 朝 則 君
 47 番 新 垣 哲 司 君
 48 番 具 志 孝 助 君

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 翁 長 雄 志 君
 副 知 事 浦 崎 唯 昭 君
 副 知 事 安慶田 光 男 君
 知事公室長 町 田 優 君
 総 務 部 長 平 敷 昭 人 君
 企 画 部 長 謝 花 喜一郎 君
 環 境 部 長 當 間 秀 史 君
 子 ども 生 活 金 城 武 君
 福 祉 部 長
 保 健 医 療 部 長 仲 本 朝 久 君
 農 林 水 産 部 長 島 田 勉 君
 商 工 労 働 部 長 下 地 明 和 君
 文 化 観 光 スポーツ部 前 田 光 幸 君
 土 木 建 築 部 長 末 吉 幸 満 君
 企 業 局 長 平 良 敏 昭 君

病院事業局長 伊 江 朝 次 君
 会 計 管 理 者 金 良 多恵子 さん
 知事公室秘書 新 垣 秀 彦 君
 広報交流統括監
 総 務 部 池 田 克 紀 君
 財 政 統 括 監
 教育委員会委員 宮 城 奈 々 さん
 教 育 長 諸見里 明 君
 公安委員会委員 金 城 棟 啓 君
 警 察 本 部 長 加 藤 達 也 君
 労 働 委 員 会 大 城 玲 子 さん
 事 務 局 長
 人 事 委 員 会 親 川 達 男 君
 事 務 局 長
 代表監査委員 知 念 建 次 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 比 嘉 徳 和 君
 次 長 知 念 正 治 君
 議 事 課 長 平 田 善 則 君
 副 参 事 兼 勝 連 盛 博 君
 課 長 補 佐

主 幹 中 村 守 君
 主 査 川 端 七 生 君
 主 事 村 吉 政 則 君

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた公安委員会委員長與儀弘

子さんは、別用務のため本日及び30日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、本日の会議に公安委員会委員金城棟啓君、30日の会議に同委員会委員天方徹君の出席を求めました。

○議長（喜納昌春君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、乙第1号議案から乙第17号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋 大君。

○島袋 大君 おはようございます。

自民党の島袋大でございます。

6月23日は慰霊の日でございました。戦後70年、いろんな形で県民の皆さん方あるいは全国の皆さん方が二度と戦争を起こしたくないという気持ちを改めて感じ取ったと思っております。

昨年のこの同時期の県議会の一般質問で、私は教育長に対しまして、平和学習の一環として戦後70年を迎えるんだから、遺族連合会の皆さん方と平和祈願慰霊大行進をするべきだというふうに提案をさせていただきました。さすが教育長だなと思ったのが、当日、私も今回13年目を迎えるこの大行進参加しましたけれども、高校生から小学生まで約200名の子供たちがあの8キロの道を歩いて、本当にこの90代のおじいちゃん、おばあちゃん方からのいろんな意見を聞きながら、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんと励まし合いながらお互い最後まで道のりをたどっていく、これは私本当に生きた平和学習だと思いました。これはぜひとも戦後70年だからじゃなくて来年もすることによって、毎年この遺族連合会の方々の数は減っていますから、全国から来る方々が。やっぱりそういった形の平和学習の一環としては大事だと思っていますから、ひとつ来年も県庁の職員とか教育委員会の先生方も大変いろんな面で当日汗かいて頑張っておりました。本当にすばらしいことだと思っています。教育長みずから率先して出ていただいて本当に感謝を申し上げます。

あと1つ、8キロ歩きまして、土建部長、県道、国道歩いて、草が生えて足元が非常に悪いんですよ。この90代のおじいちゃん、おばあちゃんが毎年歩いていますけれども、途中で車道歩いているんですよ。これは私も県議会議員の一員として、僕は8キロ歩きながらずっとわびて歩いていましたよ。ごめんなさい、ごめんなさい。これ知事が悪いですよとは一言も言うておりませんからね。いろんな面で我々も汗かいて頑張らんといかぬなと思いました。やっぱりそういう現場を歩いて感じ取るところがありますから、だからといって8キロ、部長、知事歩けということは言いませんけれども、そういった形で情報も集約をしっか

りやっていたらなと思っていますから、ひとつ御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

さて、この終わった後の追悼式典にも参加しました。いろんな形の思いがあったかもしれませんがそれでも、指笛や罵声もありました。私はあれは慰霊のみたまの方々に対して大変失礼じゃないかなという思いもありました。一県民の感情はしかりとしても、ああいう追悼の場でそういうような行動を起こす自体、私は一県民としていかがなものかなと思いました。これはしっかりとまた執行部の皆さん方も頑張っていますけれども、ひとつ知事を先頭にこういう場はしっかりとわきまえてやるべきだと思っております。一つのこの政治決起集会じゃありませんので、そういったことでしっかりとやっていただきたいなと思っております。

私最近、この自民党が元気がないという声を聞きます。県の執行部や職員の皆さん方から自民党県議団最近元気ないんじゃないかという声聞きますけれども、きょうから一般質問ですからいろんな形で徹底議論をしていきたいと思ひますし、私も43歳になりまして最近野党になって島袋大は顔もちょっと厳しくなったなという言葉も聞きますけれども、おかげさまできょう眼鏡もかけて登壇しておりますので、いろんな形で徹底、いろんな議論をしていきたいと思ひますからひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

初めであります。

辺野古監視業務への疑問についてであります。

県は3月から名護市辺野古の監視活動に職員を派遣しておりますけれども、監視体制を5月から全庁体制に拡大しておりますね。この命令はどなたによるものですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時8分休憩

午前10時10分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） お答えします。

知事公室長名で各部長に対して現地確認の依頼をするという形で業務を執行しております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 知事公室長名で提出したということでもありますけれども、これ全庁体制になっております。どれくらいの部署になりますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 現在75の課が参加しております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。
○島袋 大君 知事公室長名で全部長体制に通達して参加してもらった。これ最終的な判断はどなたが決めましたか。こういった形にやるべきだということで判断したのはどなたですか。
○議長（喜納昌春君） 知事公室長。
○知事公室長（町田 優君） 私が三役と相談してそういうふうに依頼を出しております。
○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。
○島袋 大君 ですから三役と相談したってことは、三役がこうしようと、こういった形でやるべきだという判断のもとで知事公室長名で出してないですか。三役って誰ですか、三名ですか、誰が判断したんですか。ちゃんと教えてください。
○議長（喜納昌春君） 知事公室長。
○知事公室長（町田 優君） 三役というのは知事、副知事のことでございます。
○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。
○島袋 大君 この業務目的はどのようなものかお聞かせください。
○議長（喜納昌春君） 知事公室長。
○知事公室長（町田 優君） 辺野古地先における普天間飛行場代替施設の建設作業の進捗状況を迅速かつ正確に把握するということがございます。
○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。
○島袋 大君 県独自の情報収集、特に海上作業の違反行為などがなく確認することと新聞報道とかでされていますけれども、いかがですか。
○議長（喜納昌春君） 知事公室長。
○知事公室長（町田 優君） 特に違反行為云々ということではなくて、あくまで現場においてどういうことが行われているのか、そういう状況を把握するためにやっているということでございます。
○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。
○島袋 大君 今そういった形でないと言っていますけれども、海上保安庁や防衛局が違法行為を行う可能性が高いと考えているのか。そうだとするとどのように考えているのか、根拠。いろんな面でこの普天間の事業もろもろチェックしていると言いますが、こういったもろもろも全部チェックしているんじゃないですか。
○議長（喜納昌春君） 知事公室長。
○知事公室長（町田 優君） 特に私ども違法性云々ということ念頭に現地に確認しているわけではございません。あくまで現地でどのようなことが行われているのか、その情報を迅速に把握するということが目

的でございます。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。
○島袋 大君 であれば、全部署で、この七十幾つかの部署を使ってこういった形で行かせているんですか、毎日ですか。
○議長（喜納昌春君） 知事公室長。
○知事公室長（町田 優君） 月曜日から金曜日まで、勤務時間内で、職員1日2名を派遣しております。
○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。
○島袋 大君 普天間飛行場代替施設建設作業現地確認実施要綱（資料を掲示）こういった要綱が各職員に通達されていると思っております。これは県職員の事務分掌に関する規則のどの部分を根拠として発せられているんですか、業務命令なんですか。5月から全庁全体に範囲は広がっておりますけれども、所掌事務とは関係のない部署が監視に行く根拠は規則のどの部分に適用されているんですか。
○議長（喜納昌春君） 知事公室長。
○知事公室長（町田 優君） 今回のこの監視業務というのは、議員御指摘のようにこの実施要綱を作成して実行しておりますので、根拠としてはこの実施要綱ということになります。
○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。
○島袋 大君 実施要綱に沿ってと言いますが、こういった形で職員を派遣して朝9時から5時半ぐらいまでずっとそういった形でやり続けるということですか。
○議長（喜納昌春君） 知事公室長。
○知事公室長（町田 優君） 実施期間につきましては、必要な限りにおいてやろうと考えております。
○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。
○島袋 大君 この監視業務はいつまで続けるつもりですか。辺野古の工事が行われる限り続けるんですか。担当の安慶田副知事、いかがですか。
○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。
午前10時15分休憩
午前10時15分再開
○議長（喜納昌春君） 再開いたします。
安慶田副知事。
○副知事（安慶田光男君） 島袋議員にお答えいたします。
時期につきましては、今部長からありましたように必要な時期があるところまでやりたいと思っております。
○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 どうもこれ釈然としないのは、土建部や知事公室、所掌事務に当たる部署が監視に行くことは私もまだ百歩譲って理解できますよ。それと関係のない部署、関係のない部署が、私の解釈の仕方はその他上司の命令で行くことはいかがなものか、そういうふうに感じるんですよ。この監視業務、どれほどの意味があるんですか、副知事。目的が全くされていませんよ。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 目的につきましては先ほどお話ししましたとおり、現地の情報を把握する、その情報を迅速に把握することが重要と考えて実施しているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 毎日朝の9時から5時半までいて、業務日報は提出されているんですか。毎日職員が派遣されて、だからどういう意味でどういう形でやっているんですかですよ。毎日日報とか出されているんですか、じゃ。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 毎日日報を作成して提出しております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 これ公表できるんだったら、一日の日報こういった形で表現されているんですか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 日報の内容ですが、現地において現在スパッド台船とかが海上で作業をしておりますので、その作業の状況などを報告内容としております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 これぜひとも日報出してください、日報出していただきたいと思っていますよ。議長、その辺ちょっとお計らいお願いしますよ。日報出していないだけませんか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。（発言する者あり）

静粛に願います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時18分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

静粛に願います。

知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 日報を提出しろという御質問でしたけれども、そのことについては特に支障ございませんので検討したいと思います。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 よろしくをお願いします。

その他上司の命令で行くにしてもそれは短期の業務に適用するのであって、辺野古監視など終わりの見えない業務に適用するべきではないと思うんですけれども、副知事、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時19分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 終わりのない業務という御質問でしたけれども、いつまで続けるのかあるいはいつやめるのか、その辺については今後状況を見ながら検討したいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 知事公室長、これは先ほどの話で、三役で決定して知事公室名で出たんだから、三役、知事、副知事が答えるべきでしょう。なぜ知事、副知事答えないんですか、知事。知事公室長が答えるんですか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

島袋大君、冷静に質疑は……（発言する者あり）

静粛に願います。

安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） 先ほどから言っておりますように、必要と思われるときまで続けていきたいとそう考えております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 これは今辺野古問題もろもろありますけれども、着工に入るか入らないかわからないいろんな面で今条例もいろいろ出てきている。これがずるずると何年かかってでも、全庁挙げて、全庁挙げて辺野古の監視業務は続けるということで私たちは理解していいですか、いかがですか。（発言する者あり）

はっきりしてくださいよ。全庁職員を使って辺野古監視、完成までやる。それで解釈していいんですか。

○議長（喜納昌春君） 静粛に。（発言する者あり）

静粛に願います。照屋議員、静粛をお願いします。

知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 全庁を挙げて、そしていつまでもやるのかという御質問ですけれども、その

辺につきましては先々これから現地においてどのようなことが行われるのかまだ未確定な部分もございますので、その辺の状況を見ながら判断したいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから、知事公室長に答えてほしいんですよ。それを判断した三役のほうで答えてくださいよ。確認しますよ、どうなんですか。三役で判断してやったんだから、どういうふうなけつの拭き方するんだ。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時21分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） 先ほどから申し上げておりますように、必要が来るまでは、今私たちはそれなりに知事もそういう計画でありとあらゆる手法を使って阻止していきたいということでありましたから、そういうことを含めて今取りかかっているところでありまして、いつまでやるかというのはその状況を判断して決めていききたいとそう考えております。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 先ほどの前半の話と違うよ。それやるんだったら……（発言する者多し）

議長、休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時22分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

島袋 大君。

○島袋 大君 ぜひともその判断というのは三役で決めたことなんだから、しっかりと……。県の職員も全部テレビで見えていますよ。我々は延々と派遣されて、毎日行かないといけなかって県の職員もそう感じていると思いますよ、私は。しっかりと判断してください。

県職員の人件費は時給換算で2000円以上あります。日当換算で2万円以上の職員も多い。事務費や交通費など含めて1日当たりの経費はどのくらいですか。それは当初予算に計上されていますか、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時23分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 経費についての御質問でしたけれども、大体の試算ですけれども、ガソリン代で1日2100円程度、月額で四、五万円、それから高速道路の使用料で1日1760円、月額で3万5000円、それから旅費で1日600円、月額で1万2000円、合計しますと1日当たり4460円、月額で9万円程度と試算しております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから、これは予算に組まれているんですか、当初予算に組まれているんですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 既存の事務経費で支出しております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 先ほど、終わりが見えないところずっと職員を毎日派遣して、月9万を延々と払い続ける。しかし職員は担当部署じゃない人たちも行く。自分たちの仕事は何なんだと思いますよ、県の職員は。しっかりとその辺を考えていただきたいと思っております。県庁職員のマンパワーの使い方として合理性を欠いているのではないですか。副知事、知事、どちらかいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 島袋大議員の御質問にお答えをいたします。

私が知事に当選をいたしまして県政の大きな柱はこの辺野古の問題なんですね。この大きな問題というのは選挙中も多くの県民から注視をされ、そしてしっかりと当選をさせていただいて私は県政の大きな柱にしているんです。

そういうさなか、私がまだこれは防衛局にも問い合わせをしているんですが、海上保安庁やあるいはまた工事船は調査にあるいは中に入れても県の調査船がある制限区域のフロートの中に入れないというそういった実情等もありますし、45トンブロックを突然投げ込まれたということもございます。そうすると県民からはどういうことなんだということで県のほうに御質問等がたくさんあります。そうしますと、新聞等を見て答えるということは、これは無責任になります。ですからあそここういう形で県政の大きな柱というものをベースにして、そして職員も御理解をいただいて、そういう中から、平和で豊かな、そういったような沖縄県をつくるためのひとつの私は県政のあり方だというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。（発言する者あり）

静粛に願います。

○島袋 大君 監視活動はどの位置からどのように確認しているんですか、監視活動は。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時26分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） お答えします。

辺野古の大浦湾あたりが見渡せるような近辺の高台あたりを移動しながら現地確認をしております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 どのようにやっているんですか。双眼鏡を持って、こんなやってこんなやってずっと見ているんですか、延々と8時間。月額9万円もらってずっと延々と双眼鏡持ってこんなふうに見ながらやっているんですか、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 現地に派遣している職員はカメラ、双眼鏡、三脚などを持っておりまして、それを適宜使いながら現地の状況を把握しているという状況でございます。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 海上作業に違反行為があるかどうか、目視によって判別は可能なんですか。この監視業務というのはいろいろ言っているけれども、これ皆さんがいろいろ言っている違法行為もされているようにこれ監視しているんですか、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 先ほども答弁したとおり、特に違法行為に限って監視しているわけではございませんので、現地においてどんなことが行われているのかそういう細かい情報を把握するためにやっているということでございます。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 今のやりとりを見てもわかるように、費用対効果もよくわからず、知事の公約だからといって所掌事務にない部署まで出されて監視をするのは私はいかなるものかと思えますよ。多くの職員も自分たちの業務に影響があるというふうにわかっていますよ。わかっておりながらやるというのは疑問に思っていますよ。

時間はもうないですから次の議論に移りますけれども、これ大変なことをしていますよ。延々と下命やっ

て職員が自分がやりたい仕事と違うような業務を持っていっている。私はいかなるものかなと思いますよ。しっかりと考えていただきたいなと思っております。

次に移ります。

航空機整備基地整備事業についてであります。

前回の2月議会で我が党の翁長政俊県議がMR〇事業について質問をさせていただきました。予算の繰り越しについては当時、下地部長答弁で、繰り越しできるように精いっぱい頑張ると述べておりましたけれども、この3カ月間部長大変苦労したと思っております。6月16日の新聞報道では見事にこれすっぱ抜かれています。現在まだ調整中の案件だと思いますけれども、明らかに県側からこの情報は漏れていると思っております。情報管理が甘くありませんか。答弁できないと思えますけれども一応聞かせていただきます。

当該案件について、現在政府との調整状況は報道のとおりと理解してよろしいですか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君） お答えいたします。

2点あったかと思えます。情報管理の件と現在の政府との調整状況の2点だったかと思えます。

まず初めに、航空機整備基地整備事業、これには複数の関係省庁が長期にわたって調整を進めさせていただいております。新聞記事等をごらんになっていただいて、東京駐在の記者署名の記事もありますし、あるいは政府筋とか防衛省筋とか関係者とかいう表現も多々見られます。そういうことから、マスコミにおいてはさまざまな情報源あるいは多方面にわたる取材活動においてそういう記事になったものだと推察しております。沖縄県としてはその取材源、これについては承知しておりません。

それからもう1点は、調整状況についてであったかと思えます。

全体補償について防衛省から当初40億円程度と聞いておりました。ただ、その後移転補償の対象とならない施設等もあるかと思われます。また、自衛隊施設の移転補償については航空機整備施設を建設する沖縄県と駐機場を整備する国交省、その間で自衛隊用地の面積案分で負担をするということを軸に、今、国と調整を進めているところでございます。

移転補償の額につきましては、今後いろいろ精査も含めて作業の中で決まってくるものと考えております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 知事、私はあの3月の時点で繰り越しについて、もっと言えば自衛隊施設の移転について

しっかりと交渉していなかったのは明白で、私は県側の怠慢だと考えているんですよ。これは仲井眞県政だったら絶対あり得なかったことだと思っています。結果、移転費の負担について国交省、防衛省とほぼ決着はついたと思っておりますけれども、あれも官邸の鶴の一声がなかったら財務省は繰り越しを認めなかったと思いますよ。

部長は答えられないと思いますけれども、私がなぜそこまで言うかといいますと、私は東京で関係省庁からいろいろ聞いてまいりました。官邸の介入がなければ、防衛省も国交省も負担額について一步も引かなかったはずですよ。県が全額負担しろと。絶対に話はまとまらなかったと思います。ですから、仲井眞県政のときは本人みずからかばんを持って、どんなことがあってもこの予算はしっかりと確保しようと汗かいたと思いますよ。私が先ほどから言うように、辺野古の問題を一つだけにしているんな業種の職員を辺野古に派遣してもっとやるべき優先順位の仕事はこういう仕事です。しっかりとこういう仕事をさせるべきなのに、翁長県政、本当に職員のマンパワーの活用策が間違っているんじゃないかなと思っております。

結果としてうまくまとまりましたけれども、本来であれば、県側が早目に整備を整え交渉したならば、沖縄分の負担、新聞報道で言えば45%、約15億円とありますけれども、その負担はもっと少なくなったと私は思っております。というのは、あの防衛省の施設も老朽化が激しく、県が費用負担することも私はなかったと思いますよ。あれだけの古い施設をこれは防衛省全額、全部自分たちで移転しなさいと言うのが政治交渉ですよ。これが翁長県政はなかった。部長も大変だと思いますけれども、これしっかりと老朽化が厳しい中、また国交省もそもそも空港内移設は国交省の管轄でありますから、エプロンも含んでほとんど国交省が使用するはずであります。しっかり情報をとり準備をして、余裕を持って政治がしっかりと介入して交渉すれば、政府に押し込まれることは私はなかったと思っております。部長、これはもうそのとおりと言えますと思いますけれども、言えないと思いますから部長の答弁もうこれ聞きません。知事、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。（発言する者あり）

静粛に。

○知事（翁長雄志君） 島袋議員の御質問にお答えいたします。

私が知事に当選をいたしましたときには、この案件は去年の7月から滞っている案件でございました。大

変難しい状況の中からのスタートでありました。12月、1月、お会いしようとしてもお会いできませんでした。自民党県連の国会議員の方々もお会いしてくれませんでした。そういったようなものの中で、私たちもあらゆるチャンネルを使いながらお話し合いをして、そしてまた今日までも前知事、元知事にしてもやはり官邸が入ってきてやるようなことはどの場合でもあったと思うんですね。そういったようなことの中で、いきさつはよく詳しくはわかりませんけれども、いずれにしろこういう形で決着をしたというのはやっぱりみんなで力を合わせてやってきた結果だというふうに思っておりますので、今大議員がおっしゃるようなそういったような私たちが何もしなかったからどうだというようなことではないというふうに思っています。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 じゃ、今の知事の答弁であれば、前県政の仲井眞県政からしっかりとこれ詰めたことだから私たちも要請行きたかったけれども、もうこれしっかりと前県政からの引き継ぎでやっているということで私理解してよろしいですか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） いろいろな政策におきまして、前県政から引き継いでいるのはたくさんあるんです。M I C Eもそうでした。みんな引き継いできたんですかね。こういったようなものも含めて、私たちからすると公約を掲げて当選をしましてまいりましたので、この公約にのっとっていわゆる仲井眞県政のいいところは引き継いで、また私と違うところは外させてもらって、そういう中の一環でこの問題を捉えています。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 じゃ、それではこれから重要であります。

次に、建設予定地でありますけれども、自衛隊用地、あそこは一部パトリオットミサイルの配備地であります。移転費用総額40億円のうち、防衛省が6億円負担、残り34億円を国交省が55%、県が45%。国交省は恐らく空港特会で負担すると思っております。一方で県のほうは一部を県単費で、大部分を一括交付金で負担するというふうなことであります。答えられないと思いますけれども、総務部長いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時36分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。
商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君） お答えいたします。
沖縄振興特別推進交付金はその交付要綱において、その対象となる事業等の経費について定めております。人件費とかその他事務費等については原則として充てることはできないとされておりますが、ただし書きにおいて沖縄振興にとって必要不可欠である等特段の事情が認められるときはその限りではないとされており、今回の補償費は航空機整備基地整備事業を進めるに当たって必要不可欠であることから、特段の事情に当たるものと考えておりまして、このことについては今後関係省庁と調整を行ってまいります。内閣府からは一定の理解を得られているものと認識しております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 私は大きな疑問を持っております。今の県政のスタンスですからね、皆さん方は。県負担の大部分を一括交付金でやるという報道がされております、今答弁もありました。それが事実なら、土地の一部とはいえ、パトリオットミサイルの移転費用を一括交付金で負担するということですよ。それは法的な一括交付金を活用することは問題ないでしょう。私も確認しました。そりゃそうですよ。しかし、政治的にはどうですか。翁長県政を支える共産党、社民党、社大党、県民ネットの皆さんが、この航空機整備事業、MRO事業を行うためとはいえ、パトリオットミサイルの移転費に一括交付金を使うというのは、これ三役認めるということですか、認めるんですか。いかがですか、与党の皆さんどう考えているんですか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。
商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君） 本県は航空機整備施設、その整備を行うことで今後雇用の創出とかあるいは関連産業を集積して航空機整備クラスターの形成をしていきたいと。それによって産業振興を図っていきたくて考えております。しかしながら、航空機整備施設はその機能として、航空機が直接出入りする滑走路と連結する必要があります。しかし、那覇空港にはそういう施設を整備する十分な土地がないことから、土地の利用について防衛省にも協力をお願いしてきたところでございます。

自衛隊施設の移転補償については、兵器や武器そのものを補償するのではなく、今回の補償は土地の造成でありますとか管理棟、ユーティリティー道路とかそ

ういった公共施設の機能の維持に欠かせないものが対象となっております。したがって、航空機整備基地整備事業を推進するに当たって、自衛隊施設の移転も必要であることから一括交付金を充てることについて県民の理解は得られるのではないかと考えております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 県民の理解じゃないよ。翁長県政を支える与党の皆さんが反対していますよ。パトリオットミサイルの移転費ですよ、パトリオットミサイルの移転費。これ一括交付金を使う、与党の皆さんこれ内容説明してオーケーもらっているんですか。部長答えられませんよ、三役答えてください。知事、副知事。パトリオットミサイルの移設費用に一括交付金を使う。これは翁長県政がやっている辺野古の問題もやはり、パトリオットミサイルの配備地ですよ。これを移設するのに一括交付金を使う、県民の血税と国税を使う、それでいいんですか、いかがですか。

与党矛盾しているんじゃないの。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に。
休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時40分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。
翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 島袋議員の御質問にお答えをいたします。

翁長県政は保革を乗り越えるということで、いわば言葉としては腹八分、腹六分というようなこともございます。私たちはこういうしゃくし定規的なそういったことだけではなくて、もう一つみんなで県民が一つになれるようなものはやっていこうというところに辺野古の基地を建設させないという大きな枠組みができたわけでありまして。あと、そういう形で必ずしも相入れない部分もあると思いますけれども、みんなでやれるようなものができる、今部長が答えたように理解を得られると思いますというようなところは私たちはそういった日ごろからの議論の中から、こういうものがどのように動いたほうがいだろうかというようなこともしっかりと見定めながらやっておりますので、私は今回のそういった県政というようなものは、一つ一つ確かに議論する必要がありますけれども、そういった形でまとまっていく、それに乗っかっているんだと思っています。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 まさしく県民の皆さん、今大変な発言でありますよ。それを翁長県政支えている共産党、社民党、社大党もろもろ含めて、ミサイルのヘリパットですよ。そういったもろもろ一括交付金するに、支える、知事として賛成だ。しかし知事は私は保守の一員だと言っている、いかがなものかなと思いますよ。こういった辺野古だけありきの県政の運営のもとで、いろんな形で大変なことになっているという沖縄県というのをひとつ御理解をしていただきたいと思います。

議長、休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時42分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

島袋 大君。

○島袋 大君 我が党代表質問から入っていきたいと思っております。

M I C E、大変もう知事の判断で東側の発展ということで非常によかったと思っております。（資料を掲示）これは豊見城が予定していたM I C Eの複合型施設でありますけれども、そういったもろもろ考えて私がちょっと気になったのが、これ与那原・西原に決まったのはいいと思っております。知事の判断はこうやっていろんな形で経済発展するのはいいと思っております。しかし、この決まったときの部長の発言が、文化観光スポーツ部長、この豊崎は交通アクセス是那覇市に近く一定評価があったが、日常化している交通渋滞にどう対応するか課題であったと言っていますけれども、この発言、これ部長の発言というのはこれから豊見城が企業誘致するときに企業が来たいときに豊見城は交通渋滞だから行かないほうがいいですよと言っているようなものです。この発言に関してどう思いますか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） お答えします。

平成25年度に豊崎を含めた5つの候補地について、検討委員会を設けました。そこで5つの候補地について交通アクセスの面、日常における交通状況等々、データを検討しながら豊崎の今後想定される課題の一つとして、渋滞の部分を対応していく必要があるねとそういった意味の趣旨でございました。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 新聞記事の部長の発言というのは、

豊見城市も一緒に頑張りましたよ。新田議員も一緒に頑張りましたよ、2人でね、先輩ね。いろんな面で我々汗かいて頑張った、市民も一緒になってね。これ決まったときに、こういう発言することによって我々豊見城の発展のためにこうあるべきだとシフトを変えてやろうとしているときに、部長が後ろ髪を引っ張るように、渋滞ですから来ないほうがいいですよという解釈の仕方とりますよ、企業は。だからこういう発言はしてほしくないわけですよ、部長。ひとつこういったことじゃなかったよと言ってくださいよ、市民みんなテレビ見ていますから。そういうことでは言っていないよと、ちょっと言ってもらえませんか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 検討委員会の議論の中で、今後交通渋滞も想定されるので課題となってくる、その対応が必要という趣旨でございました。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 M I C Eは決まったということで大変これからの発展に必要なと思っております。これから非常に課題を抱えていると思っておりますけれども、我々自民党はシンガポール行きました。セントーサ、マリナベイサンズ見ました。あれは民間の複合型施設であります。単独のシンガポール政府がつくっている7万規模の国際会議場がありました。このメンテナンスコスト、10億円かかります、年間。今回これ赤字となっている。当初からの予算でM I C Eの赤字というのはどの部分計算されていますか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 平成25年度にM I C E施設の機能であったり、それから規模そういったことについて検討を行いました。例えば、展示会場については大規模な展示会、コンサート等に対応できる、多様なイベントに対応できる展示場、そして企業の報奨旅行、そういった際のディナーそういったものに対応できる多目的ホール、そして中小の会議室そういった規模間の中で、その規模に合わせて一体どの程度需要予測が見込まれるか。これについては5つの候補地のどちらかに限定することなくその施設の機能、規模から換算して見込みました。その際、稼働率が11年目に30.1%となるという一定程度その中位のシナリオ、中くらの見通しという意味でございます。そういったシナリオをやった際に、収支については供用開始後10年程度の間では年間約2000万から最大で1億9000万ほど——平均しますと毎年1億程度であります——の収支不足となるという試算がござ

います。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ぜひともこれ与那原・西原の職員も含めて、一緒になって議論してこの赤字、維持管理のコスト、ランニングコストの解消をしっかりとやらぬといけないと思っていますから、ひとつ汗をかいて頑張っていたきたいなと思っています。

あと、次であります。

豊見城市の豊崎地域の観光関連用地の公募実施について進捗状況をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 豊見城市豊崎地区の観光関連地区につきましては、沖縄県土地開発公社において平成26年度に企業の意向調査を行っております。今後はその調査結果を踏まえ、県、豊見城市及び土地開発公社の3者で構成される観光関連用地事業者選定委員会を開催し、ゾーニングなどの事業者が参入しやすい条件整備を行った上で年度内に公募を実施する予定だと聞いております。

○島袋 大君 休憩、休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時48分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○島袋 大君 年度内と言っていますけれども、知事、副知事ちょっと見てください。（資料を掲示）これ予定でした、豊崎ですね。ここがMICEの予定でした。ホテル、アミューズメント、ホテル、MICEだったんですよ。これを取っ払って全部ホテルとかアミューズメント持ってきたいんですよ。年度内にやるって遅過ぎるんですよ。いろんな形で我々頑張りたい。知事が言っていたように、いろんな面で開発の余地があるからしっかりとやったほうがいいという答弁がありました。早目にやってほしい、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 今、土地開発公社のほうでMICEが与那原マリンタウンに決定したことを受けて、早速公募の作業の準備はしております。今の予定でございましたら、今年度の年度末と3月からの公募ということになっているんですけれども、いろいろ当然前のほうに公募しようとした経緯もございますので、そういう資料も使えるでしょうから早目にするようなことは一緒になってやっていきたいと思えます。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ぜひとも、ぜひともやってほしい。

安慶田副知事、担当ですよ。もう部長答え切れませんから、浦崎副知事、ひとつ早目にやるという答えもらえませんか。我々待っている。ひとつお願いします。

○議長（喜納昌春君） 浦崎副知事。

○副知事（浦崎唯昭君） 地元の熱い期待をよく知っております。早目にやる努力をいたしますので、御理解のほどよろしくお願い致します。

○島袋 大君 ひとつよろしくをお願いします。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 ちょっと待ってください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

花城大輔君。

○花城 大輔君 失礼いたします。

自民党の花城大輔です。よろしくお願いします。

実は先週、初めて慰霊の日の式典に出席をさせていただきました。

私はいつも、会ったことのない糸満で亡くなったとされるオジーのことを思いながら静かに家で過ごしておりました。初めてということで、いろんなことを感じておりましたけれども、あのようによじが飛んだり、指笛が鳴ったり、そういう環境を非常に残念に思っております。しかも、来賓に対する失礼、無礼は、主催者責任であると思いますから、県には反省を求めたいと思っています。

加えて、翁長知事のあらゆる手法を用いて新基地は絶対につくらせないという発言には誤ったメッセージが伝わっていないか憂慮をしております。この新基地は絶対につくらせないという文言には、反対のためだったら何をやってもいい、そういうふうな誤解が生まれていないかということでもあります。

言論の自由、表現の自由が公共の福祉を超えて行使されることは許されていません。もし、翁長知事がこのことについて不本意であるなら、ぜひともその誤解を払拭させるためにも過激な行動を自粛させてもらいたいと思っております。逆に、これができるのは今、警察ではなく、翁長知事しかいないというふうにも思っておりますから要望としてお伝えをしておきます。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

○花城 大輔君 それでは、質問に移ります。

沖縄市サッカー場の並行調査にかかわる市負担分の費用補償についてということでもありますけれども、こ

れは市民の安全・安心の確保の観点から単費負担で並行調査を市が行ったものであります。

県内各地で起こり得る問題に対して、県の責務として国に働きかけるか、県独自の対処策をとっていただくべきだと思います。県の取り組みを伺います。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） お答えします。

沖縄市サッカー場の全面調査に当たっては、沖縄防衛局及び沖縄県、沖縄市の3者において、調査内容や手法等について協議を重ね、調査を実施しております。

沖縄市が実施した調査費用については、サッカー場の工事等に関する損失補償とともに、沖縄市と沖縄防衛局の間で協議中とのことであります。

県としては、去る2月、軍転協を通じて、政府に対し、既に返還された土地についても跡地利用推進法の趣旨を踏まえ、国の責任において汚染原因の特定、支障除去措置、地権者の負担が生じないよう適切な措置等を講ずるよう要請しております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 要請していることは知っているんです。しかしながら、何ら回答がないから市側も住民も不安になっているんです。そして今、答弁の中で適切な措置を要請しているとありましたけれども、具体的にはどのようなことを要請しているのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 軍転協の要請では、沖縄市のこのサッカー跡地についての現状について触れた後に、既に返還された土地についても跡地利用推進法の趣旨を踏まえ、国の責任において汚染原因の特定、支障除去措置、地権者の負担が生じないよう、措置を講ずるよう要請しております。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 小さなサッカー場かもしれませんが、沖縄市内のサッカー関係者にとっては大きな問題であります。また、環境を憂う住民にとっても大きな問題であります。なので、ぜひとも引き続き具体的な対応をお願いしたいと思うのですが、市側も既に大きな経済的な負担も背負っております。それについても必ず実施していただけるように要請をして、次の質問に移ります。

2番と3番を入れかえてさせていただきたいと思います。

3番の沖縄県の外郭団体等の人事についてであります。

知事就任後の副知事人事、そして外郭団体等の人事においても選挙の論功行賞人事だというマスコミ報道もあります。改めて確認をさせてください。

翁長知事の奥様の弟さんが特別秘書、選挙を支援していた企業から沖縄県教育委員、これと同じ企業グループから沖縄都市モノレール社長、辺野古反対運動の幹部で利益誘導の懸念が持たれている方が沖縄観光コンベンションビューローの会長、選挙運動を支援して有名人の運転手を勤めたとも言われている方が沖縄観光コンベンションビューローの常務理事、翁長選対本部長の弟さんが沖縄県工業連合会会長、そして任期途中で就任した昨年の沖縄市長選で敗れた後に翁長知事を支援した方が沖縄県物産公社社長、辺野古基金の事務局長が国立劇場おきなわの常務理事、選対本部の幹部だった方が沖縄産業支援センターの専務理事、その他にもいろいろわさはあります。

質問としては、その選定理由についてお聞きしたいというふうに通告はしてありますけれども、お一人お一人答えていただくことは結構です。一言で答えていただきたいと思います。

これは、選挙論功人事ですか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に。

総務部長。

○総務部長（平敷昭人君） 沖縄県と密接な関連を有します、外郭団体役員等の……（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に。

○総務部長（平敷昭人君） 人事につきましては、知事の政策を理解し、同じベクトルを持つ者の中から本人の能力を見きわめ、人事の要諦であります適材適所の観点を踏まえて、行われているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 今の答弁の、「知事の政策を理解し、同じベクトルを持つ者の中から」ということですが、これは知事選挙を手伝った方の中から知事の意向に沿う人との受け取り方もできると思いますが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（平敷昭人君） 申し上げましたように、知事の公約を実現するために県と外郭団体は一体となっていていろんな施策に取り組んでまいります。そういう意味で、その知事の施策も理解して、方向性が一致した、協力してやっていける方を適材適所で任命されたものと理解しております。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 さらにこれからもあらゆる人事が決定されると思います。このような人事は、まさに縁故資本主義そのものではないかと思います。

基地問題のみが大きく報道される中、県民が気づかないままに権力者が既得権益を分配する構図ができ上がりがつあります。一応の建前はあれど実際は上辺のみで、人選まで権力者が支配し、思うがままに特権を特定の人物に与えることができる構造になっています。今後の県政の行方を危惧するものであります。

続いて、一般財団法人である沖縄観光コンベンションビューローの人事について引き続き質問をさせていただきます。

通常、会長交代する際には、事前調整があるということでしたけれども、今回は事前調整は行いましたでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） お答えします。

沖縄観光コンベンションビューローの会長人事に関しては、当該団体は県と緊密に連携して沖縄の観光施策を推進する役割を担っております。県として一定の関与を行う必要があると考えております。

県としては、そのような立場から今回任期満了となる会長等の役員人事について県の考え方を同財団に伝えたところであります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 質問は、事前調整はありましたでしょうかということですか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） お答えします。

県においては、任期満了となる会長等について、終了する場合はその旨を伝達してきたと理解しておりますが、事前の調整あるいは双方の合意を前提にしてきたということについては、承知しておりません。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 事前調整がなかったということで理解をしておきます。

加えて5月8日にビューローの職員に対して、当時の会長と常務理事のポストは次年度はないと電話連絡しましたよね。もう一回言いますか。5月8日にビューローの職員に対して前会長と常務理事の次のポストはないというふうに連絡をしたのは部長ですか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） お答えしま

す。

県においては、任期満了となる会長等について終了する場合にはその旨を伝達するというふうなことをしてきたと理解しております。

私のほうで、5月の11日だったと記憶しておりますが、その旨、説明を行っております。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

静粛に。

○花城 大輔君 確認をしたいと思います。違うのなら違うと言ってください。

5月8日にビューローの職員に対して、会長と常務理事に次のポストはないというふうな伝達をした後に、5月10日に一方的な県の案は受け入れられないという回答があったはずですが。その後、12日に相談をしたという順序が合わないと思うんですよね。確認をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 任期を終了する役員について、次のポストというふうなことにについて具体的な言及をしてはおりません。終了することになりますというふうな伝達をいたしました。

それからそれは県の考え方としてお伝えしたということでございます。その後、5月11日、今このような形の説明をしたというふうに記憶しております。それから、5月13日にその旨改めて連絡をした上で、その後、県の理事選任に関する考え方についてビューローの職員と県の職員が共同してともに評議員の皆さんに説明を行いました。そのことについては、前会長に報告をしながら説明に回ったというふうな経緯がございます。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 改めて、同じことを言うようですが確認をします。

事前調整をしないままに次の役員人事を伝え、県の考え方ということで次の役員人事を伝えて職員と一緒に評議員に説明に回った後で会長に報告をしたということよろしいですか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 5月13日には、私のほうから前会長にその旨をお伝えしました。その後、先ほど申し上げました、ビューローの職員と県の職員がともに評議員の皆様に関心について説明を行っております。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 この一連の動きは裏工作だと僕は思

うんですよ。一般財団法人という独立した法人格に対して、非常に県の不当関与を感じています。

では、質問します。

評議員会において、会長が選任された経緯を教えてください。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 沖縄観光コンベンションビューローの評議員会の役割として、理事の選任がございます。理事については、いわゆる今回の任期終了に伴う理事の改めての選任については、25名の理事中22名が任期終了、3名が留任でした。今回、従前、理事に選任されてなかった、例えば労働関係、観光の分野でも雇用の質という問題、そういったことを労働会からもビューローとしても拝聴していく必要があるだろうと、そういったところから労働団体の代表、そして今般、沖縄の主要な観光施設が、観光施設としての外国人の受け入れ体制等々いろいろ連携してやっていこうということで、そういった施設の協会もできました。そういった団体を新たに選任すべく理事定数については2名ほど増員をするとそういったことがございました。そういった中で理事トータル25名について——失礼しました24名ですね、改めての選任とそれから追加の2名含めた24人について理事に評議員会のほうで御審議いただいて選任したということがございます。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 評議員会のことをお聞きしたんですけれども、じゃちょっと質問変えます。

6月11日に行われた評議員会において、採決をとりましたね。反対が5、賛成が4、後に5対5になって、もう一度同じような手続を踏んだというふうに聞いております。そこら辺の説明をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 評議員会におけるその審議については、ビューローのほうとしても重要事項を審議する場所でもございましたから、さまざまな意見が闊達に展開されるということもございしますが、一般、そういった意味で非公開としております。ですから、評議員会の中においてどのような議論がされたということについては、この場での答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 非常に残念に思います。

逆に、今、私に対して政治の不当介入というやじもありますけれども、県が一般財団法人の人事に対して不当介入をしているというふうに理解をします。

続けます……。〔発言する者あり〕

○議長（喜納昌春君） 静粛に。

○花城 大輔君 ビューローの労働組合から前会長に要求書が出ています。これには、現在経営が安定している中において、県が人事に介入することを受けられないこと、また、会長については利害関係を有しないことと選挙の論功行賞的な任用との誤解がないように、そのような一文があります。このような要請書があることを、部長御存じでしたでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） そのような要請が行われているということについては聞いております。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 加えて、常務理事の人事についても要請書が出ています。

安定した組織運営、正職員のキャリア形成を踏まえ、外部登用は認めるべきではないとの意見であります。これはいわゆるビューローの職務を円滑に進めるに当たっては、いわゆるプロパーでなければ務まらない役職だというふうに理解をしております。改めてこの労働組合が求めている2つの人事について強行的に進めたことへの見解を伺います。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 労働組合が要望書を提出したということについては聞いておりますが、その内容について県としてはコメントする立場にないと思っております。

常務理事につきましては、主としてOCVBの人事や財務等の組織管理業務に従事するというふうなことを想定しております。そういう意味で企業の組織及び経営に精通している者、そういった方が望ましいのではないかというふうなことで選任されたものと考えております。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 人事には介入するけれども、組合の意向には介入しないということで理解をしておきます。非常に残念であります。

沖縄のリーディング産業である観光のために尽力されている職員の皆様のためにも、私はこの人事は見直すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。（発言する者あり）

静粛に願います。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 県と密接な関連を有する沖縄観光コンベンションビューロー等の

役員については、知事の政策を理解し、県と緊密に連携して、観光施策を推進する、そういった能力を有する必要があると考えております。そのような観点から、今回の役員人事については適任であると考えております。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 この問題の結果は、また出てくるかもしれないというふうに心配をしておりますけれども、観光という明るいイメージが否定されるような、この関係者の行動は、沖縄県のイメージの低下にもつながるものであると考えます。県の反省と重ねて人事の見直しを訴えて次の質問に移ります。（発言する者あり）

休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時 9 分休憩

午前11時10分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。（発言する者あり）

静粛に願います。静粛に願います。

花城大輔君。（発言する者あり）

○花城 大輔君 静粛に願います。

知事の政治姿勢についての(1)でありますけれども、那覇軍港移設計画における浦添市との調整についてお聞きしたいというふうにあります。

2月定例会において、町田公室長は浦添市から知事に対しての面談の要請はありませんと答弁されていましたが、改めてお尋ねします。

当時、浦添市からの面談の要請はありましたか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 当時、浦添市とは事務レベルでさまざまな調整をしておりました。しかし、正式な面談の要請というのは出ていないと記憶しております。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 多分、何をもって正式な要請と捉えているのかということだと思います。多分これは一般的な常識とはかけ離れているというふうに私は思っておりますけれども、正式な要請はなかったとのことですが、それでも電話はありましたか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 担当者同士は当然ながら電話による連絡調整はやっていると思います。ただ、この件に関して直接知事に対して市長から電話があったとは聞いておりません。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 市の職員から、松本市長が翁長知事とお会いしたいというような連絡はありましたかということですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 事務レベルでは、そういう話も出てしていると聞いております。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 事務レベルでそういう話が出ているということは、正式な要請ではないということですね。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 要請というよりも調整であると理解しております。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 この今、公室長がおっしゃった調整の中で、県から面談したい旨を文書で出せという指示が出ておりますけれども御存じですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 特に文書で出せと職員が言ったかどうかについては、私は記憶しておりません。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 でしたら、ぜひ思い出していただきたいと思います。

まずは電話で連絡をして、翁長知事とお会いしたいという旨を伝えます。その後、文書でそれを出せというふうに指示をされております。しかもその後、その出された文書に対しての文言修正まで指示をしております。というのは、当初出された文書には、那覇港湾の代替施設のあり方について協議したいとの文言でしたが、これを受け入れ前提でお会いしたいという前提とともとれる、移設位置等の変更についてというふうに文言修正を指示している、この文書を出させたのは誰ですか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 文書を出させたのは誰かという御質問でしたけれども、文書というのは正式には出しておりませんと私は記憶しております。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 そうでしたらぜひ思い出していただくか、記憶のある方に答えていただきたいというふうに思っておりますけれども、安慶田副知事は御存じないですか。

○議長（喜納昌春君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） 今言っておりますよう

に、私のところに文書が来たということもありませんし、また向こうに文書を出したという報告も受けておりません。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 この件は、先ほどの件とあわせても非常に残念だと私は思っているんですよ。答弁としては、ありません、記憶にございませんということですけれども、お会いしたいということに対して文書を出せと。加えて文言修正までの指示も出して、しかもこの文言修正を受け入れられない場合は、知事はお会いしないと、非常に高いハードルが設定されているというふうに思います。どこかの政府のやり口と非常に似ているんだなというふうに思いますけれども、沖縄県の中でこのようなことが行われているとするならば、非常に残念であります。

続けて、牧港地区の補給基地移設における沖縄市との調整についてもお聞きしたいと思います。

昨年12月の私の一般質問の中で、移設先が問題の矢面に立たないように協力して進めてほしいという旨の要望を出しております。その後、沖縄市との調整についてお伺いします。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 嘉手納弾薬庫知花地区につきましては、平成27年1月、日米合同委員会で、同地区のマスタープランが合意されております。これを受けて沖縄防衛局は、米側から示された移設計画の概要について、平成26年9月から12月にかけて地元である沖縄市あるいは関係行政区、地主会などに対して説明を行っているという聞いております。そして、防衛局によりますと、地元の理解が得られるよう、引き続き統合計画の実施に向けて丁寧に説明する等、返還が実現するよう取り組んでいくとのことでありました。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 これも浦添市と同じような態度でやるのか、それとも勝手に進めてくれということやだんまりを決め込むのか、非常に心配をしております。

沖縄市では、既に各地域において10回にもわたる住民説明会を行っているという聞いております。ぜひ、受け入れ側と真摯に向き合って進めていただきたいというふうに要望を出しておきます。

続いて、3の訪米、訪中時またはその記者会見における知事の発言についてということでもありますけれども、知事が4月に李首相と面談した際に尖閣の問題に触れなかったのはどんな理由があったからでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時17分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 花城議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

訪中時の中でなぜ尖閣の話をしなかったかというようなことであります。

4月11日から15日の日程で、日本国際貿易促進協会という四十数年日本の企業を連れて中国との交易をやりたいということで続けてきている協会がありましたので、私たちがアジア経済戦略構想ということで中国、台湾、香港、シンガポール、インドネシア、いろんなところとこれから沖縄の21世紀に向けてやりたいというときに、こういった団体が中国に行かれるということで、あくまでもアジア経済戦略構想の一環として参加をさせてもらいました。その中で商務省とかいろんな国の団体ともお会いしましたが、その誰かをお話させるという意味では、河野洋平会長のほうでAさん、Bさんということでありました。そして、人民大会堂でのときには、前日まで誰がお会いしてくれるかというのは私ども知らされておませんでした。そうしましたら、李克強首相がお会いできるということでありまして、そしてその中で、私も沖縄が参加するときのアジア経済戦略構想ですから、その時間を少し分けるのでそういった意味での経済交流ということで話をしてもらえませんかというような会長からの言葉でありました。私のほうからは福建省との友好関係、あるいはまたあわせて那覇と福州の定期便の早期就航、また、福建省のほうには自由特区ができておりますので沖縄の特区制度との交流等々話をさせてもらいました。10分か11分ぐらいで、通訳が入ったの話でありますからもうそれだけで手いっぱい、尖閣というのはもともと目的にも入っておりませんでしたし、時間上もこれはほとんど不可能であったというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 確かに5月の日本記者クラブの質問でも10分しかなかったことと経済交流だけの話で終わったということになっていきますけれども、今県民の多くの漁師や領海侵犯、領空侵犯を含めれば県民全てがそうだと思うんですけれども、県民の安心・安全と福建省との定期就航便、どちらが大事だとお考えですか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 先ほど来、知事は基地ばかりなんで経済にも力入れんといかぬじゃないかということで2月定例会から私は言われております。そういう意味からすると基地も大変重要でありますけれども、経済交流も大変重要だということで、そういったことも含めて私は北京から帰ってきたら四、五日置いてすぐ台湾に行って、また来月はシンガポールにも行くわけですね。ですからそういったようなもの等は、県政全般にわたってバランスよくやっていくというの心掛けてはおります。物理的に基地の問題に割かれる時間が多いということはいたし方ないにしても、私の心の中ではバランスよく県政運営をしていきたいという中で、特に目標がはっきりとアジア経済戦略構想の一環として国際貿易促進協会と御一緒して行ったわけですから、それはほかの全国の70社ぐらいですか、そういった企業も参加して、そして私が指名をされて話をしたのにそこで沖縄に関する——尖閣は全国の問題ではありますけれども——ことをそういう形で経済と外れて話をするというのはほかの70社に対しても、これはいかがなものかなとも思いましたので、そういう意味ではアジア経済戦略構想ということで話をさせてもらいました。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 次回、そのような機会があった際には意見しますか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） お会いできるかどうかともわからないのにこんな話をするというのは、今ここで言ったら大変不遜な感じがしますので、そのときの政治状況もあるでしょうし、時間的な間もあるでしょうし、そのように何かもしそういう兆しがありましたら、また改めて質問してください。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 続いて、知事が訪米時、または記者会見などで発言する内容についてお尋ねをしたいと思います。

いわゆるあの勇ましい内容の発言は支持者の方からすると、非常に留飲が下がる思いであるとか、それがまた知事の支持率の高さにも影響しているというふうに思っています。しかしながら、その中で疑問に感じる部分があるのでお尋ねをしたいと思います。

みずから進んで土地を差し出したことはないという旨の発言ですけれども、私の調べたところではキャンプ・シュワブは、旧久志村議会が基地誘致の決議を行って、村民有志が協力して推進したものとのことです。また、当時の金武村でも昭和32年に同様

の過程を経て、キャンプ・ハンセンが誕生したとのことであります。

改めてこの件について知事の見解を伺います。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） お答えします。

知事がみずから基地を差し出したことはないとの表現につきましては、県民が基地を自主的に提供したものではないという趣旨でございます。

議員御指摘のキャンプ・シュワブにつきましても、自主的に契約締結に応じたものではないと理解しております。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 済みません、今ちょっと考え事をしていた聞き損じてしまいましたけれども、議長だめですか、もう一回聞くのは。

○議長（喜納昌春君） どうぞ。

○花城 大輔君 公室長、済みません、もう一回お願いします。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） みずから基地を差し出したことはないとの知事の発言につきましては、県民が基地を自主的に提供したものではないという趣旨でございます。

御指摘のキャンプ・シュワブにつきましても自主的に契約締結に応じたものではないと理解しております。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 実際に、村議会の決議も行われていて、要望書も契約書も出ているものですから、これについては改めて調べていただきたいというふうに思っております。

また、知事の発言の結果、今、沖縄疲れなる言葉が出てきています。というのは、米側の一部の人間も既に沖縄の基地の負担軽減のために当事者意識を持って尽力されているんです。例えばKC130の岩国移転なんかは短期間で実現したように思われていますけれども、多くの人々が昼夜を問わず、あらゆるものを犠牲にして仕事を進めてきた結果だというふうに思っています。

そんな中、沖縄の基地負担軽減に尽力されてきた関係者が嘉手納以南の返還が実現しても0.7%しか減らないとかそのような知事の発言を聞いて士気が上がるのかどうか。今まで、我々のために頑張ってくれた人たちがどんどんどんどん離れつつある状況があるというふうにも聞いておりますけれども、知事はその辺いかがお考えでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） これは花城議員と全く考え方が違っておりまして、0.7%とかあるいはみずから基地を提供したことがないとか、あるいはサンフランシスコ講和条約で切り離されたとか、ほとんどの本土の方知らないんですよ。そういう話を言わないと本土の方々は、沖縄がどういう出来事になってきたのか戦後のことを知らない。この二、三日中での出来事もあったでしょう。あんな話がされるということ自体が沖縄のことを全く知らないんですね。この知らない中でどういう形でお知らせをするかというときに、0.7%でありがとうございましてと言ったら100年間0.7%ずつの二、三回しかないということになりましたら、沖縄の将来というのは大変厳しくなるんです。現実には現実としてお知らせをして、皆さん方が相当頑張ったということもまだ実現してないんですよ、実現したとしても0.7%ですよ。それも「2028年またはその後」という括弧書きがついているんですよというようなことはお知らせしておかないと、これは私はとても本土の方々があと20年たったら余計風化をして、今、戦後・戦前世代が15%に減っているといいますから、20年後には恐らく1人、2人しか生きておられないんじゃないですかね。そういったこと等も踏まえると、今のうちに沖縄側が発言をしないとこれは本土の御理解も得られない。だからこそ最近の世論調査で10ポイントほど多く、どの新聞のものでも平均すると10ポイントほど辺野古に基地をつくっちゃいかぬという本土の皆様方からの御理解が出てきていると思っております。そこら辺を口ごもって言いますと、口ごもったら沖縄はどういう形であっても物事は解決しないと私は思っています。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

静粛に、静粛に願います。

○花城 大輔君 また同じような質問になりますけれども、政府に対して上から目線という発言や政治の墮落などの言葉を使っています関係が悪化しているというふうに思っています。一時の感情に流される、または過激発言によって政府との溝をますます深くするようなやり方は、今はいいかもしれませんけれども、問題解決のためには障害になるんじゃないかというふうに思っております。知事はどうお考えですか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

翁長知事。

○知事（翁長雄志君） これは皆さん方が見落としたのか、覚えてないのかよくわかりませんが、日本の政

治の墮落と言ったのは仲井眞知事なんですよ。一番最初に使ったのは仲井眞知事で県民の大きな喝采を得たんです。その数カ月後に埋め立てを承認したものですからおかしくなっちゃったんですね。日本の政治の墮落、いわゆる辺野古に基地を建設する、県内移設をやるということは政治の墮落だということをよく調べてみてください。仲井眞さんがおっしゃったので、私はその部分だけは共通していました。4年前か5年前の知事選挙の選対本部長をして公約を入れるときにもいろいろ議論をしましたので、大変私からしますとあの言葉は激励をされましてこれからも支えていこうというふうに思ったときに埋め立ての承認をされたわけがあります。ですからそういった前県政も使った、私も使うという意味でこれは使わせてもらったのであって、決して私が新しくつくった言葉ではございません。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 仲井眞知事のことを引き合いに出すまでもなく、今の政府との関係性の中で翁長知事が使ったことに対して私は質問をしました。

それでは最後に、我が党関連の件について質問をします。

代表質問で又吉清義議員からありました、辺野古または野嵩ゲートによる反対運動の件でありますけれども、冒頭でも申し上げました。公共の福祉を超えて言論の自由、表現の自由が行使されることは憲法上許されていないわけであります。県の見解を伺います。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） お答えします。

議員御指摘のとおり公共の福祉につきましても、憲法第12条あるいは13条において規定されております。

私どもとしては、その表現の自由、あるいは現場での法令の遵守、そういうさまざまなことがございますけれども、いずれにしても現場において県民の安心・安全を最優先に行動していただきたいと、それが私どもの考えでございます。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 先ほど大県議の質問の中で、県の職員がいろいろと日報も出したりとかして辺野古を見ているというふうなことがありましたけれども、そこでぜひ使ってあそこでの過剰な行動に対してしっかりと現実を把握していただきたいというふうに思っております。

その中で表現の自由、言論の自由というものの制限をかけていただきたい。県警でももう押さえがから

ないぐらいに数が多くなってきているわけなんです。しかも冒頭で申し上げましたように、これはもう僕は翁長知事しかとめることができないんだというふうに思っておりますけれども、知事、いかがお考えですか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 二、三日前の報道の自由に対してもいろんな御意見がありました。やはり民主主義国家としては、表現の自由というようなものは大変大切だというふうに思っております。

世界中での出来事も私たちは、香港でもございましたし、タイでもございましたが、あの中でどういう形で行われているかという個別のことはわかりません。どういうふうにどちら側にどうだったというようなことはわからないですけれども、全体的に見ますとやはり表現の自由というのはとても大切だなというふうに思っております。

辺野古に関しましてもいろんな角度からの報告がありました。又吉議員が持ってこられた写真もありますし、あるいは新聞報道に対する写真もあります。いろんな写真もある中で、いわゆるそれを相対的にそれがあるからどうするんだというようなことの中でこの政治が入っていくということは、余りよろしくはないと思っております。

県知事とすれば、県民の安心・安全というのを守りたいということと、それから表現の自由というものはできるだけ、今、公共の福祉の限界がありますよということがありましたけれども、そういったこと等も踏まえながらある意味で自主的に考える中からこういったものは判断されるべきだろうというふうに思っています。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 ぜひ対立する構図が行われている中で、全てが県民でありますからその辺を配慮していただいて、知事の今後の発言に期待をしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 議席番号11番具志堅 透君。

○具志堅 透君 自民党の具志堅透でございます。

一般質問を行いたいと思います。

まず、1点目の知事の政治姿勢についてでございます。

その中の知事訪米についてでございますが、まず初めに、公室長であるのかな、今回の訪米に係る知事御一行に係る予算、それと現地でその地ならしをしたと

言われる、米の駐在事務所に係る予算をちょっと教えてください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時34分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） お答えします。

まず、今回訪米にかかった費用ということでございます。総額で876万5000円となっております。内訳につきましては、旅費で559万2000円、それから委託料で264万8000円等々となっております。

それから、ワシントン事務所の経費につきましては、これは総額でございますけれども、年間予算で7932万9000円、その内訳につきましては、旅費で548万円、委託料で7384万9000円となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 ありがとうございます。

次に、今回の訪米に対して、知事、成果だとか感想等々ございましたら、代表質問でも出ておりましたが、感想も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 今、公室長からも話がありましたとおり、多くの方々に御意見を、私たちの意見を聞いてもらいました。大変しゃくし定規的な、大概その問題に関してかかわりのある方は、冒頭に同じ文章を読み上げるような形で話をされて、そして、私たちが説明をしますと、最後のほうから少しずつ意見が違ってきて、大変生の声を聞いて理解ができた、知らないこともたくさん聞かせていただいたというようなこともございました。ある議員は——これある議員というのはほとんどのところがクローズなんです、本当はですね。ですから、今、差しさわりのないところまでは話しているわけですが、ぜひ議会で調査に行きたいということをおっしゃった方もおられました。ですから、そういったような意味からすると、大変、私はその理解が得られたのではないかと考えております。

それで、先日も話がありましたけれども、キャンベルさんがやはりどんな合意であれ、沖縄の人々と沖縄県政の支持が不可欠だとふうに話をされております。ですから、こういったこと等で終わってからもういった考え方が聞けるわけでありまして、それからことしの4月16日でありますけれども、地元紙のほう

でリチャード・アーミテージさんが、「米国はこの問題では日本に先頭に立ってもらおうと思っている。日本政府が別のアイデアを持ってくれば、私たちは間違いなく耳を傾ける」。それから、これは時事通信のほうのところでありませけれども、アーミテージさんが、「辺野古が唯一の解決策」と繰り返していることに関し「「私たちが知っている唯一の選択肢」という意味だ。永遠に唯一の選択肢かどうかは分からない。技術や地域情勢によって変わる可能性がある」というようなこともことしの4月に話をされております。

マケインさんもジム・ウェッブさんもそれからレビンさんも仲井眞さんが承認するまでは、みんな辺野古以外の考え方だったんですが、承認をして沖縄県民は全員がそれに同調したというような誤った話が伝わっております。私たちが向こうに行きまして、私が10万票差で勝ったということと、県民は名護市長選挙でも、知事選挙でも、衆議院選挙でも全てノーという民意が出たんですというような話をしますと、それも初めて聞くという方々も多かったですから、これから私はこういったものにもいろいろ話をする機会が出てくるのではないかなと思っております。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 知事、ちょっと今の答弁の中で、仲井眞さんが承認した後、全員、全部賛成じゃなかった。ここはちょっと違うんじゃないかなと思いますね。普天間の辺野古移設というのはS A C O合意の中で決定をし、今進められていることでありますので、全部が今マケインさんだとかおっしゃった方々が、反対であったというふうな表現は僕はよくないんじゃないかなと今答弁を聞いて思いました。

それは置いておいて、先日から代表質問の中で県民の気持ちを届けることができた、話し合いを継続するということで大変意義があったと、知事は強調しておりますが、どうもちょっと私はそうは思えないんですね。県内マスコミ報道等々を見ると、知事はこの成果というのは、内向きな成果であったんじゃないかなと。県民向けのパフォーマンスというか、県民が喜ぶようなその成果であったような気がしてならないんですね。米へ行った後のその一連の報道、これは沖縄の県内・県外の新聞等々に報道されたことというのは、米の主要メディアが報道した現行計画の代替案などないとか知事の要請を一蹴したとか、国務省、知事との会談後、軍用面・政治的・財政的・戦略的懸念に対する唯一の選択肢と伝えた。日米合意を堅持する米側が知事の要請を考慮する姿勢すら持たない様子を伝えた。米政府は、知事に、知事が反対する在沖米軍の存在

は、米軍がコミットしている日本防衛の根幹をなすと伝えた。マイケル・グリーン上級副所長は、辺野古移設をしなければ、普天間は固定化するといった認識を日本政府に伝えた。シャーツ氏、ハワイ選出の議員ですね。ハワイ会談後、1日で声明を発表しております。名護市辺野古に普天間飛行場の代替施設をつくることは、日米同盟には不可欠との認識を示したと。そして会議で、私のできることに全力を尽くすと言った発言、それは県内でも大きく取り上げられました。知事、後ほどごらんになったかわかりませんが、そのことに対して辺野古移設に反対するものではない。辺野古移設は、政治的・財政的・戦略的な問題を抱える、唯一の解決策だとしております。

知事、会談の中で一体何を訴えたのか、辺野古以外にも含めて訴えたのかちょっとお伺いしたい。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 先ほど、マケインさんとか、レビンさんとか、ウェッブさんがそんなことを言っただけではないなどとおっしゃっていましたが、おっしゃっていただんですね。より多くは、そうはありませんでしたけれども、これは確認しておかないと県民が誤解したらいけませんので。

それから、もう1つは、私は自民党県連さんが県外移設から変わったときに、あのときにお使いになっていた言葉は、辺野古を含むあらゆる可能性だったんですね。

○具志堅 透君 今もそうです。

○知事（翁長雄志君） 辺野古を含む……今もと言うけれども、辺野古唯一ということしかおっしゃっていないじゃないですか。辺野古を含むあらゆる可能性……

○具志堅 透君 何を言っている。我々の総会資料見ているか。ちょっと議長……。いいよ、続けて。

○議長（喜納昌春君） 静粛に。

○知事（翁長雄志君） 辺野古を含むあらゆる可能性という言葉を使っておられたんですが、いつからか辺野古が唯一という形に変わってまいりました。（「変わってない」と呼ぶ者あり） 私自身もこういったような……変わってないんだったらまた教えてください。全然変わってないんだということをですね。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に。

答弁中です。

○知事（翁長雄志君） そういったこと等を踏まえると、私が辺野古に固執したらいかぬですよと。あらゆる可能性を考えてくださいと。辺野古にできないとい

うことを前提にすると、いろんな方策が出てくるでしょうというような話は向こうのほうでも話をさせてもらったわけです。

それから、沖縄の戦後の歴史の流れというようなものも説明させていただきまし、27年間の出来事もお話をさせていただきました。

そういったようなことの中から、ぜひとも日米安保体制が品格のあるすばらしい体制として世界に発信ができるように頑張っていたきたいというようなことも話をさせてもらっております。

あと全部話をすると長くなりますけれども、大体要点はこんな感じでした。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 知事、知事の認識、わからなかったら、後で……（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

質問中です。

○具志堅 透君 言ってくださいなんていう、そういう発言をしながらこれ議会ですよ、本会議場ですよ。そこでこんな簡単なわかりもしないことを答弁するんですか。我々自民党県連に対する侮辱じゃないですか。我々の県連大会の資料、あなた見たことあるんですか、知事。何て書いてありますか。今度の総会で決定していますよ。辺野古を含むあらゆる選択肢を排除しないというのが我々の今の考え方ですよ。誰が、我々の県連の誰が、唯一辺野古しかないと言っているんですか。ちょっとこの件、訂正と今の件、答えてください。何を言っているの。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

翁長知事。

○具志堅 透君 こういう場所でわかりもしないことを言うなよ。

○知事（翁長雄志君） S A C O以来、辺野古唯一というような話がございましたし、そして今も辺野古唯一しかないというような御趣旨のような感じがしましたので、そういう話をさせていただきましたが、県連大会等で総会でそういう言葉でないということでありましたら、今訂正をしておわびをさせていただきたいと思います。

そして、その上に立ってぜひあらゆる方策というようなものをぜひ御一緒にまた考えさせていただければありがたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上です。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

静粛に願います。

○具志堅 透君 我々は前回の議会でも言っていますよね、唯昭先輩、副知事。我々これまで何してきましたか。前回、答えていただけなかったんですが、そのこと自民党県連が過去3年間、何をやってきたかというのを、浦崎副知事も一緒に随行、一緒に行ってやってきたじゃないですか。ちょっと答弁してください。知事が理解してないから、我々がやっているということを。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。静粛に願います。

浦崎副知事。

○副知事（浦崎唯昭君） ちょっとした前までは、皆さんと一緒にいろんな行動をしましたので、今の具志堅議員のおっしゃっていることはよく理解できております。ただ、その中で今、翁長県政の中でこういう仕事をしておりますので、そういう意味での御理解もいただければとこのように思っております。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 御理解というか我々も一緒ですよ、ですから。御理解をいただきたい、こちらこそ御理解をいただきたい。まあまあいいでしょう。

ちょっと横にそれないように、知事、辺野古のことは当然のごとく訴えたとは思います。ただ、別のことといいますかマケイン氏が、大変有意義であった、今後も意見交換を続けていきたいということを知事は殊さら強調しておりますが、マケイン氏は会談後、友好的で彼も敬意あるものだったと。あるいは、そこで日米同盟は重要という、知事の主張にも私も同意しているというふうなことで、知事は日米同盟の理解といいますかその重要性ということもおっしゃったはずなんです。そのことはどうですか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 私は、日米安保体制を理解をしているというのは、選挙中も当選してからもずっと申し上げているので、アメリカで特別そういう話をしたわけじゃございません。それはもちろん話はしましたよ、特別アメリカだけというわけじゃないんだということを言っているんですよ。しかしまた、何でそこで申し上げたかという、いわゆる0.6%に73.8%というのは幾ら何でも理不尽ですよということをわかっていただくために話をしたんです。ですからこのことをよく御理解をいただいて、沖縄でこれだけのたくさん基地を預かっているという中で、日米安保体制というものが本当に安定的にやれると思っておりますかというようなことの、私からするといわゆる理論的な思いを込めて話をさせてもらいました。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 知事、議論はわかりやすく、今県民が見ているはずですからね。議会の質疑・質問というのはわかりやすくするために聞かれたことに答えてください。当然知事がこれまでおっしゃってきた、前回の答弁でもやってきたことは私は理解しながら言っているんですよ。ぜひお願いします。

そこで、知事が一連の辺野古を訴える中でのことであったとしても、日米同盟は理解できるとこれまでも言ってきております。その理解できる、その日米安保体制の重要性というものをちょっと具体的に、うちの代表質問の中でもありましたが、僕は答えてないような気がして具体的に知事ちょっと答えてもらえませんか。日米安全保障体制があるがゆえ、日本にどういった恩恵、沖縄にどういった恩恵、何が重要であるのかという部分を、知事の思いとして県民に訴えてください。具体的をお願いします。わかりやすくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） お答えいたします。

今度の定例会でも日米安保体制についての答弁はさせてもらっております。アジアを初め極東の安全に今日まで貢献をしてきたこと、これについては私自身理解しております。しかしながら、中谷防衛大臣とも話したんですが、今は、向こうが国名も出しましたので私も国名を出しますけれども、中国の脅威があると、スクランブルが何機だというような説明をして、今とっても危険な状況があるので、自衛隊も置かせてもらいたい。あるいはまた、そういったような形で新基地もつくらせてもらいたいというようなことでございましたので、私から申し上げますと、それではあの冷戦構造時代というのは、今の時代よりは平和だったんですかと。その比べもしないで今が大変だ、大変だと言っているけれども、じゃこれまでの時間というのは、そう大したことじゃなかったんですねと。それから今回、積極的平和主義ということで、中東まで視野に入れるということで2プラス2の中で出てきているわけですね。そうすると、沖縄の地政学的な意味合いは、中東というところまで沖縄が重要なんですかと。私は日米安保体制は理解しておりますけれども、沖縄が受ける過重な負担というものについては御理解いただいていますかという話をさせていただいたんです。ですから、日米安保体制というのは、確かに沖縄も守ってくれたのかもしれませんが、日本を守ったというのが一番大きいと思うんですよ。この日本を守ったというのが27年間私たちは、日本人でもな

いアメリカ人でもない時間を過ごして、そして日米地位協定どころではない、何の法律もない中で私たちの人権獲得があったわけです。こういった27年間も経験をして、なおかつ日米安保体制ということに触れる場合には、日米安保体制が果たした役割とそれを支えた沖縄のもの、そして27年間の出来事、こういったこと等も踏まえて私たちウチナーンチュは考えないと、全部一緒にやられるというのは大変私は難しいというふうに思っております。よく私がこういう発言をするものですから、本土の方から質問があるのは、あなたは日米安保体制に反対なのと言うんですよ、いや賛成ですよと。何で賛成なのに基地反対なのと言うんですね。あれ、私はこういうふうに本土の方々は日米安保体制反対なんですかと云ったら、いや賛成だよと。何で米軍基地受けないんですかという話をするんですね。この辺のところが沖縄はどうも70年間の習性で、自分たちだけで受けるべきものだというふうに思っていやせぬかなと。日米安保体制というのは日本国民全体でひとしく負担して初めてほかの国も抑止力についての日本の国の覚悟が見えてくると思うんですよ。一県に押しつけたら、この一県だけで終わるつもりだなと思われたらこれは抑止力にはなりません。ですから、私は日本国民全体で……

○具志堅 透君 答弁になってないな。

○知事（翁長雄志君） 具体的に答えてくれというから今こう話しているんですよ。

○具志堅 透君 日米安保体制の理解というのは全く話してないよ。

○知事（翁長雄志君） 安保体制の話をしているんですよ。

そういうことで日米安保体制というのはあるんだというふうに私は思っておりますから、今大変理解があると同時にその中身においては是正すべきものは是正していただきたいというふうに言っているわけがあります。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 議長、ちょっと議事整理もよろしくお願ひしたいと。

私が聞いているのは、日米安保を知事は理解しているというから、その理解を聞いているんであって、どういう貢献があつてと私具体的に言っているんですよ。

それから、知事の話の中で、冷戦構造、冷戦のときは平和であつたかとか言っているんです。あのときはあのときの政治家、あるいは国民の理解の中で、努力の中で戦争もなくやってきているじゃないですか。あ

のときはあのとき、今は今の中で緊張感があるというのは事実じゃないですか。

それと、日本人、沖縄は日本じゃないんですか。日本人でもないアメリカ人でもないというのは、アメリカ統治下のことを言っていると思うんですが、安保体制の中で日本人を守ってきた、ウチナーンチュは守られてないというんですか。いや、沖縄は日本を守ってきたと言っているじゃないですか。

ここで、知事の答弁にちょっと流されて時間がないんで、また前回のようになりたくないんで、ここの議論はいいですから、もう一度聞きます。

日米安保体制、知事は理解するということは、認めているということですよ。賛成であるということですよ。これまでも日米安保体制が日本国、日本国は沖縄県ですよ、沖縄県も一緒でしょう。そこに果たした役割、知事はどう理解しているんですかということを知っているんです。それ以外のことはいいですから、辺野古のことは聞いていませんよ。基地の過重負担も聞いていませんよ。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

翁長知事。（発言する者あり）

静粛に願います。

○知事（翁長雄志君） 沖縄は守らなかったのかというと、私は先ほど、沖縄も守ってもらいましたけれども、日本国民全体も守ってもらいましたと……

○具志堅 透君 日本国民をと言った、ほとんど。

○知事（翁長雄志君） これもしあれでしたら、議事録を起こしてください。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 答弁中です。

静粛に。

○知事（翁長雄志君） 沖縄も守られたけれども、日本国も守られたという話をしたんです。そして日米安保体制というものが、アジアを初め極東の安全に君臨をしたというか、力を尽くしたというのはよくわかるわけですが、しかしながら、その中で今、日本人でもないアメリカ人でもないというのは、何も……

○具志堅 透君 そのことはいいからと言っているでしょう。議論進めましょう、前に。

○知事（翁長雄志君） そういうようなことで、こういうことも含めて日米安保体制にはひずみがあった、少なくとも沖縄に住んでいる者にとってはひずみがあった。ですから、これを是正をする、これからこそ是正をして本当に世界に冠たる日米安保体制をつくってもらいたいという意味で話をしているわけで、今日までの果たした役割はアジアや極東、そして日本全体を守ったという意味では、意味があったと思っております。

ます。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 知事、答えてないよ。もういいでしょう。知事は日米安保を理解していると言っているんですが、なかなかその答えが出てこないですね。これでいいでしょう。

ただ今回の訪米の中で、知事は辺野古は反対だが県内の基地の全面撤去は求めない。日米同盟、日米安全保障は理解している。私はこのことに尽きるんだろうと。例えばアメリカのマケインさんが、今後も会談をしていきたいとか、沖縄の理解を得るというふうなことというのは、そういうことに尽きるんじゃないかなというふうに思うんですが、もう一つ、米側の考え方、辺野古移設については、決定されたこと、決着済みなことと捉えているのではないですか、アメリカ側は。知事と今後も話し合いを継続していくことについても、先ほども言いましたが、知事の日米同盟の重要性を理解しているということからではないかなというふうに思っております。

そういう中で今後の訪米についてもこれだけの予算を使って、沖縄の思いを伝えたということで終わっていますね。今後の継続云々に関しても先ほど言ったとおり、私はアメリカ・ワシントンの駐在員も含めてもう解散して、訪米も行くべきじゃないと。それこそ日本政府に向けて日本政府と交渉したほうがいいんじゃないかなというふうに言わざるを得ないと思っております。以上でいいです。終わります。

次に、2点目の外郭団体の人事についてでございますが、先ほど花城県議のほうが細かくやっていたので、そんなに突っ込まないんですが、ただ一点、そのコンベンションビューローの会長というんですか、いろいろ物議がありましたね、新聞報道にも論功行賞人事じゃないかと、内外からあるというふうな報道見てびっくりしたんですが、そして彼が就任をされた。そのときのコメントが載っていました、記者から質問を受けて、「私の今後の行動を見てほしい」と。公正・公平にいくんだというふうなことを言っておりましたが、私、後で聞いてびっくりなんですね、びっくりしております。そのコンベンションビューローの会合、決定をしていたこと、通達を出していること、あるホテルで予定しているのを全部キャンセルにして自分のホテルでやると。これは「私の今後の行動を見てほしい」と県民に言えますかね。このことはびっくりですね。そのことは、答弁はいいです。知事、こういった誤解を与えないような、もう話せばいろいろあるんです。副知事、副知事が人事担当かもしれません。

が、その誤解のないように、今、沖縄県の観光というのは本当にリーディング産業で、これから1000万人に向け、僕は1000万人達成は可能だと思っているんですよ。こういう内部でがちゃがちゃさせないで、本当にしっかりと頑張っていたきたいという思いで言っているんですよ。ぜひそのことはとめておいていただきたいと思います。

次に3点目、水源地域振興交付金の創設についてでございます。

企画部長、せんだって26日でしたか、国頭村から意見書の提出というか要請があったと思います。その中身についてちょっと御説明願えませんか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 答えいたします。

26日に国頭村の議長、そして副議長含め総勢10名の議員の方が企画部のほうに来まして、要請を私のほうで受けました。その主なものは水源基金が今解散されているわけですが、一時的な助成措置ではなくて、永続的な水源地域の振興策を講じてほしい、それからまた水源涵養機能を維持するためには、費用負担に伴う村負担に対して助成をしていただきたいとか、それから取水する場合には適正な管理及び適正な取水を行っていただきたい。またこれ企業局関連ですが、企業局を中心に水源市町村に給水原価を支払ってそれを料金に転嫁できる等について実現していただきたい、そういったもろもろの趣旨、発言、要請がございました。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 ありがとうございます。

私もその要請内容を少し取り寄せてみました。要約すると、国頭村においては自然豊かな地域であると。この豊かな森林は、水源涵養機能を担っている。それを後世に持続可能な形で引き継がなければならない。その豊かな自然に育まれた水は中南部へ送水され、都市部の人々の暮らしや生活、産業活動に欠かせないものとなっている。しかし、水源地域は過疎化が進行し、受水市町村である中南部と格差が拡大している。沖縄本島の生活や経済は安定的に水が供給されている前提で成り立っており、良質な水の供給を続ける上でも水源地の保全是重要であり、県全体としてこれまで以上に水源地へ目を向けていく必要を訴えているように思います。

これまで水源地域への助成措置であった水源基金が平成24年に解散・廃止をされました。水源涵養等機能維持に大変苦慮している云々というふうな話、そして水源林対策事業や水源基金等の一時的な措置ではな

く、永続的な水源地域の振興策を講じてもらいたいを筆頭に8項目の要請があったと思います。今や沖縄県の水事情は、前々から企業局長もおっしゃっているとおり、ダム completion とともに全くの断水もなく、それも北部のダム所在市町村の理解と貢献の中で、断水もなく県民生活はもとより、県の観光振興や経済活動に専念できるように現状の中でこのような意見書が出てまいりました。

企画部長、企業局長にも伺いますが、こういった要請を踏まえてどういった認識をお持ちですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 水源地域から得られる水はやはり県民生活を支える大変な、貴重な資源であるというふうに理解しております。それにつきまして我々、この要請につきましては、内容をしっかり確認して関係部局としっかり調整を行ってまいりたいと、そういうような発言をさせていただいたところでございます。

○議長（喜納昌春君） 企業局長。

○企業局長（平良敏昭君） 答えいたします。

今、企画部長が答弁したとおりではございますけれども、この間、水源基金約100億近いうちの38億余りを企業局が負担しまして、また一方でダム等所在市町村に対する、いわゆる固定資産税相当額としてこの10年間だけでも142億、そのうち北部地域が75億、先日要請があった国頭村だけでも26億5000万、これぐらいの負担を企業局はこの間しているわけです。ある面では財源貢献していると言っても過言ではございません。

そういうことで、今後のことにつきましては、水源基金がこの間果たしてきた役割あるいはどうするのかということは企業局にとってもかなりの大きなこれ水道原価の中で8%ぐらい占めていますので、これを制度を水道原価の対価云々という議論については慎重な検討が必要だろうとこのように考えております。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 ありがとうございます。

謝花部長におかれましては、そういった理解を持ってその地域と地元自治体の話も伺いたいというふうな話も聞いておりますので、ぜひともそういった意見交換も踏まえてやっていただきたいなど。部長の理解には感謝をいたしたいなというふうに思っております。

先ほど企業局長が既に答えておりましたが、今やこれまで基金があったものが廃止をされて本当に困っている現状、ダムの所在市町村というのは名護市もそうであるんですが、村におかれましては、本当に財政が

脆弱でそのダムあるがゆえの弊害もいっぱいあるわけですね。開発ができないだとか、自分たちはこうしたいんだけど、ああしたいんだけど、私はある区長さんにそうも言われたんですよ。我々は畑に軽トラックを持って乗り入れたいんだと、その道さえつくってくれないという話もあるんですよ。ですからそういった中で、何らかの形でその所在市町村への、我々その水の恩恵を受けているわけですから、ということを考えてはいかがかなというふうに思っております。

そこで知事、そういった水源地域振興交付金の創設等々に関する知事の認識というか、今の議論を踏まえて必要性等々についてちょっと知事の御意見を伺いたいのですが。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） ただいまの具志堅議員の言葉は、本当に胸にしみ入るような感じがいたしました。私も消費市として那覇市等含め消費をする側の市町村の中で、全国のそういったダムを管理している集まりなどにも出ていきましたが、確かにダムを預かるほうと消費をする側の意見の食い違い等々いろいろある中に、沖縄は特に面積が小さいですからその小さい中で起きていることについては、みんなで考えていかなきゃいけないなと。ですから、今、軽トラックで入りたいというような実情がちょっとわかりませんので何とも言えないんですが、一般的に言うとやっぱりそういった努力は行政としてもやるべきだろうというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 知事、意見が一致しましたね。ありがとうございました。

例えば、その水源基金にかわる何らかを創設、財源確保しなきゃいけないという認識は、僕は一致していると思っていますし、今の答弁を聞いてもですね。

そこで提案をしたいなと思っておりますが、企業局長、先ほどどちらと言っておりましたが、今1日の平均、家族の1日の水の使用量は幾ら、何立米ですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後0時7分再開

○議長（喜納昌春君） 企業局長。

○企業局長（平良敏昭君） 今計算してみますと、1家族で大体0.5トンぐらいの計算になります。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 もっと少なくなりましたね。私の試算というか聞いた話では、1日1トン、大体4名平均家族でというふうな話を聞いております。

そこで、時間がないのでちょっと提案を先にさせていただきたいと思うんですが、その1トンに1円を掛けて使用料に上乗せをする。例えばそうすると、月10円、年間120円、大体缶ジュース1杯で先ほど言ったダム所在市町村に対するということを考えれば、そういったこともあっていいんじゃないか。これが恒久的な、一括交付金を使ってどうのこうのということでは、恒久的な財源になりませんので、それを一般財源化して安定的にそのダム所在市町村にやったらどうかという思いがございます。

知事あるいは部長でもいいんですが、その提案に対して前向きに検討していただけないでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

企画部としましては、水源涵養のためにさまざまなこういった支援ができるかということを検討しているわけですが、今議員からの御提案、水道料金を直接転嫁するという案でございますけれども、これは企画部だけで当然結論を出せるようなものではございません。大変大きな問題だと思っておりますけれども、しっかり企業局長とも意見交換をしながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 知事の御英断を期待しております。

次に、北部地域基幹病院構想について、これまでの経緯とそしてその経緯を踏まえて進捗状況について伺います。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君） 北部地域研究会におきましては、北部地域における医療提供体制を確保する方策を検討することを目的に、北部地域における医療提供の中核である県立北部病院、北部地区医師会病院の現状と課題について整理をし、今後の取り組みについて検討を行っております。

同研究会の報告には、1点目、過疎地域であり、社会資源の少ない北部地域での医師確保を図るためには、医師が勤務を希望する魅力ある機能を備えた基幹的な病院の整備を図り、当該病院を軸とした安定的な医師確保体制の仕組みをつくっていく必要がある。2点目、基幹的な病院の整備に当たっては、病床の増、診療科の集約、大学等からの支援体制など診療機能の充実や圏域における医療資源の効率的な活用を図る観点から、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合再編による病院整備が望ましい。また3点目、医師確保を図るためには、基幹的な病院の整備とともに医師の居住環境や子供の教育環境の向上に取り組む必要がある。

り、北部広域市町村圏事務組合が実施している「北部地域の安全・安心な定住条件整備事業」とも連携した取り組みを進めていく必要がある。さらに、病院統合に向けては経営形態、病院機能、財産や職員身分の取り扱いなど多くの検討事項があり、個別具体的な検討が必要であるというふうにされております。

このような中、ことしの3月に地域医療構想の策定に関するガイドラインというのが示されました。都道府県におきましては、10年後の目指すべき医療提供体制を示す、地域医療構想の策定が求められております。北部地域の医療提供体制につきましては、北部地域の基幹的病院構想として関係者の意見を伺ってきたところであります。地域医療構想の内容とも大きく関連しますので、同医療構想の策定を進める中で、あわせて議論、精査していく必要があると考えております。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 今の経緯、経過を踏まえて安慶田副知事、どう進めていきますか。担当、浦崎副知事でもいいですよ。わかっていますから、安慶田副知事、両副知事お願いします。

○議長（喜納昌春君） 浦崎副知事。

○副知事（浦崎唯昭君） 先ほどの御答弁の中でも同じような話になるんですけれども、約1年ぐらい前まではそういう立場から北部病院の厳しさ、住んでいる皆様方の不安に対して応えていくべきだということで、皆さんといろんな勉強をしたのを覚えています。そういう意味で、北部が大変厳しい状況にあることもよく理解させていただいています。

そういう中で、先ほども部長から答弁がありましたけれども、ことし3月に地域医療構想の策定に関するガイドラインが示され、都道府県において、10年後である平成31年に向けて目指すべき医療体系を示す地域医療構想の策定が求められているということでございました。県では、平成28年度までに策定することといたしております。

県としましては、知事の公約である県立病院の経営形態を維持しつつ離島医療、救命救急医療、急性期医療、高度特殊医療機能強化等の政策に取り組みます。

北部地域の基幹的病院に関する北部市町村議会からの要請で示された北部地域の医療の窮状については、危機的状況であると認識しております。県立北部病院は地域医療の中核としての役割を担っており、まずは、その充実強化に取り組むことが重要であると考えております。そのため、昨年9月に20億円の北部地域及び離島緊急医師確保対策基金を設置し、平成30

年度までの5カ年間、北部地域等の医師確保対策を集中的に実施しております。

県としましては、この医療構想の策定を進める中で北部地域についても詳細な調査分析を行い、さらに効果的な施策の検討を行う必要があると考えていることから、北部市町村議会の要請及び研究報告回答についても十分精査する考えであります。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 ちょっと待ってよ。ちょっと、ちょっと……

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後0時14分休憩

午後0時14分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

具志堅 透君。

○具志堅 透君 これまで進んできたことを再度、詳細にということはちょっと納得いきませんね。

今の答弁の中に公約は重いとありましたが、知事、施政方針演説は重いですかどうですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後0時14分休憩

午後0時15分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君） ことし第1回の沖縄県議会の知事提案説明要旨のことだと思っておりますが、その中で「医療の充実について申し上げます。」という中で、「地域医療の充実強化を図るため、「北部地域及び離島緊急医師確保対策基金」等を活用し、医師の確保に取り組みます。また、看護師等保健医療従事者の養成・確保、救急医療体制の充実、北部地域における基幹的病院の整備に向けて取り組みます。」とあります。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 そうじゃないんですよ。知事は施政方針の中で、基幹病院の云々ということをおっしゃるので、ぜひそのこともあって、ちょっときょうは全く取り上げられなかったです。

知事、ただ知事には市長時代に実績があるんですね。その話を聞いて私は非常に感銘を受けて、すごいなと、那覇市長すごいなと思った経緯もあります。今、ヤンバルは本当にもうきょう全部洗い出ししようと思ったんですが、時間がなくてできなかったんです。そのヤンバルの今置かれている現状、定住条件の整備、ヤンバルで今子供を産むなということですよ。年間150名中部に出ていっているんですよ。その産婦

人科、民間に頼っている。2つの民間病院もあるんですが、その民間病院があと5年ともたないですよ、高齢で、ドクターがですね。そういった現状、産婦人科・小児科に特化されますが、脳外科、内科、整形全てにおいてそうです。そして今、北部のちょっと……

○議長（喜納昌春君）　まとめてください。

○具志堅　透君　北部のほかの病院に診療制限というのめんどめんど出しているんですよ。それが基幹病院としての体をなしているかということ。切り捨てと言われますよ、知事。知事はそういう実績があるんですから、しっかりとヤンバルの基幹病院、公約云々ということじゃない。先ほど行政は継続だとも知事言いましたよ、……

○議長（喜納昌春君）　まとめてください。

○具志堅　透君　引き継いでいるとも、ぜひともそのことをしっかりと考えて検討していただきたい。ヤンバルでは、決起大会、一揆起こしますよ、このことで。ぜひお願いをしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後0時17分休憩

午後1時22分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

砂川利勝君。

○砂川　利勝君　自民党の砂川です。

よろしくお願いいたします。

まず1点目に、知事の政治姿勢ということで、日本固有の領土であり沖縄県石垣市の行政区域である尖閣諸島について、翁長知事の認識を伺いたいというふうに思います。答弁をお願いいたします。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　砂川議員の御質問にお答えいたします。

日本政府は、尖閣諸島が我が国固有の領土であることは歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配しており、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在しないとの立場をとっております。

沖縄県としては、尖閣諸島に関する日本政府の見解を支持するものであります。尖閣諸島をめぐる問題につきましては、平和的な外交を通じて一日も早い解決が図られるよう、日本、中国の両政府に全力を尽くしてもらいたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　もちろん平和的話し合いでの解決が

一番望ましいんですが、基本これまでの報道を含めてそのような話し合いが持てるような状況じゃないというのは誰もが認識しているところかなというふうに私思っております。

ことし6月27日までに18回の領海侵犯がなされております。その領海侵犯に対して、知事の思いというんですか、見解をちょっと伺わせてください。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　尖閣の問題は、長い間表に出ることがなかったんですが、石原都知事あるいはまた野田総理等々の流れの中で国有化を、国有化じゃない国で買ったというような状況の中から大変厳しくなってきたかなという感じを持っております。そしてその中で、私たち沖縄県の立場からしますと、こういう形で領海侵犯をしたり、そういったことについては大変不本意ではございます。ですから、海上保安庁を通じてしっかりとその領域を海域を守ってもらいたいというような要請もしてきたところでございます。ただ私が心配するのは9・11のニューヨークテロの場合に、沖縄とは全く関係ないにもかかわらず観光客がぐっと落ちたということを考えると、ほんの少しの摩擦といいますか、こういうのを何と言うんですか、ぶつかり合うようなことをやられると私は今一番石垣が100万も超えて人気のある観光の場所でありますけれども、場合によっては修学旅行を含めちょっとした摩擦でもってこういうことになりかねないという意味からすると、何が何でも平和的に外交的に解決をしてもらいたいということを私ども沖縄県を預かるものとしては、強く申し上げたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　もちろん私もその知事の平和的解決に、話し合いでの解決が一番望ましいというふうに思っております。しかしながら、これまでの中国の行動というのは、とどまるどころかもう日に日にエスカレートしていると。もちろん、これは東シナ海だけでなく西沙諸島、南沙諸島でも基地をつくってしっかりと隣国と対決していくという姿勢を出しているんですね。まさに中国がまた東シナ海を視野に入れて浙江省で基地を建設するという報道がなされました。多分これは事実だというふうに思っています。その点踏まえて、知事、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　そういうことで三、四年は大変厳しい状況でありましたけれども、今6月27日ですか、18回領海侵犯があったということなんですが、日中首脳会議が2回行われまして、新聞等でしか

わからないんですけれども、現場にも行ったことありませんので、新聞等で見ると何かこういうことを通じながら少し落ちつき始めてきたのかなというような感じは持っております。これはあくまでも新聞等での情報でしか私はわかりませんので、そういったこと等から見ると二、三年前のときよりは落ちつきを取り戻しているような感じは今しております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 知事と私の意見のちょっと相違があるのかなと。ただ私が先ほどから述べているように、本当に連日接続水域には毎日来ています。領海侵犯したのがことし6月までに18回ということで、毎日毎日来ています。結局落ちついたというのであればこれは来ないでしょう。落ちついてないからこそ今来ているんじゃないかなというふうに私は認識しているんですよね。そういった中で、やっぱり沖縄県の行政の長として、もちろん観光も大事でしょう。ただ、実際尖閣に行って漁をしたいとか、やっぱり領域を侵されそうになっている現状を踏まえて、やはり日本政府と中国政府の話だと、これは国の専権事項だというふうに思っていると思うんですね。ただ、何らかのメッセージを発しないと私はますますエスカレートするんじゃないかなというふうに思っています。違う意見も、多分私と違う考え方かなというふうに思いますけれども、ただいつまでも黙っていて中国のやりたい放題のこの現状を本当にどうやった行動をとるべきかということのを改めて知事から伺いたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 国と国との関係という意味からすると、砂川議員の話というのもひとつまたうなずけるわけであります。沖縄県という形でしますと、福建省と沖縄が姉妹都市であると、あるいは那覇市と福州、浦添と泉州、そして宜野湾とアモイという形で姉妹都市を結んでおりますので、そういったような形で交流を通じながら、いわゆるお互いのそういった心といますか、そういったものをつなぐような自治体外交みたいなものが私たちには求められているのではないかなというふうに思っておりますし、それから先ほど申し上げました尖閣は我が国の領土であるということのしっかりとした認識を持つことと、そういった自治体外交によってこの問題がとにかく平和的に外交的というのが私の思いであります。観光客が100万から数十万に落ち込むということは、私からするとやっぱり今の沖縄の置かれている環境からすると大変大きなウェートを占めますので、それを強く訴えていくということが一番大切なことではないかなと思っています。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 知事の観光姿勢というのは私も理解できます。ただ、やはり現実置かれている立場で、私はその石垣に住んでいる、国境の島に住んでいる一人として、やはり毅然とした態度が私は必要だと思うんですね。知事も日本の領土であるということを今おっしゃいましたので、改めて尖閣は日本固有の領土であるということを知事のお言葉をいただませんか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 先ほども申し上げましたけれども、日本政府が尖閣諸島が我が国固有の領土であること、歴史的にも国際法上も疑いのない、我が国がまた現に有効に支配しているという国の立場を沖縄県も支持をしております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 ぜひそのことを認識しながら、私には知事がやはりこの尖閣の状況、視察する必要性があると思っています。あれだけ辺野古の運動でアメリカまでいろんなことを訴えに行ったと。自衛隊機を使って尖閣上空まで行って現場視察ができないか、答弁いただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） お答えします。

正確な日時じゃないんですけれども、六、七年前にP3Cで尖閣上空含め2時間ぐらいにわたって視察をしたことがあります。ただ今そういった中国との関係になってからは行ったことはございません。今議員がおっしゃることもお聞きをしながら、いわゆる平和的に外交的という意味で沖縄県がどういう立場をとったほうがいいのかというのは改めて考えてみたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 行動力のある知事ですので、それはしっかりと現場を認識してさまざまな場面で話がしたいと午前中の質問でもあったんですよね。それは何を裏づけるかということはやっぱり百聞は一見にしかずで、現状を見ることは私は大事だと思うんですよ。その現状を把握して機会があればお話をすると。そこまで近い関係であれば、皆さんも慎めば我々も行かなくて済むと、日本もですよ。そういう認識に立つべきだというふうに私思いますがいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 先ほど来申し上げているように、尖閣が固有の領土であるということ、そして現に日本がそれを有効に支配をしているということを含めて、こういったものの中に沖縄県とかが視察をしても

ろもろ行動し発言をしたほうがいいのか、あるいは先ほど申し上げました自治体外交ということで、そういった少しでもお互いの認識の違いというようなものを埋めることができるかどうかというところに力を置くのか、あるいは両方ともやっていくのか、こういったこと等いろいろ考えていきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 ぜひ考えていきたいということで、実現をして、やはり沖縄県のリーダーとしてしっかりとその立場を主張していただければというふうに思っております。

次に、東シナ海の中国軍の実態です。

先ほども言いましたけれども、浙江省で基地建設が予定されているという報道がなされました。もちろん、これまで南沙諸島、フィリピン、ベトナム含めた海域でも岩礁の上に基地をつくっているという実態ですよね。そのことを踏まえて、知事はどのような認識があるのか、こういう報道された中でどういうふうに思っているのか答弁を求めます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） お答えします。

県としても同海域が尖閣の東シナ海あたりが沖縄県域を含んでいることから重大な関心を持って注視しております。いずれにしましても、先ほど知事が答弁しておりましたとおり、沖縄にとって文化・経済面など多面的な交流関係を築き、強化していくことがこの地域の平和と安定に寄与するものだと考えております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 最後のほうの答弁はちょっと違うんじゃないですか。私はどう思うかと聞いているんですよ。こんな軍事行動を実際やっている中で、それに対してのやはり認識ですよね。やはり緊張感をもう高めてきているのは事実ですので、そういう中国の動きに対してしっかりと国とも日本国ともしっかりと話し合いをするべきだし、緊張感を持たなきゃいけないんじゃないかなというふうに私思いますが、改めて知事どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 私ども機会あるごとにこれまでもこの海域の動きについては注視してきておりまして、実際外務大臣などにも要請しております。その内容としましては、漁業者が安全に操業できるよう外国漁船に対する取り締まり強化について措置を講ずることなど具体的に要請しておりますので、今後ともそういう形でこの問題に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 私は改めて聞きたいんですが、南沙諸島、西沙諸島の基地建設に対して、中国のですよ、知事はどういう見解を持っていますか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 南沙諸島初めフィリピンとかベトナムとのいろんな出来事、あるいは向こうの海域に滑走路を含めてビルも建っているというような報道には接しております。ただ歴史的経緯とかそういうことは私は詳しくはございません。ただ一般的に言われているやはり大国としての自制心といいますが、そういったものは持つべきではないかという論調がいろんな分野で感じられます。やはりそういった見方が正しいのかなというふうには思っておりますが、私自身が現場に足を運んだこともありませんので、そういった世界的な流れがあるというのはしっかりと認識しております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 やはり諸外国との摩擦を自分たちのほうから仕掛けていているような状況の中で、我が沖縄県もそういうまた対象になっているということ自体は本当に憂慮すべきことだというふうに私は思っています。知事もやはりそういう世間で言われているような風潮に対して同調しているような意見だというふうに、私答弁だと思っていますので、当然摩擦を生じないようにやっていただきたいし、また我々もそれに対してしっかりと対応していかなければならないというふうに思います。今後、この尖閣含めた中国の動きに対しては、県もしっかりと情報収集含めて政府としっかりと話し合いをしていく必要性が私はあると思います。国境の島に住む私からしてみたら、漁民、我々石垣・八重山の郡民、本当に危機感を持っています。

ちょっと余談ですけども、辺野古の取材に行った地元紙がこういうことを言われたそうですよ。あなたは八重山から来たのかと。そこは尖閣諸島は沖縄はもともと中国のものだというふうに言った方がいるらしいです、反対派の中に。そして、あなたは自衛隊や米軍に賛成だったら八重山に全部持っていきなさいと、反対派の中からそういう話が出たというのは本当に寂しい話ですよね。言語道断じゃないですか、これ。一種の、本当に今出ているような私たちに対する偏見なのかなと。皆さんがいつも言っている沖縄に対する偏見だと言っているけれども、まさにこういうこともあるというのが現実なんですね。まさか知事はそういう気持ちはないでしょう、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 今前半のほうがちっと聞き取れなかったんですけども、八重山に対するそういった思いがあるかというようなこと、今確認したらそういうことだと思いますので。私はもう小学校時代におやじ、おふくろ、何で向こうによく行ったかわかりませんが、八重山に行って八重山観光に行ってきた、それを作文にえーやまと書いたら訂正されてきたものですから、特にその言葉によく覚えがございます。しかしながら、八重山全体、大変私からすると人間的にもすばらしいというのを小さいころから、私の隣近所のつき合いからしてもございますし、大変この何といいますか、品位のある島でそして品位のある方々がたくさんおられるなというのは、正直なところ感じております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 ぜひこの中国の件については、しっかりと対応していく必要性が私あると思いますので、何らかの形で沖縄県もかわりながらしっかりと注視していただければというふうに思っております。

次に移ります。

石垣空港のターミナルの現状と課題、これについて今どのようにお考えですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） お答えします。

石垣空港旅客ターミナルは、平成25年3月に新空港開港と同時に供用開始されております。新石垣空港における旅客数は、平成25年度が対前年度比29.6%増の218万5700人、平成26年度が対前年度比6.2%増の232万600人と順調に伸びてきているところでございます。平成27年度は開港3年を迎え、新規航空会社の参入や東京直行便の大型機材の就航等に伴い、ピーク時には搭乗待合室が混雑するようになっております。そのため、石垣空港ターミナル株式会社では、今後の旅客数や就航機材の動向等を踏まえ、機材大型化に伴う出発ロビーの拡充や、旅客搭乗橋の増設等を含めた国内線旅客施設の増築の検討を開始することにしております。また国際線旅客施設については、同社や石垣市と連携し、早急に中型機に対応した施設整備を進めていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 今部長の答弁の中で施設拡充をしていきたいと。これいつごろからの予定ですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） ちょっと休憩でよろしいですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後1時40分休憩

午後1時41分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 済みません。

国内線旅客施設の増築について今検討する時期にあるということで、これから検討が始まります。工事的にはいつごろになるかというのは、この検討を踏まえてということになろうかと思います。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 今120万余、前年度観光客も来ていると。もちろん多分ことはもうそのの上を行くんじゃないかと言われている。もちろん787も飛ぶようになりましたので、それだけの客が来ていると。やはりちょっと時間のずれで飛行機がおくれたりすると、本当にごった返しているんですよね。レストランもほとんどない、下のほうにはあるんですけども、結局それでは間に合わない。もちろん駐車場も狭くなっていると。やはり従業員の駐車場にも本当に事欠いていて大変厳しい状況なんですね。早急な整備計画が私は求められると思うんですよ。ぜひ今年度でそういう流れをしっかりと検討していただいて、早く解決していかないと多分150万ぐらいは来るかなというふうに思われています。もちろんそれ以外にも地元の方も利用していますので、そういう具体的に厳しいねという現状わかっていますので、そこら辺は早目の対応をお願いしたいというふうに思いますので、決意のほど。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 今の議員御指摘のとおり、駐車場のほうも不足しているという情報は入ってございます。もちろんターミナルビル自体も狭隘化というのがいろいろ地元のほうからも要請等もありますので、早目の対応というのはしっかりやっていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 浦崎副知事が取締役役に就任していますよね、ターミナルビルの。その点も踏まえて副知事もちょっと感想というか、多分行かれたと思いますので空港の感想、実態を見てどのように思うか答弁してください。

○議長（喜納昌春君） 浦崎副知事。

○副知事（浦崎唯昭君） 石垣空港が開港以来、観光が大変好調になりまして石垣の経済の発展に大きく貢献していることを大変心強く思っております。そういう中で、今おっしゃる問題が発生しているのも知って

おりますし、国際線もせんだって台湾へ行きましたら台湾の方々からも何とかしてくださいというお話がありましたので、今部長の答弁したとおり早急に国内線・国際線改善すべきであろうとこのように思っております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 次に移ります。

国道・県道の維持管理について、実態とそして見直す予定があるのか伺いたと思います。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 道路の適切な維持管理につきましては、観光イメージの向上や交通安全確保の観点から、大変重要だと認識しているところでございます。

平成27年度の県管理道路の維持管理費は、約11億7000万円を計上しており、その主な内容としましては、道路の清掃や植栽管理、道路照明の維持管理となっております。そのうち植栽管理に関しましては、約5億円を計上しておりまして、年2回から3回程度の除草を行うことにしております。今後とも必要な予算を確保して、適切な道路維持管理に努めたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 観光立県として道路の清掃というのは当然に必要なと思っています。民主党時代にこの予算が削られたという中で、やはり必要性はいろんなところから多分来ていると思いますよ、朝の質問にもあったとおりで。やはり予算を組み替えてやっていくことが私は重要だと思うんですね。ぜひこの清掃管理しっかり徹底していただければというふうに思っています。

特に私どもの石垣島の北部、そこは県道なんですけど、ここは歩道がないと、一部ですよ。歩道がなくて要は雑草が生い茂って歩く人も大変ですよ、これ。その区間の工事が発注されてからまだ終わるまで随分時間がかかるかなということを聞いておりますが、この件に関してどのような認識をお持ちなのか答弁してください。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 砂川議員が御指摘の道路とは平野伊原間線だと思います。この平野伊原間線の明石から平野までの9.6キロメートルにつきまして、議員の御指摘のとおり歩道もなく先見不良の状況でございます。このため、片側歩道を設置する目的で、平成21年度から事業に着手しております。既に6.9キロメートルは整備が済んでいるんですが、残り

の2.7キロ、これにつきましては平成31年の完成供用を予定しています。

ただ今歩道が未整備な箇所というのは結構ございまして、我々はこの歩道の整備をやりたいんですけども、単価不満とか相続問題及び境界の立ち会い拒否など用地取得が難航いたしまして、それで進めないようなところがございます、このあたりは当然地元の方々あるいは地域の協力を得ながら円滑な事業推進を図っていきたくと考えております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 この地区は安慶田副知事の出身地でもありますので、この件に関して地元の反対も少しあるよと。そこに鑑みて副知事がちょっと交渉するか、もちろん私たちもやりますけれども、その辺の対応をしていかないと私は31年には開通しないかなと思っていますので、ちょっと副知事の答弁も求めたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） 答弁させていただきます。

確かに北部地区におきましては、今道路が狭隘なことからいろんな意味でおくれていることは事実でありますし、人口も毎年毎年減っているということも現実でありますので、できるだけ道路が整備されて早目にこの北部振興並びにそういう地域が発展していきますように私が力及ぶ限り一緒になって私も説得をして早目に工事を進めていきたいとそういうふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 ぜひこの半島はまだ一周道路も完成しておりません。石垣市が一括交付金をして整備をしていこうという中で、今多分40万人以上観光客来ています。恐らく整備をすれば100万も来るでしょう。そういう中でやはり道路の整備というのがいかに大事か、そしてまたいかに早くやらなきゃいけないかということは、地域の方々からの強い要望がありますのでぜひとも前向きに取り組んでいただくことを期待いたします。

次に、竹富町西表島の白浜港の岩礁破碎について、この件について答弁してください。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 白浜港につきましては、現在船揚げ場、物揚げ場等の整備に取り組んでいるところでございます。

港湾入り口付近の岩礁につきましては、現在白浜港を利用している船舶の入港に支障はありませんが、今

後船舶の大型化の可能性調査あるいは船主へのヒアリングを行いまして、岩礁除去の対策の必要性について検討してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 この件は、白浜港は5000トン級の船が入るよということは少し聞き取りをした中で説明がありました。ただ地元は前から、要はクルーズ船を入れたいかいような要望があったと思うんですね。そういう地元から要請があった中で、いまだしてきちっと進んでいけないという理由、やはり港が後からできてどうのこうのじゃなくて、そういう要望がある中で、前もってどんどんどんどん進めていくのが私は行政の仕事だと思いますよ。その点含めて、今後これから検討していきますという話では本当にやるのかと。行政用語で検討してまいりますはなかなかやらないということにつながるんですよね。いま一度答弁を求めます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 大型クルーズ船、今石垣・西表に泊まるときの船浮港の沖に泊まって船からおりて船浮港に多分行かれているはずなんです。白浜港に入るときになった場合には、当然港口の航路の幅も必要になりますし、それから岸壁、今7.5メートルの岸壁ございますが、それだけではやっぱり長さが延長、足りなくなります。そういったクルーズ船対応になりましたら、当然船揚げ場、航路の入り口の、今航路の話もありますけれども、そういう岸壁のこともあわせて検討しなければなりませんので、それは当然我々課題として思っていますのでしばらく勉強させていただきますと思います。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 竹富町の町長初め議会議員やまた地元の方々からの強い要望がありますので、聞いて流すんじゃなくてしっかりと私は対応してほしいというふうに思いますので、この質問についてはまた改めてしっかりやっていきたいと思っています。

それと竹富の離島における竹富島、波照間島における県道昇格について、これについて答弁してください。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 竹富町離島の竹富島、波照間島、御指摘のとおり県道今ございません。具体的な要望というのは波照間島のほうにはございました。竹富島のほうからまだ要望いただいてございません。県道昇格としての整備につきましては、道路法上の県道認定基準を踏まえながら、当然整備の必要

性、緊急性を勘案してしっかり検討していきたいと思っています。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 検討していく中で何が支障になっているのか、何が今まで支障になってきたのか答弁してください。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 先ほど申し上げましたように竹富島からの県道の昇格という要望は、我々20年ごろから調べていますけれども、ございませんでした。波照間島における県道昇格というのは、去年初めて私も地方へ行って聞きまして、当然波照間の場合漁港から空港、集落地、県道ないというのは、我々も長い間土木やってきてちょっと何でかなと思ったりしたこともありますけれども、それは必要な先ほども言いました道路の要件、例えば観光地から区の中心地とか観光地、漁港、港でもなんですけれども、そういう結ぶというのは県道認定の要件に合致してございます。それでできないというわけではございませんが、我々がこれまで地元のほうからそういう要望が上がらなかったと、町道の整備で十分だったかなということで反省には至っております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 これは昇格に値するという今答弁だと思うんですが、これは例えば手続をしてからどのくらいの期間でそういう昇格ができるのか答弁してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後1時52分休憩

午後1時52分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 県道の認定自体また議会の承認事項になってきますので、当然我々その準備と作業が出てきます。それほど時間的にはかからないと思いますけれども、これが2年か3年といったらまた議員にお叱り受けますけれども、それほど時間がかからないことだと思っています。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 今の部長の答弁、そんなに時間がかからないということですので、議会のほうに上げてぜひとも私たちも認めていきたいというふうに思いますので、作業のほう進めていただければというふうに思っております。

次に、石垣空港のアクセス道路、この整備状況について答弁してください。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 石垣空港線につきましては、平成23年度から用地の取得を行っております。平成26年度末の事業費ベースの進捗率は約24%となっております。平成27年度、今年度ですが、昨年度に引き続き新八重山病院建設予定地付近での改良工事を行うとともに、新轟橋の下部工工事に着手することにしております。今後とも早期整備に向け、取り組んでいきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 これ31年度の完成予定を実現できますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 31年度の完成に向けて土木事務所、土木建築部本庁頑張っていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 用地を了解、売買オーケーという方にも、最初は来てくれたんだけど全く来ないという話をよく聞くんですね。交渉が何かうまくいきそうになっている中でも来ないという地主さんのほうからの話がよく聞こえます。その点どうですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後1時54分休憩

午後1時54分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 私ども公共事業をやるためには用地の取得が一番非常に要諦になります。用地の交渉を1回行って行かないというような話は、私はほとんどないと思っているんですけども、例えば地権者の方々がいろんな宿題を我々に与えて、その回答に時間を要するとかというのは可能性あるんですけども、ただ1回行ってからそれからしばらく行かないというようなことはやらないようなことを指導しています。ですから今議員がおっしゃるように指摘されますように、1回交渉に来て次来てないという話というのはどういう事情があったかというのは、ちょっと私ここで申し上げませんが、基本的には何回も何回も行って地権者の了解を得るのが我々の用地交渉のスタンスでございます。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 決してやっていないとは思っていません。ただそういう声が頻繁にあるというのが、じゃどういう内容しているのと質問したくなるというのは当然の話じゃないですか、これ。しっかりと対応して

いただければというふうに思います。

次、与那国町の田原川の工事の進捗について。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 田原川は、平成23年3月に延長1.29キロメートルの2級河川に指定しまして、平成24年度から水位観測等の基礎調査を行っています。この調査結果を踏まえまして、来年度、平成28年度から河川法に基づく河川整備基本方針及び河川整備計画の策定を行うこととしておりまして、早期の事業化に向け今取り組んでいるところでございます。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 やっと2級河川に昇格して、23年だったかなというふうに思いますけれども、やっと整備ができる方向性に來たと。この間の100ミリの雨が降ったときにすごい被害が出たんですね。県がやっと計画を立てて30年ぐらいからスタートできればいいのかなというふうに期待をしているんですけども、改めてこういう災害に対して本当に一刻も早くやらなきゃいけないという現実を踏まえて、決意のほどをもう一度答弁してください。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 先ほど答弁させていただきましたように、これから我々整備するに当たっては、河川法に基づく河川整備基本方針それと河川整備計画の策定というのが必要になってきます。当然このそれぞれの基本方針・基本計画の策定に当たりましては、地元与那国町あるいは地元の住民の方々の協力も必要です。そういう作業が終わって後それから自主設計あるいは用地買収等に入りますので、早ければ議員御指摘のように30年ぐらいから入れればというイメージは持っています。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 その田原川の下流のほうに水門があるんですね。この水門がこの間の大雨時にもあけられなかったと。これは多分祖納港のほうからの砂の堆積であかないらしいんですよ。これが年に何回かあると。その除去は与那国町が行っていますよと。これ基本、県の管轄ですので、私は県がやるべきだというふうに思うんですがいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 河口部の水門、確かに県の港湾管理施設でございます。水門は与那国町が県から操作のみの管理委託をしているということで、与那国町のほうからは砂の撤去は町の単費で実施して年に数十万ほど要しているということは、私も現場な

どでお聞きしました。当然管理者である県のほうがそれぐらいの費用は出さなければいけないだろうと考えていますけれども、これから河川の整備計画・方針等でこの堰の位置づけ、どのように改修するのかあるいは改修して河川が持つのか港湾が持つかというのは、今私どものその港湾課、河川課で協議中でございまして、ただその間、町の単費で砂の撤去をしてもらっているというのは、私のほうも少しおかしいと思いますので、これはちょっと県のほうで持てないかどうかというのを関係部局と相談してみたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 ぜひこれは県の管轄ですので、県のほうで持つというのが私は当然だと思います。どうですか、副知事。

○議長（喜納昌春君） 浦崎副知事。

○副知事（浦崎唯昭君） 県の河川は当然県が積極的に推進すべきだと思いますけれども、今部長が答弁されているようにいろんな問題もあるようですので、これをクリアできるように努力をさせてもらいまして議員の御要望にに応じていただければとそうふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 莫大な費用の要望ではないんですよ。これぐらいのこともできないのかなというのは、ちょっと残念な話なんですよ。積極的にこれは対応してください。

次に、日台漁業基金の件についてですね。これは100億円をいただいている中で、基金がある中で、これはいつまでに何年間で処理をするのか答弁してください。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島田 勉君） お答えします。

26年から28年までの3年間でございます。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 その中で、3年間で処分すると、処理するという形ですが、今幾ら使われたんですか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島田 勉君） 26年度における沖縄漁業基金事業の活用状況でございしますが、外国漁船操業等調査監視事業や漁具被害復旧支援事業など合計で約9億9800万円の執行となっております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 100億はあと2年で使うのに、今は9億しか使っていないと。残りの予算消化の案は何かあるんですか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島田 勉君） お答えいたします。

公益財団法人沖縄県振興基金のほうで事業を見ておりますけれども、こちらの平成27年度予算案によりますと、平成27年度で44億4000万円、次年度平成28年度で44億5000万円を執行する計画になっているようでございます。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 その主な内容を説明してください。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島田 勉君） 当事業の内容でございしますが、先ほど答弁しました外国漁船操業等調査監視事業のほか8事業ございしますが、27年度の事業計画として漁業者からの要望の多かった当該外国漁船操業等調査監視事業の1隻当たりの割り当て調査日数をふやすなど、一応改善しているということでございます。そういった事業を進めていくということでございます。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 この外国船取り締まりの内容、どのくらいふえたのか答弁してください。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島田 勉君） 26年度、昨年度は日台漁業取り決めの影響を受ける水域で14日、その他の水域では7日ということでございましたが、いろいろ要望等ございましてそれぞれ20日と10日に延長しております。さらに最重要監視水域として八重山北方三角水域並びに久米島西方の特別協力水域、こちらにおきましては調査日を14日から30日に設定しまして事業を行うと、そういった配慮した計画になっているようでございます。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 漁民からの要望がたくさんあるということで、ぜひこれ進めていただきたいと。さらに、まだ細かい、細かいというんですかいろいろ要望があると思います。これは多分国と調整をしなきゃできないことだというふうに思いますので、中身を整理してしっかりと国と協議して、やはり漁業者がしっかりと有利に働くように取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、外来鳥獣の駆除について答弁してください。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島田 勉君） お答えいたします。

沖縄県における平成25年度の鳥獣による被害額は約9800万円で、そのうち外来の有害鳥獣であるコウライキジ、クジャク、シロガシラ、マングースによる被害が約1000万円となっております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 八重山におけるキジ、クジャク、特にキジがもう膨大な数にふえております。県は、どういう役割をしているのか答弁してください。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島田 勉君） 鳥獣被害防止対策につきましては、関係団体で構成する沖縄県野生鳥獣被害対策協議会やその市町村協議会等を設置しておりますけれども、県事業で鳥獣被害防止総合対策事業というのを設置しておりましたので、そういった協議会等を通じて総合的に駆除対策をしているということでございます。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 ちょっと最後のほうがよく聞こえなかったんですけども、予算は県はつけているんですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時5分休憩

午後2時6分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

砂川利勝君。

○砂川 利勝君 いろいろ協議会が設立されているというのはわかるんですね。ただ協議会というのは、やっぱり意見を聞くだけじゃなくてしっかりとそれを聞いて予算に反映していかなくちゃ協議会の意味が私はないと思いますので、しっかり対応してください。特に石垣のキジ、クジャク、一向に減りません。市町村としっかり連携して対応してください。

次に行きます。

Wi-Fiについて質問させてください。これ今現状どうなっていますか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） お答えします。

県においては、平成24年度から観光関連施設におけるWi-Fi機器の設置に係る助成事業に着手しております。平成26年度までに332施設に対して支援を行っております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 先島地区の設置状況は。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） まず、宮古地区につきましては56施設、八重山地区については27施設となっております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 八重山でちょっと数が少ないと思う

んですが、今後の予定。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） Wi-Fi機器の設置は、外国人の増加等を考えますと非常に重要なことでございます。そういったことで、今年度はさらに県内の、これ先島も含めてですが、宿泊施設等を対象にWi-Fi機器の設置意向・設置状況等に関する調査を実施いたします。その調査の結果に基づいて、今後計画的に設置の促進を図っていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 これだけ観光客がふえている中で、やっぱり先もってどんどんやっていかないとサービスというのはなかなか追いつかないと思うんですね。台湾からもかなり要望があるそうですので、特にクルーズ船が寄港している我々石垣、どんどんつけていただかないとサービスがおぼつかないというふうに思いますが、改めて決意してください。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 県のほうで助成をしておりますのは、各観光施設におけるWi-Fi機器の設置に係る助成でございますが、国においても全国的に今外国人の観光客がふえるという傾向を受けて、通信環境の整備といった観点も含めて今いろいろと事業を検討しています。

県のほうはそういった事業の動向も踏まえながら、先島地区を含めて県内全域でWi-Fiの環境が整備されるように取り組んでいきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 ちょっと前後しますけれども、与那国町の製糖工場の年度内の完成ができるか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島田 勉君） 与那国町製糖工場の建設工事の進捗状況についてお答えいたします。

現在6月末の進捗状況でお答えいたしますが、製糖機器製造・設置工事が予定の42%に対し出来高42%、工場本体建設工事は予定22.5%に対し出来高21%を見込んでおりまして、現在のところ工事は順調に進んでいると考えております。予定の完成は大丈夫だろうと思います。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 西表のほうで大変な損失が出ていますので、絶対におくれないようにやっていただければというふうに思っています。

最後に、我が党関連で離島の路線の負担軽減について、今度波照間、多良間に飛行機が飛びますが、これ

は当然離島割が予定されると思うんですが、これ状況どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

今、議員御指摘の石垣を拠点といたしました石垣一波照間、そして石垣一多良間、これの就航再開、これ10月を予定しておりますけれども、今の時点で競争状態がないことが想定されますことから、その航空運賃の適用事業を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 済みません。これ言い忘れました、我が党会派の代表質問の中の翁長県議の質問に関連してやりました。ぜひ離島振興、知事、力を入れてやっていただければというふうに思います。

よろしく願いいたします。終わります。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 こんにちは。

一般質問させていただきます。

まず最初に、知事の政治姿勢についてであります。今回の訪米で、基地問題は日米政府間の問題であり、日本政府との協議の重要性を痛感されたと思いますが、今後の取り組みを含めて伺います。

(2)、沖縄政策協議会、普天間飛行場負担軽減推進協議会の再開について伺います。

(3)番目、外来生物侵入規制に関する条例は他県同様、行政で策定すべきと考えるが県の取り組み経過と所見を伺います。

大きな2番目ではありますが、沖縄振興についてです。

(1)、東京オリンピック大会に間に合わせるため、平成32年の供用開始に向けて那覇第2滑走路整備が進められておりますが、おくれがないように知事の決意を伺います。

(2)、知事の成長著しいアジアのダイナミズムと連動したアジア経済戦略構想について具体的に伺います。

(3)、平成28年度概算要求が始まりますが、要求予算の確保に向けた取り組みについて伺います。特に自由度の高い沖縄振興・公共投資一括交付金について伺います。

3、地域・離島振興についてであります。

(1)、農林水産物流通条件不利性解消事業の実績・波及効果について伺います。また、事業の浸透・拡大を図るため関係市町村への業務委託を検討すべきと考

えますがいかがでしょうか。

(2)、下地島空港残地活用については、国と県で速やかに対策を講ずるべきと考えるが、県の取り組みについて伺います。

(3)、イモゾウムシ撲滅について伺います。

(4)、尖閣周辺漁場で操業する漁業者は「尖閣は中国の領土になってしまっている」と危機感を募らせています。知事の現状認識と漁業者の生活と安全操業に向けた取り組みについて伺います。

(5)の100億円の漁業振興基金の執行状況については割愛します。

4、警察行政についてです。

(1)、ことし2月22日に沖縄平和運動センター議長の山城氏が刑事特別法違反容疑で逮捕されました。しかし、メディアでは「不当逮捕」と報道されました。本事件の事実関係と見解を伺います。

(2)、6月3日にキャンプ・シュワブ前で辺野古基地に反対する市民団体や県議会議員・市議会議員の座り込みが行われたと報じられております。県警機動隊により強制排除されたとの報道がありましたが、機動隊により強制排除に至った事実関係について伺います。

(3)、事件の事実に基づかない報道によって名護市議会やほかの市町村でも米軍の警備員による不当な拘束だとする決議まで行われたことに対する知事の見解を伺います。

(4)、報道写真で見ても明らかな道路交通法に違反した基地反対運動は厳に慎むべきと考えるが見解を伺います。

(5)、知事は、今でも県警は過剰警備と考えているか伺います。

以上、答弁によって再質問します。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 座喜味一幸議員の一般質問にお答えいたします。

まず知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、日本政府との協議についてお答えいたします。

安倍総理、菅官房長官、中谷防衛大臣との一連の会談においては、辺野古移設に反対する県民の思いとともに、辺野古に新基地はつくらせないという私の考えをお伝えすることができました。このような意見交換ができたことは有意義であったと認識をしており、今後とも政府との対話を継続していきたいと考えております。

次に、沖縄振興についての御質問の中の、アジア経

済戦略構想についてお答えをいたします。

アジア経済戦略構想については、委員会及び作業部会を設置し、精力的に議論を行っているところであります。現在、アジアの活力を取り込む観点から、観光・リゾート産業、情報通信関連産業、国際物流関連産業などのさらなる発展に加え、新たな産業の創出やハード・ソフトインフラの整備、グローバル人材の育成など、重点的に取り組むべき事項について検討が行われております。近々、戦略構想の背景と目的、その方向性や、今後重点的に取り組むべき事項などを整理した素案を取りまとめる予定となっております。

その後も、引き続き委員会及び作業部会で検討を続け、戦略の詳細や具体的な施策等について議論を深めるとともに、関係機関・団体等との調整、次年度予算への反映や中長期的に取り組む事項等について調整を進め、年内を目途に成案を取りまとめることとしております。

次に、平成28年度沖縄振興予算の概算要求についてお答えいたします。

平成27年度の沖縄振興予算は、沖縄振興を推進するための経費として3000億円台が確保されたほか、沖縄振興一括交付金や那覇空港滑走路増設事業等について、所要の額が確保されたところであります。

沖縄県としては、平成28年度の沖縄振興予算についても、沖縄振興一括交付金を含め、引き続き所要の額が確保されるよう、沖縄担当大臣へ要請するとともに、県選出国會議員や県議會議員各位の御支援も賜りながら取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、沖縄政策協議会についてお答えいたします。

沖縄政策協議会は、沖縄問題についての内閣総理大臣談話を受け、平成8年9月の閣議決定に基づき設置されており、平成8年10月から平成25年12月までの間に合計32回開催されております。同協議会は沖縄に関連する基本政策に関し協議することを目的に設置されており、必要に応じて開催されるものと考えております。

次に、那覇空港第2滑走路整備についてお答えいたします。

那覇空港の離発着回数は年々増加傾向にあり、現状の滑走路1本での処理容量が逼迫している状況であり

ます。そのため、県は、那覇空港の機能向上が今後の沖縄振興に大きく寄与することにとどまらず、アジア・太平洋地域の玄関口として日本再生の原動力になるものと考え、第2滑走路の早期整備を国に要望したところであります。

これを受け、国においては、沖縄振興における重要性に鑑み、予算措置について特段の配慮をすることとし、平成32年3月末の供用開始に向け、現在整備が進められております。また、平成32年開催の東京オリンピックを契機として、外国人観光客の本土から沖縄への来訪や沖縄を経由した訪日等の入域観光客の増加が予想され、これら外国人観光客の需要を取り込むことによる県経済への波及効果は大きいものと考えております。

県といたしましては、那覇空港第2滑走路の平成32年3月末の供用開始がなされるよう、引き続き国に求めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、普天間飛行場負担軽減推進会議の再開についてお答えします。

平成26年2月に設置された普天間飛行場負担軽減推進会議において、県は運用停止を含む4項目の基地負担軽減策について、具体的な取り組みを求めてまいりました。普天間飛行場負担軽減推進会議及び作業部会の早期再開については、平成27年2月26日付で県から内閣官房副長官宛て要請文書を送付したところであり、引き続き同会議及び作業部会において具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、警察行政についての御質問の中で、市町村議会の決議についての御質問にお答えします。

市町村議会の議決については、議会の権限で可決したものと受けとめております。

いずれにしても、県としては、警備活動に当たっては、県民の安全・安心を守ることを最優先としていただきたいと考えております。

次に、同じく警察行政についての御質問の中で、基地反対運動についてお答えします。

県は、個々の活動が適法か否かについて判断する立場にはありませんが、いずれにしましても、現場においては、法令の遵守と憲法で保障された表現の自由の両者に配慮することが重要であると考えております。

同じく警察行政についての御質問の中で、県警の警備についてお答えします。

県は、本年1月26日、沖縄県警察本部警備部長に対し要請を行ったところであり、今後とも警備活動に当たっては、県民の安心・安全を守ることを最優先にさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長 當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 知事の政治姿勢についての中、外来生物侵入規制に関する条例に係る県の取り組み経過と所見についての御質問にお答えします。

国は、外来種対策を総合的かつ効果的に推進し、豊かな生物多様性を保全し、持続的に利用することを目指すため、ことし3月に「外来種被害防止行動計画」を策定しております。同計画は、地方自治体に対し、侵略的外来種に関する条例の策定など、地域における外来種対策を総合的に推進する施策の実施を求めている。沖縄県としても検討課題であると認識しております。

沖縄県としましては、外来生物の侵入要因が埋立土砂以外にも考えられることから、外来生物対策のための基本方針を策定するなど、より総合的な外来生物対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島田 勉君登壇〕

○農林水産部長（島田 勉君） では地域・離島振興についての御質問の中で、農林水産物流通条件不利性解消事業の実績及び波及効果、関係市町村への業務委託についてお答えします。

本事業の平成26年度の実績は、交付団体数が128団体、補助額が約26億3000万円、県外出荷重量が前年度に比べ約6700トン増の約5万7000トンとなっており、輸送費の低減により県外出荷が促進されたものと考えております。さらに、事業実績に基づく効果検証を実施したところ、1、県外出荷期間の拡大、2、新規取引先の増加、3、品質向上の強化、4、作付面積等の増加など、販路拡大等が図られ、県外出荷の促進につながり、一定の成果が得られたものと考えております。また、交付申請等の事務手続に当たっては、出荷団体の利便性を考慮し、宮古・八重山農林水産振興センターとも連携し、本事業の照会等を受け付けているところであります。

今後は、関係市町村との意見交換を含め、事業の円滑な実施に向け、課題の整理を図ってまいりたいと考えております。

同じく地域・離島振興についての御質問の中で、イ

モゾウムシの根絶についてお答えいたします。

県では、不妊虫放飼と寄主植物除去により、久米島と津堅島においてイモゾウムシとアリモドキゾウムシの根絶事業を実施しており、平成25年には久米島のアリモドキゾウムシの根絶を達成したところであります。また、津堅島のアリモドキゾウムシについてはこの2年間、野生虫が確認されておらず、イモゾウムシについても生息密度が大幅に低下しております。現在、根絶を効果的に進めるために、低コスト人工飼料の開発、両ゾウムシの大量増殖技術の確立や有効なモニタリング技術等の開発に取り組んでいるところであります。

県としましては、津堅島、久米島でのゾウムシ類の根絶を達成した後、宮古、八重山、沖縄本島に防除地域を拡大し、関係機関と連携して根絶防除を進めていく考えであります。

同じく地域離島振興についての御質問の中で、尖閣周辺で操業する漁業者の生活と安全操業に向けた取り組みについてお答えいたします。

県は、尖閣諸島の周辺水域における漁業者の安全操業及び安全航行の確保について、これまで、国土交通省や外務省、水産庁などに対し、安全操業に対する適切な対応や外国漁船の取り締まりの強化など、抜本的な措置を講じるよう要請したところであります。

県としましては、本県漁業者が安心して操業できるよう、沖縄振興特別推進交付金を活用した漁業無線機の整備や、沖縄漁業基金事業を活用した漁家経営の支援などについて、国や漁業関係団体と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 地域・離島振興についてに関する質問の中で、下地島空港及び周辺用地の利活用検討の取り組みについてお答えします。

下地島空港については、周辺用地も含めた利活用に取り組むため、平成26年度に事業者からの提案を国内外から募り、4つの利活用候補事業を選定し、「下地島空港及び周辺用地の利活用基本方針」を策定しました。

現在、この基本方針に基づき、事業実施環境の整備に取り組んでいるところであり、ことし12月を目途に、利活用候補事業の提案者を正式に事業者として決定する予定であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君） 警察行政に関する御質問の中で、ことしの2月に発生した刑事特別法違反事件の事実関係についてお答えいたします。

御質問の件については、平成27年2月22日、在沖米海兵隊キャンプ・シュワブ内に日本人の男性2名が侵入し、米軍側に身柄を確保されたもので、その後、日米地位協定の実施に伴う刑事特別法に基づき、県警察が身柄の引き渡しを受け逮捕した事案であります。米軍は、日米地位協定に基づき、施設・区域の秩序や安全の維持を確保するための措置をとることが認められており、その観点から侵入者の身柄を確保することも認められているものと承知しております。したがって、今回の事案については、被疑者である日本人男性2名を米軍施設・区域内で米軍側が身柄を確保し、県警察は、日米地位協定の実施に伴う刑事特別法に基づき、米軍側から身柄の引き渡しを受けたものであります。

身柄の引き渡しを受けた時点で、男性2名が正当な理由なく、アメリカ合衆国が使用する区域で立ち入ることを禁じた米軍敷地内に侵入したと疑うに足りる十分な理由があると認められ、また、逮捕の必要性が認められたことから同法に基づき逮捕したものであります。なお、その後、裁判所に逮捕状の請求を行い、両名の逮捕状が発付されたものであります。

次に、抗議行動を行っている方々の座り込みに対し、機動隊により強制排除に至った事実関係についてお答えいたします。

議員御質問の本年6月3日のキャンプ・シュワブゲート前での抗議行動につきましては、同日午前6時30分ごろから、抗議行動を行っている方々が工事用ゲート前に集まり、同ゲートを封鎖し車両の出入域ができない形で座り込みを行っておりました。県警察では、「工事関係車両が入域するので移動するよう」複数回にわたり警告を行いましたが、工事関係車両がゲート前に到着後も座り込みを続け、さらに一部の者は寝転ぶなど、極めて危険でかつ違法な状態で一般交通にも多大な影響を与えているような状況にありました。

県警察では、この状況を解消するため、重ねて警告を行った上で、警察官により、車両の進入路に当たる場所で座り込むなどして抗議行動を行っている方々を安全な場所へ移動させたものであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 お問い合わせします。

まず1点ですね。

私は、翁長知事の保守政治家としての基地に取り組む姿勢、これから日米安全保障を認めていく中で、知事の本音の部分があるいは沖縄県のトップとしての姿勢がわかりにくい、この辺を少し知事に伺ってみたいと思うんですが、まず、安全保障を認める知事は将来にわたってこの在日米軍、なかんずく沖縄の米軍基地に対してどのようなお考えを持っているのか。辺野古はつくらせないというのはわかるんだけど、在沖米軍の取り扱い、例えば嘉手納を含む在沖米軍基地のこの取り扱い、取り組みの考え方をぜひ県民にお知らせいただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 座喜味議員の質問にお答えをいたします。

保守として二、三年前まで御一緒に、今こういう形で保革乗り越えるというようなことで、なかなか県民に御理解いただいてないんじゃないかというような御質問だというふうに思っております。

私はよく沖縄の保守であるという話をしておりますけれども、そういった日本全体で物を考えるときには日米安保体制も大切でありますけれども、沖縄県の場合においてもその理念は持ちつつもこの過重な負担をどうやったら少なくするんだろうかと。これ自民党県連にいるときから皆さん方も御一緒に考えていたと思うんですね。そういったものがなかなか前に進まない。それがいろいろオスプレイの問題から含め、いろんな形で出てまいりましたので、これを従来どおり保守は保守の枠の中で、革新は革新の枠の中で、お互いが相手のちょっとした矛盾をつつきながら党利党略でやるということではこれは沖縄の本来の力が発揮できないのではないかと。基地の縮小という意味ではもっとお互いが歩み寄って力を大きくしてやる必要があるのでないかというようなことでいろいろ試行錯誤したんですが、全体的な意味では皆さん方の御理解が得られなくて、私のほうがそういう形で革新の皆様方の御理解も得て、今ある意味でイデオロギーよりアイデンティティーと、あるいはまた保革を乗り越えるというような形で今の辺野古の問題を絶対につくらせないというようなことでやっております。

そうしますと、私がこういうことをすると先ほどの質問にも答えたんですが、本土の方からよく御質問があるんですね。あなた日米安保を認めているのに何で基地に反対するのという話をするものですから、私は本土の方には、じゃ日本本土は全部反対なんですねと言ったら、いや、みんな日米安保認めているよと。

何であんた方のところ受けないのという話をしたら別段答弁、答弁といったらおかしいけれども返事に困るというそういったような状況等を考えますと、私たちが日米安保とかと別にして基地をこんなにつくらせちゃいかぬということに対して、これは対立というよりはごく自然な地方自治体としての私はもう大きな声を上げて言わなきゃならぬことだと思うんですね。ですから、そういう声を上げると恐らくほかのところがそういうことを言ってもなかなか都道府県との対立というふうに言わないんでしょうけれども、沖縄が沖縄の主張をしたときに本土との対立、政府との対立、何で沖縄はというこういったようなものの根底が私は二、三日前のああいう報道にもなったのではないのかなというふうに思っております。

ですから、じゃこれからの基地問題は どうするんだということですが、私の基本的な理念は本土とある意味で平等である限りにおいて、私自身はこれからも日米安保体制の中に置かれている状況というのは認めていきたいというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 私もよくおっしゃっている意味、理解できますし、今後辺野古は反対する、普天間は早くどかさないといけない、辺野古は認めない。そういう意味において、トータルとして辺野古基地をつくらせない、普天間は どうするんだって話。

じゃ、いつも知事がおっしゃるこの0.6%の面積の中での73%の米軍専用施設であれば、我々の知事が、私たちは均等にして負担するのであれば米軍の施設そのものを何%、基本的にどれぐらいまでしてもらいたいというようなおのずから具体的に基地問題として大きな経済の阻害要因であるこの米軍基地に対して、どれぐらいの目標を持って我々は取り組むべきか。知事がそういう明快な方向性を持つことは、私は県民に対する非常にわかりやすいメッセージだと思いますがいかがでしょう。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 方向性という意味では、稲嶺さんが軍民共用15年で返してくれというようなことを、もう十何年前になるんでしょうか話をしておりました。岸本市長も基地の使用協定あるいは期限、こういったことならばということで辺野古を了承したと思うんですが、当時の橋本内閣で合意をしたものが小泉内閣でひっくり返されてしまったと。そういったことを考えますと、15年というようなものははっきり出したにもかかわらずこういったような形でほごにされるというようなものがあります。それから大田県政の

中では、やはり15年で普天間を返してもらう国際都市形成構想というのがありましたけれども、あれもなかなか実りませんでした。

そういったような中で、これからどうやって基地のあり方をやるんだというときに、今辺野古の問題でも言っているような形で大きな壁が横たわっている中で、これから先の嘉手納はじゃ20年後に返してくれとか、そして50年後にはできたらゼロにしてくれとか、こういったような話というものをやりながら辺野古の問題にぶつかるといのはなかなか簡単ではないと思うんですね。

私からすると、今辺野古というのは稲嶺県政や岸本市政においても了解したようなものが閣議でまた取り消されたという意味からすると、辺野古は沖縄県が認めたというようなことでは、あの時点で認めたということではない。そして、ただ残念ながらもう3年前になるんですか、埋め立ての承認が行われたというようなことで、一つのまた大きな沖縄県民の選択が始まったんですが、それを私たちはオール沖縄ということでみんな力を合わせて、とにかくあの浦添、環境問題もこれ本当は実は大きいものですから、環境問題もたくさん話をせぬといかぬのですけれども、今は安保体制の中での話が多くなっておりますが、あの美しい大浦湾は埋め立てないで、そして世界一危険だという普天間は私たちは固定化はできないだろうと。世界が見詰めている中で世界一危険な飛行場が維持できるわけではないというふうに私は思っているわけですが、その中で、新辺野古基地をつくらせないということが一番いろんなこれからの基地問題を考える上で重要なことではないかなというふうに思っているわけです。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 もう一点だけです。

知事、国民全体で負担すべきだという考え方、これはしっかりと今チャンスとして私は発言すべきことだと思っております。しかしながらその中で、なかなか動かない政府官僚も含めて全国の理解のない自治体、この中に我々が今この日本の安全保障の問題を突きつけるという意味においては、大変私は大事な時期だと思っております。

それでちょっと2点だけ知事に確認したいんですが、私は保守政治家だと思っておりますから、米軍にいつまでもその安全保障を依存しすぎてはいけないんじゃないかと。自主防衛というものを考えなければならぬのではないかと。自主防衛力を高めるべきじゃないかという課題が1点。

それから、なかなか動かない地位協定の問題ですが、このドイツやイタリア、米軍との連合協定ありますが、この管理権を含めて日本の国が管理権を有するような方向での取り組み、これはまさに今知事が発信すべきだと思っております。浦崎副知事も多分先ほどの自主防衛の件に関してはよく教えていただきましたので、一言答弁いただきたいんですが、知事、この辺は大事だと思いますがいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 日米安保体制、これはもう戦後70年ずっとこういう形で機能していて、そこからこういう問題も起きるのでむしろ米軍には出て行ってもらって自主防衛のほうに力を置いたらどうかというように今お考えだというふうに思っておりますが、ただ今の現状を見てみると、この日米地位協定の運用についてもそうですけれども、日本に当事者としての立場が私からすると全く感じられない。オスプレイの運用にしても、いろんな基地の運用の問題に関しましても日本という国が今アメリカと残念ながら一緒にやるわけにはいかないというような状況の中で、今言う日米安全保障の中で米軍を少なくして自衛隊を多くしたらどうかというようなことについて、今話しても私からするとなかなか難しいことではないかなというふうに思っております。

そして、地位協定についてであります。地位協定の改定については私自身は、憲法の解釈を今自民党がやっているわけですが、私からすると憲法改正よりは日米地位協定の改定が先じゃないかというふうに思っているんですね。ですから、日米地位協定は沖縄からよく見えてくるわけで、この憲法をあのような形で解釈をしても、それからいろいろこの自主独立とかというような話もしますが、日米地位協定の内容というものはこれはもう本当にどこの国にもない、大変私からするとやっぱり従属的な内容だと思うので、これを改定して初めて私は本当の意味での、今座喜味議員がおっしゃっているようなことにつながっていくのではないかと。ですから、今の2つの質問の根底にあるのは日米地位協定の改定ということが私は重要だというふうに思っています。

○議長（喜納昌春君） 浦崎副知事。

○副知事（浦崎唯昭君） 過去に座喜味さんともいろんなお話を申しあげましたが、今知事がおっしゃった基本的な話は全く同感でございますが、そういう形で御理解いただければいいのではないかと思います。

ただ一つ、この日米地位協定改定について、私も県

議会20年ぐらいいたんですが、何回決議したのかなと、私たちは日米地位協定を改定すべしだということで20年近くの中で、30回以上はやったんじゃないのかなという感じがいたします。そういうことをしても動かない日米地位協定に関しましては、いかがなものかなという感じは今翁長知事が申しあげたことを踏まえながらそんな感じがいたしております。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 そういうことで聞きましたが、知事を支える政党には日米安全保障を認めない政党さんもおられますし、即時返還の政党さんもおられまして大変だとは思いますが、実は私は知事の今おっしゃる安全保障等々に関するこのメッセージがちょっと伝わってなくて、今度の訪米においても相当な誤解と何か話し合いがどうも結果が出なかったのかなというふうに思っておりまして、細かいんですが、知事が歴代知事に随行していろんなアメリカにも行ったと思うんですが、今回のアメリカの対応が、例えば国務省が日本部長、国防総省が次官補代理代行というふうに国の対応のちょっとランクが落ちたかなと。それで全てを決するわけじゃないんだが、どうも何かアメリカ政府、警戒心があるのではないかという思いを持っておりますが、今回どうでしょう。過去と現在、今回の対比で。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 私はそういうふうには思いません。一番最近のものは9年ほど前の稲嶺さんと御一緒したときのことでありますが、ある意味で私は発言は一回もしませんでした。なぜかと言うと、県知事が発言するものとまた那覇市長が発言するものにそごがあってはいかぬということで、ずっとそばで稲嶺知事のお話を聞きながら勉強もさせてもらいましたし、また私なりの考え方にもいい形で勉強させてもらったわけですが、そういう中で、あの回る回数、各上院議員、下院議員との対話、これはもう比較にならないぐらいの大きさを持っております。多分やっぱり稲嶺さんのときよりは今のほうが基地問題が緊迫しているというようなこともあったかもしれませんが、いずれにしろ上院議員が5名、下院議員が3名、あるいはまた随行した各市町村長、議員の皆さん方、経済界の皆様方があのように上院議員、下院議員、多くの方々にお会いをして話し合いができたというのも大変大きな私は出来事だというふうに思っております。

今の位といいますか、そういう意味で上の人と会えなかったんじゃないかという話であります。押しな

べてどの方もメモを見るような形で同じ言葉を述べておりました。ですから、徹底してそういうふうにしてくれというのがどこからあったのかなというふうに思っております。そうでない方も1割くらいいましたけれども、ですから私が話をしてそれを聞いて最後に結論が出たのではなくて、結論を言ってから私と話し合いをしたというようなことでありますので、こういったような日米という大きな力の前に小さな沖縄県がこれだけ物事を進められたというのは私はほかの都道府県ではない大変画期的な大きな事業だというふうに思っております。ですから、こういうことのできる沖縄というのはこの日本の中にやっぱり必要だなという感じを強く持った次第であります。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 知事はマスコミに対するメッセージの発し方もう天才的なものがあるなというふうに思っております、しかしながら残念なことに、私はワシントンに知事が対談を発言された後に、何か面談後に直ちに米政府が声明を出すというような事態がありました。

それからハワイで私は有意義な話し合い、ちゃんちゃんという話し合いがあったかと思ったら、このシャーツ上院議員がまた、翌日か2日後にこの声明を出して知事の発言を否定するようなメッセージを送ったというようなこともありまして、これは私は何かボタンをかけ違えているのではないかというふうに実は思っています。例えば、ケネディ駐日大使との面談もそうで、結構知事は有意義であったというメッセージを送っておりますが、そこでもまた声明が配られるというようなこと等があります。これは一体どういうことに由来するものか、知事はどう認識されておりますか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） ですから、先ほどどういう力が働いたのかわからないけれども、冒頭でメッセージがいわゆる今のようなものが述べられて、私どもが意見を言う前から割合緩やかな御意見に変わっていったというようなものが全体的にございました。ハワイの場合には私というよりは、新聞のほうが私と違う内容を書いたものですからその議員さんがそういうことを言った覚えはないという話になりまして、私がそういう内容を言ってそれが打ち消されたわけではございません。

それから、もう一方は誰でしたか、ハワイと……ケネディ大使ですね。ケネディ大使とは実に和やかにそして言いたいことも話をしながら、30分という時間

でした。私、ほぼ9割何分私がしゃべったものですから、時計を見たら二十八、九分まで来ているんですね。ああ、どうも失礼しましたと私ちょっと長く話し過ぎましたので、じゃもうきょうはという話をしましたら、向こうのほうがある意味では何となくちょっと動きが出まして、そして冒頭のそういったやるべきものが後半に、最後のほうにメモを読む形で出てきたわけであります。ですから、その意味では話はよく聞いていただいたとは思っておりますけれども、いろんなことに関してそういうふうに答えなさいというようなものがあったのかなと。ただし1カ月前には2プラス2、オバマ・安倍会談があった後のことでありますから、私はやっぱりそういったふうに統一的な行動をとるというのも一つの国のことであり得るのかなというふうにも思っております。ただ、私たちが話をしたときには国務省、国防総省は特に御一緒に聞いてくれましたので、1時間半ぐらい話することができて、1時間以上は私のほうが話をしたんですが、上司に伝えますと。きょうは大変生の声を聞いてうれしいですというふうな話をして上司に伝えると言ったんですが、私がその会場から出て10分後にはホテルに戻ったら既にあのメッセージが、恐らくすぐ出したんでしょうね。上司には伝えない前にすぐ出したと思うんですが、こういったような形での状況でありますから、日米両政府がこの問題に関してどういうふうに考えているかということと、それからその後のマケインさんのこととかあるいはアーミテージあるいはキャンベルさんの言葉を聞いていますと、決して日本政府が言っていることだけにとどまってないというようなことを強く感じておりますので、意義はあったのかなというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 全く意義がないというわけにはいきませんし、多くの経費も使っておりますからそれはちゃんとしたまたメッセージを送るのは当然だと思いますが、1つは私はこの問題はアメリカに行く前にまずケネディ駐日大使とお話をすべきではなかったのか。それから政府とのこの話し合い、これをどうも私は一国のあるじですから、知事は、相当言いたいことも感情も抑えながら政府とこの基地問題というものはしっかりとアメリカに行く際にはこういうメッセージを発してくるというぐらゐの私は政府とのこの話し合いというものが前提にあって、やっぱりアメリカに行くべき。やっぱり外交・防衛問題というのは国の専管事項でありますし、その国が届けられない部分を丁寧に発信していくというような私は懐の深いところをや

はり見せた外交であるべき、訪米であるべきだったというふうに思います。まずこの日本政府との丁寧なこの四つに組んだやりとり、ガチンコだけではなくして政府との本当にやれることから具体的に進めていくというようなこのスタンスが大事じゃないかと思うんですが、知事いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 何回も申し上げておりますけれども、昨年末から年始にかけてお会いをしたいというメッセージを送りました。県選出の国会議員にもお願いをしようとしたんですが、それもかないませんでした。そうこうしている間に4月5日に菅官房長官がお会いをしていただき、そして4月17日だったでしょうか、安倍総理がお会いをしていただきました。そしてその間もケネディ大使には会見の申し込みをしておりましてけれども、これは直接聞いたわけじゃありませんので何とも申し上げようがないんですが、そういうお願いをしている中で、やっぱり安倍さんや菅さんにお会いしない前にお会いするのはどうかというようなことも漏れ聞いておりました。ですから会うまでは会えないというそういうことになりまして、それでお会いできたので、それからということになったんです。今度は安倍さんがアメリカに行って2プラス2あるいはまた安倍・オバマ会談というようなことを控えているところになったものですから、今度はまたこれを通り越してその前にやるというのはまたどうだろうかというのでも漏れ聞きまして、これは推測でありますけれども、それが終わって後にいわゆる今こういう形でケネディ大使にもお会いできたわけで、そういう意味からするとこの胸襟を開いて話をするというのはそれぞれマスコミとか国民の前で中谷防衛大臣とも話をさせてもらったわけでありまして、それから以降というのはなかなかお会いする機会もありませんでした。そういう意味からすると、これからがお会いするまた重要な時間になるのかなという意味では、私はもしそういう機会がありましたらしっかりと話し合っているいろんな問題等を議論をしていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 普天間飛行場負担軽減推進会議、はっきり言ってこれはまだ開かれてないと思うんですが、具体的にこの西普天間の問題、嘉手納以南の返還の問題等々、この作業部会の中で進められるわけありますから、政府から声があれば応ずるというんじゃないでして、私は県は県としてのスタンスでしっかりとした取り組みをすることが県民の理にかなうものだと

いうふうに思っておりますので、ぜひともよろしくお願い致します。

環境条例、外来生物の侵入に関する条例が今進んでおります。先ほどの答弁の中で、土砂以外の事案に対しても総合的に取り組むべきだというようなことがありました。先ほど外来鳥獣等の被害、8500万ほど上がっておりますし、いろいろと問題があります。そういう中で、総合的な対策、条例というものをつくるべしと思うんですが、今、埋立土砂で起きている問題と被害額等について教えてください。過去も含めて全部。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

○環境部長（當間秀史君） お答えします。

過去の埋め立ての事案ですけれども、これまでに6件ほどございます、アセスにかかったものはですね。ただ、その埋め立てにつきましては、全ていわゆるしゅんせつ土砂を使用しておりますので、特に外来生物等の問題は出ていないところであります。

○座喜味 一幸君 本当に……。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 こういう曖昧な答弁じゃ大変残念であります、離島を含めて台湾から石を運んだり、砂を運んだり、埋立用材というのは結構入っております。球場のあの土砂、あれは全部本土の土です。そういうような土木材ですよ。埋め立てに関してもいっぱいありますので、トータルとして埋立土砂だけが対象になった条例というのは県の環境条例、外来生物、自然環境の保全、緑化の推進という条例等々の中で、この問題だけ条例するということは、今後トータルとしての条例制定の中で大きな支障があるんじゃないかという1点。

もう1つ、そういう大事な条例をつくるときに環境基本法でももちろんですが、我々の環境基本条例の中でも専門家の意見を聞くというようなことがあります。条例制定のこの大事な中で、審議会を通さないというようなことはこの条例として有効ですか、手続として妥当ですか。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

○環境部長（當間秀史君） 一般的に行政のほうで条例等を定める場合は、庁内関係部局との調整、それから関係機関との調整を経て、パブリックコメントを経た上で市町村、関係団体へ説明するというような手順になっておるところでありますけれども、ただ県議会の議員提案によるそういった手続の過程については承知していないところでございます。

○座喜味 一幸君 規則をつくるんですよ。これだめ

ですね、ちゃんと答えてくださいよ。知らないじゃだめでしょう。

議長、今の答弁違うよ。ちゃんと明確に条例に合うかと言っているんだから。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

○環境部長（當間秀史君） 先ほど申し上げたように、行政で条例を定めるときの手続と、やはり議員提案によるそういった条例を定める手続というのはおのずからこれは議会のほうで判断をされるべきだろうと思います。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 これ議長、条例の話は議会で条例されたとしても県全体の問題で、県の損害補償の問題……（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時3分休憩

午後3時3分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 この問題は、今後条例の効力という意味において大変大きな問題があって、今の答弁も余りにも、規則を含めてやっていくわけですから、無責任な答弁だと指摘しておきます。

時間がありませんが、農産物の不利性解消事業、非常にいい事業で農家は期待しております。しかしながら、一地域の事例を挙げますと、年に2遍申し込みがあって、年に2遍振り込みがあって、しかも本庁で手続をとっているというのが実態なんですよ。現場から離れて、この輸送費を補助してくださいと言って本庁に申し込みをして審査をしてお金が出るのは6カ月後、こういう手続が現場から離れて、那覇に行くのも大変、現場も大変といって執行率が少し農家からもう少し弾力的な運用、市町村含めてその業務をおろす。各県の出先機関で明確に随時受け付けと早目の決済それをやっていくような抜本的な対策をとる必要があると思いますよ。最後にどうぞ、決意を。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島田 勉君） お答えいたします。

確かに議員がおっしゃるように本事業を市町村へ業務した場合のメリットとして考えられるのが、確かに本庁側の審査業務も軽減されますし、市町村とすれば本事業とそれから市町村の施策を結びつけて支援が可能というようなそういったメリットも考えられます。今、議員がおっしゃったその事務手続が地元で可能となることによって、書類作成もそういう問い合わせも県の書類送付もそういう事務軽減ができるということ

は確かに期待できるだろうとそれは我々も認識しております。

ただ、一方で懸念材料でございますが、まだ市町村からそういう要望ございませんし、当然市町村の事務負担もふえますし、それから離島市町村間でその事務事業になれるまで、もう今3年やっておりまして、そろそろちゃんと本格的に乗ってきた段階で新たにまた市町村に委託した場合にその市町村のふなれから市町村間に不均衡が生ずるということも考えられます。また、補助事業でございますので、当然市町村でやったとしてもこれは本庁経由で県のほうに出していただいて、また国とのいろいろ申請等手続がありますので、余計時間がかかる可能性もあります。

それから、年度末の事務処理においても国の実績報告そういった取りまとめに時間を要しまして、提出期間を守ることがなかなか難しいと、こういうデメリットも考えられます。ただ、先ほどのメリットも当然ございますので、この業務委託の問題につきましては、関係市町村と少し調整をさせていただきたいと思えます。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 この問題はそんなに難しくはありませんので、農家側からいろいろと調整をすれば市町村も受けないというわけにはいかない、受けるはずですから、ぜひともに生きた制度にして活用して販路拡大につなげていただきたいなと思っております。

県警本部長、先ほどの丁寧な説明を受けたんですが、私は現場に少し行きました。見ました。そしていろんな出ている動画を見ました。やはり動画の事実と合っておりました。そういう意味で道路交通法違反というのはどういうことを言って、どれぐらいの罪になりますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時7分休憩

午後3時8分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君） 先ほど申し上げた行為につきましては、道路交通法第76条第4項第2号に規定がございます。ここには、「何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。」とありまして、「道路において、交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、しゃがみ、又は立ちどまつていること。」ということが規定されてございます。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 私は辺野古の地域の人たちにも聞

いたんですが、実際に夜の11時ごろ若い女性がアルバイト終わって帰ろうとすると、大男が出てきてこの車を囲んでどこからどこに行くんだというような尋問等がある。そして、今言っているこの寝転び、現にある。動画も見たら僕は最初うそだと思っていたんだけど、現実にあるんですね。

そういう意味におきましては、私は主義主張、表現の自由というのを損なうべきではないと思うんですが、知事も私はこの現実というものを把握しないで多分県警に申し入れをされたんじゃないかと思っておりますし、その辺はどうなんです、知事。もう現実としてこれ動画にもちゃんとあるんですよ。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 知事が本年1月26日に沖縄県警察本部に対して要請をしたことにつきましては、現場において報道においてさまざまなことが懸念されるということから要請したものでございます。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 私は今回のこの不当逮捕の話にしてもこの強制排除にしても、現場で働いている治安維持のために頑張っている公務員、警察官の姿、海上保安庁も何かもうひどいですよね、ちょっと私も部分情報と取ったんですが。こういう状況の中で、私はマスコミも余りにも事実と違った報道がされている。それを事実関係を確認しないで議会で議決しているような事実があるとするとこれは大変なことだというふうに思っております。

最後に知事、私は知事がある意味での県民のこの法律を遵守した運動をすべきだというメッセージを発することが大変重要だと思いますが、いかがでしょう。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 現場においては法令の遵守とそれから表現の自由、その両者に配慮することが大事だと考えております。

○座喜味 一幸君 ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君） 20分間休憩いたします。

午後3時11分休憩

午後3時33分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

新垣良俊君。

〔新垣良俊君登壇〕

○新垣 良俊君 こんにちは。

通告書に従いまして一般質問を行います。

1、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、翁長知事は、本土や米国各地で、沖縄県民は

これまで一度もみずから基地を差し出したことはないと言っています。現在、普天間飛行場の移設が予定されている名護市辺野古地区にあるキャンプ・シュワブは、1956年（昭和31年）に地主全員の賛成で米国民政府との間で賃貸契約が締結された。この契約は、知事の公言している、沖縄県民はこれまで一度もみずから基地を差し出したことはないということと違うと思うがどうか。

(2)、第三者委員会は、仲井眞弘多前知事の承認手続を検証中で7月に報告書を提出する予定である。第三者委員会は、承認手続に関する法的な瑕疵や環境保全上の問題点を見つけ出し、報告書を作成するのが筋である。しかし、第三者委員会は、承認審査にかかわった県職員の聞き取りをしているが、県職員の間では結論ありきの尋問のようだと指摘があるが、所見を伺いたい。

(3)、辺野古の商工社交業組合から辺野古区長宛てに陳情書が出されております。普天間代替施設先の辺野古周辺は反対派集団による無秩序な違法占拠の異常とも思える反対運動に、基地内の兵隊は夜間のもとより昼間の外出もできない状態に陥っていますという内容である。そして、別の辺野古区民も嫌がらせ、脅迫、暴言等を受けています。知事は、警察、海上保安庁へ過剰警備ではないかと要請をしたということだが、キャンプ・シュワブ前の反基地活動のあり方について所見を伺いたい。

(4)、宜野湾市の佐喜眞市長から普天間飛行場の早期閉鎖・返還とその間の危険性除去及び負担軽減の実現に向けた沖縄県の迅速かつ積極的な取り組みについてとのことで要請があったと思います。普天間飛行場負担軽減推進会議及び負担軽減作業部会が翁長知事になってから一度も開かれていない。知事は、普天間飛行場の早期閉鎖・返還や危険性の除去及び負担軽減については、沖縄県政の最重要課題として取り組むと話されたそうですが、推進会議と作業部会が開かれなと協議ができなく、課題解決に向けて進まないと思うが、所見を伺いたい。

2、農林水産行政について。

(1)、サトウキビ作の振興について。

沖縄県の基幹作物であるサトウキビの生産量が県全域で60万トン台となっている。特に、本島内の生産量が26年・27年期中13万8266トン、6年前の20年・21年期中の26万6330トンの約半分の生産量になっている。国は、サトウキビ農家が意欲を持って生産に取り組めるようにさとうきび生産者交付金をトン当たり1万6420円とし、増産基金についてもセーフティ

ネット基金として継続された。サトウキビの生産量がふえない原因は、生産農家の高齢化、そして台風、干ばつ等の自然災害で生産量が伸びないと言われている。今から増産に向けて抜本的な対策をとるべきではないでしょうか。

そこで伺います。

ア、サトウキビの農業生産法人の育成・強化を図るべきだと思うが、活動している法人数はどうなっているか伺います。

イ、基金は、台風、干ばつ、病虫害発生時に対応した対策を講ずるための基金になっているが、地域の事情に応じた対策を講じるようにすべきだと思うがどうか。

ウ、現在、生産法人は収穫が主になっているが、収穫後の肥培管理で単収の増産を図ることが重要である。肥培管理への基金の活用も考えるべきだと思うが、所見を伺いたい。

(2)、農地中間管理事業について。

国は、昨年農地中間管理事業をスタートさせ、都道府県ごとに農地の中間管理機構（農地バンク）を発足させた。耕作放棄地の発生を抑え、人・農地プランと一体的に推進し、認定新規就農者、規模拡大を目指す専業農家や農業法人などが農地を確保しやすくするのが狙いである。問題は、農業をやる気のある農家の需要に農地の供給が確保できていないことである。そのためには、農地中間管理機構（農地バンク）がみずからの役割をよく説明し、不安を取り除き、農地の貸し手を掘り起こすことが必要であると思うが、県の取り組み状況はどうか。また、今後どのように取り組んでいくのか伺いたい。

3、土木建築行政について。

(1)、報得川の拡幅整備について。

平成26年度から糸満市境界付近から上流側2515メートルの区間については、事業に向けて取り組んでいることに対して地域住民の一人として感謝を申し上げます。報得川は、周辺に保育園、小学校、中学校が存在することから、整備に当たっては自然環境や景観に配慮するとともに、地域住民や関係機関が参加する協議会を立ち上げ、親水性、安全性の確保に努めるべきだと思うが県の見解を伺いたい。

(2)、県道東風平豊見城線の整備について。

県道東風平豊見城線の9.2キロメートルのうち、上田交差点から豊崎までの4.7キロメートルについては整備が進められています。上田交差点から八重瀬町友寄までの4.5キロメートルについては、平成24年度に概略設計を実施して、豊見城市と八重瀬町と連携して

最適ルート案を選定し、事業化に取り組んでいくということでありました。

あれから3年になりますが、次の件について伺います。

ア、遅々として進まないのは豊見城市と八重瀬町とのルートの選定が合わないからおくれているのか。また、別の要因か伺いたい。

イ、ルート案が決まるのはいつごろで、工事着手は何年度になるのか伺いたい。

4、教育行政について。

(1)、中高一貫校について。

来春開校する開邦中学、球陽中学の説明会に両校合わせて2000人の親子が詰めかけた。高校入試なしで併設校に進学できる点、従来の公立中学校より充実した学習内容への期待感、私立に比べて割安な学費などが人気の理由である。6年間の英才教育で東京大学、京都大学などの一流大学への合格者増を見込み設立されると思っています。また、県の人材育成も考えて進めていると思います。

そこで次のことについて伺います。

ア、6年間の実績を見て、南部、北部にも考慮して一貫校を設立すべきだと思うがどうか。

イ、八重瀬町にある向陽高校は南部で唯一の進学校だと思いますが、一貫校として開校する計画はないか伺います。

5、我が党の代表質問との関連について。

(1)、翁長政俊議員の代表質問の2、普天間飛行場移設問題についての(7)、知事は、今回の訪米で足がかりができた、今後も訪米し民意を届けたいとしておりますが、この中で取り合ってもらえなかったとの報道であります。

関連して質問します。

ア、知事や県幹部そして地元のマスコミ等は、大いに成果があったと公言し報道している。しかし、本土中央紙に成果なしと報道しているが、本土中央紙の記事について知事の所見を伺いたい。

イ、米国では、国務省、国防総省の官僚や有力議員の19名と面談したということであったが、シンクタンクとの面談は実現したのか伺いたい。

次に、又吉清義議員の代表質問の6、県警関係についての(8)、日本年金機構の個人情報流出問題について関連して質問します。

県警察は、年金受給者を含めた県民一人一人が振り込め詐欺を初めとする犯罪の被害に遭わないように注意喚起、情報発信などを継続していくとしている。担当部として、どういう取り組みで被害防止に当たるの

か伺いたい。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 新垣良俊議員の御質問にお答えをいたします。

私のほうから知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、キャンプ・シュワブの契約の経緯と知事発言についてお答えをいたします。

みずから基地を差し出したことはないとの表現は、県民が基地を自主的に提供したものではないという趣旨でございます。

議員御指摘のキャンプ・シュワブについても、自主的に契約締結に応じたものではないと理解をしております。

次に、我が党の代表質問との関連についてに関する御質問の中の、訪米に対する中央紙の論評についてお答えいたします。

マスコミ報道については承知していますが、今回の訪米では、国務省、国防総省、連邦議会議員及び有識者など19名もの方々に直接面談する機会を得ました。面談を通して、今沖縄が置かれている状況を詳しく正確に伝えることができたことは、大変有意義なことだったと考えております。また、訪米前の日本外国特派員協会やハワイ及びワシントンDCでの記者会見、並びに海外個別メディアによる取材内容が現地テレビ及びワシントンポスト等新聞で報道されており、国外に対しても効果的に情報を発信することができたと考えております。

今後とも国内外へ向けた効果的な発信方法を検討してまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 平敷昭人君登壇〕

○総務部長（平敷昭人君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、第三者委員会における県職員からの聞き取りについての御質問にお答えいたします。

第三者委員会における法律的な瑕疵の有無の検証は、公正性・中立性を持って作業を行うこと、関係者からのヒアリングについては、脅迫的、威圧的、高圧的にならないことが確認されております。そのため、関係者からのヒアリングにつきましては、結論ありきの取り調べのような尋問形式とはなっていないものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、反基地活動のあり方についての御質問にお答えします。

県は、個々の活動が適法か否かについて判断する立場にはありませんが、いずれにしましても、現場においては、法令の遵守と憲法で保障された表現の自由の両者に配慮することが重要であると考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、普天間飛行場の危険性除去及び負担軽減についてお答えします。

普天間飛行場の危険性除去については、昨年12月15日及びことし5月22日に宜野湾市の佐喜眞市長から要請を受けており、引き続き県政の最重要課題であります。

県は、平成25年12月、沖縄政策協議会において、普天間飛行場の5年以内の運用停止を含む4項目の基地負担軽減策を要請したところであります。平成26年2月に設置された普天間飛行場負担軽減推進会議において、県は運用停止を含む4項目の基地負担軽減策について具体的な取り組みを求めてまいりました。

普天間飛行場負担軽減推進会議及び作業部会の早期再開については、平成27年2月26日付で県から内閣官房副長官宛て要請文書を送付したところであり、引き続き同会議及び作業部会において具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、我が党の代表質問との関連で、シンクタンクとは面談したのかという御質問にお答えします。

シンクタンクとしては、米外交問題評議会いわゆるCFR、米戦略国際研究所いわゆるCSIS、そして新アメリカ安全保障センターいわゆるCNASのそれぞれの研究者と面談しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島田 勉君登壇〕

○農林水産部長（島田 勉君） 農林水産行政についての御質問の中で、さとうきび生産法人と基金の活用についてお答えいたします。2の(1)のアの(ア)から2の(1)のアの(イ)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

サトウキビ生産の担い手対策において、生産法人の育成は重要であると考えております。

平成26年度末時点で、活動している法人数は102法人となっており、そのうち41法人で構成する沖縄県さとうきび生産法人連絡協議会において、生産技術や経営の向上のため、情報の共有化を図っている状況

にあります。

さとうきび増産基金につきましては、平成27年4月から病害虫被害や台風、干ばつ等の自然災害に対応したセーフティネットとして措置されており、1、病害虫防除のための薬剤費の助成や散布作業に対する助成、2、かん水作業の委託費や資材費の助成、3、植えかえ用の種苗の購入費等の種苗確保対策、4、生産の回復に向けた株出し管理等の肥培管理作業に対する助成など、地域の実情に応じた対策ができるメニューとなっており、生産法人等が事業実施主体となることが可能となっております。

県としましては、引き続き、市町村、J A、地区さとうきび振興協議会等の関係機関と連携し、サトウキビの生産振興に取り組んでまいります。

同じく農林水産行政についての御質問の中で、農地中間管理事業の取り組み状況についてお答えいたします。

県においては、担い手への農地集積と集約化を加速するため、平成26年3月に沖縄県農業振興公社を農地中間管理機構として指定するとともに、必要な予算を基金として設置し、昨年度から農地中間管理事業を実施しているところであります。

同事業では、機構が高齢農家等から農地を借り上げ、また、公募により農地の受け手を選定する仕組みとなっており、昨年度は2度の公募が実施されたところであります。全国的な課題として、担い手の借り受け希望農地面積に対して、出し手農地面積は不足しており、本県においても同様に農地の出し手対策が課題となっております。

このため、県及び機構等では、1、地域で活躍する現地駐在員や農地調整員の増員、2、モデルとなる15市町村を選定し、市町村や農業委員会、農地調整員等から成る市町村推進チームの設置、3、県や市町村の広報誌への掲載や新聞等マスコミの活用などの取り組みを強化することとしております。

県としましては、市町村、農業委員会など関係機関と連携を強化し、農地中間管理機構の積極的な活用により、沖縄21世紀ビジョン基本計画に示された持続的な農業の振興を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 土木建築行政についての御質問の中で、報得川の整備についてお答えします。

報得川は、全延長10.82キロメートルで、このうち

八重瀬町東風平から糸満市西崎町の河口に至る9.32キロメートルが県の管理する2級河川区間となっております。河口から糸満市と八重瀬町の境界付近までの6.8キロメートルは河川整備が既に完了しており、その上流側2.52キロメートルの区間について、平成26年度から整備に着手しております。

事業に当たっては、今年度ワークショップを開催し、地域住民や関係機関等の意見を聞きながら、自然環境、景観、親水性、安全性に配慮した整備を行うことにしております。

同じく土木建築行政についての御質問の中で、県道東風平豊見城線のルート選定及び事業着手についてお答えします。3の(2)のアの(7)と3の(2)アの(4)は関連しますので一括してお答えします。

県道東風平豊見城線の上田交差点から八重瀬町までの区間については、平成24年度に概略設計を行い、翌25年度に豊見城市及び八重瀬町と連携し、最適なルート案を選定し、おおむねのルートを決定的しております。しかしながら、ルート上にある那覇糸満線や豊見城中央線との交差計画などで課題があることから、ルートの一部について詳細な検討を行っているところであり、今年度中にはルートを決定的したいと考えております。

平成28年度からは予備設計を予定しており、平成30年度の事業化に向け、取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは、教育行政についての御質問で、中高一貫校の南部、北部への設置についてお答えいたします。4の(1)ア(7)と4の(1)ア(4)は関連しますので一括してお答えいたします。

平成28年4月に開校する県立開邦中学校及び球陽中学校につきましては、中高6年間における計画的・継続的な教育システムを構築することで、難関国立大学等への進学を目指す生徒のニーズに応え、本県を牽引する高い志を持ったグローバルに活躍できる人材の育成を図るものであります。

向陽高校を含む他地域への併設型中高一貫校の設置につきましては、両県立中学校での今後の実績や課題等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 我が党の代表

質問との関連についての御質問の中で、年金個人情報流出に対する被害防止のための取り組みについてお答えをいたします。

これまで子ども生活福祉部としましては、那覇年金事務所長に対し、正確な情報提供、県民への被害防止対策の徹底等について申し入れを行いました。また、県のホームページにおいて、不審な電話等に対する注意喚起や福祉保健所等において、注意を呼びかけるポスターの掲示等を行ってまいりました。

今後とも、日本年金機構や厚生労働省等の関係機関から情報収集を行うとともに、県民に対する注意喚起等の被害防止に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 まず知事の政治姿勢の中で、(1)なのですが、これは知事は自主的な契約ではないということなのですが、契約にこれあれですか、旧久志村議会も認めて議決してやっているんですが、これを県民誰ひとり基地を提供したことないという、この文言当たりますか、これ。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） あの当時の沖縄県の置かれている立場というようなものに思いをはせますと、今みずから差し出したものはないというようなことについて、辺野古区事務所が発行した辺野古誌にどういうふうにかかれているかといいますと、島では——島ということは辺野古ですね——島では1955年の収用予告以来、USCAR土地係官による水面下での地主との直接交渉が続けられていた。民政府は、交渉の中で当初軍用地反対を続けている字に対して、もしこれ以上反対を続行するならば部落地域も接収地に線引きして強制立ち退き行使も辞さず、しかも一切の補償も拒否する等と強行に勧告をしてきたことから、住民も一様に驚き、有志会では急変した事態に対処するに再考せねばならなかったと書いてあるんですね。こういうふうな状況の中で、議会がどうだ何だどうだというようなものが通じるかどうかですね。私が言うみずから差し出したことはないというのは、こういうある意味で脅迫をされて、それでも突っぱねる、それができたはずなどというようなものは私は同じウチナーンチュとしてこの時期のそれぞれの置かれた立場からすると、みずから差し出したと言えるのかどうか、これ大変私は辺野古の人たちにも失礼なことになりやせぬかなというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 これ知事、違うんじゃないですか

ね。

銃剣とブルドーザーということよく言うんですが、これは地主の代表も入れて議会でそういうことなるんだったらやろうということをやっています。自主的に何と言いますか、まあ一人一人誰ひとり基地を提供したことはないというその文言ですね。これ僕はよく知事は新聞にもそうですが、マスコミもそうですが、首相にもそうですし、総理もそうですし、それから官房長官にもそれ言っているんですが、これはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですよ。あのですね、契約している以上は、これは誰ひとり自主的に提供したことではないということではないんですよ、これは。契約しているんですから、これ。これ知事が言っているように、何というんですか、そういうこと通りますか、これ。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に、静粛に願います。

○新垣 良俊君 少し黙っておけ。

おかしいんじゃないですか。だから、うそも方便ということ今通っているようなものですが、契約はしているんですよ、これは。でも知事は、いやこれは実質的なものではないというんですが、契約した以上はこの文言で僕は当たらないと思うんですよ。これどうですか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

翁長知事。

○知事（翁長雄志君） だから私は、同じウチナーンチュとしてあの時期のことを考えてくださいということなんですよね。これは、日本国憲法の適用もないんですよ、民法もないんですよ。何にもないところでの今言っているように、おまえたちの土地はみんな取り上げるぞと、補償もないぞと言われたらまさしく脅迫じゃないですか。それを支える裁判もないんですよ。どこの裁判に訴えます。こういったようなこと等を踏まえてやられたことに対して、自主的に提供したと言われた人のほうの気持ちを考えてみてくださいよ。これは大変なことですよ。あれだけの権力を持っている、ましてや1950年代でしょう。そういったようなものの中でこういうふうにおまえたちの家も土地も接収するぞと、補償もしないぞと、強制立ち退きをするぞという、またこの時期ちょうど宜野湾の伊佐浜で強制立ち退きをされた事例が辺野古区のそういった時期と重なっているんですね。その意味からいうと、これを毅然として契約をしないというような格好でできるかどうかというようなことまで思いをはせますと、これ本土の皆さん方に誤った発信がされますよ。ましてこうして契約をしておまえら軍用地料もらったじゃな

いかと、軍用地料どんどん上がっていったじゃないかと、甘えるなという話になったりすると、この時期に生きてきた人たちからすると、これはもうとんでもないことでありまして、私は議員の解釈には私のものは全然譲るような気持ちは全くございません。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 逆に誤ったメッセージ、僕は送っているんじゃないかというふうに思っていますよ。

時間限られていますので、次の質問に入りますが、第三者委員会の役割は公有水面の埋立承認の手続について、法律的な瑕疵がないかを検証することでありまして、今かわった職員の検証はおかしいと思うんですが、職員との信頼関係、これが崩れるんじゃないかというふうに思っています。これについてはどうですか。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（平敷昭人君） 信頼関係という御質問でありましたが、今回の第三者委員会ではその手続の過程を論点を絞って質問をして答えていただくということで、その事実関係を確認しながら瑕疵があったかどうかというのを検証することになっておりまして、そのヒアリング等は平穩に淡々と進められているものと認識しております。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 瑕疵というのは、「欠点」それから「きず」というその意味もあります。かわった職員がこれは公有水面埋立法の中で中身を検討して承認をしているんですから、法律的な瑕疵があればそれはいいと思うんですが、かわった職員についてこれどうだったかこれについてはどうかということ自体これはおかしいと思うんですが、これは職員からそういうことないですか、反発ないですか。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（平敷昭人君） 私のほうでは、直接そういうふうな話は聞いてはございません。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 時間が限られていますので、あれですが、知事は、この検討委員会の報告といいますか7月に出るんですが、瑕疵があれば承認を取り消す、それから瑕疵がなくても撤回をするというんですが、これもう早期に撤回したほうがいいんじゃないかと思うんですが、アメリカに行くこともないし、それでいいんじゃないですか、どうですか知事。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 現在の県の立場は、検証委員会の報告を踏まえて取り消し、または撤回を検

討するというのが県の立場でございます。方針でございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 きょうの新聞だったと思うんですが、7月中旬に報告書が出る、8月にはいろいろ勉強して何といたしますか、この取り消しをやるんだということで玉城議員を中心にまとめるということであったんですが、これについては知事はもう取り消しと、そして撤回をもってこの辺野古を決着つけるということでやっているんじゃないかと思うんですが、どうですかこれ。

○議長（喜納昌春君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） 知事も知事公室長も何度も答弁申し上げておりますように、第三者委員会の検証結果を踏まえて、そして県として検討していきたいということでありまして。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 時間ないんですが、サトウキビの振興についてということでやったんですが、製糖工場の何といたしますか、経営ラインというのが11万トンあります。両方、本島で13万3000トン余り、この本島2製糖、2工場あるんですが、これが……

○議長（喜納昌春君） まとめてくださいね。

○新垣 良俊君 経営できないということで合併の話も出ておりますが、ぜひ沖縄県の基幹作物でありますので、サトウキビの振興については知事を初め部長それから職員、頑張って抜本的な対策を立ててほしいと思います。

部長でもいいですから答弁をもらって終わります。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島田 勉君） お答えします。

議員から今お話がありましたように、サトウキビは本県の基幹産業として位置づけておりますので、知事を先頭に農林水産部職員一丸となって生産拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○新垣 良俊君 終わります。

○議長（喜納昌春君） 仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田 弘毅君 ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。こんにちは。

うるま市選出、仲田弘毅でございます。

通告に従い一般質問を行います。

まず最初に、1番目、知事の政治姿勢について。

(1)、政府骨太方針について。

政府が策定する経済財政運営と改革の基本方針がま

とめられる時期に來ました。骨太方針は次年度の予算編成に大きな影響を及ぼす取りまとめであり、ここに沖縄県がまとめる主要政策が明記されなければ、予算編成時に支障が出ると言っても過言ではないと考えております。

そこでお聞きます。

ア、仲井眞前県政は、骨太方針に県の主要政策を明記し、訴えてまいりました。具体的にはどのような明記がなされてきたか伺いたい。

イ、去る6月10日に翁長知事は、政府そして与党・自民党に骨太方針の要請を行っております。どのような要請内容でありましたかお示ください。

ウ、自民党沖縄振興調査会で今月、提言書がまとめられ、17日には各担当大臣に提言されたと聞いております。自民党の提言案にどのような感想をお持ちでしょうか、お聞かせください。

(2)、概算要求について。

平成28年度に向けて沖縄振興予算に対する概算要求は、例年8月に行い答申は12月中旬以降というのが慣例であります。本年度振興予算は、概算要求3794億に対して3340億となり、454億円の減額となっております。

そこで伺います。

ア、ことし8月の振興費概算要求は翁長知事のもとで行われますが、どの程度の要求額になるか伺います。

イ、那覇空港の第2滑走路増設事業は、振興費とは別枠で予算計上すべきとの意見がありますが、見解を伺います。

ウ、沖縄振興予算を有効的に獲得するにはあらゆる政治主導の努力が必要不可欠と考えるが知事の考え方を聞かせください。

(3)、日米安保体制について。

ア、戦後70年間の大半を担ってきた日米同盟によるこの体制の評価をお聞きしたい。

イ、基地の運用規定を盛り込んだ日米地位協定についての考え方を伺います。

ウ、日米地位協定の抜本的改定を日米両政府に強く早急に要請すべきと考えますが、御意見を伺いたい。

2、医療・福祉行政について。

(1)、韓国におけるMERS報道について。

韓国保健福祉省から6月1日に発表された中東呼吸器症候群、いわゆるMERSコロナウイルス感染拡大の報道が注目を集めました。日韓両国を初め沖縄観光も年々より多くの観光客が訪れております。2次感染を防ぐことが最も重要であり、国境を持つ本県は、空

港や港湾などでの水際対策を強化する必要があるということはあるでしょうか。

質問を行います。

ア、具体的にどのような病気か伺いたい。

イ、韓国での感染者と死亡者の現状はどうか。

ウ、感染状況が国際的に懸念されておりますが、本県の水際防疫対策について伺います。

(2)、年金情報流出について。

日本年金機構がサイバー攻撃を受け、基礎年金番号・名前・生年月日・住所等の個人情報流出が大きな社会問題になっております。全国や沖縄での流出件数が、約125万件とか101万件とか、あるいは74万件との報道が錯綜し、県民から多くの問い合わせが寄せられております。特に、那覇、沖縄事務センターにおける最多の流出を受けて、照会者や相談者が急増しております。

伺います。

ア、全国で流出最多の6800件。これは4事案、基礎年金番号・名前・生年月日・住所等の4つが一気に流出したとの情報もありますが、この本県の現状はどうなっているのか伺います。また、なぜ沖縄県が最も多いのか、その理由は何なのかお聞きます。

イ、漏えい後、初の年金支給が去る6月15日に行われましたが、混乱や支障はなかったか伺います。

大きな3番目に、警察行政について。

(1)、サイバー犯罪について。

ア、県内における不正アクセス被害状況とその予防策について伺いたい。

イ、年金情報流出問題について、県内において実害はあるのか。また、どのような被害が想定されるのか、お聞かせください。

大きな4番、教育行政について。

(1)、県いじめ防止対策審議会設置条例について。

ア、本県におけるいじめの実態はどうなっているのか伺いたい。

イ、教育委員会はこれまでいじめ防止対策としてどのような取り組みをしてきたのか伺います。

ウ、沖縄県いじめ防止対策審議会を設置する理由と課題について伺います。

エ、同対策審議会の具体的な活動と各種団体との連携についてお聞かせください。

5番目の我が党との関連質問は、割愛させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 仲田弘毅議員の御質問にお答

えいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、骨太方針の要請内容についてお答えをいたします。

去る6月10日の要請においては、山口沖縄及び北方対策担当大臣、猪口自由民主党沖縄振興調査会会長などに対し、2015年版のいわゆる骨太の方針に沖縄振興に関する内容が反映されるようお願いしたところであります。

具体的には、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進すること、2番目に沖縄科学技術大学院大学等を核としたグローバルな知的・産業クラスターの形成の進展を図ること、3番目に琉球大学医学部及び同附属病院の移設を含む西普天間住宅地区における国際医療拠点の形成など、駐留軍用地の跡地利用を推進することを要請いたしました。

次に、平成28年度沖縄振興予算の概算要求についてお答えをいたします。1の(2)のアと1の(2)のウは関連しますので一括してお答えをいたします。

平成27年度の沖縄振興予算は、沖縄振興を推進するための経費として3000億円台が確保されたほか、沖縄振興一括交付金や那覇空港滑走路増設事業等について、所要の額が確保されたところであります。沖縄振興については、安倍内閣総理大臣から、平成25年12月24日の閣議において、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に進める必要があることや、毎年3000億円台を確保することなどの発言があったほか、去る2月の国会における施政方針演説においても、2021年度（平成33年度）までの毎年3000億円台の予算の確保について発言があったところであります。

沖縄県としては、平成28年度の沖縄振興予算についても、引き続き所要の額が確保されるよう、沖縄担当大臣へ要請するとともに、県選出国会議員や県議会議員各位の御支援も賜りながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、日米同盟の評価についてお答えをいたします。

私は、日米安全保障体制を含む日米同盟関係が、これまで我が国及び東アジアにおける平和と安定の維持に寄与してきたものと理解しております。しかし、我が国においては、沖縄の米軍基地の機能や効果、負担のあり方など、安全保障全般について国民的議論が十分なされてきたとは言えません。沖縄県だけに過大な米軍基地負担を強いて、本土全体が無関心であることは残念であり、辺野古移設問題を通して、日本全国の皆様が改めて日米安全保障の負担のあり方について考

えるべきであります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、前県政における骨太方針の記載についてお答えいたします。

国が策定した2013年及び2014年版のいわゆる骨太の方針においては、沖縄振興について明記されております。2013年版の骨太の方針では、1、成長するアジアの玄関口に位置づけられる沖縄が、日本のフロンランナーとして経済再生の牽引役となるよう、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進すること、2、国家戦略特区の議論を踏まえ、沖縄をイノベーション拠点とすることを検討すること、3、沖縄科学技術大学院大学等を核としたグローバルな知的・産業クラスターの形成を進めることが明記されました。2014年版においては、前年の記載を踏襲しつつ、新たに、1、国家戦略特区の指定や那覇空港の滑走路増設も踏まえ、観光ビジネスの振興やイノベーション拠点の形成を図ること、2、沖縄科学技術大学院大学の規模拡充に向けた検討を行うこと、3、西普天間住宅地区への高度な医療機関の導入を初めとする駐留軍用地の跡地利用の推進を図ることが明記され、このうち西普天間住宅地区への高度な医療機関の導入については、注意書きで「琉球大学医学部及び同附属病院の移設を含む」と記載されたところであります。

次に、自民党沖縄振興調査会の提言についてお答えいたします。

西普天間住宅地区の跡地利用に向けては、これまで、国、沖縄県、宜野湾市、市地主会等の関係者が連携しながら、国際医療拠点の形成を目指しております。去る6月10日には、沖縄県、宜野湾市、琉球大学の三者により、官房長官及び沖縄担当大臣を初めとする関係閣僚及び自民党沖縄振興調査会会長などに対して、国の積極的な財政支援、インダストリアル・コリドー南側部分の早期返還、国の取り組み方針における国家戦略としての位置づけ等を要請いたしました。17日には、同沖縄振興調査会の猪口会長、前沖縄担当大臣の山本小委員長などの関係者により、政府の関係閣僚に対して、同地区における国際医療拠点化等の推進に関する提言がなされており、その内容は、地元からの要請に配慮したものとなっております。

県としましては、政府の骨太方針2015において、昨年度に引き続き、琉大医学部及び同附属病院の移設

など高度な医療機能の導入を初めとする同地区の跡地利用推進について明記されることを期待しているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 平敷昭人君登壇〕

○総務部長（平敷昭人君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、那覇空港第2滑走路増設事業の予算についての御質問にお答えいたします。

那覇空港滑走路増設事業につきましては、平成31年末の工事完了に向け、沖縄振興の施策展開へ影響が出ないよう特段の配慮をすとした、平成25年12月の三大臣合意に基づき、予算措置されているところがあります。

県といたしましても、従来から当該事業に関する予算につきましては、3000億円とは別枠で確保していただくよう要請してきたところであり、平成28年度予算につきましても、引き続き同様に要請を行う考えでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、基地の運用規定を盛り込んだ日米地位協定についての御質問にお答えします。

日米地位協定は、1度も改正されないまま締結から50年以上が経過しており、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や県民の要望にそぐわないものとなっていると考えております。そのため、県は平成12年から11項目にわたる日米地位協定の抜本的な見直し要請を行っているところであり、第3条の施設・区域に関する措置については、公務遂行上必要な地方公共団体による施設・区域への立ち入りを含め、米側はあらゆる援助を与えること等を求めています。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、日米地位協定の抜本的な見直しについてお答えします。

日米地位協定の見直しについて、県は、これまであらゆる機会を通じ、日米両政府に対し要請してきたところがあります。県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。このため、今後とも軍転協や渉外知事会とも連携し、あらゆる機会を通じ、日米両政府に、日米地位協定の見直し

を粘り強く求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） それでは医療・福祉行政についての御質問で、MER Sとはどのような病気かについてお答えいたします。

中東呼吸器症候群（MER S）は、2012年に初めて確認されたMER Sコロナウイルスを原因とした感染症で、ヒトコブラクダとの濃厚接触が感染要因であると考えられています。また、家族間や院内感染対策が不十分な医療機関で人から人への感染が報告されています。主な症状は、発熱、咳、息切れ等の急性呼吸器症状で、高齢者及び腎不全などの基礎疾患を持つ者に重症化傾向が見られ死亡例も出ています。現在、MER Sに対するワクチンや特別な治療方法はないため、対症療法を行います。

次に、韓国における感染の現状についてお答えいたします。

平成27年6月28日現在、韓国での感染者数は182名、うち死亡者数は32名となっています。また、感染者と接触した人など約2500人が自宅や医療機関での隔離の対象になっています。

次に、本県の水際防疫対策についてお答えいたします。

韓国で発生している中東呼吸器症候群（MER S）の水際対策につきましては、海外からの入国の際、空港や港湾の検疫所において、サーモグラフィー検査や聞き取り調査、パンフレット配布等の検疫対応の強化が図られております。また、発熱等の症状はないものの、感染者と接触歴がある入国者については、14日間の健康監視が行われ、対象者が発生した場合は、速やかに検疫所から県に情報提供が行われることになっております。なお、現時点では、検疫所からの当該情報を受ける事態とはなっておりません。

沖縄県としましては、県内で発生した場合に備え、国の通知を踏まえ、医師会や感染症指定医療機関等の関係機関と対策会議を開催するとともに、搬送体制、検査、治療体制の整備を行っているところです。また県民に対し、ホームページ等を通じ、情報提供を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） それでは医療行政についての御質問の中で、本県の年金情報流出の

現状及び沖縄県が最も多い理由についてお答えをいたします。

日本年金機構の発表によりますと、流出した個人情報約125万件について、情報の重複などを除いた人数の合計は、101万4653人となっております。このうち沖縄県は、3万8538人となっており、基礎年金番号、氏名、生年月日及び住所の4情報の流出者については、本県が最も多く6813人となっております。沖縄県の4情報流出者数が多い理由について日本年金機構に照会したところ、現在、調査中とのことでありました。

次に、年金支給日の状況についてお答えをいたします。

那覇年金事務所に照会をしましたところ、特に混乱や支障はなかったと聞いております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君） 警察行政に関する御質問の中で、県内における不正アクセス被害状況とその予防策についてお答えいたします。

県内においても、法人・個人が管理するコンピューターがインターネット経由で不正にアクセスされ、ホームページが改ざんされるなどの被害が発生しております。昨年中に県警察に届けのあった不正アクセス被害は、20件で前年に比べ11件増加、本年5月末現在につきましては、5件で前年同期に比べ1件減少しております。なお、県内の不正アクセス被害で個人情報の流出は確認されておられません。

県警察では、県民が不正アクセスの被害に遭わないよう、パソコンやサーバー等はウイルス対策ソフトを導入するとともに、稼働するソフトウェアは常に最新の状態に更新する、管理用パスワードは他人に推測されない文字列で設定し定期的に変更する、サーバーに対するアクセス記録を取得し定期的に不正なアクセスがないか確認するなどの被害防止対策について、各種情報セキュリティーセミナーや各報道機関を通じて注意喚起を行っているところであります。今後も、同種被害の検挙活動及び被害防止に向けた防犯活動を推進していく所存であります。

次に、年金情報流出問題に関する県内の実害と想定される被害についてお答えいたします。

日本年金機構からの個人情報の流出に絡む事件や同機構をかたる不審電話などについては、6月28日現在、県内において確認されておられません。

今回の個人情報流出に伴い、氏名・生年月日などの

個人情報を聞き出す不審電話や流出した情報の削除を名目に手数料をだまし取ることなどのほか、流出した情報を悪用した振り込め詐欺の被害が予想されます。

県内におきましては、不審な電話や連絡があった場合は、安易に対応せず、家族や警察に相談することなどについて、新聞・テレビ・県警ホームページによる注意喚起、金融機関など関係機関等と連携した広報啓発、制服警察官による高齢者世帯への戸別訪問、高齢者等を対象とした防犯講話による注意喚起などを行っているところであります。

県警察におきましては、県民が振り込め詐欺等の被害に遭わないよう、今後とも関係機関と連携した注意喚起、情報発信などを継続していくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは教育行政についての御質問の中で、いじめの実態と防止対策についてお答えいたします。4(1)アと4(1)イは関連しますもので、一括してお答えします。

文部科学省の問題行動調査によりますと、本県におけるいじめの認知件数は、平成25年度は、小学校228件、中学校251件、高校50件、特別支援学校10件の合計539件となっております。

いじめの未然防止等につきましては、沖縄県いじめ対応マニュアルを活用した取り組みや研修会等で教職員の指導力の向上を図るとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、中学生いきいきサポート相談員、小中アシスト相談員などの配置拡充による支援体制の充実に努めているところであります。

次に、沖縄県いじめ防止対策審議会の設置等についてお答えいたします。

いじめは、児童生徒の心身の発達に重大な影響を及ぼす深刻な問題であり、決して許される行為ではないと考えております。今回、同審議会を設置する理由としては、いじめ防止対策推進法に基づき、地方公共団体がいじめ防止等のための対策を実効的に行うこと、また、いじめにより児童生徒の生命等に重大な被害が生じた場合に、調査等を行う必要があるためです。

県教育委員会としましては、今後、いじめ防止に向けて実効的な推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、沖縄県いじめ防止対策審議会の活動と各種団体との連携についてお答えいたします。

同審議会では、沖縄県いじめ防止基本方針に基づ

く、いじめ防止等の対策並びに調査研究を行い、さらに県立学校において、児童生徒の生命等に重大な被害が生じた事態に関して、その事実の確認、調査及び審査を行うことが主な活動となります。

県教育委員会としましては、今後とも、県警察等関係機関並びにPTA等関係団体と連携し、いじめ防止に向けてさらなる強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 御答弁ありがとうございます。

まず最初に、再質問を行います。

翁長知事、仲井眞前知事が、前年度大まかな指針みたいなものをしっかりとつくっていただいて、政府と信頼関係も構築することによって、政府とのある程度の道筋ができ上がった、私たちはそういうふうに考えております。

きょうの知事からの御答弁聞いて、仲井眞知事のすばらしい、今までの実績を継いでいきますと。このほうにつきましては、感銘を受けてともにしっかりと協力して頑張らなくちゃいけないなということを感じました。ぜひこの骨太方針に、沖縄県の首長はかわっても沖縄県全体の方針は変わらないとこれをしっかりと政府のほうに訴えていただきたいなというふうに考えております。

概算要求についてであります、今の3000億は、平成33年度まで約束されているという御答弁でありましたけれども、実際に今政府の台所状況を見てみますと本当に33年度までこれだけの沖縄振興費が確保できるのか、大変危惧しております。そういった意味合いにおいても、やはり沖縄県の代表として知事はしっかりと訴えるべきものは訴えて、協力すべきことはしっかりと協力することによって、新たな信頼関係をつくっていく。このことが沖縄県の将来の振興費につながりますし、また今から伸ばしていく沖縄県の未来に向けての大きな発展が約束されるんじゃないかこのように考えております。是が非でもこのことをぜひ頑張っていたきたい。

本年度予算において454億の減でありましたけれども、その中において一括交付金、ソフトこれは41市町村、例年どおりの金額が、例年予算として充当することができました。このことは、やはり3000億台が確保できたということ、そしてこの減額そのものは実際であれば従来どおりであれば、やはり一括交付金、各市町村も減額になる。これが今市町村の首長さん方が一番懸念していることであります。ですから、平成28年度の概算要求に向けては最低でも3000億をしっ

かりと獲得する、そのことで41市町村の各首長さん方、例年どおり事業がしっかりできるような体制づくりを約束できるように頑張っていたきたいなというふうに思います。

次に、安保体制についてであります、知事、もう一度戦後70年における日米安保体制、それに基づく日米同盟について知事として見解をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 仲田弘毅議員の再質問にお答えをしたいと思います、日米安保体制の評価ということで、70年に及ぶわけであります。先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、日本の安全初め東アジアの安定に今日まで日米安保体制が寄与してきたことは、これは私も認めているところでございます。その中で、沖縄県の知事としてということになりますと、やはりそういった日米安保体制を守るためにも沖縄県は相当の屋台骨を支えたなという感じがいたします。よく本土のほうでは、戦死者を一人も出さなくて平和裏に高度経済成長を謳歌したというようなことが政治の評価としてありますが、まさしくその時期に沖縄はサンフランシスコ講和条約から切り離されて、いわゆる日本国憲法の適用もない中で米軍の占領下に置かれて、そして日本から出撃はしなかったんですけれども、沖縄からベトナムに出撃をしたというようなものも、沖縄がある意味で日米安保体制を支えたのかなという感じがいたしております。

そういった大変厳しい環境の中で、沖縄がむしろ、これは残念さと無念さが両方あるわけですが、自負と無念さが両方あるわけですが、そういった状況を負わされてきて日米安保体制を守ってきたようなことを私たちはもっとしっかりと本土の方にも言わなきゃいけない。そして言う中で、日本国民全体で日本の安全保障というものは考えてもらいたいというようなことを一つ一つ数字とそれから歴史と気持ちでもって伝える中から、これからの基地問題が一日でも早く沖縄にとっては負担軽減になって、また日本全体では、日本国民全体で守るんだというそういったものにつながることが、私は本当の意味での日米安保体制がこれからやっていける一番の重要なことではないかなというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 そういった認識におきましては、全く一緒であります。ただ私が言いたいのは、戦後70年、復帰して43年目を迎えましたけれども、日本政府が私たち沖縄県に振興予算としておろした1次から

4次までのこの沖縄振興計画に基づく予算は12兆円を超えているわけですね。沖縄振興予算で沖縄県のライフライン、社会資本整備がどれだけよくなったかということも私たちは評価しなければ、ただ政府を批判するだけでは大変厳しいものがあるというふうに考えております。まずは、道路がよくなりました、学校がよくなりました、病院がよくなりました。沖縄県のある程度の地域において医療行政、教育もしっかりと受けられるような状況になってきております。評価すべきことはしっかり評価をして、そしてまた要請すべきものはしっかりと要請していきたい、このように考えています。

そして、次、もう一つだけお聞きします。

知事、この戦後70年あるいは米軍基地が沖縄に存在してから長いこと基地の過重負担ということが言われてまいりましたけれども、SACO合意の後、11の施設が返還合意に至っているわけですが、そのことを含めてどの程度返還されて、どの程度の過重負担が整理縮小の中で行われているかお聞きしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時50分休憩

午後4時51分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） お答えします。

SACOで合意された面積につきましては、11施設、5075ヘクタールになります。このうち返還済みが403ヘクタール、まだ未返還になっているのが4672ヘクタールとなっております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 この11施設、その中には普天間飛行場が入っておりますよね、普天間飛行場。SACOの合意の中のトップバッターで挙げられているのが、普天間飛行場、北部訓練場、安波訓練場、ギンバル、楚辺通信、読谷補助飛行場、キャンプ桑江、瀬名波通信、牧港補給地区、那覇港湾、住宅統合とこの11がありますが、これが全て返還された場合の沖縄県のある意味では過重負担というものの解消に何%貢献できるというふうにお考えでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） お答えします。

これは、平成26年3月31日現在の面積ですが、その時点での面積が全国の米軍専用施設面積の73.7%、これがSACOで合意された面積が全て返

還された場合は、69.1%に減少いたします。

○議長（喜納昌春君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 この11の全ての施設の返還が実現するとした場合、沖縄県の過重負担がそれだけ減ってくる。これは大きいとか小さいとかじゃなくて、実績をつくっていくということが一番大事だと思うんですよ。長いことお願いしても返還できない、特に普天間基地に関しましては、もう19年、20年目を迎えてもまだ一歩たりとも動いていない。そのことを考えた場合にやはり着実に実現に向けて努力する必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 私どもとしてもSACOで合意された施設、あるいは米軍再編、あるいは統合計画で発表された施設につきましては、着実な返還が必要であると考えております。

○議長（喜納昌春君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 このSACOの合意、11の施設以外にも返還されているところは、実際あるわけですよ。去る3月31日をもって西普天間住宅地域は返還がかないました。できるものから一つ一つ着実に実績をつくっていくということが大変必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 私どもとしても合意された施設につきましては、着実に返還することが必要であると考えております。

○議長（喜納昌春君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 今問題になっております普天間基地、普天間飛行場、このことは、本当にあの頭の痛い大きな課題だというふうに私も思っております。知事、その普天間飛行場の固定化について県民のより多くの方々が危惧を抱いていると思うんです。その返還に向けて、返還に向けて具体的な手法あるいは考え方、例えばだめだからだめ、辺野古がだめだから動かない、固定化に向かうということじゃなくて普天間を返還してもらうためには、どういうふうな手法とか考え方を持って取り組んでいくかという知事の考え方をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 普天間飛行場の返還につきましては、私ども従来から県外移設を求めています。それにつきましては、基地の負担につきましては、全国でひとしく負担していただきたいとそういう考えのもと取り組んでいるところでございます。

○議長（喜納昌春君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 具体的には、全国の知事会、渉外知事会も含めて、知事がどのようなアクションプランを持って実際どのような要請をしてきたか、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 私は2月定例会だったと思いますが、そのときにもお話をさせていただきましたが、那覇市長時代に自衛隊からP3Cを借りて硫黄島に行きまして、視察をさせていただきました。向こうには約二、三百名の自衛隊がいて、そしてタッチ・アンド・ゴーとか本当に一日中やっているような状況でした。家族もおりませんし、みんな単独で単身で赴任をして、ちょうど伊江島と同じ大きさくらいなんですけれども、そこを見ていわゆる全国行脚をしました。石原慎太郎都知事にも会いましたし、総理になる前の福田康夫先生、それから神奈川県松沢知事、お名前忘れましたが横須賀の市長さん、小笠原の村長さん、いろんなところを鹿野市の市長さんとか回って、この普天間の一部を硫黄島に持っていきことができないかという話をしましたところ、米軍側は家族も一緒にできないかということ、そういった理由で断るものの一番大きな理由になっておりました。ライフスタイルを大切にするんだということです。

ですから、こういったようなこと等は沖縄県民からすると、ある意味でとんでもないことでありますが、しかしながら日米安保体制とかそういうような中でそういうところで物事が進んでいるというようなことも、時にあちこち回りながら要請活動をして大変厳しいものを感じた次第であります。石原都知事も横田の基地に触れて1時間ほど話ししましたが、横田基地に触れてそういったアメリカのライフスタイルを崩すことは難しいぞというような助言といいますか、意見を聞きまして、そのようなものの難しさもよく理解をいたしております。これも話ししましたが、その後私大病を患いましたもので、残念ながらその行動は約半年くらいで終わってしまいましたけれども、いずれにしろそういった運動、運動といいますか動きをしながら、日米安保体制の中での沖縄の基地負担軽減がいかに難しいかということも自分なりに感じてはおります。しかしながら、日本政府がこれを日本国内においてしっかりと各自治体に向き合ってやっていくことがあれば、私は必ず分散とかそういうものは可能になってくるというふうに思っております。

沖縄では、どんな選挙をして民意でもってノーと言っても持ってくるということと、それから本土のほうでは、知事に打診したところ、嫌だと言っていると

いうぐらいですぐ引っ込んでしまうというようなこととは、これは私は本当の意味での本腰を入れてやっているというような感じはいたしません。やはり全体で考えていくというものの中で、この問題を考えていかなければ沖縄県の知事にこれをやれというからには外交権から何かみんな上げるのであれば、予算もみんなくれるというのであればできますけれども、そういったことも何もないまま私が各知事を回って、お願いしますよ、お願いしますよと言ってやるということ自体、やっぱりこれは日本の政治のあり方がおかしいのではないかということを思っているものですから、私たちからすると県内には、あるいは辺野古にはつくせない、県外で考えてもらいたいというようなことをいう中にこの基地問題の解決をやっていく必要があるんじゃないかなとこのように思っております。

○議長（喜納昌春君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 知事、やはりそういったことをしっかりと国にお願いするにもルートを別にして信頼関係を構築することがいかに大事であるかということを私たちは、まざまざと見てきました。そのことをしっかりと念頭に置いて頑張っていたいただきたいと思えます。

医療・福祉に関して仲本部長、1点だけ聞きたいと思いますが、水際の防疫体制を沖縄県しっかりとやっていると、日本の保健医療はすごいということを感じました。ただ残念ながらこの御当地の韓国においては、韓国から中国に出て初めて感染がわかるという、大変大きなネックというかそういった方々が沖縄に、あるいは何かの形で入ってきた場合のことが考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君） お答えいたします。

先生御質問のように、感染症対策、特に国外などの水際対策というのが大変重要であります。那覇空港、例えば空港の検疫につきましては、入国ロビーに液晶ディスプレイ及びポスターを設置して、感染症に関する情報提供を行っている。

また、先ほども御答弁しましたが、サーモグラフィーを用いて発熱者の発見に努めるという、あわせて入国後の健康管理を徹底するように健康指導を行っているところでございます。また、出国ロビーにおいてもパンフレット等で渡航先の衛生状況の情報提供を行うなど帰国後の健康管理の周知も図っているところでございます。

また、船舶の検疫につきましては、客船におきましては、港に着岸した船舶へ検疫官が乗船して検疫を

行っていると。また貨物船につきましては、乗組員全員の健康状態などにつきまして、船舶から検疫所に通報してもらう、無線検疫を実施しているとのことでした。

いずれにしましても、入国者の健康状態に異常が見られた場合におきましては、検疫法によりまして国内侵入の防止を図っているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 最後に教育長、これは質問ではありませんけれども、予防という形でぜひお願いをしたいと思います。

本土におけるいじめ問題を要因として自殺された子供たちがよく新聞報道に載るんですが、この子供たちのことを考えますと子を持つ親として本当に心の痛い思いをしている方々がたくさんいらっしゃると思います。このような条例が今度でき上がるということは、もっともっと厳しくなっていくと、こういった要因をなくしていこうということです。その中において親の立つ位置をしっかりと押さえていただきたいと。6名前後の心理の先生方、専門家がいらっしゃいますが、その方々通じて親の立つ位置を……

○議長（喜納昌春君） まとめてください。

○仲田 弘毅君 しっかりと考えていただきたい。問題のある親はおりますけれども、問題のある子供はいないということでは言われていますので、ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 具志孝助君。

〔具志孝助君登壇〕

○具志 孝助君 一般質問を行います。

質問の前に所見を述べたいと思います。時間を気にしながら申し上げますので、言葉足らずにならないように注意をいたしたいと思っておりますが、1点目は、今問題になっている百田発言についてであります。

百田氏が自民党の若手議員の勉強会において、「沖縄の2つの新聞社は潰さなければならない」、こういう発言をされたようであります。言うまでもなく言語道断の発言でありそれは許されるものではない、このように思います。そしてまた、百田氏の普天間の歴史認識についても大きな過ちであるし、そういうような誤った発言をああいいう場で軽々に発言されたということについてもこれは糾弾されなければなりません。

私は、言論の自由、報道の自由、当然保障されなければならない。そういう中から社会の発展、民主主義の発展というのがあると思っております。しかし、あ

れだけ著名な百田尚樹さんがああいいうような発言をされた、なぜああいいう発言に至ったかということをもっと私たちは考えなければならない。しかも一般論として言ったのではなくて、沖縄の2紙というぐあいに特定をしております。私はこのことについて触れたいんです。沖縄の2紙に対しては正直に言って私の周辺でも相当の批判があります。新聞をやめたというような声も相当に聞いております。そして直接、記者の皆さんにもそういうような声が聞こえる、どうかと、彼たちも認めています。購読者が減っているということも認めているんです。

なぜそういうようなことなのか。（「インターネットのせいだよ」と呼ぶ者あり） 今インターネットのせいじゃないかとかこういうような発言をするわけでもありますけれども、私は、そうではないと思うんです。私は特に、米軍基地問題に対する沖縄2紙の扱い、これは公平・公正さに欠けていると思うんです。当然ながらメディアも意見は持つべきです。しっかりと社説で訴えています。当然の話、認めます。しかし、もとより公平・公正という立場を堅持しなければ、私はメディアに対する信頼が欠けると思うんです。そういう意味では、今世間でも相当にこういう声が上がっていることについては、この際、地元2紙に対しても謙虚に反省を促したい、このように思う次第であります。メディアは権力に対する番人だと思います。政権に対しては、宿命的に批判を続けなければならない。私はそれもよく理解をしております。しかし、度が過ぎるんじゃないだろうかと実感として感じておりますので、この際申し上げておきたいと思っております。

2点目であります。

慰霊祭の際の平和宣言について、大変残念でありました。歴代の知事たちは、平和宣言をしてまいりました。平和宣言は沖縄戦の犠牲者を悼み、平和の誓いを新たにするというような位置づけがあると思うんです。県民の心を一つにしていかに恒久平和を祈るか、そういうような私は場でなければならないと思うんです。新聞にもありましたように、異例な雰囲気でありました。私の孫も今回初めて行った、小学校5年生でありました。怖かったと、ちょうど遺族会の列におりましたので、その近くでやじとか拍手だとか指笛が聞こえたんです。私は、あれは慰霊祭の雰囲気ではなかったと思うんです。やはり真摯に、私たちは意見が分かれること、そういうようなことは努めて避けて、県民が心を一つにして恒久平和を祈ると、そういう場でなければならない。ところが、やじや怒号や指笛まで鳴ったと、慰霊祭ですよ。私は極めて残念な思い

をいたしました。小さい子供が怖かったと、もう行きたくない。というような話を聞いたときに悲しい思いをしたのは私一人ではなかったとこのように思いまして、この機会に所見として申し上げておきたいと思っております。

それでは、一般質問に入ります。

沖縄近海における海洋資源についてであります。

海洋資源開発と産業の創出について。

ア、今後、我が県周辺海域の海底熱水鉱床開発が進行するに当たり、東シナ海ガス田並びに尖閣諸島に見られる我が国の主権が脅かされている現状について、知事の所見を伺います。

イ、沖縄県委託事業、海洋資源利用と支援拠点形成に向けた可能性調査事業の目的と成果について説明をお願いします。

ウ、調査報告を踏まえ、今年度以降の展望並びに今後の具体的な県の取り組みについて、詳細に説明をお願いいたします。

この件については、平成22年に新垣安弘議員からも質問がありますし、そのほかたくさんありました。直近では去る2月定例会で公明党の金城勉議員からも質問がされております。県は調査研究の成果を見て支援拠点の形成に向けて検討していくと、このような答弁をいただいているところでありますが、この先の話をお聞かせいただければと思っております。

質問の2点目、特定地域特別振興事業について。

(1)、旧軍飛行場用地問題について。

ア、旧那覇飛行場用地問題解決地主会の字大嶺自治会館建てかえを推進する地権者の会の要請についてお伺いします。

イ、同事業の進捗状況についてお伺いをします。

3、議員提出議案第1号「公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例」について、知事の所見を伺いたい。

これは議員提出議案でありますけれども、やはり関連法令これに基づいた条例制定がなければならないと思っております。関連法令からすれば、例えば専門家による審議委員会を設置して検討を重ねていかないと県民を縛る条例としては簡単にはいかないよというようなことだとか、あるいは県の環境条例基本法の12条の中にもこの県民のいわゆる意見を聴取しなければならないと、というようなことが記されております。そういうような手続は当然踏まれていないとこのように思っておりますが、このようなことについて知事の所見をいただきたいとこのように思っております。

それから、我が党の代表質問との関連においてありますが、これは翁長政俊議員の質問に対して、普天間飛行場移設問題について佐喜眞市長からの要請が出ております。他の議員からもあったかと思っておりますが、お願いをいたしたいと思っております。基地負担軽減推進会議の状況についてもう一回聞かせていただきたいと思います。取り組みを聞かせてもらいたいと思っております。

それから2点目、知事訪米について。

知事は沖縄の現状を詳しく正確に伝えることができ大変有意義だったと、特にマケイン上院軍事委員長あるいはリード副委員長との面談において、継続して対話を続けていきたいというような件に関しては大きな成果であったと、このようにこの議会代表質問とも答弁しておりますが、中身についてほとんど触れられてない。もちろん新聞は見ております。やはり議会の場で、きちっとこれだけのいわゆる課題を抱えての訪米でありますと、この場でしっかりとアメリカ側の対応、アメリカ側の今回の知事の要請、沖縄の現状に対する向こうの認識というんですか、反応についてこの場で報告をしていただきたいと思いますと思っております。

また引き続き、再質問を行います。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 具志孝助議員の御質問にお答えをいたします。

沖縄近海における海洋資源についてに関する御質問の中の、海洋資源に関する県の取り組みについてお答えをいたします。

国では平成25年4月に閣議決定された海洋基本計画において、海底熱水鉱床の開発については「国際情勢をにらみつつ、平成30年代後半以降に民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトが開始されるよう（中略）官民連携の下、推進する。」旨が示されております。海洋資源の開発は、大きな経済効果が期待できることから、県は平成25年度より海洋資源利用と支援拠点形成に向けた可能性調査事業を実施しております。

沖縄県としましては、その調査結果を踏まえ、産官学の連携による協議会を設置し、人材育成や研究機関の支援、企業誘致等を推進してまいります。また、国の動向を注視しつつ、将来を見据え、沖縄県が我が国の海洋資源調査・開発の支援拠点となるよう取り組んでまいります。

次に、我が党代表質問との関連についてに関する御質問の中の、マケイン議員の発言とそれに対する知事

の見解についてお答えをいたします。

マケイン議員からは、沖縄県内に米海兵隊を移設する現行計画への支持とあわせて、沖縄県民への感謝の言葉と私と建設的な対話を続けたいとの話がありました。マケイン議員側から継続して私と建設的な対話を続けたいとの話をいただいたことは大きな成果だと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君） それでは、沖縄近海における海洋資源についての中、海底熱水鉱床の開発についてお答えいたします。

東シナ海における資源開発に関する我が国の法的立場として、外務省は、日本側の水域において我が国が主権的権利及び管轄権を行使できることは当然との見解を示しております。沖縄周辺海域において有望な海底熱水鉱床が存在する沖縄本島北西の伊是名海穴周辺及び久米島沖の海域については、我が国の排他的経済水域内であることから、我が国の主権及び管轄権のもと、現在も調査・開発が行われているところであります。

同じく海洋資源利用と支援拠点形成に向けた可能性調査事業の目的と成果及び今後の展望についてお答えいたします。1の(1)イと1の(1)ウは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄県では、本県近海における海洋資源開発が将来、新たな産業の創出や雇用の拡大など、本県経済に大きな経済効果をもたらす可能性があることを踏まえ、海洋資源研究の動向や利活用産業の現状把握等を内容とした海洋資源利用と支援拠点形成に向けた可能性調査を平成25年、26年度の2年間にわたり実施してきました。本調査におきましては、有識者による委員会を開催し、海洋資源の支援拠点形成に向けた調査・検討・課題整理を行うとともに、海洋資源関連産業の創出に向けた構想の作成とその実現に向けた工程表を作成したところであります。

本県ではその成果報告を踏まえ、平成27年度以降、海洋資源関連の知見の集約・発信の場として連絡協議会等の設置、一般県民や将来を担う若年者への海洋資源に関する広報・啓発活動、支援拠点の形成の芽出しとなる国の研究開発機関や関連企業等の誘致などに取り組みを行っていく予定であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 特定地域特別振興事業についての御質問の中で、字大嶺自治会館建てかえを推進する地権者の会の要請についてお答えします。

去る6月8日、旧那覇飛行場用地問題解決地主会の字大嶺自治会館建てかえを推進する地権者の会から、要請書が県に提出されております。その内容は、現在那覇市が事業主体となって実施する（仮称）那覇市複合施設建設事業について、県に対し慎重な手続を求めることなどとなっております。当該事業は、事業主体である那覇市が旧那覇飛行場用地問題解決地主会の総意に基づき実施しているものであることから、要請を踏まえ那覇市に確認したいと考えております。

同じく特定地域特別振興事業についての御質問の中で、同事業の進捗状況についてお答えします。

那覇市は、平成25年度から特定地域特別振興事業として那覇市複合施設建設事業に着手しており、同年度に基本構想案が、平成26年度に基本計画案が策定されました。今年度は、基本設計案を策定する予定となっております。

続きまして、我が党代表質問との関連で、負担軽減推進会議の早期開催についてお答えします。

平成26年2月に設置された普天間飛行場負担軽減推進会議において、県は運用停止を含む4項目の基地負担軽減策について具体的な取り組みを求めてまいりました。普天間飛行場負担軽減推進会議及び作業部会の早期開催については、平成27年2月26日付で県から内閣官房副長官宛て要請文書を送付したところであり、引き続き同会議及び作業部会において具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長 當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 議員提出議案第1号「公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例」についての御質問にお答えします。

沖縄県は、亜熱帯海洋性気候に属し海によって隔絶されていることで、他県とは異なった独特な生態系が形成されております。また、大小の島々から成る本県の自然環境は、環境負荷の増大に対して脆弱であるという特性も持っております。条例案は、法律を補完する形で、土砂等に混入して非意図的に侵入する特定外来生物を防止するもので、条例の制定により沖縄県からの土砂由来の特定外来生物の侵入リスクを低減するものと考えております。

沖縄県としましては、外来生物の侵入要因が埋立土砂以外にも考えられることから、外来生物対策のための基本方針を策定するなど、より総合的な外来生物対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 再質問をいたします。

いずれも大事な質問でありますけれども、海洋資源について大事なことは、今国で、独立行政法人で鋭意研究を重ねてかなり進んできた。いよいよ平成30年代以降に商業化に進んでいくというときに、我が県がどのようにかわっていくか、この鉱業権を沖縄の近海であるけれども、これを物にすることができるかであります。浦崎唯昭副知事も議員時代にこの問題を取り上げて調査費を計上させました。そのことで鉱業権の指摘についてはどう考えるかということと、支援拠点これが実際具体的な大きな問題だと思っています。これ観光産業に次ぐ大きないわゆる基幹産業になり得ると、こういう位置づけでありますのでこの辺のところどう考えるか、今具体的に政府とどうかかわっているかという部分について、もう一回お聞かせ願います。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君） 国とのかかわりということに関しましては、この25年度、26年度の調査事業におきまして、J A M S T E C及びJ O G M E Cの職員をその委員会に入れまして、その国での調査状況等を反映する形で委員会をつくって今県の調査を行っているというところでございます。

支援拠点の件に関しましては、どういった支援拠点のあり方が、どういった形が支援拠点のあり方かというものを含めて、今の時点で議論されているものについては、沖縄が海底資源開発のどの過程でかわれるのかを検討していく必要がありますが、県としては当面、調査船等の停泊地としてあるいは資機材、食料、燃料等の補給や乗組員の福利厚生、機器の保守管理費用の集積など、海洋資源の調査・探査等に係る支援拠点を想定した取り組みを行っていくことが必要ではないかというようなことが委員会等で話し合われ、報告として上がってきているという段階でございます。

○議長（喜納昌春君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 私は今の時点で大事なことは、この沖縄がこれだけのいわゆる海底資源を近海に有している、当然沖縄側がこの恩恵を受けることにならなければならない。そのために今何をなすべきかということだと思っている。大事なことは、今時点で政府とのか

かわり、このことについて沖縄側がかかわりを持っている、政府から沖縄側にいわゆるこの連携をとっている。あなたたちはこのことについてそういう用意があるか、この準備はできているかとか、このことについてはどう考えるか、こういうようなかかわりを持つことが大事だと思っている。今この海底資源の開発あるいは利用について、政府と沖縄がどういう関係にあるか、政府のいわゆる頭の中に沖縄の存在というのが認められているか、沖縄の意向を聞かなくちゃならぬ、沖縄に情報提供しなければならぬと、こういう関係があるかどうかということが大事だと思っているんだ。どういふかかわりを持っているかということなんです。いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君） 今の議員の御質問の点に関しましては、まだ沖縄側としてそのあり方を検討しているという段階にあることから、国に対してこういった具体的なコミットということについてはまだしておりません。

○議長（喜納昌春君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 県民の間では関心ある人たちが、あの鉱業権が沖縄側が握ることができるか、あれだけの沖縄の将来を決めるかのような鉱業権、沖縄が取得することができるかというようなことに大きな関心がある。しかし、すぐ今そういうような議論ではないと思っている。こういうようなことを政府側にそういうような考え方があるのかどうかということを探らなければならない。私はこの件については浦崎副知事が十分に理解をしていると思っていますがいかがですか。今私の質問については、かつてあなたが熱弁を振るった質問であります。ぜひ決意のほどをお聞かせ願いたい。

○議長（喜納昌春君） 浦崎副知事。

○副知事（浦崎唯昭君） 地上の資源はほとんど取り尽くされているという状況の中で、これからは海底資源に全力を集中することが資源の獲得になるのではないのかというような考えのもとに、私も勉強させていただきました。

そういう中で、今具志議員がおっしゃる鉱業権そして支援拠点形成、本当に私も同感でございます。その場所が今具体的にになっているのが伊是名海穴それから久米島沖、そういう大変な量があるということでJ O G M E Cさん、J A M S T E Cさんが今一生懸命そこで掘削をしようという作業を展開しているのではないのかなという感じがしているんですけれども、全くそのことについては同感するところでございます。

○議長（喜納昌春君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 ぜひ浦崎副知事のほうで責任を持って、私はこの問題をめどづけするとこういうような決意をもう一回聞かせてもらいたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 浦崎副知事。

○副知事（浦崎唯昭君） 商工労働部とも一生懸命連携しながら、私のほうでも具志議員の意見また議会の意見もよく聞いておりますので、一緒になって強くそれを推進するための努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 よろしくお願ひします。

2点目が、旧軍飛行場用地問題、これは事業者が那覇市でありますから、直接県の問題ではないんですが、一括交付金で充当していくということで沖縄県を通していきます。今地主のほうで本来のいわゆるこの事業を受ける相手は誰なのかということでもめております。慰藉事業を受ける相手は複数手を挙げているんですね。ここが大変問題であります。私も先月内閣府のほうにこの地主会の要請でもって行ってまいりました。沖縄担当統括官にお会いをしてきて、よくわかったと、県のほうに連絡をするということでしたので、もう一回聞きます。県はこの問題については那覇市に確認をするということですが、那覇市で地主との協議が調うまでしばらくの間、時間をかけて様子を見るとこういうようなことを約束していただきたいんです。いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） この地権者の会からは、もう一度この事業者の総意を確認するように私どもも要請を受けておりますので、那覇市にこれからしっかり確認していきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時36分休憩

午後5時37分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

具志孝助君。

○具志 孝助君 知事、訪米なさいました。新聞報道は知事の報告とは違って詳しく報道してくれました。事細かに全部読みました。何度も読みました。

私は、知事は大きな成果だったと、具体的にはマケインさんが継続して話したいと言ったことだと言っています。私はマケインさんが継続して話をするというのは、知事が日ごろから、私は保守でありま

す、安保条約を認めています、日米同盟を高く評価します、こういう姿勢を評価していると思う。あなたとは話ができると、だからまた話しましょうということだと思っているんです。ところが内容においては、唯一の方法ですと、辺野古移設しかありませんと、このことは揺るぎないというようなことが新聞の記事に出ているんです、記事に。どうなんですか、どういう感触でしたか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） ずっとこの定例会でも答弁させてもらっておりますけれども、今おっしゃるような言葉というのは、どの人もその言葉を準備しておりました、大概の人がですね。それで冒頭でそれをおっしゃっておったということです。そしてまた今度の会談の内容はクローズをお願いしますということを強く言われておりましたから、私自身何にもしゃべらないつもりでありましたが、マケインさんの事務所のほうから御承知のような報告が、あれ何て言うんですか、リリースと言うんですか出されまして、一定程度私との会話の感触も含めて、また継続的に対話をしたいというようなこともマケインさん側から出てまいりましたので、私もその範囲で話をさせてもらっております。

私から申し上げたことにつきましては、ここにも書いてありますとおり、辺野古の今後の推移含め日米安保体制のあり方とかそういったこと等を話をさせてもらいました。何よりも辺野古につきましては、建設は難しいですよということだけは話をさせてもらいました。それがいわゆる日本国内の問題だということでもありますので、その前の話ですね。日本国内の問題かもしれないけれども、できないということになりますとこれは国内問題にはとどまらないでしょうと。当事者である向こうを使うのは米軍ということになっているわけですから、そういったこと等も踏まえていろいろ考えてもらいたいというのも一つ話をさせてもらいました。そういったこと等の幾つかを話している中での最後のほうで、これからも建設的な議論をしたいということでもありますので、私は決まったことは決まったことだろうけれども、これが順調に進むかどうかということについての疑念を申し上げたわけでありまして、そういったこと等を踏まえた上でのことであつたのかなというふうには思っております。

○議長（喜納昌春君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 知事、何となくわかるような気がしますが、大事なことは知事の立場、つくらせないという立場で選挙して今があります。だからこれを認める

というわけにはいかないでしょう。でも政府と対立することは、県民にとっては不幸なことなんです。誰もこれでプラスになる人はいない。日本は法治国家なんです。立場は変えられませんから……

○議長（喜納昌春君） 時間です。

○具志 孝助君 ちゃんと法律で訴えて、決着をつける。それを早目にしたほうが県民のためにもいいんです。単純な話じゃないんです。

○議長（喜納昌春君） 時間です、まとめて。

○具志 孝助君 感情的な話じゃないんです、沖縄県民はと歴史をひもといての話ではない。だから申し上げたいことは、もうきちっと裁判に訴えて決着をつける。あの第三者委員会の何の権限もないんだから、あそこが報告したからじゃないんです。あそこがノーと言ったからと、引っ込められないでしょう。

○議長（喜納昌春君） まとめてください。

○具志 孝助君 そうであるとすれば、きっちりと法廷で決着をつけてこの問題を速やかに結論を出す。沖縄県民は県外がいいということ、みんな同じなんですよ。

○議長（喜納昌春君） まとめてください。

○具志 孝助君 できるかできないかの話なんだ。私はそういう意味で1点……（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） まとめてください。静粛に。

○具志 孝助君 法廷で決着をつけると、こういう決意を示していただきたいと思います。いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○具志 孝助君 だめだよ、あなたじゃだめだ。こんなことあなたができるの。

○知事公室長（町田 優君） これまでも申し上げてきましたとおり、県の方針は第三者委員会の報告を踏まえ、取り消しまたは撤回を検討するというところでございます。

○具志 孝助君 知事、どうなの。答えません、知事は。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明30日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時43分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 具 志 堅 徹

会議録署名議員 當 間 盛 夫